文學士　矢野太郎編

國史叢書

浮世の有様　三

國史研究會藏版

例言

一、本編には浮世の有様第五冊(後)・第六冊を採收す。

一、本書に載する所は天保七年より天保八年に到る雜錄にして、就中天保七年の飢饉の事、同年の甲州一揆の事、同八年大鹽一揆始末、同年の肥後國小兒徒黨の事、攝州能勢一揆の事、同八年の將軍家齊の御代替の儀式及び家慶將軍宣下の儀式等の記事は最も詳密にして異彩あり、絕好の史料たるを疑はず。

一、一般の讀過に便ならしむるため、語尾を補ひ、文字を略一定し、普通耳馴れざる語或は難語には頭注を施し、又文中童蒙を苦しむる文字に振假名を施せる等既刊の諸書に同じ。

目次

浮世の有様　巻之五（後）

目次終

浮世の有様巻之五（後）

天保七丙申年風水の天變ありて、世間一統騒々しき事なりし。元來去る癸巳の違作ありてより、米價下直なる時と雖も、百目以下八九十匁よりは下る事なかりしにぞ、米價の次第に高くなりて、糊口の患あらん事を恐れぬる處より、何國の人も同じき心にて、此年は外々の作物を減じて多くの麥を蒔きしといふ。されば當年に至りても、春よりして時候大に不順にして、三月の末より雨繁くて如何あらんと思ひしに、麥は大抵に實のりしかば、精麥一石にて直段銀四十匁位にて賣らんといひぬれ共、之を取合ふ商人もなき程の事なりしかば、米價も夫れにつれて、少々宛下落せる樣子なりしかば、姦商・惡農等が是迄一己の利を得んとて、密に買占めて之迄隱持てる米を追々に賣出せしかば、價も一と頃は餘程下直になれる勢なりしに、打續き風水の變ありて、暑中帷子を著する事稀にて、其上打續いて雨降りぬる事なれば、自ら

り八月に至る迄も、至つて雨繁く度々の洪水なりし故、自ら山々も崩るゝ樣に成りて、國々共大小山の崩れざる所とてはなく、勝山領にても月田村といへる所の山崩れて、家三軒を押流し人死あり。備中の親見領にても同樣の事あり。其外五畿七道共、多少水の災なき國とてはなかりしといふ。同月十四日松平周防守殿竹島の一件にて、當所・小豆島・藝州・播州にて十人召捕られ、家老兩人切腹にて大變の事あり。

七月大水

七月朔日大風雨打續き雨降る。六日洪水・八日洪水にて、又々村々の水未だ引かざる上に水浸となり、大道の水人の腰を過ぐる程なれば、陸地を船にて往來す。十三・神崎・森口・牧方・江口・山崎・八幡・高槻邊尤甚し。如此に雨繁き事なれば、盆前後の時候八月下旬の如し。十八日關東筋は申すに及ばず、奥羽・北國等迄大風雨にて大荒の由。八月三日大江橋に富家幷に米屋等を打潰す由の張紙をなし、其後に至りても淀屋橋・老松町御奉行所の門杯へ、右樣の張紙をなせしといふ。御奉行所よりは種々御心配にて、諸人の難澁を御救の御手當にて、御救米を下され、嚴しく堂島の米問屋其外小賣米屋等へ仰渡され、不正の商は申すに及ばず。聊にても米買占の

諸地雜穀の豐凶

者なき樣に御糺之有り、酒屋等へも御觸渡にて、當年は酒の仕込三分一造りに仰出され、市場へも常に役人の出張之有り、不正の商は〔申すに脫カ〕及ばず、少しにても米を過分に買ふ者あれば忽に召捕らる。如レ此なれば聊の米たり共津留にて、他邦へ出す事を禁ぜらる。然るに是迄連日の雨天續きにて、川水終に常水に減る事もなき上に、十一日未の刻より雨頻に降出し、十三日の二更迄盆を傾くるが如く、其上同日申の刻より大風吹出で、家を倒し樹木を折り甚しき事也。明る日に至り洪水九尺餘、在々の是迄水に漬(つか)りし上に、未だ下地の水も捌けざる上に、此度又もや大に漬りぬるにぞ、一統の困窮詞には述べ難し。 十六日に至りて又一尺餘の水を增し、淀川筋通船なし。同日の事なりしが升の底に蠟を流し、糖をぬりて之を隱し、又板を入れて底を淺くし抔して、不正の商せし米屋共廿三人召捕られ入牢す。廿四日午の刻地震。如レ此天變續きなれ共、稻は元來水にて生立つ物なれば、かなりに延出て穗を生ずる樣になりぬ。大仁村・梅田・十三邊にて聊消え果てゝ、皆無の所少々あり。河內素より水患多き所なれば、皆無の場所多く、八幡・山崎・淀・伏見抔にも多しといふ。如レ此なれば

畠物多く消失し、茄子・西瓜・冬瓜・綿抔の類、其外總て畠物拂底にて、青物の直段至つて高直の事なれ共、九州・中國・四國・北國共に稻作は相應に實のれる由。中にも四國・九州尤宜しく、中にも薩摩・出羽等は是迄になき豐作の趣なるに、何れの國々にても世間の樣子を聞きて、他邦へ米を出す事なく、其國々にて悉く津止めする由なれば、大坂に限らず都會の地には米大に拂底になりて、其價益、上り京都にては米一升二百二十文位、大坂にては二百文、江戸にては百文に米二合八勺位なり。十三日の風諸國共に甚しく、樹木・家等を吹倒せし事大騷の事なり。北國にても越前抔は作物迄悉く吹切り、皆無の所多し、此風迄は近年になき豐作なりとて諸人大に喜びしといふ米一俵の直段平日廿二匁位、高き時と雖も廿五匁位の相場なるに、一俵の直段八十匁に至るといふ。又奥州は別て十三日の風大障りにて、國中大方の皆無にて餓死人多く、中にも南部領尤も甚しく、米一石の相場三百目といへる事にて、買人は澤山にあれ共、素より米不自由なれば賣人は一人もなし。下賤の者共は、小兒は生乍ら悉く川へ流捨て、老人は捨置きて餓死せしめ、其死の遲きをも厭ふといふ淺ましき事なり、又遠江邊は彼大風にて

八月十三日大風の詳聞

土州關を設けて米を他國に出さしめず

大磯出火

大坂大風雨

海より潮水を吹上げ、田畠一面に潮水に漬り、悉く作物枯失ひしといふ。江戸往來の旅人旅宿代上分五百文、下賤の者と雖も三百二十文の旅籠代なりといふ。八月駿河に强訴あり。同月甲州郡內一揆、甲信の兩國餓死人多くありといふ。土州にては國中端々へ關を設けて、他國へとては米聊かも出す事なく、國中の相場一石六十目の賣買に定めて、夫れより直上する事を禁ずといふ。紀州・勢州・因州等は一石百十匁位。九月五日の夜東海道大磯宿出火。折節濱風至つて烈しく、漸く人家一分計り殘りて九分通り燒失。人死八十人餘・怪我人百餘人。折節松平周防守殿棚倉へ引越に付、此所へ大勢の家中・妻子共泊合ひ居候內、三十餘人死亡・四十餘人怪我をなし、防州の荷物六駄を燒失ひしといふ。大坂に於て同家の諸道具、先祖代々祕藏の品々迄價ある物は悉く賣拂ひぬ。雜具は定めて海上の運送ならん。さすれば六駄の荷物といへるは大切なる物にて、家に留置かざれば成難き物計りなるべきに、人道に背きたる天罰といふべし。六日初更松屋町御奉行所の北一丁計り燒失。十八日子の刻より曉迄大風雨大雷。米價百五十八匁となり、十九日又四匁上がる。麥

筑前の太守の不實

一升百四十八文より六十文位、小豆一升百五六十文、空豆九十二文、琉球芋一貫目百六十文、大根一本八文位（〇頭書綿一本三百目餘、一本の棉實金二兩、油一升五百五十文、並酒一升二百二十文）米買占めの者共を打潰すの由諸々に張紙をなす。廿四日道頓堀二つ井戸邊の雜穀屋を打潰し、夫れよりして其近邊の米屋共十三軒を打潰す。八十餘人召捕られ入牢すといふ。同廿七日老松町へも張紙せしといふ。筑前の太守は不實なる仕法を立て、已に一昨年是迄館入の町人鴻池・加島屋を始め、藏元も銀主も悉く打倒し、自己の力にて何事も計ひしが、忽ち其年よりして大手支へとなり、困窮至極に相迫り、昨年來よりして下地の館入せし町人共へ、大誤りにあやまりて漸ゝと當冬に至りて、何れも了簡を付けて堪忍致し遣せしといふ。之に依つて米十萬石を差上せる由にて、十月中旬よりは追追に入津する樣になりしかば、人氣も少し穩かになりて、同廿七日の頃には肥後米一石百三十七匁位となりしに、十一月二日頃より又々直段引上り、百五十五匁八分位となる。　先達て酒造方三分一造と仰付けられしが、十一月六日二分半造に仰付けらる。　去る巳の年には世間も至つて騷々しく、飢死・投身・縛死等の噂ありしか共、

盗賊流行

京都奉行人民を救恤す

近江の凶作

夫より打續いて米價高直にて、當時の有様なれ共、變死・飢死等の沙汰を聞かず。施行も先年の時に相應にありしか共、此度は御奉行所よりの御沙汰を蒙りて、大家の町人少々施行せし位の事にて、一向に目立ちたる施をなせる人ある事を聞かず。されど共世間に小盗人至つて多く、所々にて物を盗取り、途中にて金錢を奪ひ衣服など剝取るといふ。下方の者之迄打續きたる米價の尊き事なれば、商も働も自ら少く、錢儲も乏しき事なるべき事なるに、高直の米を食して其命を全うする事、困苦に馴れて其取廻り宜しき事と思はる、奇特の事といふべし。同八日廣島米一萬石買ひし者兩人あり、召捕られ入牢す。之にて九日には米直段二三匁下落す。京都にては先達て兩御奉行より、町々へ米二斗五升と錢二貫五百文宛下されしといふ。又當夏以來不如法の僧・平人に紛込める穢多・博奕・隱遊女等の御吟味嚴しく、何れも仰山に召捕られ入牢す。至つて騷々しき有様なり。近江は深田多き國なるに、當年の雨續きにて植付も成難く、植付けぬるも水浸りになりて程よく成難く、其上湖水の水常よりも四五尺高くして、植出しも成難き上に、水溢れて近邊の田地を浸し、近年の

凶作なりといふ。先立て甲州に一揆起りし頃、彥根領にも同樣の催ありしか共、侯より領中へ千石の救米を出して、事なく納りしといふ。三十餘萬石の領中へ、僅か千石の救米位にて、一統に之を割付けせしとて、誠に聊の事なれ共、其仕樣宜しかりし事と思はる。同十一月上旬嵯峨に强訴起れり。此邊は御室・大覺寺・天龍寺・釋迦堂・八幡御坊・阿野殿・角倉等の領地入込みの場所なり。喧しき事なるべし。當年は困窮の諸侯平年よりも甚しき事なれば、豪家の町人一統に差支へ、出銀當惑の樣子なり。同十日又御法度に背き、公義を恐れ奉らず、多くの米買取り候惡徒五六人入牢し、十一日米價又二三匁下りしが、又惡徒米一萬五千石計り買取り、江戶へ下し利を貪らんとして、十三日に兩人召捕られ入牢す。同上旬の事なりしが、中橋筋過書町邊の木戶へ、大坂三鄕燒拂の由張紙せしといふ。同九日夜北濱邊り或家の門口へ捨文二通ありし由にて、奉行所へ差出せしといふ。十日夕には野田・福島邊の百姓一統年貢上納成り難きに付、寄合せしといふ。是迄は格別餓死の噂も聞かざりしが、近頃に至りては乞食の行倒れ、又は貧人の死人を葬る事も成り難くて、密に

嵯峨の强訴

大坂の災變

道路に持出し捨つる抔、少からざる由、又御城の堀に投身の者、數十人之ありしかば、嚴重に番人を増付けられしといふ。其外飢渇に迫り餓死せし死人を抱へ、一錢の貯もなければ、野送り成難しとて、家主へ合力を歎き出づる者もあり。斯かる樣なれば、貧人の家賃拂へる者とては一圓に之なく、家を持てる者共も、大に困窮する事なりといふ。されば共前にいへる如く、大家とても一統に金に詰りぬる由にて、施行する者もなくて、大いに物淋しき有樣なり。斯かる中にも公儀より津留の仰出されにて、他國へ米穀を賣出す事をば嚴しき御禁なるに、一己の利を貪らんとて御法度に背き、大川町肥前屋德兵衛といへる者、雜石一萬五千石を南部へ送らんとて船に積出し、忽ちに召捕られ入牢すといふ。酒中次共は溜桶の似せを拵へ、之を內分にて年行司の計ひとして、似桶悉く取集め之を燒捨て、公儀へ訴へざりしかば、此事相顯れて大勢召捕られ、其中にて主たる者四五人入牢す。十八日午の刻地震あり。同廿五日灘邊の百姓百四五十人蓑笠にて、谷町御代官所へ、庄屋の私を訴へ出せし由、程なく御取上げありしにや、其日直に引取りしといふ。出羽庄內は至つて豐作の

凶作なりといふ。先立て甲州に一揆起りし頃、彦根領にも同様の催ありしか共、侯より領中へ千石の救米を出して、事なく納りしといふ。三十餘萬石の領中へ、僅か千石の救米位にて、一統に之を割付けせしとて、誠に聊の事なれ共、其仕様宜しかりし事と思はる。同十一月上旬嵯峨に强訴起れり。此邊は御室・大覺寺・天龍寺・釋迦堂・八幡御坊・阿野殿・角倉等の領地入込みの場所なり。喧しき事なるべし。當年は困窮の諸侯平年よりも甚しき事なれば、豪家の町人一統に差支へ、出銀當惑の様子なり。同十日又御法度に背き、公義を恐れ奉らず、多くの米買取り候惡徒五六人入牢し、十一日米價又二三匁下りしが、又惡徒米一萬五千石計り買取り、江戸へ下し利を貪らんとして、十三日に兩人召捕られ入牢す。同上旬の事なりしが、中橋筋過書町邊の木戸へ、大坂三郷燒拂の由張紙せしといふ。同九日夜北濱邊り或家の門口へ捨文二通ありし由にて、奉行所へ差出せしといふ。十日夕には野田・福島邊の百姓一統年貢上納成り難きに付、寄合せしといふ。是迄は格別餓死の噂も聞かざりしが、近頃に至りては乞食の行倒れ、又は貧人の死人を葬る事も成り難くて、密に

嵯峨の强訴

大坂の災變

出羽庄內及び雲州の凶作

道路に持出し捨つる抔、少からざる由、又御城の堀に投身の者、數十人之ありしかば、嚴重に番人を增付けられしといふ。其外飢渇に迫り餓死せし死人を抱へ、一錢の貯もなければ、野送り成難しとて、家主へ合力を歎き出づる者もあり。斯かる樣なれば、貧人の家賃拂へる者とては一圓に之なく、家を持てる者共も、大に困窮する事なりといふ。され共前にいへる如く、大家とても一統に金に詰りぬる由にて、施行する者もなくて、大いに物淋しき有樣なり。斯かる中にも公儀より津留の仰出されにて、他國へ米穀を賣出す事をば嚴しき御禁なるに、一己の利を貪らんとて御法度に背き、大川町肥前屋德兵衞といへる者、雜石一萬五千石を南部へ送らんとて船に積出し、忽ちに召捕られ入牢すといふ。酒中次共は溜桶の似せを拵へ、之を內分にて年行司の計ひとして、似桶悉く取集め之を燒捨て、公儀へ訴へざりしかば、此事相顯れて大勢召捕られ、其中にて主たる者四五人入牢す。十八日午の刻地震あり。同廿五日灘邊の百姓百四五十人蓑笠にて、谷町御代官所へ、庄屋の私を訴へ出せし由、程なく御取上げありしにや、其日直に引取りしといふ。出羽庄內は至つて豐作の

米價暴騰に付き大坂の狀況

由專ら噂せしか共、之も八月十三日の風大に障りて凶作となり、其上仙臺へ米を買取られ、至つて米穀乏しくなりしとて、大坂へは一粒をも積登す事なく、雲州も至つて凶作故、來年迄の喰續きを案じ、食物を喰ひ延さんとて、草根・木皮抔を食に交へて喰ひぬる程の事なれば、之も米聊かも登す事なし。米穀拂底に付、前にもいへる如く嚴重に津留仰渡されし事なれば、大坂三郷を離れし所へは、米穀を出す事成難きに、在所々々は何れも年貢・飯米等差支へぬる程なれ共、之を買入るゝ手術（てだて）もなく、又市中續きの在領福島・北野・曾根崎新地・難波新地などの在町等は、市中よりは賣らず、在々よりは出さゞる事故、何れも米の手當むつかしく、多くの金錢貯へし身分にても困じ果てぬる由なれば、下々の困窮思ひやられぬる事共なり。先達て迄は行倒の乞食日々十二三人になれると聞きぬるに、近き頃よりは日々四十人宛になれぬる由、眞實の乞食は幼年の頃よりして飢渇・寒暑等にもよく／＼なれぬる事なれば、飢死するも少くして、定めて貧人共の暴（にはか）に乞食となれる者の、飢渇に苦しみ風寒に犯されて、道路に倒死せるならんと思はる。憐れむべき事なり。惡黨なる眞實

京都に於ける乞食の處分

大坂出火

の乞食等は、餅・饅頭など商ふ家の店に立ちて、十人計りも一群になりて餅・饅頭抔を取喰うて拂へ共去らず、打擲に遇へるをも覺悟にて斯かる業をなし、往來の人の手に持てる風呂敷包抔をも奪取り、白晝に斯くの如き有樣なれば、夜中の所行思ひやるべし。京都にては十月の事なりしが、餘りに仰山なる乞食なる故、奉行所より乞食調べ仰付けられ、乞食の國々を正し、錢三百文宛を與へ、其國々へ歸るべしとて拂はれしに、大坂なりといへる者八分に至りしかば、皆夫々に三百文の錢を與へ、三十石船に乘せて（之等は病人又は老幼・不具の類なり）送出されしに、船五艘に及びしといふ。之にて京都出生の乞食計りとなりし故、大に減少せしといふ。京都如此なれば、大坂に於ては乞食至つて澤山の事共なり。廿七日の夜子の刻過より阿波座讚岐屋出火にて、方一町計り燒失す。此邊は總て家並もあしく、多くは困窮人の住める所なれば、嘸かし難澁する者の多くありぬべき樣に思はる。憐むべき事なり。米價又もや高く、肥後米百五十三匁位となる。麥一升百七十五匁位、乞食の死人多き日は百七十人に及ぶといふ。如此事なれば御奉行所より御沙汰ありて、「非人・乞食に相違無之に

京都の米價

盜賊橫行す

於ては、「檢使に及はず候間、下にて取片付致す樣に」と仰出され候由なり。京都にては米一升二百五十文位、死人日々七十になるといふ。近江よりは凶作にて米を登す事なく、丹波よりも凡十萬石餘り年々入込みぬるに、今年は漸く二萬石位なりといふ。常には龜山計りにても二萬石は入込みぬる事なるに、當年は漸〻五百二十石ならでは登る事なし、大坂より登れる米も至つて少なければ、困窮思ひやるべし。十二月三日、谷町筋八丁寺町念佛寺燒失。盜賊の業なる由（後に聞けば此寺の小僧なり共いふ火罪となる）同四日より六日迄日々微雪降りて、寒氣近年になき烈しき事なる故、來年は豐作ならんと諸人寒さの堪へ難きを悅びぬ。され共非人・乞食は申すに及ばず、貧窮なる者共の、飢寒に苦しみて死せる者共は日々に多く、盜賊・押入・追剝等益〻甚しくなりて、盜賊方の役人の辨當を奪取り、履物を盜取りし事抔ありと聞く。其外白晝兩替の店に到りて、金銀を摑取り走れる抔あり。斯かる樣なれば巾著切又は往來にて人の手に持ち、脊に負ひぬる風呂敷包、又は赤飯・餅の類を配り歩く丁兒・小女中の類をば、橫面を張倒して、奪取るといふ騷々しき有樣なり。太閤秀吉公當城を築き給ひし節の、石垣に

大坂築城殘り石の處分

貧人に布施す

遣ひし石の餘り多くありて、上町・玉造邊の町屋の裏・庭先等に其儘積置かれ、御當代の始より折々御見分ありて、其所を動かす事なかりしに、當年柄にて役人一統に困窮なる中にも、玉造は別けて貧乏人の多き所なる故、御奉行より公儀に仰立てられて、右石を一所に取集め御見分の節にも、町々の煩ひ物入等之なき様に致し、又右石を一所に取集めぬる人夫をば、玉造の者計り男女・老幼共に之を持運ばせ、其賃錢を下し置かるゝ様に仰付けられしかば、極老なる男女、四五歳の子供口至る迄、夫々に賃錢を下し置かるゝにぞ、一統に大に有難がりて、其日々々のに過をなすに至る。

同十八日川崎の御社倉、町家へ仰付けられし御圍米出されて、上より五合、圍米より五合宛都合米一升と、又町家より貧人救として差出せし鳥目三百文宛、貧人の當人へ下され、家内には一人前一升に百文宛下し置しかる。之に付き貧人を町毎に御調べ之ありて、夫々に下置かれしに、此節貧人の乞食に陷りし者、四千數百人之ある由（十月施行の節に御調べありし時は、千數百人なりしといふ。）哀なる有様なりといふ。斯かる世間の様子なるに富田・茨木其外近在にて、酒屋其外町人・百姓抔に多くの米を買占め圍ひぬる奸惡の輩あ

りて、數十人召捕られて入牢す、惡むべき事なり。又京都は大坂よりも米一升に付六七十文の高き事なる故、當所にて買はんと思ひぬれ共、津留にて其事成難き故、行李・葛籠・鹽俵・風呂敷包等にして、一斗・二斗・五升・三升宛の米抔隱しつゝ忍び〳〵に買登せしに、後には此事露顯して八軒家其外船場々々にて取押へられ、數十人入牢せしといふ。斯く騷々しき中にも、種々の洒落文など作出せる者などあり。其一つを爰に記す。之も當時の有樣を知らしむる爲なり。

洒落文その一

日本無性に　豐年順氣價價六十四州

第一米の相場のぼせ引下げ、諸國の津留を緩め、人氣をさため、上は健かにして、下下の痛をよく和らげ、借家のつかへ、家賃の滯なし。諸國買占せんきによし。

本家調納所　二百十日風雨いむ、其外さし合なし。京都一日に三升通諸國段々下る町　安井米穀

賣弘所　諸色次第に下る町　餅屋萬作

取次所　大方安堵寺町にて賣堺筋　福吉屋喜多六

土用中夕立相添申候。

洒落文その二

高砂小謡

高米や、此浦くれば豊年や、麥諸共に出し穂の、民のあはれはしばらくや、おゝおゝなる程出來過ぎて、はや杉形につきにけり〳〵。

天保八酉年大小

天保八酉年大小

大極正米ハ五斗ニ三十匁七分、　小九二付六十一匁四分、

盗賊方與力斬らる

十二月十日頃の事なりしが、盗賊方の與力大勢を引連れて、難波橋を通りしに、四五人刀を拔連れて斬て懸かるにぞ、大に狼狽し、「我は町廻りの役人なり、如何する」と聲を懸けしに、彼者共いへる樣は、「役人なる事はよく承知の事なり。己等常常我働きの邪魔をなす故、只今討果すなり」とて一樣に斬込むにぞ、家來四ヶ所の者共は、散々に逃去りて數ヶ所の手疵を負ひ、ほう〳〵の體にて逃歸りしが、養生覺束なしといへる噂なりしが、如何成行きし事やらん、其後死生の沙汰は聞かざりし。

○(頭註)盗賊方の切られしことは或人中井七郎方にて語りしと云ふ。屋敷の士・柳川屋敷の士夜中に賊に出遇ひ、何れも剝取られしと云ふ。

京都にては十二月初、兩奉行より米三升・鳥目三百文宛貧人共へ施行ある。龜山に

京部龜山の救邮

播州の年柄

勝山侯年貢を免す

ては度々救米出る。家中も夫々に上げ米をなして、之も救に出でしといふ。領分の中にても不作なる所は、千石の村にて漸〻米七石取れし所などありといふ。斯かる有様なれば、草根・木皮、實はいふに及ばず、糠・藁の類迄食物とす。され共救ひかなりに行屆き、家中への扶持米は六年米を渡さるといへり。全く奥平與三左衛門が功といふべし。

播州室津□者に出會せし故、同國の様子を尋ねしに、姫路領は八分の作にて水損の患もなく、米は百二十匁の相場にて年貢上納し、領中難澁の者共へは百三十五匁にて、來る酉三月晦日納にて下げ米ありしといふ。又城下にて紅屋何某とやらんいへる者は、米一升百文宛にて貧人へ賣遣すといふ。明石領は三萬石の田地水損にて、大小難澁の事なりといふ。龍野侯には銀札にて領中の麥を悉く買上げて、直に銀札を潰せしといふ、不仁甚しといふべし。後に至り一統に歎出し、一揆も起れる勢なりしかば、一匁札を一分宛渡す様になりしといふ。又同人が咄に作州勝山は御小身なれ共至て賢君にて、當年は凶作に付き、下方一統難澁の事なれば、一統

に年貢上納するに及ばずと仰出されしかば、領中一統有難く恐入り、冥加の為なればせめて三歩通りは上納すべしと申出しといふ。斯かる時節なれ共如此明君もありとて感心して咄しぬ。

南部・白河等は大坂にて米を買込み、當月の初船にて積出せしに、忽ちに引戻し仰付けられしかば、是非に及ばず其米を又賣拂ひしといふ。又米買込みの者共追々に召捕られ、闕所・追放等數多なる由、斯樣の響にや、世間一統金詰りの故にや、廿二日仕舞相場迄には少々宛下落し、肥後一石百五十三匁五分、長門米一石百四十四匁位となる。四年前の米高直なる時には角力・戯場等大はずみにて、其外物見・遊山等に浮かれぬる者共も至て多かりしに、當年は左樣なる事に浮かれ歩行者とても、至て稀なる事にて、只打寄りさへする時は、何れも米價は申すに及ばず、總ての物の高直なると、變死・行倒・盜賊・追剝等の噂のみにして、大に陰氣なる事共なり。其中にても可笑しきは、或屋敷の留守居五六人の家來を引連れ、夜中玉江橋を通懸り、追剝に出會ひ丸裸にせられ、衣類・大小・懷中物に至る迄悉く奪取られしといふ可笑事なり。

九州中國筋豐年

凶年は關東筋のみなり

町家の男女・醫師の類剝取らるゝ事是にて思ひ遣るべし。肥後にては白米一升七十五文にて、米國中に充滿すといふ。總て九州・中國筋何國も多くの米を貯へ乍ら、何れも津留にて米を他國へ出す事なしといふ。され共右の如くに澤山なる米なれば、何れに賣拂はぬ事のあるべき。來年に至り三月の末より四五月の頃には、必定仰山なる米を大坂目當に積登せぬる事ならんと思はる。然るに如此に多くの米を占圍ひぬるは、諸人の咽占をなして一己の利を得んと思へるもあるべし。又來年の作物を案じて用意するもあるべし。又近年至て騷々しく、所々に一揆等の起れる事あるを見聞て、不意に備へんとて圍ひぬるもあるべし。され共何分にも澤山にある米の樣子なれば、來年は必ず諸人安心するに至るべしと思ひ侍る。伊豫は銅山の邊は白米一升六十文、其餘少々違あれ共、國中大抵百文位といふ。土佐・讚岐・阿波等も米至て澤山にして、價も高からずといふ。實に難澁なるは關東筋より甲信の邊なりといふ。奧羽も凶作といへる中にも大に甲乙ありて、國中悉く飢餓すといふにはあらず。北國迚も同樣の事なる由。

米價下落

錢相場の下落

昨年のしまひ相場越年米の書付を見しに、凡百二十萬俵なりしに、當年は漸、五十萬俵に足らず。され共斯かる騒々しき年柄なれば、中人以上は何れも來年の飯米を、手當せぬ物はあるまじく覺ゆれば、諸藏屋敷にある所の越年米少しとて、來年五月迄の喰ひ續け出來ぬ事はあるまじく思はる。諸國より夫迄には、圍米の蟲喰に至らぬ先に賣拂はんとて、追々に米を積登せる樣になりて、米穀思ひの外に澤山にあるべき事に思はるれば、さのみ恐れぬる事もあらず。只よく〳〵心を責め身を愼み行を顧みて、儉約を守れる事專らにすべし。さある時自ら天地の冥慮に叶ひて、飢饉の患を免るゝに至るべし。斯樣なる年に當りて、相應なる祿を有てる身にして、飢に苦しみ又下々の患を救助する事能ざるは、全く平常に敖に長じ、分に過ぎたる行ひに金錢を費し、聊の米穀をも貯る事克はずして、大に恥を曝すに至るべし。少しく心あらば恥思ふべき事なり。十二月下旬錢相場近來下直に付、下方の者共困窮に及び候に付、兩替其外豪商共に錢買入申すべき由仰付けられしかば、直に相場上りて、廿八九日頃には錢百文と銀一匁と同樣になる。然るに米穀其外の

天保八年酉年大小

寒氣強し

賣物錢商ひ致候者共、諸色の附札を改めずして、下地の通りなる故、附札を相減じ候樣御沙汰之ある。當冬は近年に覺えぬ程の寒氣にて、寒に入り候ては益〻烈しく、雪も折々降りて麥の芽さへも至て宜しく、其上前にもいへる如く桃畠・菜種畠等迄悉く麥を蒔きし事なれば、來年は定て豐なる事ならんと、之を頼に諸人思へるのみなり。當年萬物の價高き事は前にも略いひぬれ共、尙聞きし儘再び爰に記置く者なり。

米一升（大坂にては百八十五匁位、江戸にては二匁五分位、京都にては下米二匁一分・上二匁五分位、甲州にては四百文、奧州南部邊同斷。）

糠一升三十二文　大根一本（大坂にては大六十四文、至て小なる處にて十五文位、近江にては百文）

米洗汁一升（北近江にては十六文の由）　樫實一升（但馬奧・丹波邊にては八十文位）

綿は至て高價なりしが銘々食物に困窮し、夜具・衣類等を賣拂ふのみにて、買人は稀なる上、江戸大手支にて、大坂より積下せし綿を大方は積返しぬる故、後には餘程下落する樣になりぬ。紙類（常よりは三割も高し）其外萬物安き物なし。只安き物とては端端の古家と古道具類なり。され共之を買ふ人なし。至て物淋しき事共なり。

大坂近在の者用事之有り、若州小濱に到り、宿をとらんと思へ共、何れの宿屋にても斷りて泊むる事なきにぞ、大に困り果てしが、漸々と或宿屋にて「泊むる事は安けれ共、何も食物とてはなし。只泊る計りにても苦しからずば、兎も角もし給へ」といへるにぞ、大に力を得て漸々安心するに至る。斯かる時節なれば元より米の用意してありし故、一升計り取出し之をたきてよとて渡せしかば、男女打寄り米を久振りにて見しといひしとぞ（若狹は別けて飢饉にて麥米の糠海草等にて漸々命を繫ぐといふ）飯も出來しかば、家内にも分與へぬ。此家に七歳の女子と三歳の男子あれ共、食はす物なければ二階なる長持へ二人共打込み、外より締めて死次第になしてある由を聞きしかば、餘り不便の事なれば、「我は食せず共苦しからざれば、此所へ連來り、我が食物を與へよ」といひしか共、夫婦の者諾はず。今御蔭にて一飯を與ふる共、此後與ふべき者なし。故に今連出し哀れなる姿を見るも物憂き事にあればとて、固く辭しぬるにぞ、「然らば我に其子供を得さすべし。連歸りなん」といひしかば、夫婦大に悅び、直に二階なる長持の蓋を開きしに、二人の子供きやつと一聲叫びて飛上りしが、三歳の男子は其儘に死す。姉

大坂を永く商業の中心地たらしめんとす

の方は息も絶々なりしに、藥を與へ湯を飮ませ抔して、漸〻に救助けて之を貰受けて連歸りしといふ。

斯かる年を飢ゑず凍えず暮しぬるは實に有難き幸とこそ思へ

あめつちのめぐみに漏れし飢ゑ人は常の備の惡しきとぞ知れ

ソツ相通テツホウトヨムベシ

下略ニテキトヨムベシ

天保の飢饉もはげしきふたつ玉を己申す人へと記し置きぬる

一、當表の儀は國々取引の大都會にて、諸色の元立て、金銀融通は勿論繁榮の儀、無雙の土地にて之有り、御府內入用の諸色も多分當表より積廻し、銘々安堵の致二渡世一候段、御國恩難レ有可レ奉レ存候にて候。元來國々より相廻り候諸色引受・仕切等の取扱、差滯りの儀無レ之、手廣に賣捌相成候故、荷主・船頭共氣受宜く可レ有レ之候。畢竟國々より諸色相廻り候に付、商賣向及二繁多一、金銀融通も宜しき儀に有レ之處、當表へは是非共相廻し可レ申儀にて、見込荷主の渡方に勝手の儘に取計候やにて、荷主・船頭の氣受を損じ候に付、近來は兵庫・堺・貝塚等へ相廻し致レ商、內々向も有レ之哉、右箇所繁昌に及び候由、相聞く者澤山に無レ之候にては、其土地衰微に及び商賣人共を始、金銀

融通向も行詰り、手狹の筋に成行不二容易一事に候、大都の當表を除き、脇外へ諸色持込候姿にては、外聞・實儀欲々浦〔山敷カ〕事に無レ之や、外々へ相廻り來候品をも、當地へ持込候樣仕成候こそ、土地の繁榮銘々の家業永續の心掛て候筋在レ之候間、一分の利欲のみ不レ拘、兎角に荷主・船頭の氣向に不レ障樣平準の取引如何にも深切を一言可レ申事に候。尤取引先により、前貸銀・不勘定又は不束の仕方有レ之者迄も同樣可二取扱一而申聞一之儀とは毛頭無レ之候。夫は別段の儀無二遠慮一相當の應對可レ致候。物澤山候へば土地及二繁榮一、自ら銘々商賣向も手廣く相成、國々荷主共も辨二利宜一雙方安堵之渡世可レ致事に候。國々より諸色不二持込一候ては商賣難二出來一を心得、致二取引一候へば、於二荷主一も當表の仕成を致二會得一、我一に取引向相進候道理にて、雙方合體の處より諸色も澤山に相成り、高直の品も下直に推移候はゞ、諸民の助にも彌々取引及二繁多一、土地の賑ひ無二此上一事に候。　銘々心得も可レ有レ之候得共、中には心得違一分利徳に掛り、相當の直段より下直に買落候ては、遙々海上積登り候品故乍二迷惑一任二其意一候向向も有レ之候へば、再度積登り候節は、直合に寄り脇外へ持込候樣覺悟致し候やに

造船業の發展をさとす

相聞。さ候ては土地の景氣にも關り候事に付、前條の意味厚く相辨、可ㇾ成丈け取引先を大切に心得、他國へ廻り候品も、當表へ持込候人氣に歸伏致候樣の懸引專要の事に候。然る上は土地彌〻增〻及ニ繁榮一銘々渡世も永續可ㇾ致候條、右之趣國々取引の商賣人共、猶更の儀一向相心得、誠實の懸引可ㇾ致事に候。

一、廻船安くば川船等所々より註文を受け、當地に於て造立て候節、代銀の外筒建又は船卸抔と唱へ、誂主より祝儀銀貰受來り候由、然る處近來右祝儀銀相增し、別て遠國より註文の節は、誂主を田舍者と侮り、貪りがましき儀有ㇾ之候得共、一旦誂へ候儀違變も難ㇾ成、乍ニ迷惑一出銀致し候由にて、國々氣受不ㇾ宜、他所に及ニ註文一候者追追有ㇾ之やに相聞候、是等の儀は船大工共を始め、其筋に携候者共心得も可ㇾ有之事に候。註文多引受候へば、船手の賑敷則土地の景氣も宜きに候處、當座の利德に關り、祝儀銀等多分に乞受候樣にては、自ら註文少に相成り、渡世難ニ出來一樣成行可ㇾ申候。成丈は入用向相減、註文多く引受候樣仕成候。銘々渡世を相勵に可ㇾ有ㇾ之候。兎角誂主の氣受に不ㇾ障樣心掛け候はゞ、註文相進み渡世及ニ繁華一地の賑にも相成候事に

候條、此旨船作事に携り候商人共篤と相心得、他所には造立候分も、當表へ引受候樣懸引可レ致事に候。

一、當表豪家之附人共は勿論、身元相應相商候者共、諸家へ立入り、依ニ賴藏元一又は產物貢支配等引請、用途をも相辨候儀は尤も其通りの事に候。金銀融通も宜く、雙方便利の筋に有レ之候。其家々を見込、年來多分の出金致候に付ても、勘定向萬端一和の所引にて、數年相續仕來候儀に可レ有レ之候。然るに諸家の勝手により改法の趣を、數年來引受居候藏元貢支配等相斷、外立入の者へ申付候儀、近來間々有レ之、斷受候町人共は年來の渡世に離候同前にて、出金の分は急度應口及び品により、出訴も可レ致候得共、先柄の儀に付、乍ニ案外一其儘打過候やの取沙汰も有レ之候。其者厘浦口し斷受候程の不束の儀に候へば、無ニ是非一儀に候得共、さも無レ之被ニ差除一出銀等の勘定向も延々相成候ては、不義理至極に候處、其邊不レ及ニ勘辨一藏元貢支配等引請候を、手柄の樣心得候向も有レ之間敷事に候。尤も諸家風にもより候とは乍レ申、町人共出銀の勘定向を始、藏元貢支配等迄も、無レ故相斷、餘人へ申付候儀の無レ之儀に候得共、

若右樣の儀有之候ては、其町人共難立行豪家者共とても、手を縮候樣成行、却て諸家の融通合［　］土地の景氣にも拘り不容易事に候。諸家立入用向等承候者無之候ては、雙方共差支へ手狹の筋に付、夫を彼此可申聞候譯には更無之候。藏元貢支配引受候儀は、前々引受人の成行により、勘辨可致事に候。只改法などと申迄にて、不束の儀も無之に、右引受來候儀を口酌放出し金の勘定不致、應對等も及迷惑候儀を聞捨に致し、引受候ては他の者を奪取候に相當り、薄情不直の筋共可申候。縱令其屋敷より申付候共、相來の儀斟酌筋勘辨可致儀、實情に可有之候。右等の無貪者引受候樣にては、俗に申す同士打ち我ものへらし候に可有之、又先操迷惑筋に可陷も難計、風儀にも差障候事に候。當表は繁華の地にて、御用途に相勤候儀に候處、諸家仕向の模樣により、前々御用相勤候舊家の町人共、退轉に至り候ては、實に土地の瑕瑾にも、相成候儀に右の趣申聞置候、銘々渡世を勵候者素よりの事には候得共、人々難儀も存重候こそ、人情の道に叶ひ自然と渡世向永續可致事に候條、能々相辨可申事に候。

右箇條の趣觸渡抔と申すには無之、自分初入以來土地の樣子及見聞候に就ては、何卒彌增に繁昌爲致度存候より、心付候趣を申開候事に候間、第一は土地の賑ひ銘銘渡世向永續の爲と致會得、聊心得違無之樣申諭置度事。　未十二月

右御書取は、駿河守樣厚き思召を以、被仰出候間、各より町人・借屋人に被致面會、篤と可皆々諭候。　當人幼稚にて親類・手代等家業致取計候向は、其親族・手代をも爲致同道、委可被申聞候。

此御書取會所表へ張候譯にては無之候事。

舊臘廿三日井伊掃部守殿御事、御大老職被仰付候旨、從江戶被仰下候條、此旨三鄉町中可觸知申也。

讃岐
駿河

北組
總年寄へ

口達

米價騰貴を制裁せんとす

當夏以來雨繁く、不順の季候を見越し、作方を危ぶみ候人氣より、堂島米相場直段追々引上げ候趣に相聞え候得共、未だ何れをか天作と申す見極も之無き處、浮說を取留めざるのみに乘じ、景氣抔と唱へ、買ひはやらせ候氣配に推移り候ては、如何の事に候に付、米仲買共厚く申合せ、誠實を盡し此上平準の相場相立て、諸民安心致し候樣可ㇾ致候。其外等の儀今般其筋の者へ申し諭し候儀にて、右に付き市中搗米屋共賣出候小賣米直段の儀、元付の割合も之ある儀とは申し乍ら、小賣米高直にては、小前の者共難澁の儀に付、其次第を顧み、一分の利欲に托かされず、銘々右商賣向に携り、身命を保ち候冥加を辨へ差働、相互に勵合ひ、成る丈け下直に賣出し候樣可ㇾ致候。自然不正の取計ひ致し候者相聞え候は、急度可ㇾ及ㇾ沙汰ㇾ事に候。此旨三鄕町中搗米屋共へ不ㇾ洩樣申諭し置かるべく候事。　申八月十七日

古文字金引替の命令

口　達

吹直通用の金・銀引替の儀、追々御觸有ㇾ之。古文字金銀通用停止をも被ㇾ仰出ㇾ候得共、引替殘有ㇾ之趣相聞え、別けて古文字金引替方不ㇾ捗取ㇾ、尤殘少に相成候儀には候得

共、土地柄に付、古文字金入込も不少可有之候。商賣體に寄り見本に殘置候はゞ、幾の儀に可有之、通用停止の品餘計に貯候は不益の事に候間、聊にても廻合に所持致候ては、早々引替所へ差出し、通用金と替引可申候。別て兩替店は勿論他國取引の者は、古文字金入込可申儀に付、廻り次第多少に不限替引可申候。萬一貯置候儀にては、心得違の至に候條、一町限年寄・町役人の者世話致し、格別に取調べ聊かにても引替所へ差出し、通用金と引替可申候。右の通り譯て申聞候間、取引先へ申込み、古文字金有之候はゞ、取寄せ引替候樣可致候。

右の通三鄕町中不洩樣可申聞事。　申八月廿一日

造酒に付いての觸出

此度觸渡候通、去る巳年以前迄造來り候酒造米高の三分二相減、三分一造立候酒米の儀、米仲買・米屋等より買入候砌、賣主名前幷米高共、其度每、月番奉行所へ可斷出候、尤も賣渡候者も、右米高幷買方名前可斷出候。

一、酒造屋共當年の酒造仕入取懸り、幷仕込共可斷出候。尤も見分の役人不時にも可差遣候。過米は勿論如何の事等有之候はゞ、本人は勿論所の者迄急度可有

沙汰二候。

一、酒造人の內、勝手に依つて、當年相休候者は、其段可二斷出一候。

一、酒造人の內、外に買受候酒有ㇾ之候はゞ、其段員數賣り候者、買ひ候者より可二斷出一候。

一、酒造道具賣渡候か貸渡候はゞ、可二斷出一候。尤も買候者幷借り受候者よりも、可二斷出一候。

右之通不ㇾ洩樣可二相達一候事　申八月廿六日

口達

圍米賣拂に付いての御觸

先月以來米價高直に候得共、追々新穀澤山に可二相成一候間、兼て申付候通り、町々又は町人共圍米の儀買替に不ㇾ致、此節可二賣拂一役所へ斷候不ㇾ及、尤他所へ直賣致す間敷候。

右之通三鄕町中不ㇾ洩樣可二申聞一候事　申八月廿六日

演舌書

演舌書

當夏以來米價高直の年柄に見競候へば、市中穩にて、其上去臘以來火事沙汰も無之、全三鄕總年寄は勿論町役人共、厚く世話致候故、町人・借屋人共申合、宜しき故の儀と一段事に候條、此上火の元入念、諸事穩に行屆候樣末々迄此旨可申聞候事。

右之通被仰出候間、此段承知可有之候。　右樣御演舌も有之儀、此上猶火之元無油斷入念候樣可被申付候以上。

申九月三日　　北組總年寄

似せ錢混用を禁ず

口達

通用錢の內錢に似寄候紛敷錢取交（とりまぜ）、又は數不足の錢等致通用候趣、右に付自ら錢相場致下落候て及難儀候由相聞、不埒の事に候。不足錢の儀は前々より觸書を以て、嚴しく申渡置儀に付、兩替座・錢座共は別て可入念筈に候、數へ違候はゞ、餘計の事も可有之處、不足のみ可聞及甚不正の至に候。　向後右體紛しき錢選除數へ、不足繫錢等無之樣別けて入念、一己の利潤のみに不關、正路の可取引候。　且仙臺

錢の儀は、是又先達て相觸候通、嚴重に相心得可レ申候。萬一右體紛しき錢は勿論、仙臺錢等取交せ取扱候者有レ之候はゞ、急度可レ令二沙汰一候。此段兼て相心得可レ申候。

右之通三郷町中不レ洩樣申聞可レ置候事。　申九月五日

夜番の注意

追々夜も長く相成候間、町々の內には夜を殘引取候番人も有レ之哉、右樣の儀有レ之候はゞ不レ宜間、夜明迄番致候樣精々可二申付一、猶又心を付け、等閑に無レ之樣可二申付一候事。　申九月五日

前將軍西の丸へ隱居

今度內府樣御歲も被レ爲レ重候に付て、御政務被レ遊二御讓一、御本丸へ來酉年四月可レ被レ爲レ移候。公方樣被レ遊二御隱居一、西の丸へ可レ被レ成二御移一候段、去四日被二仰出一候旨、從二江戶一被二仰下一恐悅の事に候。此旨三郷町中可二相觸一者也。　申九月十四日

太田備中守連判仰付けらる

去四日松平伯耆守殿御事、御移替に付き西の丸へ被二召遣一、太田備後守殿御事御懇の以二上意一、連判の列被二仰付一、大納言樣へ被レ爲レ附候旨、被二仰下一候條、此旨三郷町中可二觸知一者也。

申九月十四日　山城
　　　　　　　駿河
北組總年寄へ

米價高直に付き細民救濟の術をなす

下直にて白米を頒布す

口達

米價高直に付、末々者可㆑及㆓難澁㆒候に付、總年寄共取扱候三郷圍籾の內賣拂、白米に仕立、米屋共より下直に可㆓賣渡㆒旨掛り總年寄共より申立、追々賣捌中の處、猶又此度川崎御藏圍籾の內をも白米に仕上げ、成丈け下直に爲㆓賣出㆒候樣其筋の者へ申付候間、身輕の者は最寄米屋にて右米買受可㆓取續㆒候。尤も買受候節かさつの振舞致間敷候、其內新穀も澤山可㆓相成㆒候條、此旨三郷町中末々の者へ不㆑洩樣可㆓申聞置㆒候事。九月十七日

今日御口達書を以被㆓仰出㆒候、川崎御社倉圍米最寄米屋へ相渡、白米に致し下直に賣渡候に付、右籾摺米買受度者へ、軒別に手印札一枚宛相渡候。尤も難澁の者相選み一町限手印札何枚入用の儀、明後十九日五つ時、年寄印形の分町代可㆑有㆓持參㆒候。

但本文手印札入用無㆑之町、其段も同時相斷可㆑被㆑申候。以上 半紙二つ折に認可㆑被㆓差出㆒候

申九月十七日酉中刻　北組 總年寄

口達

酒價の暴騰を停止せしむ

酒造の儀追て及ニ沙汰ニ迄、造高の内三歩に相減、三分一酒造可レ致旨相觸候處、此頃酒直段格別高直に賣出候趣相聞、俄に直段高直可ニ相成ニ謂無レ之、不埒の至りに候間、右體の儀無レ之正道の直段を以、賣買可レ致、若不ニ相ニ用之者有レ之ば、急度可レ及ニ沙汰ニ候。

右之通三郷町中不レ洩樣可ニ申聞置ニ候事。　申九月十七日

川崎御藏の籾摺米を賣拂ふ

川崎御藏より籾摺米御賣拂に相成候分、札相渡置、追々米相渡候、右之分代料不レ及ニ御救に被ニ下候間、掛り町々より承調受取候代錢夫々差返し可レ被レ置候。

米搗賃銀子にて拂ふ

一、右に付米方にて摺立運送并米屋にて搗賃等は、銀子にて御下げ相成候事。

札にて圍米を賣る

一、將碁島圍籾の分摺立、圍米掛より先達て申ニ賣拂ニ候分は、其通右此度札相渡候後より、代料に不レ及。　是伺の上川崎御藏籾摺御救と同樣救に相成候事。

札數を町町より書出す

一、札數夫々町々より書出候。　難澁人の高に應じ差遣有レ之候得共、右高を以て於ニ町々ニ致ニ差略ニ、右書出候者に類し候者も有レ之候はゞ、致ニ融通ニ候か、又は書出候者に限、其町々年寄心得次第宜方に致ニ勘辨ニ、少も末々安じ候樣の取計肝要に候事。

一、此後川崎御藏より御出の節、籾の儘にて、掛り町々へ御渡に相成候ては、籾摺不

圍米を白米にして渡す

圍米の遣され方

米穀救與に付いての注意

案内の儀に付、是迄の通米方年行事へ御渡し相成、積方罷出世話致し、御場所致ㇾ拜借ㇾ摺立、掛り町々罷出、米方より受取り夫々町々へ致ㇾ配分ㇾ、白米に致候儀手廻の上致ㇾ勘辨ㇾ、町々にて直に相渡遣可ㇾ申候。米屋にて爲ㇾ搗候ては、賣米と相紛可ㇾ及ㇾ混雜ㇾ候間、右心得方申合可ㇾ取計ㇾ候。尤諸雜費は被ㇾ下候事。

一、圍米掛りより出し候分は、追々摺立に相成居候間、追て藏出致候はゞ、一同に掛り町へ相渡。是又川崎御藏と同樣の振合に伺相濟候間、掛り町々へ相渡次第肝煎町爲ㇾ立會ㇾ取計可ㇾ被ㇾ申。尤米方年行司取扱、川崎御藏と同樣振合に候事、右此度御口達書を以仰出候に付、仕方相達候。御救被ㇾ下候儀、末々難ㇾ有奉ㇾ存候樣此間限を相分置候、町々篤と被ㇾ相達ㇾ、米受取方其外割渡等迄の手筈取計置可ㇾ被ㇾ申事。

一、此間籾摺米世話掛り申付置候得共、尚又此度申上げ御救米掛り申付候間、行屆候樣篤と被ㇾ申合ㇾ可ㇾ被ㇾ相勤ㇾ候事。

米價高直に付、先達て町々難澁人相調候樣申達候處、追々に書出候に付、其分へは御救米被ㇾ下、右調候難澁人の内、實に極難の者名前・人別相調べ、子供の分は年脇書致

し、年寄印形にて明後朝より五つ時總會所へ町代可レ有二持參一候。右は極難の者へ施行致度段、申レ之鳥目差出候向も有レ之に付、相調候儀にて、先日相調べ難澁人に關り候儀には無レ之候間、別段に相調可レ被レ申候。尤も鳥目相渡候節は、不二極難一の者本人呼出相渡候儀も可レ有レ之候間、其心得を以て取調可レ被レ申候。

但極難の者無レ之町は、其旨年寄印形同時町代持參の事。本文の通有無とも半紙二つ折に相認可二差出一候。

申九月廿九日未中刻　　北組　總年寄

口達

不正の商賣をなす者を誡む

一、此節米高直にて、下賤者難澁及候時節の處、米穀小賣の者共別て心を用ひ、正路の商賣可レ致處、聊の利欲に關り、心得違の者共有レ之哉不埒の至候。此夜高津五右衞門町の者、雜穀賣方不正路の由にて及二爭論一候より、多人數寄集騷動致させ、居宅損所も出來候段一同不屆の事候、早速夫々召捕へ、追々及二吟味一候條、右體不正路の商ひ不レ致、買手の者疑念無レ之樣心を用可レ申候。以後人集致し候儀は勿論、右等の場所見物にも罷越間敷候。組の者日夜爲二見廻一候に付、自然寄集候風聞等も有レ之候はゞ、早

速可召捕候間、其段町々家持・借屋の者は勿論、召仕・下人・小者等迄も大體の儀無之樣、銘々家主又は主人より篤と可申付置候。右之趣町々末々迄不洩樣、急度相守候樣早々可申聞候。

申九月廿五日

名代
藏元
用達
米賣支配
諸家藏屋敷

諸家廻米、文化の夏三箇年平均高に不拘、增廻米の儀幷諸國に穀留等不致融通、宜樣可取計旨、追々被仰出候に付、當表廻米多分有之、新穀の時節旁々俵數の藏拂に可相成候。米價高直にて諸民及難澁候折柄、萬一賣控・津留等有之候ては、人氣にも差障り不穩場合に付、成丈け俵數增拂藏米有之樣取扱専要の事に候。物澤山相成候はゞ、人氣相寬ぎ諸民安堵可致候。賣控決して有之間敷候得共、時節柄の儀に付、米價下落に及び候はゞ、却て融通・人氣にも響き可申間、拂米例よりも及多分候積、諸詰役人可申譯候。 申九月廿七日

右は東御奉行跡部山城守於二御前一被二仰渡一候旨、御演舌寫の事。

酒造者に悟す

諸國酒造の儀、去る巳年以前の造來高の內三分二相減、三分一酒造可レ致旨被二仰出一。右に付取締方の儀、當八月觸渡置候通、嚴重相守可レ申儀は勿論の事有レ之候。然る處酒造屋共儀元米の外懸り米と唱、酒造仕込仕舞迄の內、右元米より追々差控候米の分をも、一時に手當致し置に付ては、土地の融通をも不レ顧、手强くにせり買致し、自然と米直段引上げ候仕儀の至り。剩へ其後米直段の樣子より、右手當米を酒造の方へは不二相用一、高直に他所賣致し利德を貪、替米の儀は前同樣手强に買置候族、近來不レ少由相聞候。酒造一通りにても相懸之德用有レ之處、米直段高下關り、不實の仕方を以、二重の德用を貪取候族不レ埒有レ之事に候條、以來左樣の儀決て致間敷候。此節米價高直にて諸人難澁致居候次第をも辨へ、此後元米は格別懸米の儀は、一時に買取先繰入用の度每に、夫程づつ買入可レ申候、追々酒造米買入候時節に到候儀に付、厚く勘辨致し、米直段に不レ障樣懸引せしむべき事。

一、攝州灘目此外浦手最寄の村に於て、猥に問屋同前の及二所業一、大坂幷に攝州・泉州

古金銀錢引替所を置く

堺其外兼て諸品受拂仕來りの場所へ入津致、米品を手を廻し引寄、又は出買致し、不正の取組を以、他所賣心掛け候族も有之由相聞、是又不埒の事に候條、右體我儘の取計及增長候ては、諸品直段に障、此上諸人難澁の一基に有之候間堅く相愼み、以來諸品せり取候儀は勿論、出買等致間敷候。

右の趣無違失相守可申候。自然此後利欲に迷ひ、不埒の致取計候族相聞え候はゞ急度可及沙汰候。

申十月　山城

北組總年寄へ

古金銀眞字二歩判、古二朱銀・一朱金等引替所の儀、當申十月迄被差置候段、去る未年相觸候處、今以引替殘有之、一朱金は猶更殘高多く候間、引替所の儀猶又來る酉十月迄是迄の通り被差置候。

一、一朱金儀も頓て通用停止可被仰付候間、此節精出引替可申、并古金銀眞字二歩判・古二朱銀等は通用停止の品に付、貯置候儀は無之筈の事に候間、早々最寄替所へ差出、來十月を限、急度引替可申間、遠國末々の者迄、相心得候樣國々・在々、御

料は御代官・私領は領主・地頭より入レ念可レ被ニ申付一候。右の趣可レ被ニ相觸一候。十月

右之通從ニ江戸一被ニ仰付一候條、此旨三鄕町中可レ觸者なり

申十一月　山城

北組
總年寄へ

昨日被ニ仰出一候通用錢似寄幷仙臺錢一町限取調、前月の員數翌月六日年寄印形にて、案紙の通鄕々總會所へ町代可レ有ニ持參一候。廻合ひ無レ之分も其段可ニ相斷一候。右之通以來篤と相調、來る十月より每月斷出可レ申候。尤も是迄町人手元廻合ひ有レ之候はヾ、當月十六日有無共書付振合を以可レ被ニ斷出一候。

右之通相心得取計ひ可レ被レ申候以上。　申九月六日

似寄錢仙臺錢取替願の書式

覺

一、通用錢似寄　何貫何百何十文　一、仙臺錢　何貫何百何十文

右之通先月中廻合ひ町內會所に差當御座候、御指圖次第差出可レ申候。依レ之御斷申上候以上

何月何日　何町年寄印

遣物をする事を禁す

總年寄中 右半紙二つ折認候事

口達

都て組與力・同心出役先にて支度は勿論、酒肴・菓子其外金錢何に不ㇾ寄、聊たり共差出し申間敷、若下々の者共心得違貪がましく申懸候はゞ、可二訴出一旨天明七未年十二月・寛政元酉年七月町入用取締箇條の內書加へ相觸、猶又右出役召連候雨具持人足共草鞋錢と唱へ、會釋銀錢差出候儀致間敷き旨、文政二卯年十二月總年寄共より口達を以て爲二觸置一候趣等、攝・河・播村々同樣相觸候。 就ては右三箇國に支配所・領分知行所有ㇾ之、諸家の用達共儀、組の者召連候家來、雨具持等に至迄出役先にて、謝禮の金銀差出候事の樣心得違、 村方により入用向を用達共相任候に付、右の內には利欲に抱り役筋の謝禮、其外多分の入用有ㇾ之趣取拵、金銀掠取候儀の風聞有ㇾ之、不屆至極の事に候。 以來の儀相聞候か、出役先にて聊たり共會釋の品差出候者、組の者より申聞候樣、嚴しく申渡置候間、其節に至り不ㇾ致二後悔一樣急度可二相心得一候。 若如何の筋相聞候者、當人は勿論所の者迄も可ㇾ爲二越度一旨、文政五午年相觸置候處、年月

料は御代官・私領は領主・地頭より入レ念可レ被二申付一候。右の趣可レ被二相觸一候。十月

右之通從二江戶一被二仰付一候條、此旨三鄕町中可レ觸者なり

申十一月　山城

北組
總年寄へ

昨日被二仰出一候通用錢似寄幷仙臺錢一町限取調、前月の員數翌月六日年寄印形にて、案紙の通鄕々總會所へ町代可レ有二持參一候。廻合ひ無レ之分も其段可二相斷一候。

右之通以來篤と相調、來る十月より每月斷出可レ申候。尤も是迄町人手元廻合ひ有レ之候はゞ、當月十六日有無共書付振合を以可レ被二斷出一候。

右之通相心得取計ひ可レ被レ申候以上。　申九月六日

似寄錢仙臺錢取替願の書式

覺

一、通用錢似寄　何貫何百何十文　一、仙臺錢　何貫何百何十文

右之通先月中廻合ひ町內會所に差當御座候、御指圖次第差出可レ申候。依レ之御斷申上候以上

何月何日

何町年寄印

總年寄中 右半紙二つ折認候事

口達

遣物をする事を禁す

都て組與力・同心出役先にて支度は勿論、酒肴・菓子其外金錢何に不ㇾ寄、聊たり共差出し申間敷、若下々の者共心得違貪がましく申懸候はゞ、可㆓訴出㆒旨天明七未年十二月・寛政元酉年七月町入用取締箇條の內書加へ相觸、猶又右出役召連候雨具持人足共草鞋錢と唱へ、會釋銀錢差出候儀致間敷き旨、文政二卯年十二月總年寄共より口達を以て爲㆓觸置㆒候趣等、攝・河・播村々同樣相觸候。就ては右三箇國に支配所・領分知行所有ㇾ之、諸家の用達共儀、組の者召連候家來、雨具持等に至迄出役先にて、謝禮の金銀差出候事の樣心得違、村方により入用向を用達共相任候に付、右の內には利欲に抱り役筋の謝禮、其外多分の入用有ㇾ之趣取拵、金銀掠取候儀の風聞有ㇾ之、不屆至極の事に候。以來の儀相聞候か、出役先にて聊たり共會釋の品差出候者、組の者より申聞候樣、嚴しく申渡置候間、其節に至り不ㇾ致㆓後悔㆒樣急度可㆓相心得㆒候。若如何の筋相聞候者、當人は勿論所の者迄も可ㇾ爲㆓越度㆒旨、文政五午年年相觸置候處、年月

相立ち、其上此頃米直段引上げ、諸色高直にて難澁の者共可レ有レ之時節柄にて、村方入用等格別心を用、減少の取計居候儀に付、旁〻猶又此度攝・河・播三箇國觸知候事に候間、前々の通彌〻以嚴重可二相守一候。若如何の筋相聞候はゞ、吟味の上急度可レ令二沙汰一候條、諸家用達町役人共は猶更の儀、末々の者共迄も不レ洩樣申聞可レ置事。

申九月廿一日

演舌

公役銀幷町入用銀の儀、近年追々相增候町分も有レ之候由相聞、去る文化三寅年・同卯年・同辰年・文政元寅年・同卯年・同辰年、右の年に入用高一軒役に何程宛相減ずる哉、一箇年分限書記、町人共連印にて可二差出一候。尤も文政六未年三郷町々、年中諸入用取締被二申付一候儀に付、當時の入用高相減可レ有レ之候處、其後臨時入用高嵩又は町町により、自然取締追々猥に相成、新年寄抔と心配當惑にも可レ及向も有レ之候哉、右樣の町人共申合勘辨致し、無益の失脚無レ之樣向後成丈け致二減少一、來る酉年入用の向翌戌年書出可レ申候。但文化度の頃より見競年寄共心を用、減少の分も可レ有レ之候。右

等は一段の事に候間、其分も委細書出可申候。

一、他町持借家多分有之家守多、町々抔と取締も不行屆の由、右等は別て年寄共無油斷、外町見競嚴重取締可申合候。

一、町代下役の者より取集候借家人出錢、入用向も是又嚴重取調集高、來る酉年分翌戌年書出可申候。

玉造町々公役銀のこと

一、玉造町々の儀は、右町にて公役銀等外町々と見競候へば、行屆間敷哉、年來衰微の町柄にて、町人共困窮罷在候由相聞え、公役銀減少候か、外助成可相筋可有之哉、總年寄共勘辨も可申聞候。御演舌書を以被仰出候公役町入用、其外取調候儀、伊勢村三左衞門・安井九兵衞・薩摩屋仁兵衞掛り被仰付、打込にて可被相勤旨被仰出候間、其段可被相觸候。公役町入用等の高大半紙帳相認、町人共連判にて右掛りへ可被差出候。

差上申一札之事

鐵炮所持などゝむ

一、鐵炮御改被仰出候に付、町內吟味仕候處。先年書上候外、預り鐵炮有之と別紙

證文差上候外、鐵炮所持の者無御座候。自今無御斷鐵炮所持又は預り申間敷候。若不念の儀御座候はゞ、曲事可被仰付候。爲後日連判證文仍て如件。

右之通鐵炮御改に付、證文被差上、慥に承知仕候。銘々鐵炮所持又は預り居候者無御座候。若隱置外より相顯候はゞ、我々共何樣にも越度可罷成候。爲後日如件。

申十月十日

唐產毛糸反物類賣買取締

長崎より當地に登候唐紅毛糸反物類は、當表五軒の問屋共、手前に不在合品望の者有之節は、若右問屋共より京都の問屋へ致相對、買取候樣享保六丑年申渡置候處、近頃呉服屋共の內、出所紛しき糸物類致賣買候由風聞有之、不埒の至に候。先年申渡候通、右五軒問屋の外爲買取申間敷候。若出所紛敷反物類賣買致す者於有之は、急度可申付候。且又反物仲買共も先年申渡候通可相心得候。右之通寬延元辰年・享保三亥年・文政十亥年相觸候處、年久しく相成候に、忘却候者も有之哉、右問屋の外にて紛しき糸反物類致賣買候風聞有之、不埒の至に候。先年相觸候通相守、呉服商買の者不限、素人にても右糸反物類五軒問屋の外にて、一切賣買致ま

じく候。若出所紛しき品賣買致候者於レ有レ之は、急度可二申付一候。且又反物仲買共儀も、先年申渡候通可二相心得一候。右之趣三郷町中可二相觸知一者也。

申十一月四日　山城

北組
總年寄へ

菜種綿實賣買の規定

油絞草に相成候菜種・綿實兩種物、無株にては賣買難二相成一旨、先年より度々觸渡置候處、當申年綿不作の由にて、蒔種買入と唱へ、無株にて國々よりの註文引受、綿實致二賣買一候由相聞、既に大坂兩種物問屋ども見屆訴出候も有レ之、不埒の事に候。蒔種の儀は、近村等にて百姓相互に少々宛買入候儀は可レ有レ之候得共、他所へ賣出候儀は、大坂・堺・兵庫三箇所の兩種物問屋より、奉行所へ伺出候上賣渡候儀有レ之候條、註文有レ之候共、猥に他所にも賣渡候儀は勿論、買次等致まじく候。無レ據仔細も有レ之候はゞ、最寄の兩種物問屋共へ、可レ及二對談一候。若無株にて綿實致二賣買一候はゞ、急度可レ令二沙汰一候。右之趣可二相守一者也。右之通三郷町中可二觸知一者也。

申十一月五日　山城

北組
總年寄へ

内府様御移徙當日より、上様と奉レ稱、將軍宣下當日より、公方様と奉レ稱旨事。公方

樣西の丸へ御移徙當日より大御所樣と奉レ稱事。御臺樣西の丸へ御移徙當日より大御臺所樣と奉レ稱、御簾中樣御本丸へ御移徙當日より御臺樣と奉レ稱候事。

右之通從二江戶一被二仰下一候條、三鄕町中可二相觸一者也。

申九月廿五日

貧窮人調査の令

米價高直には、先達て町々難澁人相調候樣申達候處、追々被二書出一候に付、其分へは御救米被レ下、右調候難澁人の內、實に極難澁の者名前・人別相調、子供の分は年脇書致し、年寄・印形にて、明後朔日五つ時總會所へ町代可レ有二持參一候。右は極難の者へ施行致度段申候に、鳥目差出候向も有レ之に付、相調候儀にて、先日相調難澁人に抱り候儀には無レ之候間、前段に相調可レ被レ下候。尤も鳥目相渡候節は、不二極難一の者本人呼出相渡候儀も可レ有レ之候間、其心得を以取調可レ被レ申候事、但極難澁の者無レ之町は、其旨年寄・印形同時町代持參の事。

申九月廿九日未中刻　本文の通有無共半紙二つ折に相認可二差出一候。

北組總年寄

口達

米價高直にて末々者可レ及二難澁一儀に付、總年寄共取扱候三鄕園粉幷川崎御藏園粉の

米價高直にて細民の苦しむを救ふ

普請する者をとゞめず

貧民へ施行錢を渡す

内をも、白米に仕上げ、成丈け下直に爲㆓賣出㆒候樣、其筋の者へ申付候間、身輕の者は最寄米屋にて、右米買受け取續可㆑申候。其内には新穀も澤山に可㆓相成㆒旨、去十七日口達を以觸候筈、可㆑爲㆓賣出㆒候處、今以米直段高直にて、下賤の者共令㆓困窮㆒候趣に付、賣渡の儀は差止、右圍米爲㆓御救㆒三鄕幷端々迄被㆑下候間、冥加の至難㆑有奉㆑存、町町にて致㆓世話㆒、難澁人取調無㆓依怙㆒、末々迄不㆑洩樣配立可㆑致候。尤是迄賣渡候向も無㆑殘可㆑致候間、此旨三鄕町中末々迄、不㆑洩樣可㆓申聞置㆒事。　申九月廿七日

口達

此節米直段至て高直に付、銘々儉約を用ひ候儀は、さも可㆑有㆑之事に候得共、中には普請等致度者も、時節柄を憚遠慮致候哉に相聞。さ候ては自ら金銀融通合手狹に相成、別て其節の日雇働候者は、稼方無㆑之難澁致し候趣相聞え候間、町家の者は勿論寺社普請向、又は砂持等に至迄、聊遠慮不㆑致樣篤と可㆓申聞㆒候事。　申九月廿八日

米價高直に付、施行致度旨、書面の通追々申立候に付、割渡候割方の儀は相調候、極難澁の者名前人へ、三百文宛、家内の者へ一人百文宛、先達て相調べ、御救米被㆑下候。

難澁人の分一人住の者へ二百文宛、二人住以上家內人數に不ㇾ𨷻三百文宛割渡遣候間、難澁の趣申ㇾ候、施行錢割渡を受け、難澁の者は相定候樣存、家賃銀其外及ㇾ不沙汰ㇾ候儀ども不ㇾ相厭ㇾ樣相成候ては、風儀にも𨷻候間、實意を以施行錢割渡を受、聊疎略之不ㇾ相心得ㇾ樣、精々年寄・家主より可ㇾ申聞ㇾ候。

但本文極難澁の向は、本人呼出申聞かせ候上、相渡候心得の候處、多人數の儀呼出候ては可ㇾ及ㇾ難澁ㇾに付、御救米取扱掛り町へ向け、本文施行錢相渡、町別割渡候筈に候間、來る六日四つ時、鄕々總會所へ町々年寄印形持參罷出可ㇾ被ㇾ受取ㇾ候。

白米十七石五斗一升天満東西橋米屋、此分五合宛極難澁人へ割渡遣候。

右口々割渡方伺の上取計候以上。

申十月　北組總年寄

施行錢の控

覺

一、錢千八百貫文　鴻池屋善右衞門

一、同　加島屋久右衞門

一、同千六百貫文　加島屋作兵衞

一、同七百貫文　米屋鐵五郎

一、同三百貫文　鴻池屋新十郎
一、同五百貫文　辰巳屋彌信
一、同三百貫文　炭屋安兵衞
一、同三百貫文　舛屋平右衞門
一、同百貫文　炭屋善五郎
一、同百貫文　天王寺屋忠二郎
一、同三百貫文　和泉屋甚二郎
一、同三百貫文　鴻池屋庄兵衞

農人橋材木町

一、同五十貫文　米屋武右衞門
一、同百貫文　本町二丁目
一、同十貫文　高麗橋二丁目　和泉屋久左衞門
一、同二百貫文　舛屋鹿二郎代判次右衞門出店預支配人　庄右衞門

一、同　鴻池屋作治郎
一、同百五十貫文　近江屋休右衞門
一、同五百五十貫文　三井八郎右衞門
一、同百五十貫文　島屋市兵衞
一、同二百貫文　米屋嘉兵衞
一、同千貫文　住友甚兵衞
一、同九百貫文　近江屋半衞門
一、同　炭屋彦五郎
一、同　天滿一之町
一、同三百貫文　三井治郎右衞門出店預り　忠衞門
一、同二十二貫文　島田八郎右衞門出店預支配人　伊兵衞

右同人借屋

一、同廿五貫文　蛭屋儀助
一、同　泉屋五郎兵衛
一、同十三貫文　越後屋藤助
一、同十貫文　越後屋重衛門
一、同五貫文　越後屋與衛門
一、同二百貫文　北久太郎町四丁目 松屋伊兵衛
一、同五十貫文　同 鴻池屋市兵衛
一、同　同 鴻池屋徳兵衛
一、同五百貫文　長堀茂衛門町 蒲島屋次郎兵衛
一、同　増屋利兵衛
一、同三十貫文　大豆葉町
一、銀十枚　長堀茂衛門町町人之由申合 泉屋久兵衛

一、同十五貫文　越後屋新十郎
一、同十四貫文　西村屋橋次郎
一、同十貫文　加島屋新衛門
一、同八貫文　越後屋庄衛門
一、同一貫六百文　片木屋善兵衛
一、同五十貫文　尼崎町二丁目 鴻池屋伊兵衛
一、同五十貫文　今橋二丁目 鴻池屋伊助
一、同五十貫文　瓦町一丁目
一、同五十貫文　小堀屋武兵衛
一、同　河内屋勘兵衛
一、同三百貫文　四軒町 平野屋仁兵衛
一、同十五貫文　住友甚兵衛

一、同十五貫文　小堀屋武兵衛　一、同　蒲島屋次郎兵衛
一、同　泉屋利助　一、同　増屋利兵衛
一、同　和泉屋久兵衛　一、同　河内屋勘兵衛
一、同　佐原屋伊助　一、同　大味屋久衛門
一、同三貫七百四十八文　龜屋伊三郎　一、同五貫文　和泉屋利衛門
一、同八十貫文　立賣堀四丁目　近江屋權兵衛　一、同百貫文　備後町四丁目
一、同　平野町二丁目　一、同　南竹屋町　播屋喜兵衛
一、同百貫文　圍米肝煎年寄　三木屋庄兵衛・縄屋佐兵衛・玉屋五兵衛・島屋忠兵衛・伊賀屋半兵衛
一、同百貫文　南渡邊町　町人の内七人　一、同　出口町　町人之内三人
一、同百貫文　長堀茂衛門町　佐間屋小四郎　一、同五十貫文　小堀屋武兵衛
一、同　増屋利兵衛　一、同　雛屋町　天満屋六次郎
一、□　備後町五丁目　塚口屋喜右衛門　一、同五十貫文　三田屋徳兵衛
一、同二十貫文　齋藤町　一、同百貫文　安土町二丁目

一、同八十五貫文　新靭町　萬屋伊太郎
一、同百貫文　南久太郎町二丁目　桝屋傳兵衛

周防町々人の内

一、同五十貫文　備後町三丁目
一、同二十五貫文　南久太郎町二丁目　布屋安兵衛
一、同二十貫文　備後町二丁目　淺野權衛門
一、同二十貫文　高麗橋一丁目　大西屋利八
一、同二百貫文　内平野町二丁目　米屋長兵衛
一、同五十貫文　北久太郎町五丁目　大和屋源兵衛
一、同　安土町一丁目
一、金五兩　高津五衛門町　因幡屋信之助
一、同百貫文　天滿北富田町　鹿島屋清衛門

申十月

口達

酒代の觸

酒造の儀追て及二沙汰一候迄は、造高の三分二相減じ、三分一造酒可レ致旨相觸候處、此頃酒直段格別高直に賣出候趣相聞、俄に直段高直可二相成一謂無レ之、不埒の至に候間、右體の儀無レ之正道の直段を以て賣買可レ致、若不二相用一者有レ之は、急度可レ令二沙汰一候。

右の通當九月口達を以爲二相觸置一候處、追々酒直段高直に賣買致候由にて、別に小

賣渡世の者高直に賣付、身輕の者共令ニ難澁一候趣、尤も酒造屋共儀昨年造の殘酒を賣捌候事故、右減石は勿論米價高直の時節にも、俄に可ニ引上一謂無レ之處、全く利潤に關り占賣致候か、又は酒中次の者共、他所賣等致候事に可レ有レ之、右體にては自然と土地直段關、以の外の事に候、占賣等致候者有レ之ば、急度可レ令ニ沙汰一候條、江戸積分量の外は新酒賣出候迄、他所へ酒賣捌候儀致間敷候。

右之通三鄕町中不レ洩樣可ニ申聞置一候事　申十一月

造酒に關する觸

內府樣御痲疹被レ遊、御快候。然當月三日御酒湯被レ爲レ召候段、從ニ江戸一被ニ仰下一候段、恐悅可レ奉レ存候。此旨三鄕町中可ニ觸知一候者也。

申十一月　山城

諸國酒造の儀先達て相觸候通、三分一造彌〻以嚴重に相改、過造無レ之樣精々可レ被ニ申付一候。勿論當申年の儀は、場所に寄三分一造之內、減候て申付、又は酒造皆差止申候共可レ爲ニ勝手次第一事。諸國より江戸表其外諸方へ積廻し候酒の儀、是迄樽數凡三分一の積相心得、領分の荷物積送り申間敷旨、酒造人共へ急度可レ被ニ申渡一、且去年も

相觸置候通、不時改の者差遣儀も可ㇾ有ㇾ之、若其節過造・隱造等有ㇾ之者、當人は被ㇾ所₂嚴科₁、其所の役人迄急度可₂申付₁事。右の趣御料は、其所の奉行所御代官御預所、私領は領主・地頭幷寺社領共得₂其意₁、其向々にて嚴重可₂申付₁候。若等閑の取計も於ㇾ有ㇾ之は、可ㇾ爲₂越度₁候。右の趣從₂江戸₁被ㇾ下候、此旨三鄕町中可₂觸知₁者也。

申十一月十三日　山城

北組
總年寄

堀伊賀守大坂町奉行被₂仰付₁候旨、從₂江戸₁仰付候條、此旨三鄕町中可₂觸知₁者也。

堀伊賀守大坂町奉行仰付けらる

申十一月十四日　山城

口達

浪人取締

一、町中に於て武士幷浪人に宿かし候掟の儀、先年より度々相觸候の處、近年猥に成₂浪人體₁の者、又は町人にて帶刀徘徊致者有ㇾ之樣に相聞、不屆の事に候。前々より觸置候通可₂相守₁候。若違背の族有ㇾ之者、家主・年寄・町人迄急度咎可ㇾ申事。

借家の際の掟

一、御城方幷地役人等の家來、町宅借り候儀は、其主人より番所へ斷有ㇾ之事候間、譬町奉行家來たり共、店かり度と申者有ㇾ之ば、斷濟候哉之譯相尋、其上にて慥なる取

□□候て、其趣書加へ、番所へ宿手形可差出事。

一、武家・寺社家帶刀の家來、町方に旅宿致候節は、是迄の通り藏屋敷留守居役人・用聞町人の內、請負證文取候て宿貸し、其譯書付、宿手形可差出事。

但是迄用聞藏元の町人方にて、其家中侍旅宿の分は、受合無之候ても、宿致させ候得共、向後は受合取候て、其譯書きかへ宿手形可差出候。

一、留守居役人・用聞町人無之は、其主人より町奉行所へ屆の書狀不來に於ては、其向後不聞屆候間、其譯相尋其上樣成受人・證文取之、右の趣書替へ宿手形可差出事。

但主人よりの書狀、町奉行所へ斷出、指圖を受候樣相達、其上にて此方より申付次第宿かし可申候。

一、帶刀の者旅宿屋に一宿の儀は、是迄の通相心得、不念無之樣可致事。

右之通彌堅可相守候。若違背の族有之に於ては、後日相聞候共、家主・年寄・町人迄急度可令沙汰候。右之通元文三午年九月相觸置候處、年月相立ち不心得の者

も有レ之哉、近年堂上方家來共宿借候はゞ、慥成受人取、宿主幷受人所之者等、連印書付を以奉行所へ相斷聞濟の上、宿貸可レ申候。此旨三鄕町中不レ洩樣可二申聞一候。

申十一月十六日

酒定價表取除の觸

酒小賣の者一樣の直段相記候紙札、賣場へ張置候由、右は直段高直に不二賣出一爲の儀とは不二相聞一。此節何又張札相改、是迄左程高直に不二賣出一者へ、張札直段に賣出候樣申合候由、さ候へば張札にて直段引上げ候道理に相當り、以の外の事に候。酒直段の儀は再應被二仰出一候事に付、銘々正路に致、賣方候儀勿論の事に候間、右張札早々相止心得違無レ之樣、於二町々一右商賣人共へ篤と可レ被二申聞一候以上

十一月十九日申中刻　北組總年寄

江戸へ米穀持込を許す

米穀融通の爲に候て、在々にて所持の米穀江戸表へ賣拂候者共は、追及二沙汰一候迄米穀は勿論雜穀等迄、江戸內へ積送、問屋・仲買に不レ限、素人へも勝手次第賣拂可レ申事。

右の通御料・私領・寺社領共不レ洩樣可レ被二相觸一候　十一月

右之趣可被相觸候。右の通從江戸被仰下候條、此旨可被承知候。尤右は在々にて自分の作德米又は手作の雜穀等所持の者共、手寄を以江戸内問屋・仲買へ不限、素人にても勝手次第賣捌候事にて、他の米穀を致仲買候儀は勿論、藏米・雜穀等を買次賣捌候筋にて無之間、他所へ米穀送り候儀に付、追々觸渡候趣心得違無之樣猶又申諭置候。右之趣三鄕町中可觸知者也。

申十一月　山城

堀伊賀守殿大坂町奉行被仰付候事

一、米融通合不宜趣にて、此上直段可引上見込を以、其筋に不携外商人共一分の利潤を考、米穀買占或は密に註文を受、他所へ積送候儀致間敷旨、最前口達を以相觸候に付、右體の族無之儀に候得共、今般江戸表より仙波太郎兵衞・内藤佐助・永岡伊三郎手先の者賣米有之國々見計買占候趣に付、自然當表へ罷越候節、其筋の者は勿論外商人共へ手寄候共、米買占方一切頓著致間敷候。若心得違賣渡候者於有之は、所の者共迄急度可令沙汰候。此旨三鄕町中不洩樣可申聞入置候事。

申十二月七日

大坂三郷の内にて米買ひ、正路にて直段下直に賣候者共九十一人御召出にて、御褒の上鳥目五百文下し置かれし由、十二月十八日御觸あり。

覺

一、錢三百貫文　提木町　千草屋收五郎
一、同百貫文　道修町三丁目　町人中之内
一、同三百貫文　尼崎町一丁目　加島屋作之助
一、同百七貫八百文　淡路町一丁目　町中
一、同百貫文　宇和島町　雜喉屋三郎兵衞
一、同百五十貫文　長堀十丁目　伊丹屋勝藏
一、同十貫文　同町　伊丹屋彌兵衞
一、同七十貫文　太郎衞門町一丁目　天王寺屋彌七
一、同三十三貫文　北江戸堀一丁目より五丁目迄　橋通二丁目より同七丁目迄
一、同百貫文　新靱町　天滿屋市郎衞門
一、同五十貫文　船町　加島屋作五郎
一、同百五十貫文　玉水町　加島屋重五郎
一、同二百貫文　薩摩堀忠助町　飾屋六兵衞
一、同百貫文　本町三丁目　町中
一、同十貫文　同町　伊丹屋庄藏
一、同五十貫文　上魚屋町　町中
一、同五十貫文　北濱二丁目　町中
一、同百五十貫文　肥後島町　山家屋權兵衞

一、同二十貫文　京町堀一丁目　備前屋德兵衛
一、同百五十貫文　江戸堀五丁目　大庭屋次郎衛門
一、同百貫文　松前產物問屋十四軒
一、同五十貫文　今橋二丁目　平野屋孫兵衛
一、同十五貫文　與左衛門町南米屋丁　豐田屋宇衛門
一、同百五十貫文　瓦町二丁目　年寄町人中　表借屋の内十四人
一、同五百貫文　唐藥問屋仲間
一、同百貫文　新靱町　町中
一、金一兩　長堀十丁目伊丹屋庄二郎借家　北村屋庄兵衛
一、錢十五貫文　立慶町萬屋元二郎支配借家　伊丹屋勝三郎
一、同十貫文　南堀江四丁目田中屋代判傳七川兵衛借家　伊丹屋利兵衛
一、同廿七貫文　同町　播磨屋彌兵衛
一、同九貫文　同町　帶屋卯兵衛

一、同百貫文　北濱二丁目　鹽屋經三郎
一、同二百貫文　唐和砂糖荒物屋一番組仲買仲間
一、同五十貫文　本町三丁目　借家中
一、同五百貫文　質屋仲間　問屋
一、同百五十貫文　唐物町二丁目下半　信濃屋勘四郎
一、同百貫文　天滿十丁目　吉野屋九右衛門
一、同四百五貫文　日本橋三丁目　梶木町町中
一、同卅五貫文金一兩　木屋德兵衛　同人内ひそ
一、同一兩　同借屋　伊丹屋新助
一、金一兩・錢二十貫文　炭屋町　北村屋勘兵衛
一、同廿七貫文　源左衛門町　橘屋仁兵衛
一、同十貫文　同町　近江屋源兵衛
一、同八貫文　同町　帶屋竹松

一、同八貫文　同町　大和屋喜八
一、同三貫文　同町　播磨屋忠兵衛
一、同五十貫文　橋町　龜屋善兵衛　山田屋小八　節屋源兵衛
一、同四十貫文　西高津新地八丁目　熊野屋五右衛門　淡路屋とみ
一、同十貫文　同町　吉野屋善兵衛
一、同十貫文　同町　吉野屋茂兵衛
一、同六十貫文　追手町　町人の内五人
一、同三十貫文　備後町二丁目　船屋佶右衛門
一、同三十貫文　同町河内屋勝藏支配借家　佐渡屋嘉兵衛
一、同十一貫文　津村南町　町中
一、同十貫文　伊勢屋利兵衛
一、同三貫文　富田屋藤八
一、同三貫文　大和屋利助

一、同八貫文　同町　綿屋甚兵衛
一、同五貫文　橋町　龜屋善兵衛借家丹波屋平兵衛
一、同五貫文　同町　大和屋七兵衛
一、同二十貫文　北久寶寺町三丁目　錢屋安兵衛
一、同十貫文　河內屋休兵衛
一、同五十貫文　吉野屋町　阿波屋右衛門
一、同五十貫文　太郎左衛門町三丁目　町中
一、同百貫文　過書町　町中
一、同三十貫文　淡路町二丁目　年寄町人中
一、同十貫文　壺屋利兵衛
一、同五貫文　中村屋序助
一、同三貫文　伊丹屋治兵衛
一、同三貫文　丸屋貞之助　代判長兵衛

一、同二貫文　揚屋庄兵衛

一、同二百貫文　天滿質屋仲間筆頭年行事　油屋平右衛門　船屋久兵衛

一、同二十貫文　同町　町人の内

一、同三十貫文　同町　升屋市左衛門

一、同十貫文　鍛冶屋二丁目明石屋仁兵衛支配同町定久寺借家・同町丹後屋喜平衛借屋・借家平野屋彌兵衛・錢屋佶次郎・島屋幸之助・上難波町山口屋治衛門

一、同五貫文　紀國屋喜兵衛・平野屋重藏・唐屋彌兵衛

一、同二百五十貫文　尼崎町二丁目　町中

一、同三十貫文　同町　佐渡屋市太郎

一、同十貫文　和泉屋伊兵衛

一、同百貫文　北濱一丁目　町人借家人中

一、同五十貫文　錢屋喜兵衛

一、同十五貫文　山城屋六左衛門

一、同二十貫文　布屋四郎兵衛　代判　由兵衛

一、同五十貫文　堂島船大工町　町人中

一、同百貫文　堂島上難波町　松屋嘉兵衛

一、同三十貫文　同町　綿屋作治郎

一、同四十貫文　鍛冶屋町二丁目　河内屋善左衛門・萬屋安兵衛

一、同百貫文　呉服町　町中

一、同五十貫文　節屋庄兵衛

一、同三貫文　平野屋九兵衛借家　布屋茂衛門

一、同十貫文　油町三丁目町人之内　大和屋五兵衛

一、同二十貫文　布屋彌兵衛

一、同十五貫文　錢屋四郎兵衛

一、同三十貫文　布屋市左衛門

一、同十貫文　布屋治兵衞
一、同七貫文　越後屋左衞門支配借屋　錢屋幸助
一、同十貫文　布屋四郎兵衞代判由兵衞借家　布屋清兵衞
一、同十一貫文　同町　借家之内八人
一、同二十貫文　西濱町　河內屋藤兵衞
一、同五十貫文　同町　柴屋德翁
一、同十五貫文　上本町三丁目　山崎屋覺兵衞
一、同百六十貫文　三番組砂糖荒物株改役　菊屋重兵衞・山口屋佶兵衞・井仲間之者
一、同二十貫文　天滿九丁目　鍋屋多兵衞
一、同五十貫文　南本町三丁目
一、銀十枚　南久寶寺町五丁目　飾屋嘉兵衞
一、錢十貫文　上難波町　升屋嘉助
一、錢十五貫文・金百四十七兩二分　長堀十丁目　竹屋久兵衞

一、同五百疋　布屋卯之助
一、同五貫文　山城屋六左衞門借屋　山城屋喜知兵衞
一、同六十七貫文　町人之內十八人
一、同七貫文　同町年寄　三木屋庄兵衞
一、同百貫文　北久太郎町一丁目　錢屋長左衞門
一、同五十貫文　本町二丁目　平野屋新兵衞代判卯兵衞
一、同二百貫文　石灰町　錢屋佐兵衞
一、同十五貫三百文　同地下町　町人の內
一、同百三十貫文　安堂寺町五丁目　河內屋平三郎代判次左衞門
一、同二枚　同町　河內屋直助
一、金五兩　高津新地九丁目　大國屋九兵衞
一、銀四百五十匁錢六十七貫文　天滿組　酒造屋
一、同二十七兩　北組　酒造屋

一、金八十三兩二歩　南組　酒造屋

一、錢三百貫文　道具方　松屋嘉兵衛　玉屋五兵衛

一、同百貫文　堂島五丁目　藤田屋源七

一、同五貫文　佐渡町五丁目小橋屋伊兵衛家守　松屋利兵衛

一、金一兩　南堀江四丁目　阿波屋季兵衛

一、同十貫文　阿波屋和兵衛

一、金一兩　同町伊勢屋幸二郎借家　伊勢屋由兵衛

一、錢十貫文　阿波屋彌兵衛借家　阿波屋榮藏

一、同百貫文　南久寶寺町二丁目　居町人中

一、同五十貫文　北久太郎町二丁目　河內屋六兵衛

一、同百貫文　北堀江四丁目　加賀屋休兵衛

一、錢三百八十貫文　大川町　町人之內六八

一、同七十貫文　大豆京町　町中

一、銀十枚　南本町五丁目川崎屋彌兵衛・本町四丁目吉文字屋五兵衛・三郷古手株の內質物流質廿七人・天滿旅籠町布屋五衛門・伊賀屋牛兵衛・伊賀屋彌七・加賀屋儀兵衛・播磨屋平兵衛・憲法屋嘉衛門・和泉屋豐三郎・中野屋平右衛門・豐島屋長兵衛・加島屋伊兵衛・揚屋卯兵衛・揚屋儀兵衛

一、同五十貫文　一心寺山內　名連社別時講中

一、錢十貫文　同町　阿波屋佶兵衛

一、同百貫文　同町　伊勢屋治兵衛

一、同一兩　同町同借家　伊勢屋甚兵衛

一、同十貫文　同一丁目　揚屋平兵衛

一、同百貫文　同町　小山忠兵衛

一、同二十貫文　同町　日和左屋卯兵衛

一、同金一兩　同町同借家　加賀屋甚兵衛

一、同卅六貫文　同町　借家人之內廿六人

一、同四百貫文　藥種仲買仲間

一、同百廿五貫文　今橋一丁目　町人借家中
一、同二百貫文　三郷材木仲買仲間
一、同三十貫文　常安裏町　中屋三郎兵衛
一、同三十貫文　元伏見坂町　伊丹屋伊兵衛　同居かう
一、金十兩　同町　町人之内二人
一、同百貫文　安治川南二丁目　和泉屋治右衛門
一、同三十貫文　同町川崎屋彌兵衛家守　堺屋七郎兵衛
一、銀一枚　南本町一丁目下半　町人中
一、同三十貫文　同町　大和屋庄兵衛
一、錢三十貫文　同町　大和屋嘉兵衛
一、同二十貫文　同町　町人之内四人
一、同三十三貫文　南種物定問屋年行司　島屋佐右衛門　讃岐屋安右衛門
一、同五十貫文　常安表町富屋善七支配借家　原田眞郷
一、同三十貫文

一、同百貫文　同町二丁目　町人借家中
一、同五十貫文　道修町一丁目　平野屋彦兵衛
一、同百貫文　和泉町　鴻池榮二郎　代判岩助
一、錢五十貫文　富田屋町　伊丹屋佐助
一、三百貫文　木挽町北三丁目　松屋清兵衛
一、同三十貫文　南本町四丁目　町中
一、錢百貫文　白髪町　大津屋三右衛門　代判久兵衛
一、金三兩　長堀橋本町　和泉屋伴兵衛
一、同三十貫文　同町　金屋權兵衛
一、同二十貫文　同町　中島屋六十郎　代判七之助
三郷納屋物雜穀問屋
一、同五十貫文　年行司　升屋猶輔　菊屋利助
一、同二十貫文　堂島裏二丁目　町人中
一、同百五十貫文　上人町　町人之内二人

一、同百貫文　錢座仲買仲間總代　節屋孫兵衛　岩田屋木兵衛

一、同十貫文　同町　田中屋善右衛門

一、同五十貫文　同町　丸屋治兵衛

一、同五十貫文　高津五右衛門町　天滿屋新藏

一、同二十貫文　西高津新地九丁目天滿屋新藏借家　天滿屋定治郎

一、同十貫文　右町中の內殘り町人　鴻池屋市兵衛

一、同七貫文　鴻池屋伊兵衛　代判　重次郎

一、同三百貫文　米仲買之內十六人

一、同百一貫文

一、同十貫文　南堀江町三丁目　木本屋源右衛門

一、同十貫文　同町　揚屋彌兵衛

一、同七十貫文　堂島新地北町　町中

一、同十貫文　西高津町小西屋孫兵衛支配借家　奈良屋安兵衛

一、同百五十五貫文　尼崎町一丁目　町中

一、同十貫文　北久太郎町三丁目　加島屋作二郞　代判　孫市

一、同百三十貫文　町中

一、同八十五貫文　浪花組廾一人

施行錢持寄高

天滿十丁目升屋吉五郎・同妙株・同町福田屋太右衛門。天滿窪前町伯屋嘉七・同地下町々人之內一人・同天神筋町和泉屋庄五郎・同町米屋忠右衛門・天滿五丁目中島屋卯兵衛・安土町一丁目丸屋喜兵衛。長堀十丁目伊丹屋庄助・南本町三丁目丹波屋儀市・唐

物町二丁目下半布屋又右衞門・本町一丁目大和屋利兵衞・安土町二丁目綿屋彥兵衞・順慶町和泉屋藤吉・道修町三丁目小西市藏・同町小西與兵衞・同五丁目近江屋甚兵衞。同町大堀屋丈助。上難波町松屋嘉兵衞・長堀宇和島町堺屋義兵衞・堂島新地二丁目濱田屋淸右衞門・同町島屋喜六。農人橋詰町河內屋忠兵衞・靱法坂町扇屋仙助・豐島町日野屋淸助・谷町二丁目河內屋孫四郞・揚屋治兵衞・同兩替町池田屋一作・彌兵衞町茨屋伊兵衞・島町二丁目井筒屋與三郞・同町船橋屋喜兵衞・同淡路町二丁目船橋屋德兵衞・大佐町倉橋屋彌兵衞・同淡路町津國屋重右衞門・龜山町米屋久兵衞・同町紅屋庄兵衞・同佐渡屋庄兵衞・同大和屋重兵衞・同揚屋喜兵衞・同木村南山。同小西屋八兵衞・同小西屋知勝・同小西屋與兵衞・天滿壺屋町中島屋甚兵衞・同又治郞町日向屋仁兵衞・北濱二丁目大黑屋武助・道修町二丁目日野屋太郞兵衞・同一丁目鍵屋市兵衞・同五丁目近江屋松兵衞・初瀨町高津屋伊助・龜山町口屋榮太郞・日高屋德右衞門・大澤町島屋佐兵衞。

米價高直に付、頭書の錢高致施行仕旨申立差出候に付、當十月施行錢打合割渡候。

都鄙錢相場を一定すべき觸を出す

右に付此度被レ下候御救米一同割錢可レ被レ下候。割渡方の儀極難澁人へ三百文、家內人別に應じ百文宛、難澁人には二百文、人數に不レ關二人以上は百文增、右の通割渡候。先達ても相違候通、疎略不レ及樣篤と申付可レ被二相渡一候。米價高直に付難澁人歲暮にも相成り、殊更可レ及二難儀一に付、此節御救米被レ下幷施錢割渡候樣被二仰出一候間、難レ有存越年の便、精々可レ被二申達一候事、右割渡方伺の上取計候。已上

十二月十八日

北組
總年寄へ

當夏以來別て米價高直に付、輕き者共御救の爲、此度江戶表多分の錢御買上に相成、相場格別に引上げ候。右は厚き御趣意を以被二仰出一候儀に候間、在方錢兩替相場の儀、江戶表町相場同樣取引可レ致候。觸の趣不二相守一紛敷儀有レ之節は、早速相顯候事候條、追て及二沙汰一候迄は前條の趣相守、心得違無レ之樣可レ致候。右之趣關八州御料は御代官、私領は領主・地頭より不レ洩樣早々可レ被二相觸一候。

右之通可レ被二相觸一右之趣關八州へ御觸有レ之候旨、從二江戶一被二仰下一候條、爲二心得一當地に於ても相觸候間、此旨三鄕町中可二觸知一者也。

十二月　伊賀　北組
山城　總年寄へ

銀札遣の儀前々より札遣到來候場所、幷に享保十五年以後新規相願濟候分は格別、右之外向後新規の場所、札遣候儀は、前々通用到來候分も、向後願難₂相成₁旨、寶曆九年相觸れ、猶又前々仕來にて伺有ㇾ之、引續年季等を以て相濟居候分は格別、譬古來右の例有ㇾ之候共、中絕の分は札遣候儀難₂相成₁旨、寬政十年相觸候處、近年猥に相成り願濟の外領主・地頭限り銀錢・札等差出、又は米札・酒札抔と紛しき名目を以て、致ㇾ遣候場所も有ㇾ之趣相聞き、如何の事に候。前々相觸れ候通り金銀・札遣難ㇾ成儀は勿論、銀札・米札共願濟の分は格別、其餘札遣候儀は難₂相成₁事に候間、心得違無ㇾ之樣可ㇾ致候。若此上不束の儀相聞候はゞ、急度御沙汰可ㇾ有ㇾ之條、兼て其旨可ㇾ存候。右之通可ㇾ被₂相觸₁候。

十二月　右之趣從₂江戶₁被₂仰下₁候條
此旨三鄕町中可₂觸知₁者也。

申七月江戶より雲州屋敷へ來候書付の寫

江戸より雲州屋敷へ來たる書付の寫

一、江戸板橋領中仙道谷中感應寺及₂癈壞₁有ㇾ之候儀、此度雜司ヶ谷へ引移し、元の如く法華宗門の寺に御再建。寺地六萬九千三百八十四坪被₂下置₁、新建に付公儀御本丸樣幷西丸樣其外御三家樣及諸大名方より御寄附左の通に候。尤も下地の檀家千三百七十二軒有ㇾ之候。夫々御調にて不ㇾ殘法華宗門に相成り、町奉行所にて檀方中へ御若年寄迄以₂田沼₁被₂仰聞₁。

感應寺改築の御寄附

諸堂御寄附

一、本堂七尺一間にて卅八間四面　太政大臣樣　一、祖師堂廿四間四面　内大臣樣　一、黑書院　德川兵部卿　同　式部卿

一、仁王門　水戸樣　一、山門　尾張樣　一、鐘樓堂　紀伊樣

一、五重塔　仙臺　一、番神堂　加賀　一、本院方丈　越前　加賀

一、諸々門　薩州　一、太鼓堂　藝州　御普請奉行　脇坂中務大輔

此儀御取立有ㇾ之候寺格の儀、大坊幷に觸頭同樣可₂相心得₁。年頭の御禮は大廣間獨禮之尋。右は松平周防守樣より御達有ㇾ之。右去る二月九日於₂御城₁被₂仰渡₁、兼て御取立再₂興之₁候、長輝山感應寺と格等の儀御調達、松平周防殿依₂御指圖₁脇坂殿よ

り被申渡。

鍋島一件

肥前守儀、此節爲歸國去る十三日御當地發足、川崎驛止宿仕候に付。本陣關札建置候處、同日民部卿殿川崎大師へ御參詣掛御通り跡、右關札御目障に相成候間、早々取込候樣、御同勢の内御小人目附當麻平兵衛組下田中熊八郎、六七人ゟ宿役人を以、本陣へ申開候得共、關札の儀は本陣限り取込難相成、肥前守掛り役人へ其段屆候上、御挨拶可仕旨相答候處、熊八外六七人にて右關札へ本陣より附置候番の者、且つ手代等を傘にて打擲き、刀に手を懸候人々有之、其上園を破り關札打倒候に付、番の者脇に建置き候を土足に懸け、且つ家來宿札も引放被申候段、肥前守途中迄本陣より申越候。　家來の者右驛到著不仕以前の事にて、言語道斷無是非次第に御座候。　御稱號をも不憚、法外至極の致方に付、右人々此方へ可申受旨、肥前守より彼御方へ申入候。　尤も肥前守御返答相待ち、川崎宿に滯留可仕の處、長崎表御役向の儀に付、無其儀旅行仕候。　右の始末一橋に於て御取調候の處、名面殊の外相違に付

吟味の儀、公邊へ御達出に相成候由に付、其段御取調の上、不調法の仕方此方より申上候處に相違無二御座一候はゞ、此度の儀肥前守は勿論家來一同恥辱の限、何分堪忍難二相成一に付。趣意相立候樣幾重にも奉レ願候。右之段肥前守旅中より申越候に付、此段申上候以上。

三月十七日

松平肥前守內
羽室六左衛門

右之段御用番水野越前守樣へ御屆けに相成候由。

同廿三日右吟味上左之通

一橋樣御家來
山田八郎組徒士　戸村幸五郎廿八・諏訪熊次郎廿六・中島吉太郎廿二

尋之上揚り屋入

上原忠兵衛組徒士　大井源八郎廿九・平井東吉廿八・

物頭隱岐五郎太夫組同心
九里龜太郎廿九・

尋之上入牢

事方御勘定奉行。右內藤隼人正宅に於て同人申渡候。

右落著御裁許の次第如レ左。

一橋殿徒士頭
山田八郎組徒士　中島吉太郎廿二歲

中島吉太郎の判決文

右之者儀主人六郷筋延氣に付、供致し罷越、膳所休中晝飯に罷出で、東海道川崎宿半七方へ立寄、供先をも不レ顧酒に泥醉、其以前松平肥前守歸國に付、右宿泊に相成、右半七向に肥前守泊之關札建有レ之候を見受、目障にも可二相成一と心得、同役大井源四（八カ）郎に二人共に取除罷越候之處、戸村源治郎外三人差留候を、酒狂の上不二相用一、關札取除の儀、同宿本陣兵庫へ可レ致二直談一と源治郎外に一人一同に罷越、途中兵庫下男伊之助に行逢ひ、右關札は肥前守家來へ申聞候上に無レ之候ては、難二相除一旨申聞候を致二立腹一、九里龜次（太カ）郎組に伊之助左右に手を捕、關札建置候場所迄、無禮に引連參り、龜次（太カ）郎外に一人共々右關札を理不盡に引下し、猶園の竹を拔取り及二亂妨一、其上伊之助より姓名を相尋候節、後難を恐れ人の名前を申僞り相答へ、剩へ右引下し候關札を伊之助持參膝の上に載置候を見受、此者等へ對し態と手重に取扱候儀と心憎く存じ、關札の儀は御稱號も認有レ之候を、土足に懸候段、不レ恐二公儀一法外の次第不屆至極に付、於二品川一獄門被二仰付一候。

田中熊八と申僞候者死罪之上獄門、民部卿徒士頭 山田八郎組徒士 中島吉三郎廿二。牢死存命に候へ

松平肥前守叱責せらる

ば同罪三原忠兵衛組徒士大井源二郎廿九。熊谷五郎八と申僞候者遠島同人組平井東吉廿八。同斷物頭隱岐五郎太夫組同心九里龜次郎。押込、戸村幸五郎・諏訪熊次郎・金子鐵之助。急度呵り小人目附當麻平兵衛名代岡田伊之助。無㆑構徒目附助方見習田中熊八・同斷無田口藤右衛門・同斷小川平五右衛門・同斷羽室平左衛門。東海道川崎宿、本陣兵庫・同人下男九兵衛・同斷伊之助・百姓代善藏・定小丈久右衛門・百姓半七・旅宿屋忠右衛門・同斷源太郎・旅役人庄左衛門・同斷五郎作。立合民部卿家來徒目附山本與五郎・同斷松平肥前守家來中島彌十郎。

右於㆓內藤隼人正宅に㆒、大目附始㆓鹿野河內守㆒御目附立合、隼人正申渡。但し寄合日に付、御勘定吟味役中野又兵衛立合。

松平肥前守

當六月於㆓東海道川崎宿に㆒、民部卿殿徒士中島吉太郎外三人、其方關札を拔取及㆓亂妨㆒候一件、吟味之上夫々御仕置申付候。然る處右體不法の儀有㆑之候はゞ、他所へ引合候儀にて自分仕置難㆓申付㆒筋に候。早速民部卿殿家老へ懸合の上、奉行所吟味の儀可㆑被㆓申置㆒候處に、無㆓其儀㆒及㆓亂妨㆒候者共、其方へ申受度旨及㆓懸合㆒候段不屆

の事に候。

朝鮮國持地竹島へ渡海致し候一件、携り候不前如レ左。尤も大坂町奉行
より引渡に相成。

朝鮮渡海者の處罰

入牢　松平周防守領分、石州那賀郡濱田松原浦、會津屋岸方に無人別にて罷在候、
當時無宿、金兵衛事、八右衛門 卅九歳　松平隱岐守御預所、讃州樂〔草カ〕賀郡小豆島寺
木村、船乘平右衛門・重助 四十九歳　松平安藝守領分、藝州豐田郡諸江島瀨戸田町
船乘新兵衛 卅四歳　大坂安治川南二丁目播磨屋甚右衛門借地淡路屋善兵衛 七十歳
馴合候迄にて渡海不レ致者。
大坂江の子島東町長門屋幸藏借地播磨屋藤三郎・外に四人。松平周防守家來、
岡田賴母・松井圖書・島崎梅五郎・猶崎百八郎。
揚り屋入　大谷作兵衛・村井萩右衛門・三澤五郎右衛門。岡田賴母召仕、橋本三郎兵
衛・林品右衛門

竹島

竹島、濱田より四十餘里。七箇年以前八左衛門儀ふと右島へ上り候處、右島にて交

易等度々致候由、人家無レ之白木造宮一社有レ之。近邊至て獵有レ之由。耕作等致候はば、三萬石位可二相成一由、廻二十里餘有レ之由。當時は人家も二軒も有レ之由。濱田領に無レ之、石見國を離候由、對州樣へ先年懸合有レ之、又々取調相成・朝鮮國附屬にも可レ有レ之由。右島に竹有レ之、右竹臥し海へ入有レ之、右竹を引上げ候へば、葉の樣に鮑付上り候由、凡淡路島程有レ之由。

松平周防守元領分濱方船頭八左衛門

右不屆有レ之領分拂申付候處、大坂町奉行にて被二召捕一相成、御吟味の上江戸表御差出。六月十日著寺社奉行井上河內守樣御拂御吟味入牢。

但播州小豆島・藝州幷大坂廻船問屋且材木屋等被二召捕一、江戸表へ差出都合十八。

右御呼出の儀御達。家老當時隱居岡田頼母、年寄松井圖書、勘定奉行大谷作兵衛、僞役三澤五郎左衛門、六月十四日揚り屋入。元吟味役當時松平伊織附人、村井萩右衛門。

右六月十三日御呼出し、御吟味御留置に相成り、翌日十四日七つ時於二評定所一被レ仰二

渡河內守樣ニ也。六月十六日より御評定所一座掛りに相成る。

一、申六月十四日御用番水野越前守樣へ差出。

昨十三日私家來大谷作兵衞・三澤五郎左衞門・村井萩右衞門と申者、井上河內守尋の儀有レ之候間、同道人差添差出可レ申旨に付、則差出候處、尋の上吟味中揚屋入申付候段、家來の者へ申渡有レ之候。此段御屆申上候。以上。

申六月十四日　松平周防守

私家來八十郞父隱居岡田秋齋、一門家老舊家松井圖書・林品右衞門・島崎梅五郞・猶崎百八郞、八十郞召仕橋本三郞兵衞。

右早々呼出、著次第可ニ申聞ー旨、去月九日井上河內守より家來の者共へ相達候に付、急飛脚を以申遣候處、同廿一日濱田表へ相達。則夫々出府の儀申付、同廿七日出立の樣に御座候處、秋齋儀廿五日夜中より中暑、圖書儀は廿六日夜より腹痛熱氣强、兩人共出立難ニ相成ー其內少々快候に付、押而當月朔日兩人共出立の樣に夫々用意仕候處、去月廿八日夜半頃秋齋儀自殺仕相果候。圖書儀は廿九日曉是又自殺仕相果候

旨申出候に付、早速役人共差遣相改候處、相違無₂御座₁候旨、濱田表役人共より急飛脚を以て申越、昨午刻相違候間、秋齋・圖書疵所相改書付、岡田八十郎圖書實父隱居・松井遊山口置醫師共差出候書付相添、河内守方へ相屆申候。依₂之御屆申上候以上。

七月十九日

御用番松平伯耆守樣へ
御懸り大久保加賀守樣へ
御屆

江戸より雲州へ來れる書付の寫

同八月江戸より雲州へ申來書付の寫

天保二卯年町方同心〔今力〕合泉覺左衞門儀、越州道中筋へ出奔致候罪人有₂之、可₂召捕₁旨被₂仰渡₁、八月十二日御當地出立、越後國新潟港へ罷越し、右罪人捕の上歸路。同月廿五日奥州會津郡若松城下へ相懸罷越候節、同所仕置場に穢多村の間にて此釜有₂之〔原本圖あり〕、小屋相懸け雨戸は無₂之、其内に有₂之候を見受候に付、右品には由來可₂有₂之儀と宿役人共へ相尋候處、右は先年太閤時代の節、石川五右衞門儀釜ゆで刑に可₂被₂仰付₁旨にて、會津郡若松城主蒲生飛驒守氏郷に被₂仰付₁候間、釜爲₂鑄₁候て差上候節、右釜の控に取置候趣に有₂之由申聞候。尤此節は小さき方の釜底損所有₂之所見受候

若松城にて釜發見

旨、覺右衞門儀同九月八日に御當地へ歸著致候後、右新釜の圖寫し見せ候間、其趣記置候。〇頭書に石川五右衞門を刑に行ひし釜は南都町奉行所にあり。之と同じ

同上

松平右近將監領分、石州濱田松原浦、會津屋菊兵衞方無人別に罷在候。當時無宿朝鮮人。

金淸事八右衞門

攝州兵庫島文藏

一、米十九億八千石 但天保四巳年八月五日より唐船にて積送候由

一、有金八百廿七萬八千兩餘

一、土藏三百七十箇所 内二十箇所唐物入

一、海船四百四十艘 船頭船乘九百八十人

一、家造間口九十間奥行二百七十間程

一、有米三百九十一萬石餘

以上〔〇頭書に日本國中數十年の年を積まざれば、如此の米數に至り難し。こは去る巳年に兵庫なる高田屋と云ふ船頭、闕所の節と同樣にて、當年も飢饉の由にて、世間騷々しき事なれば、殊に闕所米三百九十一萬石も湧出でし樣に思はせて、人氣の騷々しさを鎭めんと思へるなるべし。〕

一、松平周防守家來八十郎隱居岡田秋齋・松井圖書儀、去月九日井上河内守樣より御呼出に付、早速濱田表へ申遣候處、同廿八日夜秋齋儀自殺。圖書儀は同廿九日曉自

殺の儀申出候に付、役人共遣し相改候處、自殺に相違無レ之旨、濱田表役人共より申越候。御呼出の身分右樣の始末に至候に付、周防守より差控の儀、御用番松平伯耆守樣へ相伺候處、差控に不レ及段今日御附札を以て、被二仰渡一候。

私共是は御家へも爲二御知一來候儀、此通周防守樣は御當主御改名にて御隱居には無二御座一候。

松平周防守家來
齋藤隼太

右當人鹽詰と申儀は不二相成一候得共、鹽にて手當致し候樣被二仰渡一、江戸表へ精々差置候由の事。

一、備前岡山大守松平伊豫守殿へ、周防守御預に相成候間、致二用意一候樣に御內意の處、大名御預の儀は不二容易一儀に付、國持大名評議の上、追々御答可二申上一旨伊豫守殿被二仰立一候由之事。

私の聞書に云、右一件は異國交易一件、先代周防守樣御役人中より相顯候哉の由に候處、仙石家の事は近く相手も有レ之儀、異國交易の事は相手遠きにも有レ之、御大國禁筋に付、一同相顯候ては、仙石一件所(ところ)には無レ之、大事の沙汰に有レ之、仙石一

條を以て事相濟、隱居後相顯候はゞ、當主周防守殿御立行の道も可ㇾ有ㇾ之抔、御役人樣方御厚意の御含にて、二段の御糺に相成、此節交易一條御糺に付、外御家來御呼出にて御吟味中の人にも有ㇾ之、江戸詰松平何某とか申す人、石川樣へ御預に相成候處、病氣に付相戾候由抔、色々取沙汰、此度こそ皆無々々抔下にて申觸候由、取留候儀には無二御座一、誠に風說・流言共可ㇾ申哉の事。

天保七申八月廿六日出を以つて、江戸表より定詰の者申遣しくれ候由にて、外より相廻り候分、尙又同年十一月寫取るなり。

江戸より狐の變化の事を注進す

天保七申十月江戸より或屋敷へ申來

豐後國佐伯の城主毛利伊勢守領分、河邊郡上村百姓由平五十一歲・妻いと四十七歲・悴勝藏十九歲・同乘松六歲

右由平儀高十二三石致二所持一、至つて實體なる者に有ㇾ之候處、去十一月中旬頃より同人住居晝夜の無二差別一、かけやを以て打候樣なる物音致候に付、家内の者共一同に驚立ち出見候得共、一向に何共見分不ㇾ申、物音のみ響き候て怪しき儀、色々祈禱致し候

得共相止不レ申。依レ之由平妻いと儀、同村鎮守八幡宮へ致二參詣一、家内怪しき儀無レ之樣念候處、其後五六日の間右物音無レ之。或夜いと儀夢に、十七八歲位なる女一人枕元に彳み申聞け候は、「私儀當村より三里程南へ寄、同郡なんごと申す山中に有レ之稻荷の使狐にて、物音等も私の致儀にて、外に仔細も無レ之候得共、何卒御子息勝藏殿懇望に付被レ呉候樣、左候へば、御家内安全は不レ及レ申、何事も不自由なる儀は、決して爲レ致申間敷旨達て相願候由」屹と夢に見候間、翌日目覺不思議の事と存じ、夫由平へ右の趣相話、夫より兩三夜、右同樣に夢引續見候に付、實以悴を右狐致二執心一候間、物音等も右樣の儀にて致し候儀にも可レ有レ之や、殊に右の稻荷は七日程致二信心一候に付、惡しき儀も有レ之まじく候間、右狐へ悴可レ遣旨夫婦相談の上悴へも申聞け候處、承知に付、由平儀前書稻荷へ參、「悴勝藏儀差上候間家内安全を御守被レ下候樣に」と、一心に念立歸候處、二三日相立、右狐美女と變り、由平宅へ參候へ共、同人幷妻の目には更に不二相見一、勝藏幷弟兼吉へは相見候由、然る處勝藏儀致二如何一候や、俄に腰拔けに相成立居も不二相成一候に付、驚き醫師に相懸候得共、一向快氣不レ致候由。右

右評

狐は勝藏妻に相成、朝夕雨戸明立て、其外飯拵等致し候得共、妻は決して見せ不㆑申、道具類は自然と動き候由に御座候。　且亦夜分に相成候へば、右狐糸を取り機を織り候樣子にて、梭の音のみ致し、織上げ候へば衣類に仕立、勝藏に著せ候由。　右風聞に付、近村の者共追々參致㆓見物㆒候處、全く心立宜敷者參候節は、菓子・酒等當人の前に差置候由、其外飯米等差支候節は、何方より持參候や、不㆑絕有㆑之旨、尤金銀・錢等は一向不㆑致㆓持參㆒由に御座候。　同人所持の田畠農業の節抔は、右狐手傳候や殊の外果取り候由。　其外種々奇妙なる事共有㆑之旨風聞候由にて、領主より見分人々差遣候處、全く相違無㆑之趣に付、祈禱がましき儀は被㆓差留㆒。乍㆑去村中難儀なる事も無㆑之、其上由平家內一統睦じく相見え候に付、其儘に被㆓差置㆒候由に御座候事。

右は好事の曲者狂言・戲語より思付て、世人を誑す妖言にして、之見て信じぬる者は、悉く其曲者に化かさるゝ馬鹿者といふべし。　種々の浮說等ありて、世間にてかゝる妖言を信じ、實らしく觸廻る馬鹿者共、多くありぬる事の、餘りに可笑しきと、世間の騷々しき有樣を知らしめんと力めて記し置く者なり。

此外にも丹後の國にて牛が件を生み、其件が云へるには「來る酉年は豐年なれば、諸人安心せよ」と云ひし抔、其外にも種々に取り處なき浮說を言觸らし、騷々しき中にて喧ましき事なりし。

江戸町奉行に訴出でたる仇討の一件

天保七申七月十七日夕七つ時於江戸表町奉行所へ訴出候趣如左。

神田山本町代地月行司茂兵衞申上候。町內彌七店大工職庄兵衞悴庄之助と申候者、廿九歲に罷成候處、庄兵衞家前に彳み居候處、今晝九つ時頃、浪人體の者參り刀を拔き、庄之助右の肩二太刀斬付け、同方手首斬落し、脇腹へ斬付候に付致即死候。然る處右浪人自身番屋へ參申聞候は、「元服部一郎右衞門殿組御徒士森定十郎養子にて、當時浪人同苗金十郎と申者にて、麻布本村町八藏店に致同居罷在候。親の仇討留候由」申聞候に付、留置檢使願出候由。右昨年中上野三枚橋邊にて、前書庄之助儀御徒士森定十郎を殺害に及候處、表向にては其家に拘り候譯故、其節同分にて爲相濟候處、其後右の風聞强く相成候故哉御暇に相成り悴金十郎儀浪人に罷成る。仍て此度の儀にも及候由。右定十郎事は元來善からぬ人物にて、普請場を通懸り態と材木

に行當りて大工を咎め、刀を拔いて斬らんとせし故、種々詞を盡して詫びぬれ共、愈〻云募りて斬らんとせし故、據なく其刀を奪取りて斬殺せし共、又三枚橋邊の料理にて、雙方共酒を飮みしが、不法の言を云懸け、刀を拔いて斬らんとせしが、其刀を奪取られて、斬殺されしともいへり。

江州草津にて仇討の一件

同六月江州草津邊野呂新町といへる所にて、備中玉島の角力取、玉手山利喜右衞門といへる者を殺害せし、岩吉と申者を、右玉手山弟今井筒光藏弟子時津浪清兵衞・稻積長吉・瀧渡仲藏・甥常盤山彥藏といへる者、五人にて討取りしといふ。仰山に取沙汰をせし事なりしが、一つは懷手にて無力の者の不意を討ち、一つは草津にて人足を働居る無力の岩吉を欺きて、途中へ釣出し、力者五人掛りにて之を斬殺す。何れも寢鳥をさすよりも容易き事なれば、事々しく噂せし程の事にてはなかりし。

江戶より大風雨の由來狀

天保七申七月廿四日出にて江戶より來狀の寫。

當地も四月半ばより只今に至り雨天計り、其內天氣も少々は御座候得共、終日快晴と申す事無ㇾ之、諸人大難儀の處、當月十七日夜より雨風烈しく、十八日朝四つ頃よ

り以の外の風雨に相成り、始は巽風にて大嵐、後に南に風り變大風なる事難二申盡一、近邊燒失後漸〻普請出來の所多く吹倒し、拙宅の向通り借家廿一間程一棟一町へ連り候所抔、不レ殘吹倒し、其外火の見飛行候處數軒、築地邊の屋敷抔は格別當り強く、長屋潰れ候處數多、其外町方屋根を捲り、家出り逃出候者有レ之。乍レ去逃出候ても風雨強く息を詰め吹倒され、歩行難レ成恐しき氣色仕合に、拙宅抔は所々痛候得共、先先宅に居付、相凌ぎ大に仕合仕候事に御座候。　品川邊より鮫洲・大森邊は皆海邊石垣打崩れ、津浪打來り、海側の家は皆打碎け、乘船にて山川の田甫へ老人は皆逃出候事恐しき事共にて、いさゝ風雨晝七つ時前に鎭り、先々一統に致二安心一候事に御座候。　彌〻當地も米高直、玄米にて下物小判一兩に三斗二升位と申事に御座候。　小賣米百銅に四合五才、極下五合の由。　大抵は搗米屋商賣相休居候事に御座候。　扨々穩ならぬ事共に御座候。

植田源八

凶事諷刺の狂作

同九月江戸より申來候趣如レ左。

物騷俄始　自身番　夜攻往來　擊柝喧　町内半鐘寢耳響　夢中頭結　犢鼻褌。

偸人騒動風閙高　厳重夜廻爲レ是勞　若使ニ家主逢一盗賊一　仰天狼狽捲レ尻逃。
霖雨如レ絲數月長　藏前頻上米相場　困窮裏店置レ離影　家主迷惑失ニ途方一。

嵯峨釋迦回向院にて開帳。前々と違ひ雨繁げければ
開帳はいつも人氣といふなれど今は浮世が兎角釋迦さま

京童の口ずさみ

周防門の前には日月なし　世にいらぬ花橘が二本はへ（伊井 感應寺）

江戸大嵐の一斑

大嵐荒增心覺

一、七月十七日夜九つ時雨降出し、十八日曙より大嵐となる。晝八つ時過迄風雨不レ止。七つ時前より雨止み嵐追々納り。夜に入り月光出づ。日頃よりは晴朗の青天となり、今朝登城の輩は駕籠は南に向ふ。されば增人にても難レ進、御老若御上は何よりも御延引、下乘より御合羽・御陣笠・御冠笠被レ召、跣なり。尤加賀殿・伯耆殿は鎧御著用。

一、御玄關前塀重り御門內五抱程の大なる樅の木折れ、樅尤內は空（うつろ）となり有レ之や、

多羅葉の枝の上へ倒懸り、枝左右へ折連り、御書院御番所の家根の上へ落ちければ、御番士雷の落懸りし如く思ひ成しといふ。御黒書院前の東御庭の大木の枝折れ、家根へ倒れし故、奥御右筆所組頭部屋の所へ枝落入り、大津彌三郎・田中休藏旣に其枝裂けて響きしを仰見るに、頭上へ落懸る程になりしに、五寸程外へよけしといふ。御玄關前西脇銅水盤碎ける。大廣間大縱翌日御作事其外より尺を取りし處、一丈六尺五寸餘、亘り六尺あり、長さ十九間三尺なり。當日林肥後守殿御見分、翌十九日御廻懸り、御老中・若年寄衆御一同御見分有レ之、御入國の時御旗御結立て被レ置候。御由緒の由肥後守殿被二仰聞一。

　愚按に御本丸は寛永・明暦兩度炎上有レ之に付て、御入國頃の大木は有レ之筈には無レ之。殊に御本丸の方御入國以後御取立に相成候儀、旁、肥後殿御物語不審の事に候。

大嵐に付二の丸角矢倉、其外諸々壁落ち、御普請所葭張・足場悉く落損じ、本所・深川筋材木屋の分悉く流失損毛、筏組にて拾出ると雖、十が一の由。諸船の家根取れ、又

又船々流失數百艘。諸所へ引上げ後金にて申受候處、家根一艘金三兩二歩宛の由。羽左衞門芝居十八日家根會所葺立て、十九日より芝居道具不揃に候得共、興行始候由。中村は「十九日より相始む」と書出し有レ之候處、十八日大嵐にて諸道具・家根迄吹失候故、月末迄は延引の由。嵯峨釋迦開帳、佛十八日本堂へ御立退、家根其外共風雨損に付、十九日・廿日は靈室斷不レ出、廿一日より靈室出づ。然れ共參詣は同樣群參賓に靈佛なり。地內見せ物類十九日休み、二十日より長崎踊と女の足藝・猿芝居。力持は有レ之。伊賀越大仕掛も舞臺廻りは月末迄休み、諸大名火の見の屋根、上杉彈正大弼を始め七箇所、町の火の見喚鐘迄折失ひし處三箇所・五箇所、火の見計り五箇所、二階・物干所又は家根吹折りし分、其數を不レ知。兩山・紅葉山大木折れ、今日隱居家督大勢被レ仰付レ候處、大風雨に付、廻勤の儀は今明日の中に可レ罷越レ旨御用捨にて、何れも難レ有、翌日廻勤有レ之由。

家慶任將軍に就き豫め諸士の役祿を定む

将軍御宣下に付御役祿

一、先達て及レ達候面々總出仕、左の通り登城。內府樣御歲も被レ爲レ重候に付、御政務

被レ遊ニ御讓一、御本丸へ來る酉年四月可レ被レ爲レ移候。公方樣被レ爲ニ御隱居一、西の丸へ可レ被レ成ニ御移一候。右の趣京都へ被ニ御遣一、將軍宣下の儀も御願被ニ仰遣一候。不ニ相變一內府樣へ御奉公可レ仕候。此段申聞べき旨御意候。

大御所樣附御老中松平伯耆守

年來出精相勤候に付、虎皮鞍覆・御鐙鞍拜領、以來打上腰網代乘物御免、但折傘 大久保加賀守

加判列被ニ仰付一大納言樣附脇坂中務大夫

御本丸森川內膳正

若年寄被ニ仰付一大御所樣附大岡主膳正

三千石御加增土岐豐後守

二千石御加增大御所樣附水野美濃守

御本丸勤本鄉丹後守

大御所樣御側衆西丸御書院番頭より岡部因幡守

西御丸同淺野壹岐守

御本丸・御老中太田備中守

大御所樣附永井肥前守

大納言樣附本多豐後守

同斷大納言樣附堀田攝津守

二千石高に御加增御用取次被ニ仰付一大納言樣附 新見伊賀守

御本丸松平筑後守

大納言樣御側衆帝鑑間席交代寄合組 松平左兵衛督

大納言樣附御書院番頭御本丸御小性組番頭より 本多對馬守

同附御小性組番頭御本丸新番頭より 蜷川越中守

中奥御小性酒井隱岐守　　同附御本丸御使番より御目附加藤靭負

御徒士頭より牧野靭負・鳥居輝藏　　同附中奥御番より御徒頭岩瀬内記

大納言様附御本丸御書院番頭 曾我伊豫守　　御書院番頭遠山半左衛門・久貝又三郎（岡田伊豫守組）

同御徒頭安藤左兵衛　　同附御本丸御小性番頭永田孫四郎（高力丹後守）・

諏訪庄左衛門・田邊十左衛門（大久保紀伊守組）・三好悌三郎（曾我伊豫守組より）

小十人頭　西尾藤四郎　　右御所様附御臺様御用人より長谷川能登守・三好所左衛門　　御本丸御簾中様御用人より　守山主水正・毛受勝助

甲州騒動一件

天保七申八月廿一日甲州騒動米高に付打こかし一件。

笹が峠より起立つ人數凡七八千餘、持道具竹槍・鐵炮其外飛道具品々。

廿一日手初。

一、駒替宿、櫻屋六兵衛・柏屋與兵衛・組屋小右衛門。　一、上栗原宿、福家傳兵衛・非儒屋三右衛門・中屋三郎右衛門・同人隱宅。　一、平町田中、小野七兵衛・大黒屋伊兵衛・同人隱居（此所にて死人數多有レ之）　一、上原田村、（大金持）奥右衛門（右同人所持米凡五萬俵有レ之由）　一、松本村、（金持）龜屋金助。

一、河内村、駿河屋何某。　一、石田村、槌屋何某（此所御代官陣屋有）

廿二日曉七つ時より甲府へ亂入。

一、一番渡邊屋善助、一條町。　一、二番、金澤屋佐吉、山田三丁目。　一、三番、河内屋平吉。　竟町一丁目、此間に八日町と申す所にて二文家屋酒店・若松屋足袋店此二軒酒飯幷足袋等を出し無難に相濟む。　一、四番、和泉屋作右衞門、山田町一丁目（廿三日明六時）一、五番、十一屋酒店、柳町。　此所にて酒飯出し無難。　一、六番、河内屋德兵衞、三日市一丁目。　一、七番、同卯兵衞、柳町三丁目。　一、八番、大黑屋善兵衞、右同斷。一、九番、河内屋忠助、同四丁目、此所中飯少間取候由。　一、十番、柴田藤兵衞、緑町、右の人持米其外藏に入有之諸道具・證文等迄、火懸燒拂候由。　其節惡風にて其近所家數十一軒燒亡候由。是より新町へ入る。　一、十一番、鍛冶屋政右衞門、新町。　一、十二番、麻屋、同町。　此外駒替宿より此所迄、宿々打こかし候。　十二三里の間と申す事。

張本人森武七（五十歳）〔原本上に「丸に二」の印下に森と書ける小旗あり〕同人名前不知（廿四五歳位）〔原本上に瓢簞形の印ある小旗あり〕小荷駄

馬六匹右は當廿三日出しにて飛脚を以て御老中樣へ御屆書寫しなり

安藤太郎の尺牘

秋冷の節彌〻御多祥奉二恭喜一候。然ば小生儀道中無二故障一、本月四日東府仕候。乍レ憚御放慮可レ被レ下候。誠に出立前は彼此御面倒の儀相願ひ、殊更預二御餞別一千萬難レ有奉レ存候。道中米價高直。旅籠賃三百以上にて困入候。八月十三日の風龜山以東甚しく、荒井前後尤も甚しく、竝木の大木大半倒御座候。濱松は格別大荒と申すにても無レ之候得共、一里の內にて竝木六百八十本倒候由申候。竹藪は悉く枯御座候。餘程の大風と被レ察候。甲州郡內と申所に一揆發り、一萬餘の徒黨にて毀廻り候。沼津水野出羽樣・小田原大久保加賀樣ゟ防の人數四百餘人參候由承り候。沼津の小荷駄十五六駄に逢申候。吉原と申す宿にて、沼津勢の握飯拵候に米五俵費候由申候。途中の風說は一揆五萬餘人と申候。何れも飛道具にて荒廻り申候故、手に合兼候由也。江戶米直段四合五勺・五合と申事に御座候。先日頃迄は三合五勺位に候得共、御借米下候由、少々安く相成候由なり。聖堂人數塞り御座候に付、古賀樣塾へ入寮仕候。

九月六日　安藤太郎

甲州村々徒黨の者共追々及₂狼藉₁候趣申上候。

當八月廿四日御屆申上候。西村貞太郎御代官所甲州都留郡郡內領上下谷村騷立、去る十四日人家打毀、引續き同郡村々騷立ち徒黨の者共、同十五日貞太郎御代官所小梨郡駒飼宿へ押懸け上火致し、右合圖を以て所々ゟ人數寄集り、同宿打毀勝沼宿へ寄集り、夜に入候節は山梨・八代兩郡村々の者共追々加り、都合二千五百人も可₂有₁之と相聞、夫より村々へ徒黨の者共押懸け、一味不₂致者共は打殺し、又は可₂燒拂₁旨申威候に付、無₂據村々人數差出候得共、頭取體の者帳面記し、右人數を先立村々米商・質屋渡世の者居宅打毀、右の者共食事手當の儀は、村々の內身許宜しき者共選申談候儀に有₂之、廿二日朝に懸け田安殿領地栗原村・歌田村打毀、右陣屋元一丁田中村打毀、同居桑戶村打毀、貞太郎手附手代賴に付、勤番支配永見伊豫守・戶田下總守へ懸合、私手附手代の者加勢として多人數差出し置候內、私御代官所山梨郡村々へ移、甲府御城下へ押懸候由に付、人數過半繰上げ候の處、同夜西村貞太郎御代官所川田村打毀、夫より石和陣屋許を始め、八代郡の內村々打毀、廿三日朝私御代官所

山梨郡坂打村・坂垣村より甲府町方へ懸り候に付、私手附手代・足輕共多人數差出、穢多非人幷村の人等も大勢寄集り候得共難二取鎮一、坂打村・坂垣村無難に通り。甲府町方へ押入、町々數軒打毀ち質品・家財等市中へ持出し、火をかけ燒上り候に付、早鐘撞立候次第に有レ之、或は御城内御藏をも拜見仕度風聞無二此上一始末に付、兼て被二仰渡一の趣を以、最寄大名無レ之、私陣屋許か十八里程も可レ有レ之候へ共、外に手當無レ之に付、信州諏訪伊勢守へも申談候處、可レ然取計候樣申聞候儀に御座候。此上甲府町方は勿論、在方私御代官所村々へも立入、可レ及二亂妨一儀と奉レ存候間、村々へ申渡、獵師鐵炮を以打殺し、手附手代・足輕共の儀も銘々罷出で、徒黨の者共斬捨候樣申渡置候間、此段兼て御聞置可レ被レ下候。最初違作に付米穀買占の者有レ之、村々百姓共難儀致し候由の趣意に候處、此節は無類の惡徒共大勢打加り總人數六七百人、夜に入り二三千人程にも相成の由、手分に白旗・赤旗幷目印樣の物打立て、先手・續手等を分け、太鼓・鐘を打ち、竹貝等を吹立、重立候者共は帶刀・拔身等を取携狼藉に及び、中々以手餘候體に有レ之候。捨置候へば猶々人數加り、何樣の大事可二差起一も難レ計被レ存

候間、勤番支配へも被仰渡、此上御城外幷在方は非常御備、徒黨の者取鎮め、捕方手配り等被仰渡御座候樣仕度奉存候。猶追々可申上候得共、此段申上候　以上

申八月　　井上十左衞門

下げ札　本文風聞御座候に付、早速私儀手附手代幷門藏方手代下役、其外人數召連れ、勿論戶田下總守幷御藏立合兩人共、一同相詰候處、御城內向御藏方共御別條無御座候。此段下げ札を以て申上候。以上

甲州村々徒黨の者共相鎮候趣申上候

追々申上候。西村貞太郎御代官所甲府都留郡郡內領村々徒黨の者共、小梨・八代郡村々へ押入、兩郡村々相加り、貞太郎幷山口鐵太郎私支配所田安殿・宮內卿殿領知、甲府大家打毀又は土藏へ火を懸け、及狼藉亂妨候者共手附手代差出、追々多人數召捕打殺候處、當八月廿三日夜甲府近邊在方共へ廻相鎮候間、諏訪伊勢守方へ人數差向方及斷、其段御屆け申上候處、同夜中又々散亂致し、所々へ寄集り、翌廿四日曉巨摩郡大家打毀及狼藉、其上甲府境町牢屋敷幷私陣屋をも打毀火を放し、同人可

盜去ニと申合候趣風聞有レ之候に付、猶又人數差向方伊勢守へ懸合、早速手附手代共村々へ多人數差出、私陣屋圍の儀も夫々備置候處、私御代官所巨摩郡臺ヶ原宿邊へ向押懸け頭取共、馬又は駕籠に乘り指圖致し、村々及ニ狼藉強盜ニ候を、私手附手代儀共可ニ召捕ニと追詰罷越候。伊勢守人數は廿四日酉の中刻諏訪表出立、翌廿五日未の上刻臺ヶ原宿迄到著致候に付、狼藉の者共難レ進、猶私手附手代共追々多人數差加り、殊に御嶽山神主共由緒の趣を申立、私陣屋へ相詰候に付、右の者共召され召捕方差加有レ之內、先立候手附手代共へ、私御代官所同郡大八田村に於て、徒黨の者共拔身を持ち手向ひ、鐵炮を打懸候に付け、獵師共に申付鐵炮爲レ打、竹槍・棒を以て追詰め、其場に頭取周吉捕へ、差續き候者共同村幷臺ヶ原宿に於て三人卽死致し、其餘疵負候者四五人有レ之、幷近き村々に於て多人數召捕候に付、其餘の者共逃去行衞相知れ不レ申候。先手狼藉の者共相鎭り候得共、猶又寄集り候儀も難レ計候に付、伊勢守人數は、同廿六日私御代官所同郡龍王村に繰上げ止宿。同廿七日逗留仕り、彌、穗鋒と〔本ノマヽ〕相聞候に付、同夕引拂の儀申談じ、翌廿八日龍王村出立爲レ仕申候、彼の伊勢守人數

一揆召捕の人名

姓名書幷召捕に召連れ候御嶽山神主共姓名書、相添御屆申上候。

本文打毀候家の儀、未だ姓名も不相分候得共、甲府勤番支配甲府山田町上一條町・三日町・柳町・緑町・西靑銀町・魚町町人共居宅・土藏等毀ち、土藏の品引出し切散し打碎き、又は火を懸候分十三軒有之、夫より私御代官所小梨郡飯田新町を始、外凡十八箇村程打毀ち、金銀・衣類・脇指等威取候分の儀に有之候。追て見分吟味の上委細の儀は可申上候。其外貞太郎・鐵五郎支配所御兩郷御領地村數不相知、私手附手代共召捕候者共百七十餘人、右の內には頭取幷差續又は與黨共に被成、無據附添骨折候者共有之。勿論御兩郷領地の者共他支配私領の者共有之候得共、村名・名前等巨細に取調行屆不申候。卽死深手の者共は、何方の者共不相知、死骸は假埋申付候。且徒黨の者共持居候刀・脇指・拔身六十餘振、鐵炮一挺、斧五十、鎗二、太鼓一、妙ばち三、其外十手樣の物等夫々取上置申候。以上

申八月　井上十左衛門

諏訪伊勢守人數　一番手　物頭 有野源兵衛・郡奉行 高山作右衛門・大目附 中島刑部左衛

諏訪伊勢守屆け

門・給人大熊善兵衛・同高山甚之丞・醫師若月友仙・同飯田儀兵衛・目附役石橋市左衛門・兵具方岩波三郎右衛門・徒三村又八郎・同平原勇・小頭笠原友之丞・同中山五郎兵衛・同小原繁助。武器兵具持參の品々略ㇾ之。同心七十人・中間二十人・小荷駄方十一人。　後詰。　物頭久保□平右衛門・給人千村源五郎・同三沼九左衛門・徒保延丹次・小頭岩波與右衛門・同松見彦左衛門・同心五十人・中間五人・歩者二百人。　二番手。　物頭澤市左衛門・郡奉行兩角市郎右衛門・大目附赤沼鑑藏・給人山田又吉・同工藤孫太・醫師永田春端・目附役牛山吉左衛門・同林惡十郎・同藤村雄次・矢具方村井鯛藏・徒高木政之丞・同延内彦之丞・同牛山善五右衛門・小頭石瀨順之丞・同大橋善助・同何屋作之助・同心六十人・中間十五人・小荷駄方十一人・寄者百三十人。　武器・兵具持參の品略す。　外御嶽山神主社家姓名略す神主十四人・社番十一人。

右之者共、廿六日私御代官所同郡上圓井村迄相詰め、引取申候。　右の通り御座候以上。　天保七申九月　井上十左衛門

一、天保七申年八月廿八日、御用番松平和泉守樣御勝手に入、御內覽御表へ差出す。　御差手

昨日御屆申上候、甲州邊百姓共騷立候由に付、領分兼て見廻りとして差出候者、領分境諏訪郡葛木村にて、當月廿四日甲州邊百姓共凡千人餘も通り候に付「何方へ罷通候や」と相尋候處、同州大武川村迄罷越度き旨、一向申に付、利害申聞候へ共不ㇾ聞入罷通り候旨、尤私領分は手差等仕候儀無ㇾ御座ㇾ候段、在所家來共より申越候に付、此段御屆申上候。以上

八月廿八日　　　　　諏訪伊勢守

一、同九月二日朝、和泉守樣御勝手にて公用人出會入ㇾ御內覽ㇾ、直に御表へ差出候差手

去月廿七日御屆申上候、甲州御代官井上十左衞門より在所家來共へ申越候は「都留郡・八代郡・山梨郡の百姓共致ㇾ徒黨ㇾ及ㇾ狼藉ㇾ候に付、早速人數差出候」樣申達候に付、去月廿四日人數差出候處、翌廿五日十左衞門より多人數召捕候に付、徒黨の者共相愼申候段人數差出に不ㇾ及旨申越候に付、領分境へ引取罷在候處、間もなく同人より徒黨の者相集り、甲府御城下最寄御代官支配所村々亂妨致し候に付、早速人數差

出候樣申遣候に付、早刻韮崎宿迄相詰申候段、在所家來共より申越候に付、此段御屆申上候。以上

九月三日　　諏訪伊勢守

一、同九月三日、和泉守樣御退出被差出候處、御差手濟。但御勝手にて入御內覽、御表へ差上す

昨日御屆申上候、甲州邊百姓共騷立候に付、御代官井上十左衞門より人數差出候樣在所家來共へ申越候に付、甲州韮崎宿へ人數相詰候處、十左衞門より同州龍王村へ相詰候樣申付候間、同所へ相詰め、去月廿八日朝長善寺前御代官所へ物頭の者召呼び、及靜謐候間、人數引取候樣申候。扨又二番手人數は、同月廿六日同州上圓井村迄人數共罷越候處、十左衞門より二番手人數は最早相詰候に不及段申聞候間、卽刻引取申候段、在所家來共より申越候に付、此段御屆申上候。以上

九月三日　　諏訪伊勢守

内藤隼人正に差出せる人數書

人數書は御月番樣へは不差出、道中奉行內藤隼人正樣に御預に付、差出候。

甲州韮崎宿迄差出候人數一番手

物頭一人・郡奉行一人・大目附一人・給人二人・醫師一人・目附役三人・總頭一人・給人一人・目附役一人・徒士一人・兵具方一人・徒士二人・小頭三人・足輕七十人・中間二十人・小荷駄方十六人・小頭一人・足輕五十人・中間五人・外に歩之者二百人。鐵炮三十挺・弓十張・玉藥箱・幕千封・幕串・陣小屋道具・百目旅筒一挺・藥長抑一掉・(目方廿二貫匁)・玉入四夕(目方三十五貫匁)・玉箱三荷(目方二十貫匁)右附添罷立候鐵炮方諸士十四人。

甲州圓井宿迄差出人數二番手

物頭一人・郡奉行一人・大目附一人・給人二人・醫師一人・目附役一人・兵具方二人・徒士二人・小頭三人・足輕六十人・中間十五人・小荷駄方十一人・外に歩立者百三十人・鐵炮三十挺・玉藥箱・幕五對・陣小屋道具・弓十張・矢箱・幕串。

八月廿七日御達

水野出羽守殿 留守居

內藤隼人正

内藤隼人正より水野出羽守の家來への達

甲州都留・山梨・八代三郡、村々百姓共騒立ち、同國上谷村米穀商人共宅打毀、田安領知同國一丁田中村百姓家をも打毀ち、御代官西村貞太郎陣屋、元同國石和宿にても、百姓家三四十軒打毀ち火を懸け燒拂ひ、引續き甲州町方へも亂入致し及ニ狼藉一候由、同所御代官井上十左衞門申立候間、容政道被ニ仰出一趣も有レ之、國を隔り候儀には候得共、甲州最寄の儀に付、早々人數差出し取鎭め、若手に餘り候はゞ打拂切捨候ても不レ苦候間、其旨被ニ相心得一、尤御代官よりも取鎭人數の儀可レ及ニ懸合一候條得ニ其意一可ニ取計一候。　以上　申八月

一、同九月二日、御用番和泉守様御勝手へ入、御内覽直に御表へ差出候

一昨廿七日夜、御勘定奉行内藤隼人正より家來の者へ相達候、甲州都留・山梨・八代三郡村々百姓共騒立ち、同國上谷村米穀商人共宅、其外所々打毀ち、或は火を懸け燒拂亂入致及ニ狼藉一候由、甲州最寄の儀に付、早々人數差出取鎭め、若し手に餘り候はゞ打拂斬捨候ても不レ苦候旨相心得、尤彼地御代官井上十左衞門よりも取鎭人數の儀可レ及ニ懸合一候條達趣、家來共より申越承知仕り、今廿九日申の上刻人數差出申委細

の儀は、追々可₂申上₁候得共、先此段御屆申上候。以上

八月廿九日　　　　　　　　　　　　　　　　　　水野出羽守

在所目附

一、申八月廿九日內藤隼人正樣より御所望に候て差出候人數書

覺

物頭二人・郡奉行一人・目附一人・給人六人・醫師一人・武器掛二人・小荷駄掛二人・徒士目附四人・作事方一人・足輕小頭四人・同同心二人・足輕四十八人・大工二人。以上

一、申九月八日御用番和泉守樣へ差出候

水野出羽守出兵歸參の屆

去月廿九日御屆申上候、甲州都留・山梨・八代三郡、村々百姓共騷立及₂狼藉₁候に付、爲₂取鎭₁彼地へ差向候人數、去三日巳の中刻右私宿手前四日市場へ參著仕り、御代官西村貞太郎役所へ申達候處、手代共相越村々騷立候者共、去月廿五日迄に相鎭候間、最早人數差出候に不₂及旨申聞、勝手次第引取候樣貞太郎より以₂紙面₁申聞候。依₂之人數引取今六日申の上刻在所へ歸著仕候、此段御屆申上候。以上

九月六日　　水野出羽守

在所目附

一、御達元に付、内藤隼人正様へも右の段御意勤候（但手控も不差出候）

一、諏訪伊勢守様、甲州一揆に付、御人數被差出候處、御代官井上十左衞門様より御人數へ被下候由、諏訪様衆松村氏より直に聞候由。

八月廿五日晝頃より韮崎宿。右は上下共一汁・二菜、總辨當。

同廿六日より廿八日朝迄龍王村右同斷被下。右の內廿六日夕御料理、一汁・二菜、御重詰。御肴二種飯御酒二樽上分計へ被下。廿八日朝四重但御肴。

同廿八日、韮崎宿、右一汁・二菜被下。右被下に付ては、此度小荷駄も引添ひ、出張致候へば、聊食事等差出候儀無御座候旨、再三御手代中被相斷候得共、十左衞門様仰の趣にて、何分承引不致候に付、任其意候。

甲州一揆を報ぜる書簡

一、申八月廿六日甲州住居の者より御當地さる方へ文通候由

百姓騷動の事（甲斐上口四郡、南北二日路餘、中國なり。田數一萬四千三町、知行高廿四萬）

一、正德四年松平甲斐守樣御領分に相成候節、檢地入三十萬石餘に相成り、當八月米直段高直京升三升を甲州升一升、右一升にて五百三十二文と相成り、凶年に御座候。甲州には米多分御座候得共、町家・在々・大町人共買占候旨、郡內一萬八千石の所にて米出し、甲州より遣候處に御座候、凶年にて遣不ㇾ申候間、郡內百姓共段々申合候は、谷村の御陣屋下町家を七八軒も打毀し、夫より勝沼宿鍵屋と申酒屋を目差參候處、酒十石計も表へ出し、呑次第米三十俵宛に切召致し、戶板二十枚計積重ね、香の物等數限なく、栗原村・下栗原村にて三軒打潰し、一町田中田安樣御陣屋下市左衞門と申す酒屋・質屋、酒桶五六十本計切海の如くに御座候。口原細々に切、金子七千兩計に候。其外道は衣類不ㇾ數知ㇾ毀し、家・長屋・藏七箇所小微塵に打毀し、又々七郞左衞門と申す酒屋・質屋右同斷。外に二軒、同夫より熊野、同村奧左衞門と申者、長家二十軒計・家・藏十箇所小微塵に打毀し、口原道具・帳面・箱類・著類・夜具引出し、七箇所へ積み火を懸け燒拂、一萬兩計と相見候。此者米買占惡ずれ候間、第一目も當てられぬ次第なり。百姓凡三萬八三手に分れ、在々・所々を打碎き、在々・村々三四軒宛又

又郡内上郡より美坂懸越へ、千人程入込み、夜晝の譯なく村々目印の一丈計の旗を立て、高く張り、甲府城下町々大町共三十軒計毀し、中に竹藤と申質屋藏三箇所中へ火を懸け、三箇所藏金に積り二分兩計金喜伊豆作と、兩家金・銀・錢撒散し、二三萬兩計り通道錢金二三寸溜り、金・銀・錢も斯程に見る事無之、前代未聞の事に候を、兩御頭樣御旗本二百人、與力・同心・小人・三百人も見附々々を固め、御城は勿論の事御召捕二三百人計歩き候由、廿一日より廿六日迄を記し候御存じ可被口候。

八月廿六日

一、八月廿七日付書狀の寫

以手紙申上候。秋冷相催候處〔本ノマヽ〕□□□然ば此度當國百姓一揆蜂起仕り、國中大騷動に及び候、右始末申上候。抑當國の三月下旬より當八月に當る六箇月の間、始終雨天勝にて快晴は漸廿日位も有之候樣老人抔も覺不申由に御座候。又六月土用中に白毛降り申候見受候處、四五寸又は三尺も有之、何共雜具無之て御座候。右雨天故米穀殊の外高直に相成、其外諸色直段引上、諸民難儀仕候。乍然當年の作物は

岩本宗悅
書狀の寫

隨分宜き由に御座候。又候八月十三日大風雨にて大嵐仕り、材木・米穀商人共買締商不ㇾ出候。大人氣惡しく相成由に御座候。甲府表共一二分位に御座候。然る處當八月十七八日頃、郡內和田村大目附邊十八箇村徒黨仕り、郡內谷村陣屋を打潰し、其邊富家は大潰し、同廿日笹本峠を打越、同廿一日勝沼邊へ參り、同廿二日右私陣屋を打潰し、其邊へ富家を打潰し又は燒拂、諸道具を打潰し申候。此節甲府表風說には、一萬人餘も可ㇾ有ㇾ之由に申候得共、二三千位には奉ㇾ存候。實は近邊へ百姓等相加り、又は盜賊・非人過半にて多分に相成申候。同廿三日一揆共二手に分れ、一手は中部筋へ參り、一手は甲府表へ押來り、山崎にて諸役人人足共難ㇾ取鎭、追々甲府へ亂入仕り、八田町・柳町・緣町邊の富家を相潰し、剩竹藤と申すへ火を懸、四五軒類燒仕り、夫より肝羽町・松銀新町を押通り、同廿四日所々を打潰し又は燒拂、南は市川鰍澤に到り、西は龍王・韮崎邊へ到り、同廿五日臺ヶ原白次郡來石邊亂妨仕候。誠と東西廿里餘南北八九里の間、晝夜の無ㇾ差別ㇾ至る所は富家を打潰し、諸道具を打潰し家を燒拂、實に目も當兼候次第に御座候。人數の儀は所々にて相加り申候。乍ㇾ然晝

夜六日の內に候間、悉く勞果て候由に御座候。其內に村方所々にて打捨又は生捕多く有ㇾ之、白次・臺ヶ原五町切・大八田邊面々柿原邊にて搦取申候人數六七百人も有ㇾ之由に、御座候。又候廿三日信州より飛脚を遣され、同廿四日夜諏訪に到著仕、同夜諏訪侯御家來番頭五組人數三百六十人發足仕、廿五日當國へ打入、切捨十八人・生捕百人餘、昨廿六日夜龍王・新町止宿仕候。甲府表町方木戶々々を打固、諸旗本御門々を相固、甚だ騷々しき事に御座候。漸〻廿六日少々安心仕候。誠に御治世以來は勿論無ㇾ之、武田家以前も合戰は可ㇾ有ㇾ之候へ共、此度の如く百姓一揆、盜賊共國中不ㇾ殘亂妨仕候儀は軍書・傳記にも無ㇾ之と諸人申合候。全時節到來の儀と奉ㇾ存候。先は右一件始末申上度如ㇾ斯御座候。益〻御披露奉ㇾ願候。尙後便可ㇾ申上ㇾ候。早々頓首

八月廿七日　　　　　　　　岩本宗悅

大殿樣
御弟子中樣

右大殿樣と有ㇾ之候は、右坂宗哲老の事に候。
宗悅は宗哲老門人にて、甲府肝羽町住居なり

浮世の有樣　卷之五　終

浮世の有様　巻之六

天保八年正月の雑事

天保八丁酉年の大小を詠める

三五十七る田畠八正に十二ぶん二四もひが霜九六やさかづき

新玉の春を迎へぬれども、これ迄と違ひ世間一統に物淋しき事共なり。されども元日・二日共に天氣至つて穏かにて、今年こそ豊年ならんと思はれぬ。三日雨、四日少雪、五日も同じく雪少し降る。六日・七日も同斷なり。夜更けて雪多し。八日の朝に至りては地に積る事三寸計り、九日も少しく雪降る。十日快晴。十一日霙降る。四日の夜、淀屋様にての初相場を聞くに、肥後米一石百五十一二匁（舊冬仕舞相場は、百六十三匁五分也）同八日堂島にての初相場百五十九匁五分、同九日五十七匁なり。

初蛭子

初蛭子も分けて賑やかなりしか共、何分にも盗賊の徘徊すること甚しき故、夜に入りて參詣する者とては至つて少なく、例年の如くにはあらざりしといふ。只諸人打寄りて咄しさ

へすれば、諸色の高價なると、盜賊の噂と餓死人・行倒者の噂のみにして、餘の咄しをなすことなし。

豐前小倉の火災

正月四日、豐前小倉城中番所より火出でて、天守・矢倉は申すに及ばす、城は殘らず外郭迄燒失す。實は家老・用人の中に三四人至つて惡しき者候より、家中にて之に恨ある者共申合せ、其者共を燒殺さんとて、城の內外共詰り〱迄に焰消を仕掛け置き、一時に火を放ちて之を燒立て、火の移らざる所をば悉く打潰し廻りしといふ。

〔頭書〕小倉は暗君・愚臣・姦惡の者共上下よく揃ひし家にして、昔より內亂の常に絕ゆることなし。近來領中へ課役・用金等を頻に申付け、一統の困窮これを譬ふるにものなく、一揆の起れるも宜べなりといふべし。かくの如き程なれば、銀札も潰れ大に困窮に及ぶといふ。され共小倉の城は昔より、九州探題の處なるに、此度燒亡惜むべきことなり。

又一說に、百姓の一揆起り大勢一時に起り、城門を打破り放火せしとも、又家中の騷動と百姓の一揆と、暗に一時に起り立ちて、思ふ儘に放火をなしぬる故なりともいふ。何れにも惡政の然らしむる處にして、上の不德といふべし。

五穀成就御祈禱の御詠

天保八丁酉夏四月朔日、五穀成就御祈禱、五大社・十大寺へ仰付けられ候節御詠

雨にうき風に心を碎くかな民の仕業の只安かれと　今上皇帝

わが爲に何を祈らん天つ神民安かれと思ふ計りぞ　仙洞法皇

武士の本領を論ず

武士道の弛廢

夫れ武士の四民に冠たるや、治亂ともに各〻其職分を守り、能く夫々に勤勞を盡し、萬民をして平易に居らしめて、何れも安堵せしむるを以ての故なり。此故に上よりして夫々の身分に應じ、平日多くの秩祿を給ひ、妻子・臣妾に至る迄、其秩祿に飽滿ぬるに至る。これ皆君恩と先祖の武功とによる者なれば、何れも孝悌・忠信の端をも辨へ知りて、深く愼み思ふべき事なり。然るに近來武道大に衰へ、多くは其本意を忘れ、常に驕を放(ほしいまゝ)にして自己の身分をも辨へず、君より給ふ處の知行をば無用の事に費し、動(やゝもす)れば頻に肩を怒らせ臂を張りて、農商の利を奪取りて、是を己が有とせんと思ふ輩も少なからずといふ。歎ずべき事にあらずや。斯かる輩の僻として、聊かの事にても常に反する事にても起りぬれば、其難を恐れて是を避け逃れ、其身の恥を少しも厭ふ事なき上に、先祖累世の屍迄を恥かしめて、兒女の嘲を受くるに至る。淺ましき事と云ふべし。露計りにても男子らしき心有る輩は治亂ともに心

を用ふべき事なり。別して亂に當れる時は、進みて敵に對し彼を切つて大功を立つるか、己れを切られて其節操を全うするの二つを思ふべきものなり。いか程に其命を惜み、世に長生して安逸に居らん事を思ひぬればとて、百歳の壽命を保ちぬるものにはあらず。此故に死に聊かの遲速ある計りの事なりと思ふべし。彼の異國に王たる秦始皇・漢の武帝等が死を憂ひ、生を貪らんとて種々の大戲を盡して、萬世に不朽なる笑を殘しぬるを鑑みても、是を思ひ辨ふるべき事なり。爰に神祖世を治め給ひてより昇平二百年に餘れり。天保八丁酉年二月十九日大坂に於て、東御町奉行跡部山城守組下の與力に大鹽平八郎といへる者あり。此者發狂の如き有樣にて三四十人計りの黨を結び、天滿川崎よりして處々を亂妨・狼藉し、放火をなせし事ありしに、直に是を召捕る事能はず、彼をして十分に亂妨をなさしめたる上に、悉く是を取逃し、漸々と名さへ知れざる雜人を纔三人鐵炮にて打取りし迄なりし。一人の與力少々の黨を結びて、亂妨をなせるすらかゝる有樣にて、二萬軒に近き程家を燒失はせ、死人・怪我人二百七十餘人に及び、天下の諸侯をして騷動せしむる

二月十九日大鹽反す

大鹽の亂に付武士の臆病を嘲る

大鹽征伐の手術を論ず

事かくの如き大變に至る。若し又一城をも構へし者の叛逆を企てまじき者にも非ず、若しや左樣の事にてもこれ有るに當らば、如何して是を討取らんと思へるにや、諸司の臆病未練なるは、皆これ天下の御威光に係りぬる程の事にて、少しく心有つては恐入るべき事に非ずや。始め大鹽が川崎を亂妨せる時、其近邊へは一人も寄付く者なく、遙に道を隔てゝ此方にては、天神橋の南手を切落し、跡部城州には城中へ逃隱れ、西御奉行堀伊賀守は御役所の四門を閉し、是に狼狽蟄して（其節專ら東御役所へ逃行きて閉籠りしといふことなりしか共、矢張り西御役所に其儘居て門を閉せし事ならん。）漸々と天滿一圓放火にて燒立て、船場上町へ渡り處々方々放火して燒立つる頃に至りて、漸く兩御奉行共、出張せらるゝ程の事なりしといふ。淺ましき業といふべし。（西御奉行堀伊賀守には、二月二日矢部駿河守に代りて出來られし事故、日數僅か廿日にも足らずして、此變に及べり。此度の騷動此人の知られし事にてはなかるべし。）若し一人にても少しく武夫の心有りて、兵道の端くれにても辨ふる程の者にてもあらば、大鹽が己れが家に放火し、其近隣を火矢にて燒立つる頃、僅か二三人にて御神廟の築山に登り、鐵炮にて彼を擇み打にするに、何の難き事かあらん。彼は素より諸司の人々を侮り、白晝に斯かる狼藉に及べる程の事にして、

肝心の討手さへえ向はざる程の事なれば、僅か二三人にて出來れる程の勇士あらんとは、夢にも心付かざる事なるべし。又さもなくば往來の人々を引留め、味方すべしとて槍を與へ、車などをも曳かせぬる程の事なれば、之に同意せし樣にもてなして、不意に起きて彼を突殺すとも安かるべし。され共是等は忠義にして、其志鐵石の如き勇士にあらざれば能くせざる事なれば、其命を捨てゝ之をなさんと思へる者一人もあらずして、之をなし得る事の能はずと思はゞ、凡そ百計りの人數にて神速に其場處へ馳向ひ、此方よりも矢石を飛ばし、鉾矢備にて無二・無三に打入りなば、一擧に彼を討取るべし。彼は素より死地に有りて少しも要害の備もなく、只鐵炮・石火矢を便りにしてあばれ廻れるのみなれば、之を討取るに何の難き事あらんや。少しも恐るべき敵に非ず。殊に其日は西南の風烈しく吹きて、己れが放てる火に身を焦し、烟に噎び卷かれぬる程の事なるべし。味方は素より地の利を得、南には日本無雙の堅城を控へ、前には淀川の固め有りて風火又其助をなし、後に少しも心掛りの危ぶみもなくして、一天下は悉く己が味方にて、何の恐れか之あらん

や。進みて敵に向へばとて、悉く皆殺さるゝ者にはあらず。死せんと思へば生き、生きんと思へば殺さるゝ事、往古よりして其例ありぬる事を思ふべし。只彼を知り己れを知りてよく之を計らば、必勝の顯然たる事は、其戰はざる始に明瞭たる事なり。何をか恐れ何をか危ぶみ思へる事のあらんや。然るに只狼狽へ廻れるのみにして、聊の思慮分別もあらずして、斯かる天下の御恥辱を引出せし者は、何れも只死を恐れ命を惜しみ、恥を知らざるが故なり。淺ましき業と云ふべし。若し又敵を十分に危ぶみ、人數の程も見積る事もなり難きことゝ思はゞ、西の方四軒町の入口より、人數を鉾火備になして馳向ひ、南は神廟を固めて少しも動く事なく、只其粧を見せて鬨の聲を揚げ、西備より一二町も隔てゝ、北の方へ一手の勢を備へて繰り掛りの形をなし、又は一向二裏などの變化の有樣をなして、後を取切るやうなる形をなして敵を少しく繰くらば、主將大鹽平八郎を打捨てゝ、首謐の士大將瀨田濟之助を始め、一騎當千と賴み切つたる庄司・渡邊・近藤の類は、施行貰ひに出來りて首を斬らるゝことの恐ろしさに、據なく附隨ひぬる百姓等と共に、その後を取切

られざる先にと、北の方へ大崩れになりて逃行くべし。處々に些かなる兵を伏置きなば、一人も漏さず之を生捕となすべし。併し斯く十分に亂妨狼藉をなさしめて之を捨置きしは、「其鋭氣を避けて其勞るゝを討つ」といへる本文によりしものなり抔と、へらず口聞きぬる先生達も有るべけれ共、大鹽を始めとして其徒を殘らず取逃せし上は、少しも其道理にも當り難きことなり。武人此度何れも大狼狽へにうろたへ、大なる不覺を取りたりし事を恥ぢ思ひ、治に居て亂の忘れ難き事を知り辨へて、武士の武士たる所行に勤め基きて、これ迄の如くなる平日の奢を省き、よく儉約をなして、何れも武器の一つ宛をも持貯ふるやうになりなば、たとへ此後不時の變起る事あり共、淺ましく見苦しく大狼狽へにうろたへて、兒女の嘲を受くる程の事には至るまじき事なり。

大鹽の人相書の批評

諸屋敷へ廻りし大鹽が人相書の中に、鍬形付の兜を著し黑の陣羽織、其外は相分らずと有り。落人となりて世間を忍び隱るゝ程の身分にして、左樣に異形なる樣にて歩き廻れる者あらんや。「心得難き人相書といふべし。又「惡黨共所持致し候飛道

具類、殘らず御取上に相成候間、安心致し候樣に」との御觸有りしが、是も大鹽が徒これを捨置きて、落失せし跡にて之を拾ひ集めたる物にして、一つとして取上げし物はあらざりしと云ふ事なりし。

大鹽の亂に付豐島屋門藏の咄

高麗橋筋谷町の邊に、豐島屋門藏といへる下宿を渡世とする者あり。此者天滿の火事を聞くと其儘、直に東御役所へ走行きしに、門を閉ぢて敲けども明くることなく、誰有つて答ふる者もなかりしにぞ、詮方なくて引取り、夫より天滿なる火元へ走付けしに、思の外なる大變なれば直に引返し、又御役所へ到りけはしく御門を敲きぬれ共、始めの如くにて更に答ふる者なければ、又すご〳〵と我家へ引取りしが、晝前に至りて又走行きしに、此時漸と御門開けて有りしにぞ、門内へ走入りしに、何れも大狼狽へに狼狽へ廻りて、騷々しき事なりしが、門藏が面を見ると其儘「やれ門藏かよく來てくれし。早くこゝに上りて玄關に在る鐵炮に玉藥を込めくれよ。御奉行には早朝より御城入にて未だ御歸なし」とて、何れも狼狽へ廻れる計りなるにぞ、門藏は心得しとて、鐵炮を取上げ之に玉藥を込入れしに、筒の中銹付きしと見

えて其玉途中に滯り、いかんともなし難かりしといふ。此事を右門藏が外にて語りぬるを委しく聞きし故こゝに記し置きぬ。此騒動を見ながら、半日計りも入城をなして何の用が有るや、此一事にても其臆病未練にして、此度の難に遇ひて諸人思はざる苦しみを受けぬる事の、全く手後れし故なりといふ事を思ひ計るべし。兵書に云く、「上兵は謀を以て伐ち、其次は交戰つて伐つ。將と成りて謀なき者は匹夫をも摶つこと能はず」といへるは、かゝる事をいへる事ならんか。

宋高宗岳飛に問うて曰く「何れの時か天下太平なるべきや」。答へていふ、「文臣錢を愛せず武臣死を惜まずんば、不日に天下太平ならん」。又張俊兵を用ふる事を問ひし時、「仁信智勇嚴」と答へし事あり。岳飛は豪傑の士にして、數々大功を立てし程の者なる故、其言略にして意味至つて深し、よく孫呉が骨肉を得たるものといふべし。

大鹽平八郎が亂妨狼藉せるを捕抑へる事は、始にもいへる如く、袋中の鼠を捕ふるに等しきものなり。かくいへば此度の騒動近邊は、諸屋敷にして町家建連なり、昔よ
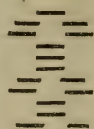
りしていへる處の小路軍なれば至つて六ケ敷く決して、鉾火繰懸り一行二裏などといふども、之を備へぬる場所さへもなし。いかんぞ之を川崎にして防ぐ事のなるべきや抔、思へる兵家者流の名家もあるべけれ共、こは只彼我の辨へなくして、鉾火といへば 如此 繰懸りといへば 如此 一行二裏といへば
かくの如くなる備なれば、道幅狹くして人家建連りし處にては、決して備へ難き事なりと思ふべし。こは只其形に括らるゝものにして、兵に千變萬化ありぬる事を知らざるが故なり。其千變萬化ありと雖、其人に非ざれば士卒をして、よく手足の腹身に於けるが如くに使ひて、其用をなさしむること能はず。此の故に三軍の敗は狐疑の心より生じ、數萬の兵を鏖にするも良將の方寸にあり。剛臆・智愚・勝敗の別有る事を知るべし。彼に白起が勇謀有るにもあらざれば、我に馬服子が眞似にてもなせる程の者にてもあらば、夫にて事は足りぬべき事なるに、夫さへなくして惡黨共、弓・鐵炮・槍・長刀等にて亂妨・狼藉し、そこら邊りを燒立て人數の程相分らず
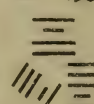
と、公邊迄を驚かし奉りしかば、將軍家にも百三十里を隔てし所にて、諸侯に命じ官府の四方を固めさせ給ひしといふ、恐入るべき事にあらずや。これ皆當所の諸司臆病未練にして、是を討取る事能ざる上に人數の見積さへ得せで、大狼狽にうろたへぬる臆病風を關東迄も吹かせぬる者なり。若し大鹽が行方知れずして、此者手廻らざる間は飽く迄も國家の費え多く、公儀の御仕置も立ち難し。淺ましき事といふべし。予其任に與る者に非ざれば、之を評するも益なき事にあれども、理の趣く處斯くの如くなれば、後の世に至りて子孫たる者の心得にもなれかしと、歎息しながらに之を記し置きぬるものなり。必ずしも異人に見せて、之を批評せらるゝ事なかるべし。

由井正雪と大鹽平八郎

慶安の初、由井正雪なる者有り。此者數百人の黨を結び、及ばざる企てを工みしかども、其事忽ちに相顯れ正雪は自滅し、其黨召捕へられて何れも御仕置となりぬ。之をすら叛逆人の如く云ひなして、後世に至りても大層なる事の樣に心得ぬれば、大鹽が此度の亂妨の如きは石火矢を打立てゝ、一萬八千二百四十七軒燒

きて、死人二百七十餘人有り。何れも此亂妨を見る者はいふに及ばず、見ぬ者迄も是を聞恐し、大狼狽へに狼狽へて、天下悉く騷ぎ廻りて、之が爲に國土の費ありし事擧げて數へ難き程なる事なりしかば、後世に至りては、當時大狼狽にうろたへて、大騷動せし事をば辨知る事なければ、大鹽が如き者をも嘸仰山に思ひ計れる事なるべし。淺ましき事といふべし。三月十日の夜、此度騷動に付いて餘りに其うろたへし樣のをかしかりしかば、予が思ふ處を記し置く者なり。

丹波なる龜山てふ處に言を巧みにし、正しき人の樣をなして諸人に媚び諂ひ、己が身を立てんとて密かに姦惡を工みなして、衆人を僞り欺ける佞人(ねぢけびと)ありぬ。此者先つ年より浪花津に出來りて、年久しく旅住居せしにぞ、斯かる正なき曲者なることをば露計りも知り侍らで、聊の故有るを以て彼者と親しく交りしにぞ、信實(まめ)々々しげに我を謀り欺きて、思ひ寄らずも遂には吾家の寶の數を盡さしめ、其上に異人の貯へ持てる寶までも僕(やつがれ)に之を借出させて、其寶をも悉く取收め、言を巧みにして、深くも僞り欺きて持歸りしにぞ、日を經て後に其欺きし事を悟りて、審(つばら)に思ひ當り

ぬるやうになりしかば、此三とせ餘りは頻に胸を痛め、深く心を苦しめ侍べりしにぞ、僕に親しき家族はいふに及ばず、常に睦び交はれる他家の人々迄、共々に力を添へて種々に手を盡し侍れ共、彼曲者には素より黑き心以て、深く工み構へし事なれば、いか程に之を咎めて迫り込みぬるをも、「蛙の面に水」とやらんにて、露計りも恥らへる色さへなくて、そが上に尙も惡しき心逞くして、言を巧に欺きて逃れなんと謀りぬるにぞ、我も今は堪へ忍び難きの極に迫り至りぬるにぞ、暫しも捨置き難き事なれば、天たもつ八の年如月十日、まだ夜も明やらぬ頃よりして、宿を立出でて彼地へ到り、其罪を糺し、これ迄我を苦しめぬる報ひをなして、思ひ知らしむべしと、心猛々しく道を歩み行きしが、ふと去ぬる五日曉の頃、朝日山の端を出で僅尺計りも立登れる樣を夢みし事を思出せしかば、

茜さす日の出を夢に見てしこそ惠み有るてふ驗なるらん

かゝる事など口吟み步みしが、程なく長柄の渡しにかゝりぬるにぞ、口ゆゑに橋は朽ちても人柱の己れにかへる後のいましめ

江口の里にて、西行法師が、歌詠みかはせし君てふ女の故事を思ひ出せしにぞ、

淵か瀬か昔知らねば知らねどもされどゆかしき君が古塚

高槻の城下を過ぐるとて、

淺間にも内を見越せる高槻の城は名に似ぬひく築にして

櫻井てふ里の道のかたへに、楠公の暫し休らひ給ひしといふ松を見て、

誠あれば休ふ名さへ松と共に後の代迄も朽ちせざりけり

山崎にて八幡宮を拜し奉りて、

名にしおふわが日と本の弓矢神助けてぞたべ誠ある身を

長岡天滿宮の御前を過ぎぬるに、梅の花盛りなるを見て、

天滿つる神の光りに梅の花も色香ぞまささる長をかの里

いつ來てもあかぬながめや長岡の宮居も山もいけも林も

光明寺の前を過ぐるとて、

弓取るといふぞをかしゝ熊谷はまことの道を知らぬ曲者

老の坂を越ゆるとて、

盜人におひの坂道踏越えぬ思ひ知らさん憎きしゝくら

酒呑童子が首の神に祭られぬるを見て、

大賊の首を祭れる諸人は首斬られん事を祈りぬるかも

篠村なる八幡宮の神前に向ひて、

尊氏の願ぎて利を得し八幡の神の惠をいのりこそすれ

龜山にてよめる。

これ迄は我れを瓢と思ふともゆるしやはせじなまづ士

三歲餘り義理も情けもかけやりぬ背に腹ぞ今は許ざし

明君上に在し、賢臣これを輔佐け奉れることは、天下の人のよく知り辨ふる事なれば、やつがれも其惠を蒙りなんと思ひて、遙々と來りぬるにぞ、

憂き事の迫り絕えせで辿り來しぞ惠を賜へ明らけき君

峠を越ゆる時に空一面に曇りて小雨降出でしかば、大に道を急ぎぬるにぞ、龜山へ

著しは未の刻なりし。此日は初午に當りぬるにぞ、諸の役所々々を悉く閉し、一家中皆暇ありて、己が心々に遊び歩きぬ。又城内には鎭守に稻荷明神を祭りぬるに、雜人の參詣を許されぬる事故、城下はいふに及ばず遠き村々よりも、大勢の者共集ひ來りて、賑やかなる事なりし。予は妻が親里へ落著きしに、此家の主は保津村とて、十餘町計り隔りし金比羅へ參詣せしとて、宿にあらざりし故、予は飯抔したゝめて暫し休息ひぬるに、大雨盆を傾けるが如く又篠をつくに似たり。宿の主も途中にて此雨に逢ひぬる故、之に降込められて漸々と日の暮るゝ頃歸り來りしかば、直に之に案內させしめて、他の家族に到り、こゝにして予が遙々と來りぬる事の始め終りを詳らかに語りぬ。かくて明くる十一日の未明よりして、彼の佞人はいふに及ばず、彼に連なれる家族を相手として、之まで堪へ忍びたる憤怒の勢を振ひしかば、彼徒大に戰き慄ひ恐懼れぬる樣になりて、彼曲者には忽ち養家を捨てゝ逃失せんとせしにぞ、かくては家の一大事なりとて、彼に連らなれる者共、之を尋ね出して連歸りしに、忽ち發狂せしかば、何れも之を取押へ置きて、頻に予に歎き詫び

龜山の詐欺の一族をこらす

詐欺師發狂す

ぬれ共、年久しく彼曲者に惱まされぬる事なれば、かゝればとて今更に之を許すべき事に非ざれば、當人をば捨置き其家に連らなれる者共を捕へて、嚴しく責め惱ましぬ。され共彼曲者へ上より給ふ處、やう〳〵僅か十五石に三人扶持なるに、其が中を彼地に於て過半は引當になして金を借り入れ、其引當さへ二重・三重に處々の證文に書入れながら、之を渡さゞる程の事なるに、之が親類てふ者も漸く十五石を高になして、八石・四石位の身代の者共なれば、何れも詮方なく、困じ果てぬる樣にて詫び願ぎぬるにぞ、强ひて之を取立てんとする時は、彼曲者の爲に七軒の親類までをも家を失はしむるに至れる事なれば、餘りに便なき業と思ひしにぞ、我が身にかゝりぬる苦しみをも顧みず、僅か四分にして其一つにも足り難けれども、親類の者より僅か計りの銀子を受取りて、其餘は今年よりして、年毎に三石の米を受取りぬる事に定めて、當人をはぶき親類共七人の證文を受取りぬ。斯かる事に及べるさへ、彼や此と九日計りの日を費しぬるにぞ、急ぎ宿に歸りなんとて、十九日の朝とく龜山を立出でて巳の半頃に至りて、淀の下なる下津てふ處に到り、今井船の二

大坂火災の有樣

番目を呼止めて、之に飛乘りして下りしが、橋本の少し上山崎の邊にて、ふと大坂の方に當りて烟立登れる樣の、乘合ふ人々の目に留りぬ。何れも大坂へ歸る者共なれば、我が宿の邊りにやあらんか、又河內路にても有りやせん抔、種々に評しつゝ下りしに、牧方にて飯酒など商ふ船出來りしかば之に尋ねしに、大坂の出火なりといへる事確に分りぬ。され共大坂の內にて何れなりといへる事は、定かならざりしに、鳥飼にて天滿東與力町といへる事詳に相分り、堤上の人家何れも火事裝束にて駈行きぬ。斯くてこの處をも過行くに火勢愈〻盛んに立登り、凡そ十町計りも燒廣がりし有樣なるに、頻に鐵炮·石火矢の音耳を貫き、赤川の東邊堤傳ひに大坂の方より、逃來る大勢引きも切らず。老人を背に負ひ幼子を懷に抱き、子供の手を引連られ、婦人兩刀を帶し、槍·長刀を一つに引括り蒲團を傾け、婦人荷物を差荷へるなど有りて、其人每に取亂せる有樣哀れにて、目も當てられざる事共なるに、又川中には多くの船を漕ぎ連ね、種々の雜具を積重ねて、逃來れる樣の狼狽へぬる騷々敷事なりし。次第に大坂へ近付くに從ひて、鐵炮·石火矢の音甚しく、川崎より天滿一

面の火となり、天神橋の北詰も燒け南詰をば切落し、船場上町も一樣に燃え上り、烈しき事限りなし。八軒家も燒拔け船の著きぬる家もなく、其上鐵炮・石火矢等にて川筋の往來もなり難しとて、櫻の宮の上手にて船を止めて、人々を上げしにぞ、予も其處より船上りせしに、櫻宮の邊には逃來れる者取分多く、何れも聊の荷物を堤の上に積上げて、呆れたる顏して火を眺むる有れば、恍惚として氣拔けせし如き有り。泣き叫ぶあれば勞れはてゝ打倒れる有り。病める人の哀れげなるなど、何れも目も當て難き有樣なり。かくて其處を過ぎて網島へ入りぬるに、此處は分けて町幅も狹き處なる故、諸の道具を持ちて大勢の逃げ來れる事なれば、此處を通拔けぬる事の難き樣に思はれしかば、野田橋を越えて片町を西へ走り、京橋を渡りしに、橋の南番場の入口には、與力・同心、槍・棒を持連り其處を固め、兩刀を横たへし者をば一人も通す事なく、强ひて通拔けんとする者をば之を捕へて引戻し、散々に打擲するにぞ、予も危ぶみ思ひつゝも其側を馳通りぬ。此方の入口も同じく始の如く嚴重に備へて、侍をば通さゞれども八軒家の方は一面の火にて、一歩も步み難き

有様なれば、混雜に紛れて足早に番場の內へ馳入りしに、番場には逃げ來りし者、一群々々に種々の道具を積み重ね、大に混雜する中を鐵炮・切火繩にて槍・長刀の鞘をはづせるを持ちて驅廻れる、如何なる事とも分き難く、一時も早く宿へ歸りなんと道を急ぎぬる故、之を問ひ極むる迄もなく道をはすかひに走りて、追手筋へ出でて西の方を眺めしに、火は此筋より遙か南へ燒拔けて、人數一面に黑み立ち鐵炮の音頻に聞ゆるに、そこの處を通拔けぬる事は難き樣に思はれしかば、番場南へ本町筋へ出で、混雜の中を押分け鐵炮・槍にて馳廻れる中を通拔け、本町橋を渡りはすかひに馳歸りしに、淡路町の邊にて頻に鐵炮の音響き渡り、逃げ來れる大勢の有樣面色土の如く慄ひ戰ぎ、足の踏む處さへ定かならざるにぞ、己は瓦町を西へ御靈筋を北へ京町橋を渡りて、橫堀を北へ走りて漸々と宿へ歸りつきしに、加島屋久右衞門・加島屋作兵衞など石火矢にて燒討に來れりとて、宿の邊りは何れも諸の道具を取亂し、婦人・小兒の類ひ悉く遠き處へ逃げ去りて、家々に主又は下男など面色土の如くに變じ、慄ひ〳〵も據なく止まりて有りぬる樣子なり。

〔頭書〕町人の大家等は燒れて給金を遣し、斯の節には早速

に駈著けぬる者共、其家の分限に應じ廿人も三十人もあり。此者共夫々の主家へ走著きしか共、何れも火矢。鐵炮の音に驚き火の勢ひに恐れ、己れ〳〵が家を思ひ、皆ぬけ〳〵に歸り去り、大家と雖も平日内にて召仕へる者の外には、一人も人なし。まして中以下の左様の手當もなき家には、外よりして見舞にも手傳にも來れる者なくて、大に困りぬる事なりしといへり。

予が家も悴一人にて、外より出來れる者兩人有るのみにて、諸道具を引散し妻は大切なる品を持ち、下女に包みを背負はせて南堀江なる知邊の方へ立退きしとて宿にあらず。「如何なる事にて斯くは騷々しき事なるや」と、之を問ひ極むるに、東組の與力大鹽平八郎諸人困窮を憐み、己が家の什物を悉く賣拂ひ、金一朱宛一萬人に施行し、町家にても鴻池・三井・米屋等の大家へも、「施行して貧人を惠みくれよ」と賴みぬれ共、何れも之を諾はず。

大鹽平八郎貧人に惠む

大鹽騷動の原因

御奉行にも「闕所銀仰山に積みある事なれば、之を以て貧窮の良民を救ふやうになし給へ」とて、屢、申立てぬれ共、其事御取上なくて御咎を蒙りしといふ。之に依つて平八郎御奉行を恨み憤り、與力・同心其外浪人の類幾に黨を結び、施行の金貰はんとて出來りし百姓共を引留置きて、今朝五つ半頃己が家に火を放ちて、夫より組屋敷を燒拂ひ、十丁目筋へ馳出て火矢にて燒立て、十丁目を南へ天神橋を渡らんとするを見て、橋の南を切落せしかば、此處を越ゆる事能はず、西へ下り難波

鴻池其他富豪の家に放火す

橋を押渡り、一番に鴻池・天王寺屋・平野屋、高麗橋筋にて三井其外を焼立て、平野町より淡路町を焼きぬ。此處にて其黨三人計り打殺されしといふ。予は宿に歸ると直に忰に命じ、下女を差添へて妻を迎に遣し、青野光明寺の松原より小松四五本持歸りしを庭前に植ゑて後、飯十分にしたゝめて近邊心易き者共訪ひしに、何れも大騷動をなし狼狽へ廻れる樣なれば、之を制し「一人の大鹽一端の憤に堪へず僅かなる黨を結び、二三百の百姓原を引連れしとて、是等は烏合の者共なれば何程の事かあらん。見よ〳〵程なく人數亂れて散々に成行きて、再び之を集むる事は成難く、騷動も是迄にて濟行くべし。彼素より一夫にして一城を保てる者にも非ざれば、落集れる巢穴もなかるべし。殊に附從へる百姓は施行貰はんとて出來り、殺伐せられん事を恐れ、據なく附從へる者共なるべし。さすれば一陣破れて殘黨全き事は得べからず。必ずしも驚く事なかれ」と、人々を制し置きて宿に引取り「何も騷ぐ事なく何かの取片付せよ」と、申置きて、炬燵にうたゝ寐せしが、其儘にして翌日朝まで熟睡す。「朝飯をたべ給へ」とて頻に呼起すにぞ、之に目を覺して起上り食を

したゝめ、一面に取散らせし道具をば片付け、昨日下女が南堀江に預け置きし包を、早朝に僕に命じて取りに遣せしに、下女が背負ひ行きし包を屈竟なる僕が持兼ねて、道にてあまたゝび休らひて、漸々と持歸りしもをかし。外へ持出せし物とては加茂越後が跡付二つ持退き呉れぬると、悴が計ひにて、加島屋十郎兵衛へ具足櫃三荷と挾箱一荷を預けぬる計りなりしかば、内の片付は手疾しかく埒明きぬ。され共火は益〻熾んにして、少しも收まる事なく、次第に東南の方へ燒廣がり、只今加島屋を燒打に來りし、どこそこを打碎き燒打つ抔とて東西に逃迷ひ、うろたゆる人々の有樣、哀れなる中にもをかしき事なりし。予が家に出入する輩は、予が諸道具を取片付けて平氣にてあるを、「餘り大膽なる致し方なり」とて、數々狼狽へながらに諫めぬるも殊勝の事といふべし。廿日の二更過に至り、漸々と火は鎭まりしか共、世間の騷々しさは同じ事にて、大坂市中一樣に震動し、婦人・足弱・老人の向は近きは今宮・天王寺、遠きは堺・平野・河内・大和の邊にて所緣有る方へ立退きしといふ。御當代に至りて、斯かる騷動ありし事は未曾有の事なりしかば、矢石に驚き火に燒立て

婦女今宮大和等へ避難す

諸方より加勢來る

大坂城代以下諸役人名

られて、狼狽へ廻りしも理りと云ふべし。斯かる仰山なる騷動に及びしかば、諸國への聞えは尙大層の事にて、先づ一番に尼ヶ崎より一番手引續きて二番手馳來り、引續きて岸和田・郡山より馳來り、何れも番場に陣取して御城の固をなす。又町奉行より姫路・明石・薩摩・筑前・出雲等へ加勢を賴まれ、何れも御籾藏の固をなす。其外小屋敷の向も夫相應の用意をなす。長州へも御賴み有りしかども藏屋敷の事故、左樣の用意なしとて之を斷りしといふ。追々に姫路・明石・龍野等より人數馳登り、龜山よりも使番・目附役等馳來り、御加勢の人數差向可レ申哉否哉を御城代に伺はる。

〔頭書〕高槻侯には在城の事故、六百人の人數を從へ、何れも甲冑を帶し、焰硝十三荷・玉二十五荷、其外何かの手當をなし三島郷迄出張有りしか共、こなたより御城代御斷にて引返へせしといふ。

御城代、土井大炊頭。西大御番、北條遠江守。東同、菅沼織部正。玉造口御定番、遠藤但馬守。京橋口同、米倉丹後守。山里御加番、土井能登守。中小屋同、井伊右京亮。靑屋口同、米津伊勢守。雁木坂同、小笠原信濃守。御目附、中川半右衞門。同、大塚太郎右衞門。東町御奉行、跡部山城守二千五百石 西同、堀伊賀守。御船奉行、本多大膳。御破損、森佐十郎・鈴木榮助・榊原太郎衞門、御弓奉行、上田五兵衞・鈴木次右衞

門。御鐵炮奉行、石渡彥太夫・御手洗伊右衞門。御具足奉行、上田五兵衞・祖父江孫助。御金奉行、幸田金一郞・石渡彥太夫。御藏奉行、島田三郞右衞門・比留間兵三郞。御代官、根本善右衞門・谷町一丁目池田岩之丞。堺御奉行、曲淵甲斐守。

町奉行諸方に加勢を依賴す

斯くて町奉行より追々藏屋敷へも御賴にて、土州・伊豫松山大州・肥前幷に蓮池・安藝・小倉等よりも固めに到る。備前へも御賴なりしに、病氣なりとて斷りしといふ。實は留守居始め、一人も甲冑を持てる者なく大に狼狽へ廻り、雲州抔へ數具足にても苦しからず、一領にても貸し給へとて、内々賴み來りしか共、雲州にもなくて之を斷りぬるにぞ、詮方なくして暴に病氣なりとて斷りしといふ。大家の藏屋敷殊に平世武張りし樣に聞きたるに以の外の事なり。大なる不覺といふべし。

高松屋敷防備の模樣

又高松屋敷には何時燒討に逢はん事も謀り難しとて、船の用意をなし門々を閉ぢて、大狼狽に狼狽へ、すはと云はゞ婦人・子供を兵庫の方へ落しやらんと、其用意をなし、若し奉行所より此方へも御賴みあらんも計り難ければ、其用意もせでは成り難しとて、狼狽へながらに其手當をなすに、屋敷中にて鐵炮を持つ術さへも知らぬ者計りにて、

長州倉番の狼狽せる有樣

城代以下の防備

和泉屋吉兵衞鉛獻上

やう〳〵藏奉行平尾嘉右衞門といへる者、鐵炮少々打ちし事ありしとて、俄に此者に稽古をなし、頻にから鐵炮を放せしといふ、可笑き事なり。〔頭書〕此騷動の中にて諸屋敷より具足屋へ馳付け、古具足に至る迄爭ひ買ふ有樣見苦しく淺間敷き事なりしとぞ。 又長州には前にいへる如く斷りなりしか共、此上にも强ひて御賴あらば否む事もなり難からんと、其積りをなして騷ぎ廻りしにぞ、取迯せて頭痛し耳の遠くなりし者、心中、悸動して戰慄する者など有りと云ふ。別して大鹽が此度の工みは、町人の豪家・藏屋敷等を重に目ざしぬる由、專らの風聞なりしにぞ、何れも大狼狽へなる中にも、分けて諸屋敷の有樣至つて見苦しかりしといふ。斯樣の騷動なりしかば、逃行く人々にあへかれされて、堺邊にても家每に諸道具を取片付け逃支度せしとなり。 斯かる騷動なれば、御城內にて御城代始め御定番・大御番・御加番・百騎衆に至る迄、夫々に持口々々を固め、追手先にも夫々に陣備へある。先づ一番に御城の人數の備。其外には尼ヶ崎・岸和田・郡山等の人數なりといふ。又其混雜する中にて、難波御藏より兵糧米を馬にて御城へ運びぬる事、引きも切らず。其中にて長堀の和泉屋吉左衞門へ仰付けられ、鉛八千斤納めしといふ。 鉛上納の事は

和泉屋の出入播磨屋庄兵衞といへる者の咄なり。始めあわたゞしく、鉛三千斤いひ來り、又二千斤又三千と
て、都合にて八千斤なりといふ。然るに人足不足なれば、人を貸しくれよと申さるゝ故、據なく人夫の内雨人
を殘し置きしに、此者共に印の半被を著せ鐵炮を渡しぬるにぞ、「私共は鐵炮打ち候すべをも知らず、斯樣な
る役は勤め難し。御免しあるべし」とて、種々に之を斷れ共曳に許さず、無理無體に鐵炮を持たせ、此者共を
先に押立つるにぞ、「然らば何卒跡になして連れ給へ」とて、種々に願ひ詫びぬれ共、之を許さずして先へ立
たしめ、士は其跡に付いて馳廻るにぞ、恐しく堪へ難きにぞ、晝前に至り大に空腹になりしかば、「暫く歸し
給はれ、仕度して參るべし」と斷りぬれ共、之を許さず。一人に饅頭を十宛與へて、七つ過ぎ迄先に立て馳出
行き漸々と暮前に到りて許し歸されて、始めて人心地なりしといふ。かゝる恐ろしき事に逢ひしはこれ迄に
覺えざる事にて、此後とても生涯にも有るまじき事なりとて、身震して語りしといふもをかし。只御
城よりといふ事にて、何れといへる事は聞かざりしが、定めて之は御鐵炮奉行なりしものならんか。

〔頭書〕堺筋唐物町北へ入る高見喜兵衞方へも、其方所持の焰硝悉く御城へ持運べとて、あわたゞ敷く使來り、殘らず納めしといふ。

厩治郎八と大鹽一件

上福島に厩治郎八といへる者あり。此者御城代はいふに及ばず、同處の屋敷・近國の諸侯の館入をなし、馬入用の事有る時には何時にても其數を揃へて、其用を勤むる者なるが、十九日の朝天滿・川崎の邊火事なりといへるにぞ、與力・同心に彼が旦那々々と唱へて出入る先々多く有りぬる故、早々身拵し、「御城には遙か隔りぬれ共、近來の火事は油斷なり難し、若し火廣がりて御城へ近付く事あらば、尼ヶ崎の馳出し有るべし。其心得にて馬を用意なし置くべし」といひ置きて、己れは天滿與力町へ馳行きしに、町火消并に穢多村の火消共與力町の四方を取卷き、屋敷内へ入込み

ては色をかへ、「あな恐ろし、鐵炮を打ち、拔身の槍刀など振廻る。命こそ大事なれ」とて逃出づる。何れも常の火事なりと思ひ、かゝる事とは露計りも知らざる事故、火消又は火事見舞等入込みては逃出し〳〵、先繰に此の如くなる故、何共分り難き事なれ共、怖物（こはきもの）は見たしといへる譬の如くにて、大勢の人の押合ふ中をこは〴〵出拔けて四軒町の邊を窺ひ見るに、最早近隣を燒立て行列を正し、追ひ〳〵此方へ近づき來り、火矢を家々に打込み、拔身の槍・刀を振廻し、大なる旗六流を押立て歩み來れるにぞ、早々に逃出で與力町にては出入先一軒へもえ行かざりしといふ。名にしおふ大鹽なれば、市中に出て惱す事はあるまじと思ひぬる故、其邊の町々にて心易き方々を見舞つゝ、夫より用事あれば之を調へんとて、船場へ渡りてあちらこちらと歩き廻れる中に、次の外なる大火となり、市中大騷動に及ぶ樣になりしかば、「斯くては必ず尼ヶ崎より二番手の人數を出すべし。一番の用意は申付け置きたれ共、二番手の備は心付かであるべし。早く歸りて其用意せんと、馳歸りて其備へをな

尼ヶ崎屋敷より人數を出す

す處へ、「二番手の馬を拵へ早く屋敷へ來るべし」と申來れるにぞ、使に引添へ馬四匹引連れて、尼ヶ崎の屋敷へ馳行きて、二番備に加りぬ。〔頭書〕大坂の騒動によりて尼ヶ崎より馳出す。此度の變は常の出火と違ひぬる事故、何れも甲冑の用意を申付けられしに、一家中大方質に之あるにぞ、質屋へ掛合ひ、此度騒動に付き具足入用なれば暫くの間借しくるゝ樣に相頼み、「事果ば直に返し渡すべし」とて種々に頼みぬれ共、質屋共これを諾はず、何れも困りはてぬるにぞ、其旨家老に達し、家老より質屋共を呼出し、「此方受合にて、事終らば速に上より料物を下し置かるゝやうに取計ひ遣すべし」と、家老の受合にて漸々と承知して、質屋より夫々へ具足を相渡せしといふ。武家に不似合不覺悟の至にて、笑ふ可き事なり。〔頭書〕大坂御城與力にも具足之なき者多く有りて、是非なく火事裝束にて出でしかば、同心共も夫故具足を著る事もなり難く、何れも火事羽織なりしといふ。一備の人數四百五十八、人夫共に五百人計り。都合二備にて千人の人數なり。　一番手は直に御城へ詰めて追手御門外南の方を固め、二番手は屋敷に控へて御城代の指圖を傳へしが、廿日早朝より、「一番手と同じく御城を固むべし」と仰出されしかば、早天より馳出して二番手引添ひ、かぎの手になりて北向に陣取りしに、「京橋御門外の固めせよ」と有りしかば、直に陣を其處へ移し、漸々と陣取りし處へ、使來りて、「土手の外京橋の南詰を固めよ」となれば、又陣拂ひして土手の外に出で、川に添ひて備へしに、又使來りて、「京橋を向ふに越えて備へよ」となれば、又こゝを陣拂せしが、餘りに屢々備を移させらるゝ事故、何れも呟きながら京橋を向ふに

渡りしが「此處は人家建連りし處にて陣場も惡しく、又此處に無理に備へを立てぬる共、又外へ移せと申來るべし。此上は敵に行逢ふ迄どこ迄も行くべし」とて、片町を東へ野田橋を越えて三十町計も踏出せし處へ、跡より三人連にて馳來り「最早餘程先刻の事なりしが、森口に吟味の筋ありて玉造口の與力・同心三十人計り鐵炮をかたげて參り居ぬれば、御心得の爲に御知らせ申すなり」と言置きて引返す。こは敵なりと心得、同士討あらん事を思ひてなるべし。夫より尼ヶ崎の人數は森小路といふ處迄到りしに、何れも空腹になりて堪へ難き樣になりぬ。互に顏を見合せて困りはてたる有樣なり。物頭がいへるやうは、「我等もかく空腹にて堪へ難き程なれば、馬も定めて同樣なるべし。飼葉の手當やある」といひぬれ共、夫さへ其手當なければそこら邊りを走廻り、漸々と豆を買出し、暴卒に是をたきぬるなど、大に周章て返りし事共なり。斯くの如くに彼此と陣取せしに、彼の三十人計り森口を目當に先へ行きしといひし玉造の與力・同心、跡より漸々と出來り、尼ヶ崎の陣所へ出でて森口へ參る由を斷りぬるにぞ、「遙か先立つて森口へ行き給ひしと聞きし

尼ヶ崎の人數森口に陣取る

に、いかゞして後れられしにや」と尋ねければ「道にて陣取りて遲れし由」を答へしにぞ、途に先立出し者の跡に後るゝ故なし。こは何れも森口は大鹽に故有る者多き由風聞せし事故、かの鹽の巣穴の樣に心得て、氣後れして行きかねしに、尼ヶ崎の人數大勢にて押行くを見て、之を力にやうやうと出來りし者なるべし。なくて斯程に後れぬるやうなし。さも「然らば我等も共々に參るべし」といひぬるに、「何分にも此方共森口の吟味を申付けられて、出來りし事なれば、我等計り先づ入込み見申すべければ、御勢は入口なる藪の蔭に備へなして給はるべし。若し怪しき事あらば速に相圖すべし。夫迄は暫し控へ給はれ」と云ひぬる由。こは何れも氣後れて進兼ね、尼ヶ崎勢を便りに出來しが、是と共々に市中に入込みて吟味をなす時は、己等が前以つて、申付けられし詮なきに至りぬる故、大勢の味方跡に控へあるを便りに入込みしものと思はる。　かくて尼ヶ崎の人數は、森口の入口迄進み藪の蔭に控へて見合せありしが、空腹彌增にて、何れも堪へ難くして困じはてぬ。暫く有りて玉造の人數出來りしが、此處には何も怪しき事なし。「水田に心當りの處あれば之より直に參るべし」と云ひぬるにぞ、「然らば我等も共に參るべし」と、其用意すと雖かく空腹にては如何せんと思煩ひぬるに、玉造も飢ゑに堪へ難しとて、大に難澁の

尼ヶ崎人數風雨に攻めらる

様子にて、困りはてたる處へやう〳〵とうは荷船にて、破子辨當を持來りしかば、何れもこれにて飢を凌ぎ、（かゝる騷動に腰辨當の用意もなく、飢に苦しめるなど拙き業といふべし。）夫より二つの渡しを越えて水田の方へ赴きぬるに、「馬はかへつて邪魔になれば、此處にて歸りを待つべし」といひぬるにぞ、治郎八がいふ。「水田に到りて、又此處に歸り來ては大なる廻り道なれば、馬も共に從へ行きて、歸りには長柄の方へ歸り給ふべし。それとも馬の邪魔になりぬる樣に思召さば、馬は是より長柄に牽行きて御待申すべし」と云ひしかども、是を聞入るゝ事なく、「何分にも是非々々此處に歸るべし。之に控へよ」と申しぬる故、據なく之に從ひ、二つ目の渡の南手にて相待ちぬれども、夜に入りても歸り來らず、日暮よりして雨降出せしかども、雨具の用意もなくて頭より濡れびたしになりぬ。夜に入りしとて灯燈・松明の用意も無し、いかゞせんと思ひ煩ふと雖も更に詮術もなくて、「早く歸り來られよかし」と、夫のみ思ひ居りしに、漸々と初更前に至りて追々に歸り來れども、宵闇にして道のはかゆかず、其上雨にびた濡れなれば、大に困じ苦しみぬ。然るに遙か南の方より、高張灯燈三十計り燈し連らね

尼ヶ崎の人數と治郎八

て出來れるにぞ、何れの手へ行きぬるにや目をとめて是を見るに、南なる渡場迄出來りて其處に立止り、更に渡場を越ゆる事なきにぞ、「如何なる事にや、之を見屆け來れ」と申すにぞ、「北の渡しを越えて南の渡しの北手より、川を隔てゝ眺むれば、葵と九曜との紋所なれば、「早く此方へ渡り來れ」とて、頻に呼び喚くと雖も、少しも動く事なく何とやらん答へぬれども、夫れも分かり難ければ、據なく此方よりして渡しを越えて、「何故に最前より呼立つるに渡しを越えざるや」と咎めぬるに、「そこら邊りを無上に駈廻り大いに空腹に及び、一歩も歩み難し。何卒食物あらば與へ給はれ」と歎きぬるにぞ、渡しを引返して其由を告げしかば、何れも覺ある事なれば之を思ひやり、銘々辨當の餘りを與へて之を食はしめしかば、漸々と此者共も力付きて、渡しを越えて此方へ出來りしかば、其明りを得てこれとも渡しを歸り來りしに、又下地の如くに、「京橋の南詰土手の前に備へよ」となれば、何れも詮方なく、濡鼠の如き樣にて、終夜雨浸になりて廿日の夜を明しぬるに、廿二は朝よりして取分大雨なりしかば、何れも大に困りはてぬ。治郎八は片町の邊駈廻り、漸と菰一枚貰ひ來

り、之を引被りて居たりしが、何れもの困れる樣の氣の毒に思ひしかば、「我はこれより知邊の方に到りて、雨具の積りして見るべし」とて、暫し暇を乞ひ、八軒家の筋を横堀迄參りしに、今橋・よしや橋・高麗橋・平野橋も切落してありぬる故、やうやうと思案橋を渡りて、處々方々を走廻りて賴み廻りしか共、此度の騷動にて、何れも家內を引散らしある事故、買ふ事も借る事も六ヶ敷く、やう〳〵と合羽四枚・菅笠三枚手に入りしかば、之を持歸りしに、重たる人々之を著て苦しさを堪へ忍びぬ。其日申の刻に至り、何れも陣拂申付けられしかば、御城代の備を始め郡山・岸和田・尼ヶ崎の一番手も引きぬる故、二番手も之に引添ひ引取りて、已に天滿なる屋敷に入らんとする時、跡より使走來り、「一番手には陣拂の御沙汰ありしかども、二番手には引取れとの御沙汰なし。元の所へ立戾りて下地の通に備を立られよ」といへるにぞ、是非なくも元の處へ立歸りて備をなし、「何卒引取の儀を伺ひ給はれ」と賴みて、其沙汰を相待ちしに、遙に時過ぎて引取を許されて、やう〳〵と歸りしといふ。斯くの如き難澁せし事は、是迄遂にあらざりしとて、舌を卷いて其咄をなせしにぞ。

世間にては此度の騷動につき、尼ヶ崎には大なる手柄ありし抔と專ら風聞せしにぞ、之を尋ねしに、難儀せし外に何の手柄らしき事とても聊か無かりしとなり。廿四日尼ヶ崎へ引取りしといふ。此日は惡徒等大勢同處へ入込みしとて、大騷動せしといふ。此度の騷動に付き、尼ヶ崎の雜費八千兩計りなりしといへり。餘の費あるも是にて思ひやるべし。

姫路より馳せ登りし人數四百人計り、龍野より出來りしも四百人計りにて、三月の始め迄も滯留せしといふ。

高槻よりの人數

高槻よりも人數馳著け、二番手も途中迄馳出で來りしか共、同家は家老始め家中の者大勢大鹽が弟子となり、平八郎常に彼地へは入込み居りし事なれば、彼家中には大鹽の同類これあらんも計り難しとて之を危ぶみ、御城代より之を斷られしと、世間にて專ら風說なりしかども、諸侯の臣下たる者主人を捨てゝ、與力如きの惡事に與みし、大禁を犯せる者あらんや。高槻は龜山・膳所・淀・郡山と共に京都の火消加役の事なれば、定めてかゝる騷動なれば本城を守りて、京・攝の間を固めしものならん

と思はる。

闇峠堺等諸所の防備

郡山には闇峠其外處々の道々を固め、岸和田は和泉路を固め、堺御奉行には二百餘人の人數にて大和橋へ出張し、紀州には往來は云ふに及ばず、所々の間道・山中に至るまで嚴重に固めをなし、大坂よりの一左右次第にて加勢を出すべしと、專ら其手當あり。尼ヶ崎には巽・橫渡等に數挺の石火矢を伏せ、大勢にて處々の道筋を固め、京都町奉行には山崎迄出張し、龜山には東・西・南の要路を固め、京都よりの指圖次第にて、人數を何時にても出すべしと其用意ある。淀・伏見等にも夫々の手配りあり。京都にては所司代を始め何れ禁廷を守護し、粟田口其外出口々々に人數を出し、夜は御山に篝を焚き、寺々等門を閉ぢ、市中にては今にも敵の攻來れる樣に心得て狼狽へ騷ぎ、諸道具を取片付けし者も多かりしといふ。其餘近國の騷動是にて思ひやるべし。

大鹽平八郎與力致仕後の行動

大鹽平八郞は東御奉行組下の與力なり。文政の頃切支丹・姦吏・惡僧・盜賊等を誅罰し、其名四方に轟きぬ。此時の御奉行は高井越前守なりしが、此人江戸へ召返さる

平八郎貧民救助に志す

大鹽一件の原因

ると大鹽も直に致仕するに至る。其頃年は漸く三十五六歳なりといふ。功成り名とげて身退きしなどとて、世間専ら之を惜しみて稱美せし事なりしが、其後は己が心の儘に行ひて文武の師をなし、大勢の門弟を引受け之を教へ、其暇には近在は云ふに及ばず尾州邊迄も到りて、心の儘に暮せしといふ。一時其名高かりしにぞ、近在及び高槻の藩中・桑名・彦根等の藩中にも彼が門人となり、其教を授かりし者多く有りと云ふ。然るに近來風水等の變有りて、時候常ならざる故、米穀不作にて其價常に倍々せしに、昨年よりしては至つて米拂底に及び、東國筋別して甚し。甲州・南部等に百姓の一揆起り大いに騷動す。何れも米價貴く飢餓に迫れるが故なり。世間何れも斯くの如き有様なれば、大坂とても同様の事にて、貧人飢に苦しみ、餓死する者少なからざる故、己れも家財を賣拂ひ、一人に金一朱づつ一萬人に施さんと思立ち、鴻池・米屋・三井・加島屋等の富豪に到り、「飢饉にて諸人困窮甚しければ、何卒相應なる施行をなして諸人を救ひくるゝべし」とて、再三其事を賴みしと云ふ。されど共何れも諸屋敷出銀の事など言譯して、其事を聞入れざりしにぞ、東御奉行の前

平山民右衞門內通

に出でて「金持の町人共へ相應の施行すべきやう、御威光を以て仰付けられ下されよ」と願ひしか共、其事成り難しとて之を取上げなし。又たとへ施行有りとても二升・三升の米にて、貧人共の取續ぎなるべきものに非ず。公儀御闕所銀數萬兩これ有る事なれば、之を出し町人共にも道理を悟し、何とぞして飢餓の良民共の食ひ續く程になしやり給ふべしなど、屢〻言立てしか共、之を少しも取上げなくて、却て其叱に逢ひて、目通を退けられし故、之を憤り黨を結びて、十九日には兩御奉行御巡見にて、川崎東照宮へ御參詣の處を待受けて、これ討取らんとの工みなりしに、一味の內にて、平山民右衞門といへる同心其外兩人迄、大鹽に背き密に御奉行へ內通せしにぞ、奉行には大いに驚き、一家中を集めて種々評定ありしといふ。〔頭書〕大鹽が勤役の頃、御闕所金六萬兩程有りぬ。今は定めて之に信ぜし事なるべし。町人の大家に命じ金四萬兩計り出させ、凡十萬兩計りの金を以て貧人の食ひ續くる樣に、一軒前四五百目づつ與ふべし。さもなくして一升・二升の米買ひしとて、命つなげるものに非ず、何卒麥作の出來始るまで取續くやうになしやり給へとて、再三申立てしにぞ、大に奉行の思はくに違へる事にて、其怒りに逢ひし故、かゝる大變を引出せしともいひて、種々の風說をなせしと。

十八日の夜は小泉淵次郎・瀨田濟之助とて、大鹽一味の者泊番に出でしに、奉行には訴人有つて、此者共も大鹽へ一味の者共なればとて、家來大勢に前後を圍はせ、瀨田

を呼出して其詮議有りしに、「私は何事をも存せず、小泉に御尋あるべし」と申せしにぞ、小泉を呼出して其事を尋ねられしにぞ、圓治郎はつと取逆上せしにや返答に詰り、さし俯き脇指の柄に手をかけしかば、御奉行の近習、拔打に首を切落せしとも腕を切落せしともいふ。瀬田は之を見るや否や、奉行所の勝手はよく知りぬ、庭に飛下り鎮守稻荷明神の屋根の上に登り、塀を飛下り逃歸り、早々事の漏れたる樣子を平八に告げしといふ。至つて高き處より桃畑へ飛下りし事なれば、大に足をくじきからだを損せしといふ。

又瀬田・小泉の兩人は、御奉行より臨時に召出されしとも、又小泉は泊番にて瀬田は明日いよ／＼巡見あるや、樣子密に聞來るとて大鹽が遣せしとも、又瀬田を召されしに始の如く答へしかば、小泉を召されしに、返答に行詰りさしうつむきしかば、瀬田刀を引拔き、小泉が首を切落して、其混雜に逃れ出でし共、其風說區々のことなりし。〔頭書〕十九日には兩御奉行御巡見にて、朝岡助之丞方にて御休息ある事なれば、此處にて討取るつもりなりしに、前夜の騷動にて止めになりし故、手筈大に相違せしといふ噂なりし

大鹽亂を起す

斯くて大鹽平八は瀬田が告にて手段大に相違すと雖も、豫ねて期したる事なれば、其夜家内の婦女を刺殺し、徒黨せし者並に前以て施行貰はんとて、出來りし百姓・町人の類を引留め置きし者共と共に、此中に實に與せんとて、始より從ひし者も少しはあるべけれ共、多くは施行貰はんとて出來り、無理に引留められしにて、之を否めば忽ち切殺さるゝ事故、據なく從ひし者多くありと云へる噂なりし。十九日朝五つ過ぎ頃、己が家に火をかけ近邊の屋敷へ向けて頻に鐵炮・石火矢を打掛け、家毎に三五人づつ走入りて、戸・障子・襖等を積重ね、之に火を付けて燒立つる。一兩日前より、十九日には鐵炮の稽古をなすと近邊に沙汰せしとも、又廿日の積りなりしが手違にて事急に起りしとも風說紛紛たりし。此の如く亂妨に及び、兩奉行の討手を待ちぬる樣子なれ共、武士たる者は奉行を始めとして、一人も此邊に寄付く者なく、

東照宮神體生玉へ遷座

東照宮の御神體さへ堂島濱方八方の仲衆共に命じ之を取退かしめ、漸と奉行には途中に待受け之を守護し奉り、生玉の北向八幡へ移し奉りしといふ。〔頭書〕川口御番の北手には船二艘に石火矢二挺づつ仕掛けてありしといふ。大鹽が手筈行屆かずして、之を打つ事能はざりし事、市中一統大慶の事なり。若し此處にても之を打出すやうなる事なりせば大なる騷動ならんに、幸といふべし。

一人の大鹽采配を振りて白晝の狼藉をなし、其黨僅か二三十人に過ぐる事なく、餘は施行の金貰はんとて出で來り、據なくて附從へる者共なり。東奉行の組下

大鹽追討の批評

の與力斯かる狼藉をなす事なれば、東御奉行直に馳付け、召捕に何の仔細かあらんや。殊に其邊の地理東南共に大河に迫り、殊に東は堤にて南に天下無雙の名城有り、西は市中續なれど西風烈しく吹きぬれば、己が付けたる火の爲に燒立てられ、火炎に噎び苦しめる程の事なり。北一方野に近しと雖も、行先長柄の大河に迫りぬれば、川には船にて其備をなし、南西より攻立てなば速に召取られぬべし。されども彼れ六具にて身を固め、矢石を飛ばしぬる事故に生捕り難く思はゞ。此方も其用意して向へる事なれば、少しも恐るゝ事なかるべし。彼徒の重立ち候者一兩人を打殺さば、其餘は北の固めなき處より走り逃んとすべし。長柄邊に伏勢を置きて之を捕ふる事何の難き事あらんや。袋に入りし鼠を捕ふるに等しき事なるべし。一人の平八僅か四五十人の黨を率ゐし事なれば、たとへ鬼神の勢ひ有りて、西の方へ切つて出づる共、我に數萬の天兵有り、彼に於て更に逃れぬる道なく、吾に於て更に恐るゝの理なし。先んじて之を制する事能はずとも、橋の向へ越えて背水の固めをなさば、橋のこなたへ渡りぬる事ある

べからず。いかに臆して狼狽へぬればとて、川崎の騷を見て天神橋の南を切落し、凶徒をして思ふ儘に猖藉なさしめしは、武道に疎き柔弱なる振舞といふべし。

如此に氣後して、其防ぎもなく天神橋を切落し、難波橋をも切らんと處々切掛けぬる處へ、天滿を燒立て神君の御宮天滿宮へも火矢を打掛け、十丁目筋を南へ行列を正して押來り、道筋を燒立て、天神橋を渡らんとせしかども切落しぬる故、市側を西へ下り、難波橋を南へ渡り二手に立分れ、一手は難波橋筋を南へ一手は濱側を西へ下り、中橋筋を南へ行き、今橋筋にて兩方より押詰め、鴻池一統の藏を引明け石火矢を打掛け、高麗橋へ出で三井・天王寺屋・平野屋・米屋等を燒拂ひ、鴻池にて一揆の者共金子多く奪取り、高麗橋筋・中橋筋東へ入り、長濱屋佐七といへる刀屋には一揆の者十人計り入込み、能き刀を撰取り、己が刀を捨置きて去りしといふ。こは百姓の類ひにて、重たる者とは思はれず。夫より南へ押行きしに、淡路町堺筋の邊にて、西奉行・京橋・玉造等の人數に出會ひ、雙方より鐵炮を打懸けしに、一揆方の玉藥を持ちし者其邊にあらざりしにぞ、之にて手後れぬる處を、玉造口の同心坂本源三郎といへる者、一揆方の炮術者橋本忠兵衞を打倒し、

首は西御奉行の手に討取り、其外名前知れざる一揆兩人、內一人は御鐵炮同心開地庄五郎打留めしといふ。西御奉行には進んで自ら手下す勢ひなりしにぞ、家來是に勵まされ、兩三人も一揆を生捕られしに、東御奉行には始終逃廻られしといふ。

〔頭書〕東御町奉行跡部山城守殿は、御老中水野左近將監殿の舍弟なりといふ。夫れ故大いに威光をふられしにぞ、自ら與力・同心など恨を含むやうになりしといへり。此度の騷動にて大いに震ひ恐れ、玉造與力岡翁助と云へる者に、同心引連れ加勢致しくれ候やう賴まれしかども、「私の計ひになり難し」と答へし故、御城代へ仰上げられ、御沙汰のうへ玉造にて與力四人・同心三十人、京橋にても同斷、御借人となる。大鹽が徒難波橋筋を渡り、一手は淡路町へ出でて西御番所を目當とし、一手は高麗橋を渡りて東番所へ志し、何れも石火矢・鐵炮を打立て進み來しに、松山町の邊とやらんにて東御奉行と一町計りを隔てゐる程に成りしにぞ、大に震ひ恐れて居られしに、鐵炮の音に驚き忽ち落馬せられしより、附從へる家來を始め、加勢に來りし之に附添ひし京橋口の與力・同心其儘に崩れ立ちて逃行きぬ。奉行には漸々起上り馬に乘りて、命から〳〵逃られしといふ。世間にて散散の惡評判のみなりし。

亦京橋口より騎馬にて馳來り、大勢の人數引連れながら鐵炮の音に驚き、わな〳〵慄出し、「我等は京橋口を固むる役の者なれば、此處にて戰ふとも詮なし、之より引取らん」とて逃去らんとするにぞ、之に附添へる者共、「せつかくに町奉行に賴まれ此所へ出張しながら、此儘に引取りては後日の申譯なし。退くべからず」とて從はざる故、據なく馬を立てゝ控へし處へ、鐵炮の音頻に響きぬるに驚き落馬せしにぞ、何れも此人打殺されしと思ひ誤りて、散々に逃失せしにぞ

此者もやう／＼と起きて這々逃去りしと云ふ。斯くて一揆方には頼切つたる火術の先生を討たれ、外にも兩人打殺されしに驚きしにや、火矢・玉藥・具足・鐵炮・槍・刀・鎌・帷子等を其邊にてあちらこちらの井戸の中へ打込みて、群集せし騷動に紛れ、散散に逃げ失せぬ。此方にては一つの切取りし首を槍先に貫き、「一揆の張本人を討取りたり。何れも安心せよ騷ぐ事なかれ」とて走廻りしといふ。（僅か三人鐵炮にて打殺され、夫にて一揆亂散りしにて、其始臆して手後となり大變に及び、諸人のかゝる難澁となりぬる事思ひやるべし。）かゝる大騷動に及びぬれ共、一揆共格別に人を損ずる事なく、何れも老人・足弱を引連れ、帳面其外大切なる書類を持ちて、「早く立退くべし。遲き時は過ちあらん」といひて人を退け、夫にて退かざる者あれば、鐵炮・槍・刀にて追廻し、悉く人を拂ひて燒立てしといふ。（鴻池・三井等にては大勢の人數故逃後れたる者多かりしといふ。）故に死人・怪我人の沙汰をば餘りに聞かざりし。

予廿三日難波御藏なる知己を訪らひ、夫より五十軒屋敷開地庄五郎方へ尋ねしに、家内諸道具を引散らし、主（あるじ）は打臥し家内は顏を腫してありぬ。予が尋ねしを悦びて、此度の騷動の恐しく狼狽へし樣を語りぬ。先づ此騷動につきて、町奉

行に人少なりとて、「玉造・京橋等の同心を貸し給へ」との御頼にて、何れも人數引足らず、あちこちらと雙方へ走廻り、十九日朝より廿日朝迄夜通に走廻り、漸々と廿日の五つ頃に至り、わが家も定めて燒けし事ならんと思ひて、家に歸りしに、思の外無難にて、遠方の者共大勢集り居て、道具夫々に取片付けあるを見て、心少しくゆるみしや、氣を失ひて打倒れしにぞ、直に水藥等を用ひて漸々と蘇生(よみがへ)りしが、又直に走出で此方彼方と走廻り、其夜も夜通をなし、只今一寸歸り來りし故少しまどろめと休ませしに、直に寢入て他愛(たわい)なし」といふ。大小・鐵炮などあそこ此處に打捨てあり、淡路町にて橋本を鐵炮にて打留めしは庄五郎なり。仲間中の評判にも、家柄程有りて大なる手柄なりとて、大いに譽られしとて自慢咄をなす。(この庄五郎は今宮村庄屋羽柴何とやらんいへる者の子にして、昨年此家の養子となりし者にて、十八歳位なり。され共世間にても專ら、坂本源三郎が橋本をば打留めし事を專らいひ、當人も外にて其事を慢じ語れば、庄五郎が打ちしは餘人なるべし。)又此騷動にて四方の固め嚴しく帶刀せし者は、士・醫・坊主に限らず山伏にても出入る事なく、已に此家の女、東在なる門徒寺へ嫁しぬるにぞ、其寺の新發此家に火事見舞に來らんとて出來りしか其帶刀をせし故之

帶刀者の通行を禁ず

松本林太夫

を通さず。固めし者共の中に新發のよく知れる者共多く有りしかば、是等を頼みぬれ共、御法度なりとて許さゞりし故、すご〳〵跡戻をなせし程の事なるに、其固めの嚴重なる中を甲冑を帶し槍を引提げ、馬上にて馳拔け、闇峠の方へ落行きし者一騎ありし由、えらき者なりとて舌を卷きて語りぬ。又門徒寺へ嫁ぎける婦人其側に在りしが、「此樣子なれば少しも油斷なり難し、此上騷動に及ばゝ御家内を引連れ、私方へ御出なさるべし。御圍ひ申すべし」と眞顏になりていひくれしも、あわてたる事ながら眞實の事といふべし。

〔頭書〕庄五郎母のいふ、「今日より何れも甲冑を著候やう」、昨日仰出されしか共、今朝俄に、「先づ今日の處は見合すべし。町家の者共恐れて騷ぎ立つべし」との御觸なり。何れも十九日より走廻り勞れたり、只さへ働き六ケ敷きに、此上具足を著ては働きなり難し、いかゞせんとて、何れも之をくやみ居たりしに、やめになりて大いに安心せしと、眞顏になりて咄しぬる。をかしき事なりし。

松本林太夫といふ者一揆黨にて、藤井淸吾といへる醫師の親類にて、松本寬五とい

へる醫師の養子となり、學文の爲に大鹽へ寄宿して有りしが、此度の惡事に與せしか淡路町にて散々に亂れしかば、這々に逃走りて、白木綿にて鉢卷して槍を引提げしまゝ藤井方へ來りしを、早々に追出せしにぞ、詮方なくて夫より江の子島とやらんに石火矢の臺拵へし大工を便り、此方に到りしにぞ、之を留置きしが間もなく召捕へらる。（此者十日許已前に宿へ歸り來り、かゝる催有る事故大いにいやになりて、内へ歸らんといひしか共、之を許さずして、只學問を嫌ひての事故ならんと、親の思ひ誤りて大いに叱りつけて大鹽へ追遣りしといふ。不便の事といふべし。）　此者を御吟味有りし處、「一揆等四つ橋にて何れも刀を川中へ打込み、林太夫が抱きし今川弓太郎といへる昨年十月生れの男子をも一處に、川へ投捨て、此の處より何れも散り〴〵になりし」と、白狀せしといふ。　事專ら世間にて取沙汰有り、川中を探して刀四腰と弓太郎が死骸上りしともいへり。

同廿三日八つ過ぎ頃より、天滿の方なる燒地の樣を見、燒失せし知邊をも訪はんと思ひしかば、難波橋をさして到りしに、橋の上はいふに及ばず、其邊大に群集をなす故、「いかなる事の有りしにや」と其邊にて之を尋ねしに、「一人の乞食大小・金銀を持ちし有り、之を捕へんとせしかば大小も金も橋より川へ打込し」といふ。　其乞食を

追廻し、之を召捕り過書町の會所へ引行きしにぞ、何事やらんと大勢の者共其邊に寄り集れるにぞ、天滿橋に大勢立止りて遠く隔りしながらに、こなたを打眺めぬる有樣なり。予は之を行過ぎて天滿の方へ到りぬるに、見物大勢にて、處によりては道はかどり難き處などありぬる程の事なりしかども、わざ〳〵來れる事なれば、隈々までも見盡すべしと思ひ、何處(どこ)もかも見盡して歸りに、龜山の用場に立寄りしに、此所にも徒目附・水道などいへる役の者、其外足輕など大勢樣子見屆に出來れる上に、今日又松井義太夫といへる者かゝる騷動なれば、御城代へ御見舞の使者に來り、御加勢の人數を、差出すべきや否を伺ひに出來れるにぞ、用場詰の役人西垣丈助これを案內して、御城へ出で見附の處へ兩人差控へ、御返答を相待ち居たる處へ、京橋の方より與力一人跣足(はだし)にて息を限りに走來り、見附なる御番にて、「一揆大勢只今天滿橋を押寄せ來れる故、此旨御注進申候なり」と、橫になりて城內へ走入りぬるにぞ、松井と西垣面を見合せ、「一揆此處へ押寄來らば定めて騷動に及ぶべし。只御返事を聞く計りの事に兩人此處に有りて詮なし、誰なりとも一人は歸るべし」といひぬ

るにぞ、「然らば我れ歸るべし」とて、西垣には其樣子をも見極めずして只一散に走歸りしが、歸りがけに船屋に人を走らせ「船一艘用場の濱へ廻し來」と、諸道具を積みて逃仕度せんと其心構にて引取りし處へ我も到りしが、「先づ一揆も鎭りぬ、程なく惡徒も手廻りぬべし。最早氣遣ひなし」といひしに、西垣がいふ、「只今一揆大勢にて天滿橋を押渡り、御城を目掛けて攻寄する樣子なり。少しも油斷なり難し」といへるにぞ「こはけしからぬ事かな。われ今天滿邊を見物し、往來共に其邊を通りしに少しも怪しき事なし。一陣破れて殘黨全からず、彼輩何程心をあせりぬればとて、再び人數を集むる事難し。こは臆病者の大勢の人を見て、左樣に見誤りし者ならん」といひ說きぬれ共、彼注進の事をいひて、予がいへる事をば諾ふ色なかりしが、果して何の怪しき事もあらざりし。「落人は薄の穗にも恐る」といへる事はあれども、かくまで狼狽へて一人の惡徒を恐れぬる例は、昔より未だ聞かざる事なり。

此一事にても事てぬかかりに至りて、大騷動に及びし事を思ひやるべし。

安治川・九條・富島・江の子島・幸町など、すべて海邊に近き處は、船にて大勢攻來りて、

燒討をなすとて、誰いふともなく專ら風說をなし、風の吹く音を聞けるさへ大いに膽を冷して、每日每夜少しもまどろむ事さへなくて、大いに狼狽へ騷ぎしといふ。十九日には火矢にて家々を燒き、鐵炮を打ち劒戟を振廻せる事にて、御當家始りてより此方斯かる大變これあらざれば、市中の男女大に恐れ、別けて燒立てられし家家の者共は藏を〆るの暇もなく、著の身其儘にて逃げ出でし事なれば、多くは丸燒になりしも理りなれ共、方角違にて遙か隔てし家々に諸道具を持出し、船に積出し藏の中へ詰込み、目塗をなし閉付けし道具・敷居・鴨居迄打はづし、大あわてにあわてぬる故、損ぜし道具・紛失の品々も仰山の事なりしといふ。

廿二日京都に於て三人切腹せし者有りしが、其首は悉くなし、隱せしと見えたり。定めて發頭人ならん。　吹田の神主は神崎庄屋の裏にて切腹し、廿三日莊司儀左衞門は山崎に於て、京都御町奉行の手に生捕られ當所へ送り來りし。　近藤梶五郞は北在にて切腹し、甲山の奧・信貴の山中などに三人・五人切腹の者有り。　大鹽が徒なるべしなど專らに取沙汰せしが、何れも實なき浮說なりしといふ。〔頭書〕吹田神主は大鹽が弟にして宮脇志

摩ずといふ。大鹽が落行きし事を聞いて己も逃れ難き事を知りて、妻に暇を遣さんといひしに、志摩が母親其譯を知らざれば、これを拒みしにぞ、忽ち母親を殺害して出奔せしといひしが、二日計りも過ぎて神崎にて腹を切しといふ噂なりし。

瀬田濟之助信貴山にて縊す

廿四日、信貴山の邊恩地といへる處にて、瀬田濟之助首を縛〔縊カ〕り、渡邊良右衛門も其邊にて切腹をなす。何れも長持にて取寄せ鹽漬となりしといふ。

廿五日、大鹽下人三平・森口の質家兩人、伏見にて召捕られ送り來る。

大鹽動亂最初の模様

大鹽平八郎は十八日夜妾子を刺殺せしといふ噂なりしが、此者の妾十八歳牧方近在の代官の女にて、格之助が妻の積りにて差越せしを、其事なく平八これを妾となし、昨年男子を生みしといへり。幷に二才の男子に山田何とやらん腹心の者を附け、出入の者三人を添へ能勢の妙見へ七日已前に參籠せしめ、密に山田に命じ、「能勢の山奥にて二人ともに刺殺すべし」と命せしかども、山田之を殺すに忍びずしてある中に、此度大變起り、御吟味嚴しくして能勢に居る事なり難く、京都へ忍び出でしに、遂に同處にて捕はれしといふ事なり。又小泉圓次郎が切られし事、種々取沙汰有りしかども、此者大鹽腹心の者なりしに叛心を生じ、御奉行へ内通せんとせし故、瀬田これを切り自身も手負ひ逃げ歸りしといふ。此騒動に付き與力・同心早

朝より殘らず奉行所へ召されて、與力町には大鹽が燒立てし時は、當人のむきは一人もあらざりしといふ。其日の未明より何となく大鹽が屋敷騷々しく、鐵炮を打立て騷ぎしかど、近邊にては鐵炮方の與力の事なれば、米價高直の折柄なれば、京の方より一揆にて出來りしや。又例の肝癪にて家內をあばるゝにや（毎々肝癪を起し、大に騷がしき事常なりといふ。）杯いひてうつかりせしに、思ひ寄らず向の淺岡助之丞が家敷へ鐵炮を打込み、夫よりして外々を燒立てしと言へり。こは何の趣意にて斯る事するやと、大狼狽へにて途方を失ひしといふ。すべて此一條は朝岡・工藤等へ入込み、堂島中町福島屋忠二郎といへる者の噂なり。又同人の噂に、桑原權二郎不首尾にて盜賊方を召上げられし〔が脫カ〕、此度の騷動に就いて俄に歸役申付けられ、「若しや吉野山中に隱れぬる事も計り難ければ、其邊の百姓五六百を催し、山內一統鐵炮にて探すべし」といへる事なり。已に此間金剛山をも五百人の人夫を催し、鐵炮にて狩立てしが一人もあらざりしといふ。こは三月四日頃の事なりし。

〔頭書〕山本・寺西抔いへる與力、闕所となるべき科人より金五百兩宛の賂を取り、無事に計らひし事露顯し、兩人共手鎖にて總會所預けと成りしといふ。こは桑原が歸役と同じく、三月二日頃の事なりし。

瀨田濟之助が妻召捕らる

瀨田濟之助が妻は同勤工藤が女にて、十八日夜小兒を刺殺し、立派に自害せしといふ噂なりしが、之も僞りにして、三月五日奈良より召捕られ來る。莊司儀左衞門も其邊にて召捕られ、都合十四人連歸りしといふ。

阿波國にては、惡徒船にて同國へ落行き、深山に隱れ居るよし、專ら風說ありしにぞ、大勢にて其山を取卷き、鐵炮を打立て國中大騷動なりしといふ。

爰に別してをかしかりしは、山崎天王山の麓なる寺の納家失火ありしかば、誰いふ共なく、「大坂の惡徒天王山に楯籠り近邊を放火す」といひしにぞ、あわて狼狽へて其由を淀へ早速に注進せしかば、淀一家中人を拂つて駈出し、大騷動をなせしといへり。

與力町燒失の跡御吟味ありしに、惡徒の中にもいかゞ心得違へる馬鹿者なるや、家財雜具は申すに及ばず、古き鼠落迄も藏へ積入れ、窓・戶前等の目塗迄十分になし、家を明殼にして燒失ひし者ありしといふ。かゝる大罪を犯しながら、本の家に歸り住まんと思へるにや、淺ましき心といふべし。

燒失後富家の施行

○のり立つハ引きたつコト

信州上田の家老

燒失の後、加島屋久右衞門一人前に百文づつ施行、十一萬貫に餘れり。加島屋作兵衞一人前に三百文の施行す、一萬貫の錢なりといふ。小橋屋□千貫文の施行せしといふ。とても施行する程の事にてあらば、同じくは燒かざる已前に是をなさば、晴立ちし事なるに、施行しながら一向に乘立たぬ事なりし。

燒失後上より御觸有りて、便(たよ)る方なき貧人共を御救下され、何れも道頓堀芝居小家に差置れし。餘りに混雜する故、高津御藏跡に御救小家建て、三郷を分けて別々に差置る。人數五萬に餘れるといふ。

信州上田の家老、下役の者を引連れ當處へ出來り、難波橋俵屋幾助といへる宿屋へ滯留。こは今度淡路町邊の町人を新に藏元に賴みしに、一應には承知せざりしにぞ、近年諸侯町人を賺す事甚しく、種々樣々なる事申來りぬるにぞ、此者も容易に承知せざりし故なり。家の什寶にて至つて大切の品を持參りぬ。此寶をばいかなる事ありても他へ出し失ふ事なり難し、かゝる大切の什寶を預けぬるは、其信義をみせしめんとなるべし。主家の什寶を持參りて其家に預け置きぬ。十九日朝より俵屋の二階にて酒を飲みて居りしに、川崎の方に火事有りとて人々騒立つにぞ、己も二階より火の手上るを見て「こは面白し、何卒大火になれかし。よき見物なり」

とて、火事を肴になして大に酒を飲み樂みしに、追々其火廣がりて次第に大火となり、鐵炮・石火矢を頻に打ち、劍・槍にて人を殺すなど言罵り、人々の走廻るを見て、益々興に入つて面白がり、我を忘れて悦び居りし處へ、難波橋の橋迄惡徒押來り、鐵炮を打ちしかば、大いに驚き俄に慄出し、己が其足槽・挾箱等を藏に持運ばせ、「直に藏の戸を締め目塗せよ」といひぬれ共、「わが内の物も入れざればなり難し」とて、諸道具を追々運び入れしに、頻に八釜しく言募り、戸を締め目塗させしにぞ、入るべき物を多く其儘になし置きて、此者を泊置きし故に、悉く燒捨てしといふ。惡徒南へ次第に進み行きて、淡路町邊を燒立つると言ひしかば、此家老喫驚仰天し、袴をもはかず大小を引抱へ、大狼狽へにうろたへて表へ驅出しゝにぞ、下役・家來等も狼狽へながらに附從ひしが、何れも鐵炮・火矢に驚き散々になり失せしが、家老等は若し彼品を燒失ひては、忽ち切腹に及ぶ事なれば、狼狽へながら漸々と彼家へ馳込み、「大切の寶なり、早く藏を締めて目塗せよ」とて、八釜しく言ひぬれ共、此家之を聞入れず、「此家の一大事なり、そこ處にてはなし。夫程に大切なる品ならば、早々持ちて

立退れよ」といひて、取合はねば次第に火は近付きぬ。家來を尋ぬれ共一人も附添ひ來れる者なければ、詮方なく家老と下役と長持をかたげて逃出でしが、群集に押倒され幾度となく長持を取落し、這々の體にて逃廻はり、やう／＼初更過に道頓堀迄逃れ行きしが、大いに弱りはて〻一歩も進み難く、鮓屋を賴みて其夜はそこに泊りしが、大いに足腰を痛め少しも步行なし難くなりしとて、幾助より之を聞きし由にて、西垣より予に語りぬるもをかしかりし。

東照權現の御神體川崎へ遷御

三月五日丑の刻、東照權現の御神體川崎へ還御ある。同日松平周防守竹島一件落著の御觸ある。同日何者の申觸らせしにや、大坂に騷動起りしといふ噂あるを聞きしとて、丹州笹山より三百人の同勢にて馳參る。され共何事もなき事なれば、大坂へ入りぬるも如何しく思ひしにや、十三村にて宿を取り、六日の朝引取りしといふ。

酒井雅樂頭登坂

同七日、播州姬路の城主酒井雅樂頭殿三千人の同勢にて登坂、八百人の供廻にて御城代へ御見舞、實は台命にて御城御固の由。先手西宮まで來りしかども、最早氣遣ひもあるまじくと思はれしにや、又は市中又々騷々しくならんと

思はれしにや、御城代より斷りにて西宮より歸る。

米價騰貴に付狼藉

大鹽が亂妨後、米相場一日〔石カ〕百目といふ、されど賣買なし。其後次第々々に米價騰りて三月五日頃は、一石に付百九十匁餘となり、一升賣二百文なりしが、明くる六日には二百廿四文となる。此日阿波座讃屋町にて米屋二軒を打潰す。其潰しぬる者共のいふ、「數多の米屋共を打潰しやらんと思へども、何分にも人氣立ち難し。之にて先づ置くべし」といひぬるを、往來せる人の聞居たりしといふ事なりし。此日米屋何れも戸を締め米を商はざりしかば、小前の者の日々少々づつ米を調へて、其日の飢を凌ぎける者は大いに困りしとなり。潰ちたる者三十人計り召捕られしが、其中にて一人罪を引受け、「何れも我が頼みし故なり。彼等は始めより申合ひてせし者にあらず」と申立てぬるにぞ、此者一人牢舍にて、其餘は明くる日直に牢より出されて、町預となりしといへり。

出牢者の亂妨

去る十九日松屋町の牢燒失致しぬる故、輕き科人共は追放しに相成り、騷動靜まりて後に歸り來れる者共は、其罪一等を許されぬる由を申渡されし事なりといふ。

此者共道頓堀島の內邊にて、食物商ふ家々に入り込み、何に寄らず勝手次第に取喰ひ、此方共は暫し藪入りせしなれば、思ふ儘に氣延しすとてあばれ廻れる由。其外處々へ盜入りしなどいふ噂あり。此者共の所爲にやあらんといふ事なり。其外灘邊より兵庫に到る迄附火ありて、少しづつ燒失し、賊大に徘徊すと噂なり。定めて是等の所爲なるべしといへる事なりし。

三月十日夜、近藤梶五郎己が住みし屋敷の燒跡へ忍び來り、切腹して相果てしといへり。燒殘りたる雪隱の中にての事なりとぞ。見苦しき有樣なり。

黨人近藤梶五郎切腹

同十一日の事なりしに、道頓堀を大勢藝妓共を乘せ、三味線・大鼓等にて大騷にて浮れ行く船ありしかば、若き者共橋上より之を眺めて居たりしが、「かゝる時節をも憚らず不埒なる馬鹿者思ひしらせん」とて、三人にて石を持來り橋上より、船の直中へ投落す。之を見て其邊に在合ふ者共、銘々に手頃の石を拾ひ取つて打付けしといふ。定めて船中の者共大に怪我せし事ならん。されども隙取つては如何なる事にあひやせんと、大に恐れしと見えて、這々の體にて船を早めて逃去りしといふ。

大鹽の行方不明

大鹽が行方天下の諸侯に命じ、草を分ち海底をも探しぬれども、同中旬に至れども一向に知れ難し。彼素より與力の事なれば、定めて地理・水理の事をもよく辨へあるべし。辛苦艱難をなし飢に苦しみつゝ、陸を走り山を攀登りて逃れ廻らんよりは、糧を貯へ寢ながらにして、安心に千里を走る船にして海外に走去りしものならんか、さなくして斯樣に手廻らざる程の事は有るまじく覺ゆ。彼も事を起せる程の曲者なれば、其逃るゝに道なきに迫らば石を抱きて海底に沈み、屍を見する程の事はあるまじく覺ゆ。若し此者陸地を走り召捕らるゝ事あらば、首傳りて恥を晒せる瀨田濟之助等と同日の談なるべし。十九日道頓堀の山田屋何とやらんいへる者の家に走込み、具足ぬぎすて置きて出去りし者兩人ありしといふ。專ら此者を大鹽父子ならんと、噂せしかども覺束なし。○又米價高直にて、一統に儉約を事とする事故、普請などする者は至つて稀にして、先年の燒場天滿・堂島・高津上町等にて、未だ建てざる所多く灰掻も得せで一面に草原となれる處多し。かゝる有樣なれば、大工・手傳・其外働人等の仕事なく、何れも飢に苦しめる折柄、此度の大變にて卒に彼等が仕事出來て、幾人有つても引足らぬ程の事なるにぞ、此者共何れも大悅びにて、最早何程米高くなりぬればとて、大鹽樣の御蔭にて何れもひだるきめにあふ事なし。有難き事なりとて、あそこゝにて其噂せし由にて、三十人餘も其當座に召捕られしといふ。至つて騷々しき事なりし。

下層民大鹽を崇拜す

此度大鹽が爲めに燒失ひし米、凡四五千石はあるべし抔いへる噂なりしが、其後に至り米價次第に上り、三月十日頃に至ては一石二百二十目の相場となる。相場は此の如くなれ共、さらば米を買入れんとする時は、

一石二百三十目にても手に入り難しといふ。諸人只豐作のよからん事を祈りて、之を待つのみなりし。〔頭書〕三月十三日頃より米價益上り二百三十目となる、

大鹽一味の百姓

牧方の上邊にのうねん村といへる所の庄屋・年寄抔、五人の者頭立つて大鹽に與みし大鹽と一時に起り、五百人の百姓を從へ淀の城を攻むるの積りなりしに、大鹽が手筈違ひぬるにぞ、是等が同意せし事も忽に相顯れ、大勢を召捕り來りしといふ。

町人騷動中見物す

こは天滿なる瑞光寺が咄なり。又同人がいふ「大鹽が屋敷火事なりといふや否や、直に權現樣へ馳付け何か取片付をなせる內、火矢にて處々方々を燒立つる故、其有樣を眺め居しに、町家の人々は常の火事の如くに思しにや、又こはき物見たしと思へるにや、其邊をあちらこちらと走廻れる者多かりしが、士たる者をば一人も見當らず。御奉行を始め與力・同心の類も其場處へ參れる者なし、けしからぬ事なりし。此の如くに亂妨仕次第なれば、次第にあばれあるき、わが寺も危く思ひし故、寺に引取り諸道具大抵外へ取除けしか共、寺は申すに及ばず其持出したる道具をも、一つも殘らず燒失ひし」といふ。大鹽は其夜渡邊の穢多村にて一宿し、三百兩の金子を與へ、其明る日髮を剃りて坊主に形を變へて落去りぬ。此旨公邊へ知れぬる故、こ

れに關はりし穢多共大勢召捕られしといへり。此事は世間にても專ら其噂せし事なりしが、其實を知らず。

正念寺村の百姓召捕へらる

正念寺村（のうれん寺か正念寺か詳ならず。）の百姓大勢召捕られ、發頭人五人入牢にて、其餘百五十人計り手錠にて村預けとなりしにぞ、此者共に飯をくはせるに、一村の婦女かゝりはてぬる事にして、大混雜なりといふ。

江州彦根には京都悲田寺より、大鹽平八郎大和とやらん伊賀とやらんを經て、四五人連にて檣に江州へ出ぬる由を告げ來りしにぞ、山林其外道もなき嶮難の處迄も、人數を拂つて固めしか共、其事あらざりしといふ。又京都の固め嚴しき事なれば、彦根も上京して、其人數たらん事を所司代へ（松平伊豆守）伺はれしかども、「まづ其儀に及ばず、殊によりて此方より沙汰をなすべし」との答へなりしといふ。こは彦根藩中の者、新見家中小山三藏が方に來りて談りしといふ。

大鹽が用ゐし大筒

大鹽が用ひし石火矢の大筒、木にて作れるは森口にて拵へ、鐵筒は高槻侯より借り來りしと云ふ。此侯大鹽信仰にて常に目通せる事故、侯に直に願ひて借り得しと

いへり。其大炮の筒二の見の見當の處に、高槻の銘有りといふ。斯くて大鹽なる事をば、定めて知らずして借し與へられしなるべけれども、今更申譯も立ち難からん、いかゞなれる事にや。

水死人と大鹽平八郎

大鹽平八郎もしや水死せし事もあらんかと、其當座よりして川々はいふに及ばず、海底迄も日々探し廻れども少しも手掛の事なし。三月十三四日頃に水中にて、膨れかへりし死骸一つ見當りしかば、之を引上げて御奉行所へ持來りしか共、水膨れにふくれかへりし死骸なれば、何とも分り難ければ、大鹽が妾の捕はれある事故、之を引出し、「此死骸平八郎にてはなきや、體(からだ)の内どこにても何ぞ見覺えし心當りや有る」と尋ねられしか共、「外に之ぞと申すべき目印なし。一兩年あと奥齒一枚拔けし事あり」といひしにぞ、穢多をして其口を開けて之を搜らしめしに、齒悉く揃ひありし故、其儘之を捨てられしとなり。

米價騰貴の爲人氣惡し

三月半ば頃に至りぬれば、米價次第に貴くなりて、惡き米一升二百五十文より外に出でるにぞ、貧窮の者は愈々口を糊する事能はざるに至りぬるにぞ、非人・乞食の類

ひはいふに及ばず、諸人餓死する者少なからずといふ。斯る有樣なれば自ら人氣も厚がましくなりて、屈強の若者十人も十五人も一群になりて豪家へ到り、「空腹にて堪へ難し、食を與へられよ」と云ふ。この者共にあしく當らば忽ち大變に及ふべき有樣なるにぞ、何れも飯を與へ錢を與へ拯して、之に逆らはざる樣にすといふ。何れも之に困りぬる樣子なり。

大鹽の使召捕られ江戸に送らる

大鹽が騷動せし前日の事とやらん、平八郎より飛脚を仕立て、彼が落し文に記しぬる樣なる事を書記し、京都御所司代松平伊豆守殿へ遣せしといふ。飛脚の者は斯かる事なりとは夢にも知らずして之を持行き、直に召捕られ入牢せしが、程なく胴丸駕籠にて江戸へ送られしといふ。〔頭書〕京都江戸飛脚和泉屋何某とやらんに託し、六日切にて江戸なる薩摩・加賀・尾張御屋敷へ大鹽より書狀遣し、其中へ落文封込みありしといふ。和泉屋十九日の大鹽が騷動に驚き、斯樣の事とは知らずして、大鹽が書狀六日切に江戸へ差出せし由を御城代へ訴へ出しより、早く追駈けて其狀取戻すべしと命ぜられし故に、三日切にて追駈けしか共間に合ひ難く、夫々の屋敷へ屆きたる跡なりしといへり。

彦根の浪人召捕らる

彦根浪人京都笹屋町大宮西へ入る處にて、何屋とか(右浪人の親類なりとぞ)いへる者の方に、かゝり居しが、此者大鹽が一味にして、何つにても大坂に火事ありと聞かば、速に走下

るべしと約し置きぬるにぞ。火事の噂を聞くと其儘に走出でしが、最早間に合ざりしかば、途中より引返せしか共、其事顯れて直に召捕れしが、三日目に牢を出し、其町へ御預となり、公儀より番人附くといふ。こは此者をゆるめ置きなば、惡徒共の便り來れる事もあらんとての事なりといふ。

京都の防備

大鹽が騷動後は京都の固め至つて嚴重なりといふ。膳所は侯在國にて、殊に三月・八月爵の火消なり。常に修學院の上に出張を構へ、すはといはゞ馳出んと其用意嚴重なりしに、二條御城近邊に聊の出火有りけるにぞ、直に合圖の早鐘を撞きしかば、侯も大勢を引連れ大津迄馳出されしか共、素より聊の火なれば直に鎭りて、何の仔細もなかりしかば、大津より直に引返されしといふ。

德島の社人

二月廿三四日の頃とやらんに、阿州德島の社人吉田に官職を受けに、上京して有りしが、此日官職受けに行くとて、宿屋にて若黨・沓持外に下人一人都合四人連にて宿を出でしが、途中なる八百屋にて何か買物をなし、一寸座敷を貸しくれよとて此家にて烏帽子・狩衣をつけて、御所の御築地へ入りしに、大鹽が騷動に付、所司代より嚴

賣僧

重に固め居る事なれ共、殿上人ならんと之を咎むる者もなかりしにぞ、此者藁草履をはき公家門に到り、沓をはきかゆる事もなくして、其儘にてのか〳〵這入りぬる故、之を咎め直に召捕られしといふ。大坂大變にて大いに騷動する折柄なれば、禁庭にても大鹽が廻し者にやあらんなど取沙汰して、六門を閉ぢて大騷ぎにて、直に入牢し、宿屋八百屋は申すに及ばず、雇はれし者共迄何れも町預となりしといふ。此者更に怪しき者には非ず、吉田へ官職受けに來りしに相違あらざれば、狂人に陷りしといふ。〔頭書〕此者社人にてはなし。阿波の家士にて松坂孫四郎といへる者なるが、高慢氣違にて、自ら松田若狹守と改名して、かゝる所作をなせし事なりといへり。委しく阿波の屋敷にて此事を聞けり。狂人とはいひながらも、かゝる法外の事をなしたる事故、侯にも大に心配せられしといふ。大鹽が騷動と混雜して、かゝる事など有りし事、をかしき事といふべし。

三月半ば過ぎの事なりしが、兵庫邊の在に一人の妨主來り、或る百姓の大家に行きて、「大鹽摩耶山に籠れり。金子入用なれば出すべし」とて、金百兩騙り取る。早々に此趣地頭へ訴へ、出で直に召捕らる。　大坂與力内山藤三郎彼地に到り、大勢の百姓を召集め、山内は申すに及ばず寺々を探しぬれ共、跡形もなかりしかば其坊主を引立て歸りしといふ。　二月十九日大鹽燒打、家の人を追拂ひ火矢を打込み候故、皆々大に恐れ其身其儘にて何れも逃出し候事故、何の家も大方は人なし。かゝる事なりしかば、大鹽が

大鹽の亂に依り盜賊横行

黨ならざる盜賊共大に時を得て、心易き人の荷物をば退け遣す樣をなして、表向にて奪ひ去る。偶〻是を見咎めぬる程なる事有りと雖も、かゝるけはしき折柄なれば、銘々に打捨て置きて逃去りしにぞ、誰有つて之を咎むる迚もなければ、奪ひ次第取次第なりしといふ。大鹽黨始終人を拂ひ置きて鐵炮・火矢を打立候得共、外にそれて鐵炮に當り、薄手・重手負ひし者有り。中には卽死せし者、群集に踏殺され又は狼狽へて井戶の中へ陷りなどして死せし者も少々は有りといふ。此の如きの騷動なりしかども、白晝の事故怪我人は思ふ程にはなかりしといふ。

大鹽へ立入候書林、施行の世話を賴まれ書物賣捌き致し候迚御不審掛り、何れも町預けとなる。又其本を書林よりして買取候者も同樣に町預けなり、其餘大鹽へ立入る者は申すに及ばず、少々にても緣ある者といへば悉く召捕れしといふ事なり。彼が亂妨に與せざる者迄、斯樣に召捕らるゝ事ゆゑ、其掛り仰山の事なりし事なりといふ。〔頭書〕書物買取りし書林は河内屋吉兵衞・同喜兵衞・同十治郎・同茂兵衞といへる者共四軒にて、之を悉く素人に賣付けて其由大鹽へ申せしかば、其價を以て直に施行致しくるゝやうにといへる事なるにぞ、未だ節季に到らざれば代銀を先方よりして受取らざる事なれども、確に之を賣付け置きし事なれば、四十貫目の銀子を右四人より取替へて、金一朱宛の施行をなして其世話をなせしに、かの騷動に及びしかば、本屋はいふに及ばず、之を求めし者迄も召出されて、何れも町預けとなりしとなり。

大鹽薩摩國に落ちしといふ風說

大鹽が行方知れざるに付いては、定めて薩摩へ落付きて匿まはれし者ならん。已に天明の饑饉に米の買占をなし、大罪を犯さんとして事露顯に及び召捕られ、御仕置となりし京都の南部屋吉藏へ、組せし張本人四宮帶刀といへる者、其節に逃れ走り

しかど、嚴しく御尋ありしに、とんと其行方知れざりしに、五六年を經て姓名をかへて、京都薩摩屋敷の留守居と成つて出來りしか共、同家の家來と云ひ、現在帶刀なる事はよく知れて有りぬれ共、公儀よりもいかんともなされ難くして、其儘になし置かれし事あれば、大鹽も同樣ならん抔と風說す。其時の事は之を知らざる事なれ共、當時にては薩摩も出雲の國よりして大坂へ出走して出來り、大に漂泊してありぬる處の至つて奸惡なる者を引込み、此者侫の氣に入りて、勝手向の事は此者の心次第にて、之が爲に玄くじらされ、役を取上げられ、切腹等せし者も少からずといふ。萬事此者の指圖次第に侫を始め一家中、此者に泥かへされ自由自在に振廻はさるゝ程の事にして、此者の爲に大に人の痛みし事其數限りなし。此の如くにしみたれし薩摩なれば、公儀の大罪人を何しに圍まへる事あらんや、覺束なき事なり。されども大坂にても大鹽が亂妨せるは、薩摩の加擔せる故なりなど專ら風說し、江戶にても此變知れぬるや否や、大鹽平八薩摩と一同に、大坂の城を攻むる抔と風說ありて、下方にては誠しやかに言觸らし、大いに騷ぎしといふ噂なりし。

南部屋吉藏が闕所銀

江の子島青樓の騷ぎ

四宮帶刀、南部屋吉藏等が事は田沼騷動の時にして、此時も米一石二百三十目せしと云ふ。南部屋が闕所銀、京都市中町毎に銀三貫目宛二朱づつの利足にて、永永御借付になりしと云ふ、仰山なる闕所銀なりしといへり。

又當正月廿九日、出雲屋孫兵衛召捕られしが、明る日より宿下げにて町預となる。家財は悉く封印付となり、帳面類は殘らず御取上げにて、何か御調べの御樣子なり。此者斯くなりしとて世間にて悅べる者計りにて、斯く有るべき事なりと言はざる者はなかりしが、二月十九日の騷動にて其噂も止みぬ。近來珍らしき奸惡の者にして、大に人の害になれる奴なり。斯かる不類の無宿者を取込みて、之が自由にふり廻される程なる事なれば、大鹽といへる名を聞いても、定めて怖ぢ恐れる事ならんと思はる。薩州の風儀も是にて知るべし。

江の子島の築地に、至つて麁末なる青樓有り。三月十七八〔日脫カ〕の頃、一人の客來りて、二日二夜を居續けをなして遊宴す。此客決して人に逢はず、藝妓の類を呼びて遊びぬれ共、燭臺を燈させず、行燈の火さへ燈心を減じて僅か一筋になし、大

に明りを厭ひ、夜中小便を催しぬれ共下に下る事なく、小茶屋の二階なればば小用處もなき故に、紙屑籠の中に小便をなし、戯に藝妓などの手を據れるに、其手しばしはしびれて覺えなき程の事なるにぞ、こは至つて怪しき客なり。定めて大盜が餘類ならんと思ひしかば、其旨を町役人へ密に告げしかば大に驚きて、「夫は定めて然るべし、何分にも程よくあしらひて引留め置くべし」と言渡し、夫より其邊の仲衆荒し子共を招きて、出口々々を固めさせ置きて、雜喉場會所へ公儀より役人衆出張ある故、先月の大變後、阿波侯にても米屋を打潰し又米屋共不良の商ひなどなして世間騷々しき折柄なる故、御奉行所迄は至つて間遠なる故、當堀江三丁目・上難波町・阿波町・堂島・船大工町・雜喉場町・南尾屋町等の會所へ役人出張ある樣になりぬ。此旨を訴へ出でし處、此日は工藤何某とやらん云へる役人當番なりしが、之を聞くと忽ち面色土の如くに變じ、其者の人相を尋ねし故、眉毛濃く面は下すぼりにしてしかぐの人相なりと答へしかば、大に慄ひ出し、「夫は至つて强き奴なり。今手先の者漸く四人ならでは此處へ有合さず、之にては如何共なし難し。其方にて固めしといへる人數は何程なるや」と尋ぬるにぞ、「若き者共六人にて固めさせ置きし」と答へしに、「夫にては十人計りなり、覺束なければ大勢の人數を集め

和歌山の刀屋大鹽と間違へらる

よ」といへるにぞ、「左樣に隙取りぬる內に、若彼者を取逃し候ては其詮なし。早く來りて召捕り給へかし」と、頻に之を促せ共、兎角に出兼ねて大に隙取りしか共、漸々と其靑樓へ出來り、手先の者を先へ追遣りぬるにぞ、手先の者據なくして、こは〴〵二階に上らんとするを密に呼留めて、「其脇指をこゝに拔き置きて無刀にて上るべし。先方强者なれば脇指を奪取られ、却てあちらこちらに斬らるゝ事あらんも計り難し」といへるにぞ、之を拔き捨てゝ四人連立ち、漸々と二階へ上り、御上意なりと捕りかゝりしに、三人の者散々に投付けらる。其間に下より近邊なる若者共追々に走上り、棒にて散々に打居ゑ手取・足取して、此者の身體(からだ)はいふに及ばず、二階の天井・襖・璧・敷(居脫カ)・鴨居大に疵だらけにして、漸々と召捕りて御奉行所へ連行きしに、此者は紀州和歌山の刀屋にて、當地へ先日より商ひに來り、遊里に遊びしにて、平日より酒癖有りて、酒を飮みさへする時は頻に陰氣になりて、人に逢ふ事はいふに及ばず、二便にさへも行兼ぬる程に氣の引入る樣になれゐ癖ありといふ。何程吟味なしても夫に相違なき事なれば、其儘にて放ち歸されしといふ。をかしき事な

りしとぞ。

京都小倉屋敷の足輕と鐵炮

先月騷動後の事なりしが、京都小倉の屋敷米拂底に相成りし由にて、早々米を登せぬるやう大坂藏屋敷へ申來れるにぞ、船一艘に積みて此上は乘すに足輕・小頭を乘せ遣せしに、此者至つて鐵炮好きなるに、かゝる騷動後の事なる故、用心の爲にとて鐵炮に玉藥を込めて之を袋に入れて持行きしが、如何なる過ちにてやらん、此火蓋の處へ火移りしかば、思ひかけずも、其玉を飛ばして大なる音せしかば、伏見迄の間に五ヶ所に番所を構へ、川陸共往來の人の荷物迄一々に之を改め、其餘にも途中には悉く固の人數密み居る事なれば、すはや曲者有つて鐵炮を放せしとて、大勢の人數其船を取卷きぬるにぞ、種々申斷れ共之を許さず、直に此者を召捕へて入牢せしめ、藏屋敷留守居を御召出にて御糺し有りしに、夫に相違なき事なれば其旨漸々と御斷り申上げ、其米船を登せる事は御許しを蒙りしか共、入牢せし者は御免なしといふ。

大西與五郎

大西與五郎は大鹽が伯父なる由、此者二月十九日御奉行所より、與力・同心一統に召

されぬる時、病氣と稱して召に應ぜざりしかば、强ひて再び之を召されしにぞ、無據(よんどころなく)出勤せし故、「其方甥平八事、亂妨狼藉をなす事甚し。早く行きて之を召捕り來れ」と命ぜられしに、大西が答に、「彼は私甥には候へ共、私共の申す事など相用候者にては之なく、中々私などの手にあひ候樣なる者にては之なく候へば、御免蒙り奉る心し」と、之を辭し、大鹽が伯父にして奉行の命に背きし事故、其罪逃れ難しと思へるにや、混雜に紛れて其場より出奔せしが、有馬にて捕へられ入牢せしといふ。此者常々大鹽にあなど〔ら脫カ〕れ、不快の中なる事なれば、決して彼に與せし事は有るまじけれ共、此度命に背きし上出奔せし事なれば、其罪逃れ難しといへる噂なりし。

瀨田藤四郎

瀨田藤四郎濟之助が父也も二月十八日、息子の嫁を引連れ、衣類其外路用等十分に用意して出奔す。之は大鹽に深き恩義有る事ゆゑ之に與せしか共、所詮叶ひ難き事に思ひぬるゆゑ出奔せしといふ。出奔して其罪を逃れんと思ひぬる其心中、淺ましく未練至極のことなりといふべし。之も捕られて入牢す。又濟之助は古き刺子の破れ

垢附きしに、古き切れの引裂きしを帶となし、首縛りてありしといふ。大しみたれといふべし。

十九日亂妨の時、前にもいへる如く、御城與力に具足持ちたる者のなく、俄に借り具足せんとて御具足奉行に到りしに、御奉行家に有らざりしかば、處々方々尋廻りて、漸々と京橋口にて尋ね當りて、具足の事を願ひしに、一存にてはなし難し、一應伺ひし上にて之を計らふべし抔いひて、ごて〳〵と隙取れるうちに、大鹽が徒船場へ渡り追々と進み來れる故、據無く西町奉行と共に淡路町筋へ出張し、五人進みて鐵炮を打ちしか共、餘り間遠なる故、一つも向へ屆きぬる玉なし。引續いて玉を込めんと、鐵炮の筒口を吹拂はんとする時、一人の鐵炮立消えせし有つて、俄に思懸けなく玉を飛ばす。其玉其者の頰を掠りて被りし陣笠に當り、裏より表へ打拔きぬ。西御奉行伊賀守の乘られし馬、其響に恐れて跳上りしかば、忽ち馬より落ちられしといふ。其間に玉造與力坂本源之助といへる者、人家の軒下を密み行きて一揆の方へ進みしに、一揆の方には石火矢を西向になし、西の方なる家を打たんとて

坂本源之助

百騎衆具足を所持せず

仕掛け居りし處に、後より鐵炮を打懸けし故、筒口を東へ向けんとて車を押廻さんとする處に、源之助近々と進寄り、人家の軒下より、彼石火矢に掛り居る炮術者の後より腰に鐵炮を打當てしかば、此者直にへたりしといふ。この有樣を見て與力・同心四人計り進み來りて鐵炮を放しゝにぞ、之に氣を得て跡より追々に進來り、一揆方には賴み切たる炮術者を打たれし故、之に力を落し散々に亂れしといふ。坂本が打留めしは橋本忠兵衞なりと、專らにいひしかども左に非ず。高槻の浪人者也と云ふ。

御城内にても百騎衆何れも具足櫃には、衣類・手廻の道具など計りにて、具足持ちし人は一向にこれなき事故、何れも大狼狽にて騷々しく見苦しき事なりしといふ。淺ましき事といふべし。東西にて二百騎の中にて、具足を持ちし者漸く二人ならではなく、火事羽織の用意さへ有る人稀にして、何れも暴に病氣引を騷動と見かけてせしといふ。定めて臆病にて引きしも、其内には多く有りし事なるべし。

與力町にても何れも臆病未練にして、大鹽を取放せし事をばいはで、世間にて兒女輩のいへる如く、彼は先年切支丹の仕置せし時、其書物を熟覽せし事なれば、其邪法を以て身を隱せしものならんなど噂すといふ、可笑事なり。

鴻池屋善右衞門と大鹽

辰巳屋久右衞門困窮人に苦めらる

鴻池屋善右衞門が一統は、大鹽が一番に燒立てし船場にての手始めにして、本家の藏は三ヶ所迄燒失す。亂妨分けて甚しくありしといふ。善右衞門は行衞しれず、妻は藏に逃込みて、石火矢にて打殺されしなど其節専ら風聞せしが、左様にてはなかりしに、其後に至り米買占せし故、闕所となれる由など風說し、又淀屋橋へは鴻池を打潰すといへる張紙せしといふ。其外いかなる事にや、鴻池の世評散々の事なりし。

大鹽平八郞、鴻池・三井其外其邊を燒立て加島屋を燒き、兩御堂を燒き、近江屋久右衞門・辰巳屋久右衞門・飾屋六兵衞等を燒打つといへる風說喧かりしかば、其目指せるといへる家々の近邊は、別けて大に狼狽へ騷ぎて、其後に至りぬれど〔ども力〕て暫くはうろうろとして、人々渡世の業を打捨て有りしにぞ、只さへ暮しかぬる程の者共なるに、何もせでありし事なれば、其日の糧に盡きぬるやうになりぬるにぞ、辰巳屋久右衞門が借家に住める者共一統に申合せ、久右衞門方へ合力を賴みしかば、銘々へ鳥目貳〆文づつ遣せしといふ。此邊至つて貧窮人の多き所なる故、町内一統に申合

せ、銘々共が此度かゝる騷動によりて狼狽へ廻り、手仕事もえせで多くの日を暮せしことは、畢竟辰巳屋といへる者有りて、この家を燒打に來るといへるが故なり。我等が難澁に及べることは、全く久右衞門故の事なり。然るに其借家計りに合力して、此方共を捨置きては相濟み難し。何れも一統に行きて其合力を受くべし」と言合せて、大勢久右衞門方へ押掛けぬ。然るに又難波なる同人が賴み寺の近邊に住める處の體、坊主共男女の別なく大勢連立ちて合力を賴來り、其邊大に群をなす事なれば、騷動に及ばん事を恐れて、四ヶ所の番人共を招き寄せ、門口を守りて人を制せしむれ共、更に手に合はずしていかんともなし難く、久右衞門方にても其求めに應ずれば又外よりも追々に出來り、其際限も有るまじく、之を強ひて斷りなばいかなる大變に及ばんも計り難しとて、大に困り入りて途方にくれぬる事なりといふ。

東御町奉行當所被レ致二永勤一候樣、町人共ゟ西御奉行所へ願出候書付之寫

一、近來米價高直にて、殊に去る申夏已來格別高直に相成候故、如何成行き可レ申哉

町人共より東町奉行留任の歎願書

と不安心に存候處、東御奉行樣種々御仁惠之御苦慮被爲成下、以御蔭他國に見競候へば、當地は米價下直にて、市中一同難有奉存候。其上極難澁之者取續難く相成候分は、以御憐愍度々御施之米錢被爲下置候は、冥加至極難有奉存候。然る處此度惡黨共不存寄及放火、市中騷動仕候得共、以御威光早速御取鎭め飛道具等不殘御取上に相成り、惡黨共も追々御捕に相成候段、一同難有安堵仕候。其上類燒・極難澁之者共多人數へ御憐愍之御救小家被爲成下、扶食等被爲下置候御儀、重々御仁惠之程難有、乍恐御禮奉申上候。猶乍恐此上永御在勤被爲成下、奉蒙御仁惠度、市中一同奉願上候。此段乍憚各樣ゟ宜敷御願上被成下度奉願上候。以上

酉三月　　本町筋ゟ北久寶寺筋迄
町々年寄連印

總御年寄中

右者此間差上候願書寫に御座候。早々御順達留ゟ御戻可被下候。以上

酉三月十七日　　北久太郎町一丁目印

右廻狀四筋合十九町順達。

今日火消年番、町々年寄西御役所々被召出、於御前左之通被爲仰渡候。

三鄕町町人共總代高麗橋二丁目年寄

紙屋清七

外廿人

跡部山城守當表永勤之儀、町人共一同願立候趣神妙之至りに候得共、依願永勤可爲仰付筋に無之に付、願書差返候。尤御城代へ相達候上申渡候間、此旨可令承知候。

右之通被仰渡、一同奉畏候。仍如件。

天保八酉年三月十七日

廿一町年寄連印

右之通に御座候。尙又總年寄取次を以て、願書も御差返被成候得共、此儀は最初御世話町々御印形御戻被成候由、此段御通達申上候間、御承知之上早々御順達可被成候。以上

酉三月十七日

年番
南本町一丁目迄年

跡部山城守の手落の批評

夫れ町奉行・郡奉行・代官の類、各、夫々の村市を守り、よく農商を撫育し、事有る時に當りては之を速に取鎭めて安穩ならしむる事は、素より夫々の職分にして、更に珍らしき事には非ず。されば其人賢明にして、諸人感服する程なる格別に異なれる善政もあらば、さもあるべき事なれ共、城州の如きは事を未萠に察する事能ずと雖其事顯れて後速に之を取押ふる事あらば、此の如きの大變に至りて、諸人の難澁には至らざることとなるに、前にも云へる如く、斯かる大變に及びぬる事は、前以てより其事著じるく、已に亂妨をなすに至つても、臆病未練にして之を制する事能はず、之に依りて惡徒亂妨を放にするに至りて、諸人の大難儀とはなりぬ。せめて天滿計りにてなりとも之を防ぎ止めなば、船場邊の者共は御蔭によりて、有難しといへる事もあるべけれども、左樣なる事にはあらず。已に此願人の內にて紙屋淸七は、漸々藏を殘せしといへる計りの事にして、其餘は丸燒なり。南本町難波橋筋西へ入和り泉屋善兵衞といへる者、居宅迄は燒來らざりしか共、掛屋敷を燒き、又家質に取置きし家を九ヶ所まで燒かれて大に難澁するに至る。此度の亂妨によりて燒けざ

る處にして、斯樣に難澁せる者其數限なしと云ふ。之みな城州の手後れの然らしむる處なり。幸にして此難を逃れし者は有難しと思ふべけれ共、此禍を蒙りて、其手後にてかく成行きし事を能く知れる者にして、いかんぞ有難たしと感服し、思へる事のあらんや。三郷といへば南組・北組・天滿組の三郷なり。其中にても天滿組は、大抵七八分は燒立てられて、多くは着のみ着の儘にて丸燒となれる者有り。死人・怪我人凡貳百七十餘人有りしといへる中にも、天滿組に至つて多かりし事なれば、斯る輩何故にか有難しとは思ふべきや。惡徒速に捕へられ、此邊無難にて有りぬる事ならばさも思ふべし。何にもせよ心得難き願書なれば、是は定めて自己手ぬかりにて、斯く大變を引出したる罪を輕めんと思へる處より、總年寄抔へ内分にて之を含ませ、かゝる願書を町人共より出せる樣に、何となく諭はせし者ならんと思はる。何にもせよ怪しき願書といふべし。

〔頭書〕予が推量に違はず、總年寄より内意有りしといふ。南革屋町長濱屋五郎兵衛といへる者、かかるばか〳〵しき事を總年寄より沙汰せられて、困りたてぬる由、津山の屋敷にて語りしといふ。

天滿堀川天神小橋西詰南側なる酒屋にて、御救米五合百八文といふことを、大文字

御拂米を御救米と張札す

類燒人へ施行

に書記し、門口に張付け有りて貧人共此米を買ひに到れり。斯樣に張紙をして米商ふ處、端々に四五ヶ處も有りといふ。此節の米直段、宜しき米にて、一升二百五十四文、惡しき米にて二百二十八文位なり。さすれば高き米に比すれば、五合に付十九文安く、下直なる米に比すれば、僅か六文安し。此の如くに價を出して買求むる事なれば、御拂米と書記さばさも有るべき事なれ共、御救米といへる張札にて其價を取られぬる事は、其理に當り難きやうに思はれぬ。三月晦日天神小橋の邊を通りしに、たれぞ之を噂せし者のありしにや、御拂米五合に付百八文と書記せし札に張替へてありぬ。さもあるべきことなり。

三月十一日類燒人へ、鳥目一貫文包み、御救を將棊島に於て下し置かる。此鳥目は元來大家町人より、類燒困窮人へ救の爲に公儀へ差出せし處の鳥目なり。此度燒失の竈數一萬八千二百四十七軒なり。此內にて千三百六軒は明家なり。又極窮にて御救小家に入りし者三千二百八、之を凡そ千軒と積る時は、一萬八千二百四十七軒の內にて、二千三百六軒を減じ、一萬五千九百四十六軒となる。此內にて燒けても痛みにならざる者有り、又痛めても苦にならざる者有り、又難儀なれ共、能き親類の

施行金分配の不當

美吉屋五郎兵衞と大鹽平八郎

助けにて持ち堪ゆるあり、又他人に金借りて、可なりに假家にても建て、渡世出來ぬる者有り、又親類もなく他人も金を貸す者なく、さればとて御救小家へもえ入らずして難澁なる者有り。　よく〳〵是等を取調べて、渡し方の割り樣も之有るべき事なるに、予が心易くせる處の或る大家も鴻池三郎兵衞なり一貫文下されしか共、此人は之を辭して受けざりしが、鴻池の一統は何れも之を受けしといふ。鴻池さへ此の如くなれば、其餘類燒せし大家へも同樣に下されし事なるべし。之を下さるゝも道に當り難く、之を受くるも理に背きぬる事といふべし。よく〳〵取調べぬる上にて斯樣なる者を省き、極く難澁人のみを選出して、せめて鳥目五七貫程づつも下し置かれなば、夫にては差當り雨露・飢渴を凌げるやうに、一時の助けにもなるべき事ならんに、いかなる思召しにや、不審の事なり。

大鹽平八郎同格之助自殺之事

新靱油掛町土橋筋より、一筋西の辻を西へ入る南側角より二軒目に、美吉屋五郎兵衞といへる皿砂(さらさ)染を家業とする者有り。　此者元來、本町筋心齋橋筋を西へ入る北

美吉屋大鹽父子を圍まふ

側にて借家住居なりしが、八年已前當時の家を買求めて引移りしといふ。家内二十人計りの暮しにて、商賣も大いに繁昌して有福の暮しなりといふ。此者年久しく大鹽方へ出入するに、元來至つて律儀なる者故、平八郎常に此者を愛せしといへり。然るに二月十九日、平八郎亂妨・狼藉せし時に用ひたる桐の紋付きし旗をば、五郎兵衛が染めたる由なるにぞ、早速に御召捕に相成り、何か御吟味有りしに、「右樣の事に用ふる旗なる事をば更に知らず、只一通りの事に心得て、何心なく染めたる由」を申上げぬれ共、御上を犯せる大罪人に係合ある者なれば、宿下げにはなりしかども町内へ御預に仰付けられしかば、晝夜町内より番人を付けて、之を守らしむる事嚴重の事なりといふ。然るにいかゞして隱し忍ばせぬるやらん、此家に大鹽親子を圍まひ置きぬる由上聞に達し、三月廿六日申の刻より、御手當有りて所々の固めをなし、夜に入つては其家の四方を數百人にて取卷き、何れも火事裝束なれども下には著込せしといふ。終夜此の如く取卷きて廿七日の朝に至りしに、かく大勢にて取卷きし事を大鹽親子心付きしと見えて、其家（此家裏にて大に本由へ張出せし屋敷にして、表借家との境に塀有り）

て、其内は藏なり。其藏の南手に六疊敷の離座敷ありて、其家に隱れ忍びしといふ。其南は信濃町にして、境目の大水道有りて、東の方は母家に續きて納屋杯あり。其後の方に有れる小座敷なれば、人の心付かぬ處なりといふ。又前以てよりして、こゝに忍ばせぬる心積にて有りしやらん、昨年この屋敷を普請せしに、壁は悉く松の三寸板にて其兩方を土にて塗り、戸の締りは皆三重の締りにして、堅固なる普請なりといふ事なり。

に火をかけ兩人とも自害して、火に燒け焦れしといふ。　斯くて捕手の方には、西與力內山藤三郎火の手上れるを見て、近邊の家每に桶を入れさせ、其家の火を打消させて、漸々眞黑に焦れし屍を取出し、之を戶板に載せて信濃町の會所へ持運び、五郎兵衞は申すに及ばず、妻子召仕まで悉く引括り、之も同處へ引立て行きし上にて、其旨上聞に達せしかば、西町奉行にも早速に馳付け之を見分せられ、午の刻過に至り兩人の屍を駕籠（此駕籠は美吉屋の隣へ、天滿より燒出されて來りたる片岡何とやらんいへる醫者の乘物にて、其簾を切縮めて之を用ひしといふ。此醫者も隣家の事ゆゑ會所へ呼出され何か御糺し有りしといふ。）に乘せ、之を荒繩にて卷きたて、大文字に下げ札に其名を記し、其跡に又、五郎兵衞を繩付けにし之も同じく駕籠に乘せ、左右の垂れを引上げて、其面を晒さしめて、心齋橋筋を高原へ連行きしといふ。　大鹽親子の屍眞黑に焦れし事故、其形分り難く、やう〳〵と何れも兼ねて見覺有る兩人の大小を目當に之を定めしといふ事なりし。　又美吉屋五郎兵衞を吟味有りしに、かゝる大罪人を圍ひ置く、

大鹽を逃がせし批評

程の事なれば、始めよりしてかくなれる事は覺悟せし事なれば、「私の命は少も惜しき事なし。いか樣なる嚴科にも行ひ給ふべし」とて、平氣にして少もわるびれし樣子なし。此者の年は五十三なりといふ。又妻子を吟味あれども、大鹽が忍び有る事をば更に知る事なしといふ。又下女も同樣の事なり。されども折々握飯せよといはるゝ故、「何故にかく握飯の入りぬる事やらんと、いぶかしく思ひしといひしとぞ。

大鹽が此家に忍び居りしは二月廿四日よりなりとも、又當月廿四日に、尼ヶ崎の方より、親子共駕籠にて入込みしを、跡をつけ來り訴へしとも、此家の召仕よりして密に訴へ出しとも云ひて、取りぐなる噂なりしが、こは定めて二月騷動後は、上下共大狼狽に狼狽へて何れも大いに氣後れし、風の音・雨の音などにさへ驚き騷ぎぬる折柄なれば、定めて其間を考へて、其節に忍込みしものならんか。米なば袋に入れて、五郎兵衞密に之を持行き、飯は炭火にて自ら之をたき、菜には鰹節のかきたるを用意し有りしといふ。さもあるべし。其當座直に五郎兵衞は囚人となり、町内より晝夜番人を附置きぬる程の事なるに、いかに外なる入口より忍入りぬればとて、騷

動後は別けて、何れの町にても番人繁く廻りて、嚴重なる處へ入込みぬる事のなるべきや。若し又駕籠にて入込みしといへる事、實事なる事にてあらば、尼ケ崎にも兼ねて其備へ有りぬる事なれば、いかに當時武道廢れ果てぬる世の中にて、尼ケ崎の者共彼を鬼神の如くに恐れぬればとて、僅か兩人のことなり、尼ケ崎の一家中計りにて之を恐ろしく思へば、町人百姓迄も加勢なさしめてなりとも、如何様にもなるべき事ならんに、おめ〳〵と其城下より駕籠迄かさしめて、密に其落著く處を見るに及ばんや。殊に人達にても苦しからざることは常法にて、御觸書にも之ある事なれば、こは騷動の紛れに入込みし事ならんと思はる。又當處にても此家へ兩人の忍びいる事前日に知れて、廿六日の七つ頃より所々の固をなして、之を取圍みながら、一人も座敷へ踏込みて之を生捕らんとする者なく、翌日迄も只其外を固め、火の手十分に上りて、最早其自滅せしを知りて、漸々と水にて火を打消して、眞黑に燒けたる屍を取出し、嗚呼がましく手柄顏するもをかしき事なり。又大鹽も天下の大禁を犯し亂妨・狼藉をなし、大いに諸人を困窮せしむる程の惡事をな

せる身にて、一味の者共悉く自害或は召捕られぬる事は、委しく五郎兵衛より聞きつる事ならんに、親子兩人忍び居て何事をかなさんと思へるにや、をかしき事なり。是等の手振にても、其始めに此者共に亂妨・狼藉を十分になさしめて、之を取逃がせし事の拙かりし事を思ひ知るべし。今朝も火の手上るや否や、頻に半鐘を打立て、「そりや大鹽ぢや鐵炮ぢや」とて、世間大いに狼狽へて騷ぎ廻りし事なりし。又尼ケ崎よりも奉行一散に大勢にて馳付けしといふ。予も其邊を通りしに、大層の群集にて、往來も六ケ敷き程なる事なりし。大鹽平八郎は火鉢の中へ投炮碌を打込み、自害なして其火鉢の上に俯向き、腹這ひ臥して眞黑に焦れ居しといふ。炮碌玉のはぜぬる音大いに響きしより、又鐵炮を打てる迚騷ぎしといふ。

二月十九日の事とかや、百姓一人大鹽が亂妨に後れ、何れも散り〳〵に落行きし跡にて、天滿橋の上を救民と書記したる幟を持ち、うろ〳〵なして居たりしが、此百姓至つて弱々しく見えしにぞ、東奉行の徒士通り掛りしが、餘りに弱々しく見えぬる故に、此旗をこは〴〵奪取りしかば、其百姓は早々逃去りしといふ。此男其旗を持歸りて、手柄面をなし頻に高言を放つにぞ、城州にも何れも〳〵後れぬる計りに

て、聊の功もなきもの計りなるにぞ、之を大いに悦び、御城代へも其趣事々しく申上げしかば、御城代より「此者大いに手柄せし事なれば、取立て召仕はるべし」と聲かゝりにて、此者暴に五十石にて徒士頭に取立てられしかば、大いに臂を張りて傍若無人に振舞ひぬといふ。せめて其百姓を生捕るか但し首にても切來らば、少しは功立でしともいふべきことなれども、左樣の事にてもなければ、可笑しき事なり。尤も戰場にて旗を奪取れるは大なる功にして、急度之を賞する事なれ共、是等はそれと同日の論にはあらず。

或る人の云く、昨年秋の半ばよりしては米も大いに拂底になりて、冬に至りても米一向に登る事なく、米價頻に貴くなりぬるにぞ、大鹽より奉行へ申す樣は、何卒御威光を以て當地町人共より、諸大名へ金を餘分に貸し申さゞるやう仰付けらるべし。さある時には諸大名何れも圍ひぬる米を賣拂ひて、其融通をなすやうになりて、追ひ追ひ當所へ米を積登せる樣になりて、米も澤山になりて、自ら其價も下落するやうになりて、貧人饑餓の患なきに至るべしと申立てしかども、城州これを聞入れ

ずして、却て之を叱り、與力風情の身分にて、殊更隱居して有りながら、いらざる口出しなり。其方如きの知りたる事に非ずとて、大いに辱しめられしより、平八郎之を憤りて、夫より城州を討取らんと思立ちしといふ。此事を始に内山彥三郞へ噂せしに、同人は之を尤に聞取りしかば、此者と牒し合せて、大鹽は隱居の身分なる故、内山は西國へ下り米の有無を取調べ、大鹽は城州へ右の噂をなせしかども、其言用ひられずして、遺恨を生ぜしといふ事なり」といへり。

大鹽が亂妨せし後三月半ば過に至り、鴻池善右衞門城州と馴合ひて、米の買占をなせしなど、專らに風說せし事なりし。かゝる事はよもやあるまじき事に思はれぬれ共、城州と鴻池との評判は世間にて散々に言囃しぬる事なりし。

下層の民大鹽を崇敬す

大鹽が亂妨にて燒立てられ、此度御救小家にて御救を蒙れる者共は、何れも飢渴に迫り、口を糊する事もなり難き者計りにて、燒かれし御蔭にて御救ひに預れるも、大鹽樣の御蔭なりと思へる者計りにして、滿足なる者は一人もなく、其外大工・手傳・日雇等は、密に大鹽が亂妨によりて其仕事出來せし事を悅べる者多しといふ。

西田青太夫

大鹽美吉屋に忍べる事露見の理由

西田青太夫といへる與力は格之助が兄分なり。亂妨後も矢張奉行所へ日勤せしが、大鹽親子自害せし翌日に至り奉行より、「遠慮差控すべし。」されども程なく相濟みぬるべければ、必ずしも短氣なる振舞すべからず」と、申渡されしといふ。此者これ迄地方を勤めしが直に餘人に其役を命ぜられしといふ。いかゞなれる事にや。

大鹽平八郎が美吉屋へ、隱れ忍ぶ事の知れし所以を委しく聞きぬるに、同人方の飯焚をなせる男は平野の百姓なるが、用事有りて、兩三日の暇を貰ひて平野へ歸りしに、平野は御城代土井侯の領知にて、則ち陣屋有り。然るに侯御城代を勤めらるゝ事故、同所の百姓共の中よりして、中間・小者の類を當處へ出來りて勤むる者多かるにぞ、此者共の中に、彼の美吉屋に勤め居る飯焚の親しき友多く候ひぬる故、平野へ歸りがけに、御城代の屋敷へ立寄りて、四方山の咄せしが、其中にして言へるやうは、「昨年來米價貴きにぞ、世間一統大いに難澁なる中にも、別けて我が勤むる家は儉約甚しく、朝夕は薄き粥にて晝一度は飯なれども、是を十分に食する事なり難く、日々空腹にて困りはてぬ。少しにても之を餘分に喰ふ者有りぬれば、主人より大い

に叱られぬ。此方の主人は至つて吝き人にて、一合の米にても餘分に入りぬれば、かゝる時節に米の入様多しとて、日々喧しき事なり。我等は飯焚の事故大いに困りはてぬ。何卒今年は豐かにて麥も程よく出來て、早く米價下落して、斯かるうるさき目に逢はざるやうに成りたき事なり。かゝるやかましき親父なるが、先月十九日騷動有りし後は、いかなる事にや、米一升計りも多く入りぬれども、入用多しとて之を咎むる事なし。されども節季に至りなば、定めてやかましくいへる事ならん。かゝる米價の貴き節の飯焚はうるさき者なり」などと、身の上咄をなし、別れをなして此者は平野の宿元へ歸りぬ。其跡にて一人いへるやうは「彼が主人美吉屋五郎兵衛といへる者は、大鹽平八郎方へ出入にて、則ち騷動の節に大鹽が用ひし旗をば美吉屋が染めしとて、直に召捕へられしが、其後宿下げになりて、當時町預けの者なり。此者の内にて騷動後より、米一升づつ餘計入りぬるに、一合にても米の多く入りぬるを咎めぬる程の者にして、之を咎むる事なきも不審なり。若しや大鹽が徒を匿まひあるも計り難し。何にもせよ怪しき事に非ずや」と言へるにぞ、何

れもさも有るべしと思ひしかば、此者共より役筋へ之を申出でしにぞ、直に平野へ人を走らせて其飯焚を呼來り、役人の前に連れて出でしにぞ「汝しか〴〵の事を申せし由、愈、左樣なるや」と、問はれぬるにぞ「いかにも其通り申候」と答へしかば、直に其者に繩をかけさせて、其方の主人五郎兵衞事は、奸賊の張本大鹽方へ立入致し、亂妨の節彼が用ひし旗をば五郎兵衞が染めたる故、直に召捕りに相成りしが、其後町預けとなりて今に其儘にて、御不審を蒙れる者なり。然るに此者方にて、右騷動の後より米一升づつ多くいりぬれども、平日は聊か多く入りても、喧くいへる者にして、是を何共申さゞる事甚だ以て不審なり。定めて大鹽親子を圍まへるものならん。有體に申すべし」といはるゝにぞ、此者は左樣の事あらんとは夢にも之を知らずして、たゞ米の高直にて困りぬる故、其事のみを心苦しく思へる故に、之を語りぬる計りにて、左樣の事あらんとは少しも心づかざりしが、此尋によつて、此者も「いかにも不審なり。左樣の事なくして米の一升づつ餘分に入る道理なし。左樣なる事も計り難し。さりながら之まで何も之ぞと思ふ心當りは、聊もあらず」

城代の行動に付て批難す

と申せしとなり。夫より一統の評定となりしが、「何にもせよ大鹽が其餘黨の者なるべし。隱れ忍ぶに相違なければ、早く行きて召捕來るべし」と、御城代より大勢の人數を差向けられしといふ。〔頭書〕一說には、美吉屋の下人平野へ歸りし上にて、心易き八百屋へ其噂をなせしにぞ、此八百屋日々陣屋へ出入するもの故、此者よりして中間へ其噂をなせしにぞ、これによつて美吉屋の下人陣屋に召出されしといふ。

御城代は重き職分にして、大坂に於て主將たる事なれば、斯樣なる事を聞出されしとて、自ら其家來に命じて、斯樣の事をなせる者には非ず。市中の事は町奉行、在領は御代官、夫々の役分ある事なれば、夫々に命じて之をなさしむるべき事なるに、何れも沙汰なく自ら召捕へんとせられしは、其功を奪はんと思はれし事ならん。跡部城州には、此一件に付いて大いに恥辱を蒙りし事なれば、これを助け遣して、此人の手にて捕へらるゝ樣になしやらば、少しは此人の恥をも雪ぐやうになりて、深く其恩に感ずべき事なるに、上として下を惡むの心なく、反つて之に恥を重ねしめて、自己の手柄になさんとせられぬる事は、餘りに情なき心にして、西三十三ヶ國の御仕置を命ぜらるゝ身分には、似合ざる事といふべし。

斯くて大勢の人數、新靭油掛町美吉屋を目指して、廿六日の未の下刻に何れも走付けしが、町奉行の手先與力・同心などとは違ひぬる上に、是等が如く四ヶ所の非人幷猿・犬などを遣ふ事なく、何れも勝手知らざる夷中侍なれば、此所に五人あそこに七人と各、手分をなして、三町も五町も間隔たりし處の出口々々は云ふに及ばず、町家の軒下又は家の內迄も入りぬるが、各、鐵刀・木太刀・棒杯を持ちながら、何れも斯樣なる捕物に馴れざる者共なれば、何とやらん騷々しく間拔けぬるに、跡よりも追々馳來れる侍共も同樣なる有樣にて、きよろ〳〵しながらに「油掛町はどの邊なるや。美吉屋五郎兵衞が家は何れなるや」など、そこら邊りにて聞廻れる樣、いかにしても怪しき樣子なれば、其邊の家々はいふに及ばず往來せる人迄も、亦何事の出來ぬる事やらんと大いに恐怖せしといふ。此の如くに遠方より、美吉屋が家の四方迄も多勢にて取卷きながら、只一人も其家に踏込んで、之を捕へんとする者なくて、其日をも暮し、終夜此の如くにして其夜をも空しく明しぬ。明る朝に至りぬれ共、猶は踏込んで之を捕へんとする者一人もなかりしといふ。然るに今朝七つ過る頃、

垣外の一人其邊を通りかゝりて此樣子を見受けしが、「斯程仰山なる捕物あるに、我等を始め中間の者共へも御沙汰なきは如何なる事にや」と、いぶかしく思へるにぞ、其處へ到り之を能く見るに、與力・同心の類は一人もあらざる故、愈〻怪しき事に思ひしにぞ、之を尋ねぬるに、「美吉屋五郎兵衛方へ大鹽平八郎忍び居る由、御城代の上聞に達し、召捕に向ひし」と答へしといふ。此垣外多く人に之を尋ねぬれ共、町奉行へ沙汰もなくして之を召捕へて、手柄せんと思ひぬる事故、只捕物有りと計りいひて、あらはに云へる者なかりしにぞ、あちらこちらにて多くの人に尋ぬる中に、中間が小者と見えて此事を口走りし者ありしとなり。此垣外この事を聞くと其儘一散に天滿へ馳付け、内山彦三郎方へ到り、「しかじかの事なり、之を御存なるや」といへるにぞ、之を聞きて大いに驚き、其儘直に西奉行所へ馳付けて、御奉行の目通に出でて其事を申すに、御奉行にも之を知らずして大いに仰天せられ、「町中の事なるに、何故御城代より此方共へ一應の御沙汰もなくして、かゝる事には及びぬる事やらん。甚だ以て不審なり。定めて東奉行も同樣の事なるべし。早く此趣を知らすべし」と申さるゝにぞ、内山がいふ、「最早暫しの猶豫もなり難し、かく申す内にも、若しや大鹽親子の者にて御城代の手にて召捕らるゝ樣に相成りては、御支配地

といひ御役前の御首尾にも係れる程の御事なり。宿元より直に彼所へ馳付けんと思ひしが、一應御屆申さずしては相濟み難くと存候故、一寸參上仕候なり。東御奉行へ御相談の上にて、其御指圖を受けんとせば事延引に及び、後悔するに至るべし。私へは直に御暇給はるべし」と、言捨にして走出し、油掛町へ到りしに、四ケが噂の如く大勢にて美吉屋が宅を取圍みゐるにぞ、「いかなる事にてかくは固め給ふにや」と頭立ちし人へ尋ねしに、「大鹽が此家へ忍び居る由、御城代の御聞に達し、召捕に向ひし」といへるにぞ、「左樣にて候哉、我は西奉行組下の與力內山彥三郎といへる者なり、御免蒙るべし」といふ儘に、其中を走通り會所へ到り、直に五郎兵衞を呼出し之を吟味せしに、五郎兵衞も今は逃れ難くと覺悟を定め、有體に大鹽を匿まひし事をいひ、「かゝる大罪人を知りつゝも隱し置きぬる事なれば、始めより我が一命をば投出してせし事なれば、如何樣なる嚴科にも處せらるべし」と、少もわるびれたる氣色なかりしといふ。爰に於て直に五郎兵衞繩をかけさせて、內山は鐵砲・切火繩にて五郎兵衞が家に駈込み、大鹽が隱れ忍べる座敷の庭に到り、「大鹽平八郎親子の者

此處へ忍び隱るゝ由上聞に達し、內山彥三郞が召捕に向ひたり。此處へ切つて出で存分に働くや。但し此方より踏込みて召捕るべきや、もはや逃れぬ處なれば覺悟すべし」と聲かけしかば、內よりも之に答へしといふ。己等如きの手にかゝれる平八郞に非ずといふ。其外何とやらんいひぬるとも、かゝる騷々しき中ゆゑ委しくは相分らず。かくて彥三郞は手の者共に命じ、家の四方より打碎かんとせし處に、內にて鐵炮を放しぬる音二つ迄響き渡りしかば、〔頭書〕此鐵炮の音といへるは投炮碌を火鉢へ投込みし音なりといへり。此時の有樣內山彥三郞が勢ひを大層に評判せしが、美吉屋隣の路次向ひの者戶口を締めて格子より覗き居しに、內山大音にて下知し、大鹽がこもりし座敷の四方より掛矢にて打碎かせしに、何れも恐る恐る一つ打つては路次口へ二十人計りの人夫我一にと逃來り、又こは〴〵行きて一つ宛掛矢にて打つては又逃來る。此の如くなる事度々の事なりしが、其度每に人夫と共に內山も同じく逃出せしといふ。炮碌を大鹽が火鉢にくべて其はぜし音に驚き、路次口へ逃げ退きし儘にて、火の屋根に燒けぬる迄もえ進まざりしといふ。何れも之に驚き、しばし猶豫せし處に、暴卒に內より火をかけし事なるが、其火忽ちに燃上りて家根に燒拔けしにぞ、この火にて家の燒拔けしは五つ過の事なりし。火事なりとて處々に半鐘を打立てるにぞ、火消役の者共追々に馳付けぬ。中にも近邊の事なれば、總年寄川﨑治左衞門の火消一番に馳付けしかば、之に命じて其座敷の四方より打碎かしむるに、兼てかゝる爲に用意して、普請せし事と見えて、三重の締まりにて壁は松の三寸板にて、雙方より土にて厚く塗り堅めし事

大鹽の隱家の模樣

大鹽平八郎最後

なれば、容易には毀ち難かりしを漸々と打破りしに、內は一面の火にして中々寄付き難きにぞ、頻に水を打掛けて、格之助が自害して燒け爛れし屍を引出す。此時少々は息ありしが間もなくおち入りしと云ふ。 ○〔頭書〕格之助は大に狼狽へて逃出さんとせし故に、平八郎拔打に其肩先より八寸計切込みし故、其場にて倒れしを會所へ戶板に載せ運行きしに、火にて所々焦れながらも未だ息少々通ひしが、間もなくおちいりしといへり。早く平八が屍をも引出すべしとて、頻りに下知をなしぬれ共、黑烟甚しくして何の分ちも見え難かりしに、漸々と一本の足に探り當りしかば、著物の裾と共に之を引出さんとせしに、裾は火に焦れたる故途中より引ちぎり、足はつるけて皮悉くむけて引張りし手に引付きぬ。されども之を引出す事能はず、其上火氣熾んにして寄り付き難ければ、頻に水を打掛けて其屍を引出さんとするに、外よりして打碎きし事なれば、雙方より壁倒れて屍の上に重りてありしにぞ、之を取拂ひしに蒲團著ながら、寢處の中にて切腹して有りしに、壁其上に倒れかゝりし事なれば、之にて火を防ぎ、上に著し蒲團處々燒きし迄にて、下に敷きたるは少しも燒けざる程の事なり。 されば其髮は申すに及ばず面體も燒けぬれ共、平八郎なる事は明かに相分りしかば、兩人の屍を駕籠に打込み、一たん信濃町の會所へ持込みて

大坂城代の不法と其批評

後、高原へ五郎兵衛と共に連行きしといふ。御城代より召捕に向ひし大勢の人數は、前日よりして其邊を固めて夜通しをなし、夜明けて後火の手上りても、一人も踏込みて之を召捕らんとする者もなく、内山が踏込むを見ながら、雨一人も入込む事能はず、自害せし屍とは言ひながら、彥三郎が手に取られて何れもおめ〳〵と引取りしは、至つて見苦しき事なりといふ。町奉行には御城代の不法を憤れる中にも、城州には我が組下の與力、斯かる惡事を仕出し、大に恥辱を蒙りし事なれば、いかにもして我が手に召捕らんと深く心を苦しめぬるに、御城代の不法にして、終に西奉行の手に屍を取込まれし事なれば、本意なき事に思ひ、別けて恨み憤ると雖、主將たる御城代の計ひなれば理屈もいひ難く、胸を撫でて堪へらるゝといふ。此の如く其支配なる町奉行へも其沙汰なく、大人氣（おとなげ）なくも自己の手柄になさんと思へる程の小人なれば、御城内にては之をおくびにも出さゞれば、大御番始め御定番・御加番に至るまで、何れも之を知れる者なく、跡にて其事を聞きて、何れも御城代の不法を憤らる。其中にても別して玉造御定番遠藤但馬守には、之を怒り憤り「御城代

御定番遠藤但馬守城代の行動を非難す

の大任を蒙れる身に有りながら、下を引立てんとは思はずして、却て其支配地に家來を遣して其功を奪はんとす、言語に斷せし振舞といふべし。若し自身の手先にて斯樣の事を聞出さば、市中は素より町奉行の支配なれば、彼に命じて召捕らすべき事なり。然るに其事もなく、御城內にても誰にても此噂をもせず、いかに御城代なればとて我儘の仕方なり。兩町奉行にも定めて口惜しき事に思ふべし。然し不法ながらも大鹽父子を生捕になさば、まだしもの事なるに、前日より終夜取圍み夜明けて後、彼者自殺をなし、火の手上りても大勢の中より一人も踏込みし者なし。若し內山が走付くる事なくば、兩人の死骸は悉く灰と成つて何とも分り難く、いつ迄も之を尋探す事ならんに、同人が走付けて手ばしかく屍ながらも引出せし故、兩人共夫々に相分りて、何れも安堵するに至るは全く內山が功にして、之にて町奉行も少しく腹を癒せし事ならん。已に先月十九日騷動の節には、又しても相談々々とて幾度となく我を呼立て、大狼狽にうろたへ廻り、其節の惡徒大方捕はれとなりて、今は大鹽父子と外に兩三人殘りぬる計りなるを、密に已れが手にて之を捕へ、手柄

顏せんと我等に迄深く隱しぬる心根の淺ましさよ。先月騷動の節町奉行より、我が組下の與力・同心を借しくるゝ樣にと、御城代へ願ひ出せし故、之を貸與へし時、我が用人與力・同心を召連れて加勢に出づる屆に至りし時、與力共に向ひ、「其方共走向ひ如何して防がんと思ふや、其心得方を聞かん」と言はれしにぞ、與力共の答に、「かゝる事にて走向ひ候へば、防ぐ丈は之を防ぎ、叶はずと見ば討死せんと思ひ候。素より一人も生きて歸らんと思ひ候はず」と答へしかば、「其方共は討死せんと覺悟せし事なれば、死を厭ふ事なく共、跡に殘りし妻子をばいかゞするや」と尋ねらるるにぞ、「こは存寄らざる御尋に預り申候。私共は必死と相定め候上は、少しも妻子の顧著なし。死せる跡にていかゞなれる事にや、其事は存不申、併し御支配の御座候事故、其思召も定めて之ある事ならん。斯樣の事隙取りては、惡徒放に亂妨すべし。御免を蒙り一時も早く罷越し申し度し」といひぬれ共、「先づ暫く待て、何れも其心得ならば甲冑にて赴くや」と尋ねらる。何れも口を添へ、「是より引取り甲冑著んとせば、愈〻手後れになるべし。必死と評定めせし上は、甲冑して死ぬるも此儘

にて死ぬるも同様の事にて、死するに二つなし。早く御暇給はれ」と言立てぬ。頓とはてしもなき事故に遠藤の用人より「何分にも彼等が申通り早く御暇給はるべし」と、之を切上げ漸く立出でしといふ。かゝる事にて、總て何事も手後れに相成りしといふ。此の時土井侯の尋ねられし事、餘り譯なき尋ねなれば、こは定めて彼等が心を引きみん爲に、わざとに斯様なるばからしき事を、云はれし事ならんと思ひしに、「此度の大鹽を召捕らんとせられしにて、其膓を見拔きしとて、但馬守の申されしとて、其家中澁谷廣藏といへる者其事を咄しぬ。又遠藤より內山彥三郎を召されて「此度御城代の仕方、町奉行にも定めて快からず思はるゝ事ならん。然し其方が働き故、惡徒自害せしとは言ひながら、其屍を早く取出し、大鹽親子の者なる事慥に相分り、町奉行の手に入りし事故、少しは快よく思はるゝ事ならん。若し其方も之を知らずして走付くる事なくば、前日より取卷きながら、明る朝家に火をかけ自害しても、尙踏込んで之を捕らんとする者一人もなき程の事なれば、兩人の屍は悉く灰となりて、何者共分り難き事なるに、屍の夫々に分りぬるは全く其方が働故な

內山彥三郎受賞

り。此趣此方より委細に言上に及ぶべし。先づ之は當座の褒美なり」とて、刀一腰與へられしといふ。〔頭書〕此度の騒動に付、遠藤より坂本源之助へ拔付の刀一腰に銀七枚、與力六人へ白鞘刀一腰・銀五枚づゝ、其外時服に金三百疋二人、上下一人、餘は金三兩・二兩・一兩・三百疋・二百疋・百疋等なり。此入用凡千兩計りの事なりといへり。

遠藤但馬守の手柄

此度の騒動につき、遠藤の評判世間にても至つて宜しく、已に十九日亂妨の節、御城代には大狼狽へにて、殿主臺より石火矢を打たんと幾度も騒ぎ廻られしに、但馬守之を止め、「追々防の者を遣して、其御手當もある事なれば、程なく之を防止むべし。之より石火矢を打出さば大勢の人を損じ、愈〻騒動に及ぶべし。先々見合せ給へ」とて、之を止めて終に打たせざりしといふ。若し遠藤異見なく城よりも火矢を打出さば、大勢の人を損ずる上、諸人大に狼狽へ騒ぎ、以の外なる大變に及ぶべき事なりしに、こは全く遠藤の異見にて、諸人其難に遇はざりしにて稱すべき事なり。又遠藤の組下大井傳次兵衞といへる與力の悴庄三郎といへる者、大鹽へ一味せしにぞ、親傳次兵衞其外親類の者を呼出し、「其方悴庄三郎事は大鹽平八郎へ一味の由、彼は定めて先達て勘當せしならん。さ有るべし」と申さるゝにぞ、何れも大

に感服し、「いかにも拗當仕りし由」を申上げぬるにぞ、「然らば親傳兵衞其餘親類共も申合せ、庄三郎を尋出し首討つて參るべし」と申付けられしといふ。之も其親に難のかゝらざる樣にと、仁慈の計といふべし。其外玉造の與力・同心加勢を申付けられし時の言渡されし事など、大いに行屆きぬる事なりとぞ。

茨田軍次御城代の手にて召捕られしかば、之を吟味あり。「何事も有體に白狀すべし」とありしかば、「畏まり奉る。かく囚れと相成りし上は、僞り申すべき事に非ず。委細明白に申上ぐべし。私事は元來大鹽と至つて懇意に仕候故、私を見込みしとて此度の儀に一味仕り候。其節に如何樣なる事これある共、決して他言致すまじき由、神明に誓ひ候て血判仕候へば、如何樣に御尋ある共、決して申上候儀にては更に御座なく候。有體と申すは此通にて、外に聊か申上ぐべき事迚は少しも無之候間、左樣御承知下さるべく候。」一味せし譯は入魂故の事にて、申さじと誓ひし事はいか樣に御吟味これ有り候とも、申すべき事に候はず。是が誠の有體と申す者に御座候。此外には何も申上ぐる事なし。此度の趣意强ひて聞度く思召候はゞ、

大鹽平八郎を御召捕にて、同人より御聞あるべし。私とても之に組し候程の事なればよく存候へ共、言はずと誓ひし事なれば決して申上げず」とて、自若として平氣なる故、詮方なくて其儘にて入牢せしといふ。こは御加番小笠原信濃守家來より、或人に咄せしといふ。

大鹽騷動に付藏米を城中に運搬す

二月十九日騷動に付、難波御藏より御城内へ向け運びし米、其日五百石、廿日にも亦五百石、夫より日々打續き都合三千石運び入れしといふ。平日には大切なる御米藏故、少しく隔りし處はいふに及ばず、七丁も十丁も隔りし處に失火有つても、

御藏奉行の狼狽

御藏奉行は申すに及ばず、御城代・町奉行幷に町火消など早速に馳付けて、御藏を嚴重に固むる事なるに、其外風少しく荒吹きても大切の場處なり迚、直に走來るといふ。十九日の亂妨にて大坂はいふに及ばず、近郷・近在處々大騷動に及び、風說には「市中はいふに及ばず、兩奉行所を燒拂ひ、難波の御藏を奪取りて之に楯籠れる積なり」など、專らに風聞ありしにぞ、御藏奉行にも是を聞きし故恐れしにや、又大坂中悉く焦土になすといへる噂に恐怖れしにや、兩御奉行ながら御城内へ逃込み、肝心なる藏へ詰めぬる者一人も之なく、十九

日の夜二更過に至りて、藏奉行の指圖なりしとて、組頭三人連にて出來りしが、僅か一時足らずの間うろ〳〵して居たりしが、御奉行の御用有る故に、引取らざればなりがたしといひて、立歸らんとする故、御藏番の內より進出で「かゝる騷々しき有樣なるに、各々御引取り有つては相成り難し、何分にも此處の守護せられよ」といひて、强ひて引留めしかども、事を左右に寄せて逃歸りしとなり。明る廿日には御救米の事に付、是非共に奉行出來らざれば成難き事あるにぞ、據なく出來りしが、其用事濟むと其儘取る物も取敢ず立歸らんとて、途中迄踏出しぬるを御藏番の內より、一人追駈けて之を留め、「かゝる騷々しき折柄なれば、晝夜〇〔頭書〕難波御番にての一人といへるは、三浦俵右衛門といふ劍術者なり。御詰切にて嚴重に御固めも之あるべき事にして、何に寄らず銘々共へ御指圖もこれ有るべき筈なるに、早々御引取に相成候ては、萬一何事にてもこれ有る時、小人數にて如何共なし難し、此藏中に御藏番漸々九軒ならではなく、若し變事の有る共此人一人より外には一命を抛うちて働かんとする者なし。何分にも此騷動鎭まる迄は御詰なさるべし」と、無理に引留めしにぞ、據なく一時計り控居りしが、「我は御城代の御用有りて登城致さずしては成難たし。若し惡徒此處へ

出來り亂妨するに至らば、其方達もそれ迄の運と思ふべし。御城代にも中々此御藏などの御頓著にてはなし。故に此處は捨置きて入城致すべしとの御指圖なり。故に我は之より直に入城すべし」とて、早々走歸りしといふ。是等は己の職分を打捨て候て、其臆病なる事論なし。されば其かゝる者城内に逃込みぬるを其儘に膝元に差置き、肝心の糧を積置ける御藏を守らす事なくして、いかゞせんと思へるにや。御城代を始めとして、各〻其持前の役々あり。然るに是等の臆病者を膝元に引付け置きて其任を失はしむる事、これ誰が罪ならんと思へるにや。御藏奉行は之を論ずるに足らず、御城代の所作甚だ心得難き事共なり。前にもいへる如く、跡部城州評判取々の事にて、よき噂せる者とては更に之なき程の事なりしに、如何なる事にや、公儀よりして御褒詞有りしといふ。其文左の如し。

跡部山城守への褒詞

跡部山城守

其方組與力格之助隱居大鹽平八郎儀、不容易不屆の企致し、放火亂妨に及び候節、致早速出馬消防幷捕方夫々及指圖、惡徒共速に散亂相鎭り候次第、彼此心

配骨折候故之儀と、一段之事に候。不二取敢一此段可二申聞一との御沙汰に候。右水野越前守殿より御達し也。〔頭書〕跡部城州御褒詞の後、御時服三重を頂戴し、六月に至りて六百三十石餘の御加増ありて、三千石餘の所領となられしといふ。

二月十九日大鹽が徒、淡路町邊の大家へ火矢を打込み焼きしに、其邊に住める賤しき働人の家へも火移りて、丸焼となりぬ。其日より忽ち飢渇に及び、いかんともなし難き事なれば、夫婦相談し、惡徒を捕へて之を差出さば、定めて御褒美を下さるべし。其金にて家をも借りて商賣をなさんとて、其場所へ走行き、惡徒方の雜人一人を打伏せ、散々に之れを打擲し、其足を以て、引摺りて御奉行の前へ連行きしにぞ、大に手柄なりとて稱美ありしといふ。此者は勿論噂の噂をもえらかりしとて、世間にて專ら評判せしといふ。實に此度第一の働きといふべし。

米價騰貴と餓死人

四月中旬よりして別して米價上り、廿四五日の頃には二百四十匁餘となりぬ。昨年已來餓死の者至つて多き事なりしが、騷動後より別けて多く往來するに、五人・七人の餓死せし者を見ざる日なし。道頓堀長町・日本橋・難波新地の邊は、仰山の事にて、日によりては角力場の邊に四五十人計りも一處に集め有りぬるに、其邊の犬之

惡疫流行

行倒人と騙取人

を喰ひ腸の出し有り。又橋の上にて飢ゑ勞れ弱りはてし乞食の著たるつゞれを、外の乞食の達者なるが之を剝取るあり。晝夜共物貰ひの哀れなる聲を致し、泣々門外をあるきぬるなど見るに、目も當てられず、聞くに耳を貫くが如し。昨日迄軒を竝べし隣に住居せし者、今日乞食となれるも數多き事なりといふ。其上近來時候不順にて、かゝる年柄なれば疫癘一統に流行て、毎家に大勢病臥せざるはなく、甚だしきは五六日して死失せぬ。家に在りてさへ此の如き事なれば、御救小家に在りぬる者などは悉く病臥して、日々人死する者多く、二便はたれ流しにて、一向に其邊には寄付き難き程の事にして、目も當て難き有樣なりといふ。（頭書）御救小屋へ詰めし町人醫者迄も其氣に感じて、大勢死失せぬ哀れの事なりし。

又晝夜の別なく、大賊・小盜の爲に、物を奪取らるゝ事も限りなき事なりといふ。四月中旬の頃、田蓑橋の邊に旅人の行倒れ者有りしかば、其町内より訴出で桶に入れ、御定法通りに年齡・衣類・所持の品等を書記し、之を非人に守らせ有りしに、或日夕方に至り婦人一人出來り、「己が夫此間よりふと出でて歸り來らざる故、日々尋ね廻り

候。此書付と年頃も衣類もよく符合する故見せられよといへるにぞ、桶の蓋を取りて死人を見せしかば、一目見るより大に愁歎し、「我が尋ね廻りし夫なり。私事は下京に住居する何某の借家にて、何と申す者なり。此死骸申受けたし」といへる故、番人より其由を婦人を連れて其町の會所へ屆けしにぞ、「然らば其婦人の家主へ引合せぬる上にて送りやるべし」といへり。婦人之を聞て、「我が夫に相違なき事なれば、何卒極内々にて私へ給はり、私背負ひて此事内分に致したく、御覽の如く貧しき身分なるに、時節柄にて甚だ難澁なる暮しなり。家主・町内等へ御引合下され候ては、何かと費多く相成り迷惑致し候」とて歎きぬる故、其意に任せ、其女に背負せて渡しやりぬ、其明る日に至り北野邊の畠の中に、丸裸なる死骸と桶と打捨て有りしに、其桶の張紙其儘にて有りし故、其處よりして行倒れし町へ申來り、案外の事にて大に心配し、表立つては其町内の不念なる故、種々に相斷り其事は内分になし貰ひて、死骸の取片付せしといふ。定めて同類有りてせし事なるべけれ共、婦人の身にて行倒れし死人を負ひ、其の衣類を剝取りしなど甚しき業といふべし。又貧

に迫れる者共の中には、妻子を刺殺して自害をなし、夫婦子を抱きて川へ投身して死ぬる者など少なからずといふ。（頭書）四月出雲城下・筑後柳川等に大霰降り、日方四五十匁より大なるは百目に過ぐるといふ。人及び家をも損ぜしといふ。

御城代へ御老中方之御達書之寫

其地町奉行跡部山城守組與力格之助・隱居大鹽平八郎、不ㇾ容易ㇾ不屆之企致し、及ㇾ亂妨ㇾ候節、御城內外堅固防禦等之儀、萬端手筈宜敷由。畢竟指圖行屆き候故之儀と一段之事に被ㇾ思召ㇾ候。右之趣先づ不ㇾ取敢ㇾ可ㇾ相達ㇾ旨上意候。依ㇾ之如ㇾ此に候。恐々謹言。

四月朔日

松平伯耆守
水野越前守
松平和泉守

土井大炊頭殿

物騷なる張札

兩御町奉行二月十九日巡見の積りなりしに、大鹽が騷動にて其事なかりしにぞ、漸漸と五月七日巡見の積りなりしに、其前々日の事なりしが、堀江問屋橋の北南、其外辰巳屋休兵衞橫町・高麗橋・西國橋、其外新難波橋・中橋・戶屋町・天滿樋上町等へ張紙をなす。其文言は、「大鹽平八郎內談之筋をも不ㇾ相用ㇾ、至つて不自由なる米を過

分に江戸表へ積下し。夫故當地は米價大に貴く成りて、諸人飢餓の苦しみをなす。此故に難波橋筋より西南先達て燒かざりし處、悉く焦土となすべし。奉行出張せば其儘に差置かじ。夫を恐ろしと思はゞ速に關東へ立退くべし。若し此張札引捲（ひきめく）り候はゞ、其町を一番に燒拂ふべし。何れも城を目指して詰掛くる積りなり、同志の者は今宮の森に會合すべし。又東町奉行堀伊賀守其方（そなた）事」などいへる書出しにて、種々の惡言を書散らして處々へ張附け有りしといふ。其燒立つる定日は七日と書記せしとなり。之に依つて七日の巡見も亦止めに成りて、鳥目五萬貫文。大坂三鄕貧窮の者共へ下し置かれ候由、即日御觸有り。〔頭書〕大鹽が金一朱宛の施行を受けし者、上福島計りにて八百人計りあり。餘り大勢の人數なる故、家持共借家の中にて人數何十人有共、其中にて一人宛を召連れ村役人附添にて、五月七日守口へ參るべき由を御代官より申渡され、借家毎に一人宛の人數なれども、元來大勢の人數なる故、一人宛にても大層なる人數なり。村役人共、此者共を引連れて守口へ到りしに、「何れも大鹽に同意せしや否や」を尋ねられ、何れも口を揃へ「我々共は何れも貧窮の者共なれば、施行を承り何心なく申受けぬ。外に仔細なし」と答へて其儘に引取りしといふ。かゝる事にて守口迄引付けられ、大いに村方の雜費掛り、つまらぬ事なりしといへり。市中大家町人の向は、大に狼狽へ騷ぎ、諸道具を取片付け、中には藏の目塗迄なして、遠方へ立退きし者も多く有りしといふ。然るに其夜に當りて、順慶町東横堀貳家の納家に失火有りしかば、何れも

膽を冷せしといふ。公儀よりの御手當も仰山なる事にて、騒々しき事なりし。此外にも先月より、東奉行所にも度々種々の惡口を書記して張紙せしといふ。已に當正月にも高麗橋へ張紙せしに、其文言大鹽が落し文によく類す。同人が亂妨に依つて、彼が所爲ならんと思はる。此度の張紙には三郷裏屋中と書付け有りしといふ事なり。四月下旬堀江にて竹の筒に焔硝を仕込み、石を詰めて、或家の壁を穿ちて、其穴より之を打込みし者有りしが、竹筒裂破れて其者大に火傷をなし、早々逃退きしかども、大勢追駈けて忽ち召捕へしといふ。此者は大鹽が亂暴せし時に其人夫と成りて、石火矢の車を引きし者なりしとぞ。七日には大坂殘らず焦土となさんといへる張札せられて、其日の巡見止めに成りて、早々五萬貫の御救ひ出せしも御威光にかゝれる樣に思はる。とてもの事にかゝる張紙もなき已前に、五萬貫を下されなば、大に功立ちし事ならんに、之も手後れし樣に思はる。

〔頭書〕五月十八日頃よりして、此度の五萬貫文も亦、一人前六百五十文宛の割方となる。是にては先達て類燒の者に下されたる時の一貫文と同樣の事にて、困窮至極の者計りに非ず、上よりして嚴しく御糺あらば、是等の事は委しく相分りぬる事ならんに、如何なる事にや有らん訝しき事なり。齋藤町にても施行受け

下賜金分配の不當

し者百五十九人なり。何れも相應に商賣をなし、男女の下人を召遣ひ、少しづつ人に金銀を貸しぬる身分にて、之を受けし者少なからず。是等に下さるも道に背き、是等の貰ひぬるも其理に當り難し。大坂中大抵斯樣なる事にて、上より下さるゝ物なれば貰はぬは損なりと思へる心にや、いかにしても淺ましき振舞にして、可也(かなり)に暮しぬる者共の、困窮人の食を奪ひ、其肉を喰ふにも等しき業といふべし。是等は急度御糺し有りたきものなり。

備後一揆

〔頭書〕四月上旬、備後三原に惡黨八百人餘蜂起し、大鹽平八郎門弟といへる幟を立て亂妨をなす。廣嶋より大勢討手に向ひ、二百人餘召捕へ靜りしといふ。

越後柏崎の一揆

〔頭書〕六月朔日、越後柏崎近邊へ一揆八百人計り蜂起し、農商共に大家を悉く亂妨し、金銀・米錢を奪取り、大勢の人を殺害し、松平越中守陣屋へ押掛け、門を打破り番人兩人を殺し、其餘即死壹人・手負五六人に至る。陣屋の方には一揆六人を討取りしといふ。陣屋へ切込みしは僅か七八人にして、國賊を討つといふ幟を持ち、頻に鐵炮を打込みしといふ。されど共鐵炮不鍛錬の者共故、一人も之に當りし

者はなかりしといふ。此外の輩は大鹽平八門弟と記し有りしといふ。近邊の諸侯より何れも多くの人數を出し、鐵炮にて打鎭めしかば、直に平治せしといふ。發頭人は館林の家中、當時濱田の浪人壬生萬といへる和學者なりしが、越中侯の陣屋にて討死す。此者の妻と二才になれる小兒と召捕られ入牢せしに、其妻小兒を刺殺し、己れも自害せしといふ事なり。

物騒なる世の中

又大鹽平八郎未だ死なず、油掛町にて死たるは身代りの影武者なり。兼ねて內山彥三郎と心を合せ、諸人の難澁を救はんとて、自分は奉行を諫め、內山は中國・西國筋の諸侯を賴みて、米を漸々買出し來りしに、其米を直に江戶へ下して、當所の奉行を勸めぬる身分にて有りながら、その飢死するをも構ふ事なし。斯かる奉行は早く江戶へ引取るべしなどいひ、（草履に赤紙をつけて東役所へ投込みぬ。之は足本のあかき中に早く歸れといへる事の由。其外門前へも種々の張紙抔せしと云ふ。）內山も之が爲にすねて引込みて出勤せず。かゝる事にて江戶は却て米澤山に成りて、相場も大に下落し、其外の國々も至つて安し。當所計りかく米拂底に及び、高價に及びぬる事は、全く奉行の業なりと言觸らし、二代目の大鹽平八郎米價を無上（むしやう）に

引上げしを惡み、旗を樹て徘徊し、堂嶋を燒討にすなど專ら言觸せしが、十日頃より米直段日々少々宛下落するに至る。十二日には二百四十五匁といひし肥後米、二百十九匁二百十匁餘なりし長門米、百九十八匁位となる。其外も之に准ずといふ。最早麥も十分に出來ぬ、何れにしても下るべき筈なるに、米仲買共の差札矢張り其儘にて、二百四十匁餘の時も同樣なる故、左樣の者共大勢處々の會所に呼出し、嚴しく御咎め有る。然るに同日、處々へ張札せし者兩人召捕へらる。一人は坂本町の按摩にて、今一人は新淡路町の者なりといふ。騷々しき事にして、上にも御苦勞多き事なりといふ。新淡路町又阿波殿橋の邊にては、役人會所へ出張し、町内の者共殘らず呼出し、書たかゝせて之を吟味し、疑がはしくと思へる者六人を召捕へ、入牢せしめ嚴しく責められ共、此者共一向に覺えなき事故、少しも屈する事なしといふ。然る處に、又張紙をなし肝心の張紙せし者をばえ捕へずして、科なき者を召捕へて無實の責をなすとて、上を嘲りし趣の張札をなせしといふ噂なりし。

米價騰貴と疫癘流行

米仲買共等召捕られしと麥を取納めしとにて、二百五十文位の米、二百三十二文位と成りしが、これも暫の間にて直に元の如き直段と成りしが、六月に入ると乍ち又騰上りにて、五日肥後米一升三百廿文と成る。前代未聞の事共なり。疫邪益々盛んにして、之が爲に人死限り無く、千日の墓所計りに送る處、日々百四五十人になれ

りといふ。餘の墓所も是に准ず。此の如くなれば、非人乞食に落ちて餓死する者其數を知らずといふ。當月朔日夜、傳法村出火、十三軒燒失、削次の由。同四日夜島内出火、三町餘り燒失、之も盜賊の業なりといふ。此節東奉行出馬なりしに、大いに人氣立ちて騷々しく、已に事有らんとする位の勢ひなりしといふ。何につけても不評限りなき事なりといふ事なり。又中の島平戶屋敷塀に、米三百文に至らば堂島を焦土となすべき由、墨にて書散らせしといふ。七日には米屋々々の店毎に米の入りし半切、悉く明殼らにして少しも米を入れぬるはなく、米一升を强ひて買はんとすれば、三百五十文より四百文なりといふ。西國橋の欄干に大文字にて、「諸色高直にて萬民困窮少からず。米商人・諸藏留守居共の首を切臺に載せ申す可き事」と書記しぬ。

六月の天候

同十四日頃より稻の樣子も至つて宜しき故、米の直段追々に下落して、最上よりは五十匁計り下る。廿四日より夕立の催あれ共、雷鳴のみにて雨なし。廿六日申の刻小雨、直に止む。廿七日午の刻雨、直に止み暫く暴風吹き、申の刻少雨近國・近在は夕立多く、川々水つき至つて乏しき處、少々水出て一面の泥水と成る。備前・備中・作州・四國邊は、時々大雨にて、洪水一時に出で、昨年の如き大水なども一時の暴水故、田地の障りにはならずといふ。直に止む。當年は天氣の都合至つて宜しく、土用に入つて旱り續き、稻株大に太り豐作の樣子なり。廿八日申の刻雨、終夜降通しにて廿九日午の刻迄大雨、午後よりして折々少雨、申の刻に至りて止む。廿七日の小雨暴風ありしより、廿八日至つて涼し。單物にて寒き位なりしかば、

七月の日次

又米價五十匁程貴くなる、全く姦人共の仕業なるべし。 廿九日大鹽が殘黨大西與五郎・大井庄一郎・吉見九郎右衞門・竹上萬太郎・安田圖書・美吉屋五郎兵衞幷に妻、都合七人江戸召下しと成る。

七月二日より當國能勢郡・川邊郡・豐嶋郡等に一揆起り、人數千九百人餘り笹山・龜山・三田等各、領分境を固め、當處より討手向ひ、麻田・櫻井谷・小堀・根本・能勢・保科等の人數何れも獵師共を先手となして、一揆張本十三人を四日晝過に討取り何れも獵師共鐵炮にて打取り、武夫の打ちし鐵炮は一つも當りしはなく、又刀槍にて討取りし者も一人なし。獵師なくんば危しく。殘黨散々に逃行くを大勢召捕り歸りしといふ。能勢一揆事長ければ別に委く記るす。 氣候少も申分なく稲株珍らしき程太り盛なるにぞ、十日過に至り米直段五六十匁下る。兵庫・灘邊にはこれ迄なしといひし米、諸國方仰山に持込み、賣人のみにて買手なしといふ。かく澤山なる米を圍ひ占めて、昨年來多くの人を餓死させし事、天道・人事に背きし致し方惡むべき事限なし。 十七日初相場、肥後米一石百七十匁となる。 正米の賣買は百五十目にても買手なし。 これ迄なしと云ひぬる米の、何れより出來れるともなく、大坂にても澤山の樣子にして、今日始めて一升に付百四十文の米を貧人求むることを得るに至る。 十八九日又米を買占むる者有りて、又米一升二百以上となり、五六人召捕られ入牢す。 されども直段は少しも下る事なし。 廿一日卯の刻大

雨・雷鳴、辰の刻止む。申の下刻より大雨。廿二日に至り、辰の刻より盆を傾くるが如し。廿三日終日雨、大鹽が徒大西與五郎悴・吉見九郎右衛門が悴・庄司儀左衛門が悴、江戸へ召下しとなる。莊司儀左衛門は大坂にて死し、此者の悴なれば、先達て大井・美吉屋などと同時に召下しとなるべき事なり。然るに其噂をきかず。此度召下しとなりしは、竹上萬太郎が悴ならんか。又一說に、大西が悴計りなりともいふ。廿八日時々少雨、暮過より終夜雨。當下伊豆州小田原の沖へ異船來り、「水をもらせし故、水を求る」の由なれ共、騷々しき折節なれば之を取上げず、鐵炮にて打拂ひしといふ。同時に薩摩へも異船來り、之も水を求る由なるにぞ、水を與へしに暫は沖に滯留し、夜に入りては地方近い海中の淺深を見廻れるにぞ、鐵炮にて打拂ひ三人を打取りしといふ。元船の大船三艘琉球の島に滯りて、樣子を見合せ居たる由。怪しき船なりしといふ事也。

八月の日次

八月朔日暫く狂風吹く。〔頭書〕當朔日の大風にて、尾州白鳥祠を吹飛す。本社の下に穴あり、其邊の子供等其穴に石を投ずるに、はるか底に到りて金聲をなす故、社人・氏子等寄集り是を試るに、其深きこと井の如くにして計り難し。何分怪しく思ふにぞ、何れも申合せ火を燈し穴中に入しに、數十丈の下に種々の神寶竝べてあり。一端これを取出し、又元の如くに之を納め置きぬ。其圖別紙に記し置く、夫を見て知るべし。何とも分り難き古物か。三日夜に入り風。四日曇、時々雨。夜中降續き初更雷鳴。五日巳の刻雨止み大水出づ。六日益々甚し。七日微雨。八日時々雨。夜中降續き九日雨、午の刻大雷・大雨。十日洪水。十一日申の刻より曇り、初更より雨。十三日未明より少雨、午の刻より風雨烈しく終夜雨。十四日未明より雨、辰の刻より尤甚しく木を折り砂を飛ばし、終日止まず、夜に入り晴れ洪水出づ。中の島・堂島等地面

低き處は大道も水浸しに相成り此大風にて近江・美濃・尾張・遠江其外諸國とも家藏・樹木を倒し、田畠も散々に成り果てしとて、種々の風說をなす。近江にては米買占めの者、直段下落にて大損と成る故、神社・佛閣・湖水等へ死人を燒きし灰を蒔きて不作を祈りし故、かかる大風吹出しなど專ら風聞す。是も全く米相場する姦商共の、諸人をあやかす事と思はる。篤と其後に至り處々聞合せしに、田畠には何れの國にても、少しも障る事なしといふ。姦商の所作惡むべし。夫より日々米價を引上げ、又三百目餘の直段となる。十五日曇、二更より雨。十六日未明より大雨・大雷、巳後時々雨。十七日風。十八日曇、時々雨。廿一日申の刻より小雨。廿二日曇、巳の刻より小雨、午刻より大雨總夜降る。廿八日時々小雨。九月朔日曇。二日將軍宣下に付、二條殿・近衞殿其外月卿・雲客東行ある。四日未明より微雨、辰の刻より大雨午の刻止む。七日未明より時々雨、丑の刻より大雨・雷鳴。八日時々雨。九日晴曇不定、午の刻より風少々出づる。是迄姦商共米を買占め隱し置き、種々の風說をなして諸人を困窮せしめしか共、眼前に稻は至つて宜しく、早稻をば先達て取込み、中稻・晩稻も至つて滿作なる事は、小兒の目にも留る程の事なる故、姦商共も今は施すべき手段もなく、諸國よりして是迄なしといひし處の古米追々に登りぬる故、詮方なくて七八日の頃より米價下落するに至り、十三日頃は長州の古米一石に付、百三十五匁とな

困窮甚しきにより乞食となる者多し

小盜人の横行

り、餘の米直段も是にて知るべし。貧窮なる者共は是迄種々樣々と積りをなし盡して、食物に鍋・釜迄喰ひはてぬれば、今更に米價下落せしとて、之を求めぬる手當もなきに、是迄は一つ有る處の衣類をも食に宛てぬれ共、又寒空に向ひぬれば、米の外に身を掩はずしてはなり難き時節に至りぬるにぞ、愈〻堪へ難くして、日々乞食となれる事なるべし。近來の乞食多き事其限なし。市中の往來群をなす程の事にて、食を乞へ共之を與ふる者も稀なるにや、飯櫃の洗ひ汁・肴の骨・腐れたる物・犬にやる物・柿の皮にても香の物の切端にても、湯にても茶にても、一口與へ命を助け給はれと、晝夜叫び廻れる聲の、哀れにも喧しく耳に立ちて堪へ難きに、小盜人共頻りに徘徊し、一町內にて二軒・三軒、多きは四五軒程も格子をはづし上げ、店を取り賃戸をはづし、天窓(あまど)より入るなどありて、晝夜共騷々しき事共なり。

加賀の家中に叛逆人これあり、江戸に於て主人を毒殺せんとす。侯之を悟りて其食を喰はず、膳番・茶道等へ之を喰はせられしに、何れも吐血煩亂して死す。之に依つて直に嚴しく吟味有りて其逆人を誅し、穩便に鎮りしといふ。され共加・能・越の

北越の徳政と貧民救助

三國の領分は一統德政を申渡され、富める者共は申すに及ばず、京・攝其外他國より入込し商人共大いに難澁に及び、いかんとも詮方なしといふ。されば貧窮の者共へは一統に扶持を與へ、悉く之を扶助せらるゝといふ事なり。質屋などは株有りて運上ある者なれば、十分一にて取引せよとなり。其餘の株も之に准ず。例へば百目にて置きし質物なれば、銀子十匁にて本人へ返し遣すべしとなり。正しき政事には非ず。

米價の變動

九月十三日・十六日・十八日、將軍宣下・御轉任御祝儀等相濟。京都へ御禮の御上使十月相濟。

同月始め七八日頃より米價次第に下落し、百二三十目位なりしが、同廿日頃より米拂底の由を言ひはやらせ、又百五六十匁位となる。されども其頃よりして打續き天氣の都合も至つて宜しく、米も少々づつ入津する樣になりしかば、又下りて百四五匁となりしが、暫くは百目前後にてすわり居しが、又九十匁前後となりて、十一月下旬迄ありしが、又八十五六匁位となる。非人・乞食共多勢道路に倒れ死せる事、限なき中にも十才以下の子供尤多し。

大鹽が一味河合鄕左衞門、能登に隱れありしを加賀より捕手に向ひしかば、或る山

河合鄕左衞門死骸大坂に送らる

黨人評定所へ引出の警固

中に遁入りしといふ。大勢にて其山を取卷き押詰めしかば、詮方なくして切腹せしかば、其死骸を鹽漬となし、大坂へ來りしといふ。

大鹽平八郎黨の內、江戶表へ御著下の者共、細川越中守殿へ御預け相成り評定所へ引出の節、固め左の通り。

定詰足輕五人　騎馬留守居代 淸田七左衞門 上下七人

定詰足輕五人

使番壹人　副士小性組 上妻源右衞門

小性貳人

步行使番壹人　副士小性組 武藤四郎左衞門

同小性貳人

步行使番壹人　副士小性組 次崎久兵衞

同小性貳人

騎馬物頭 竹原九左衞門 上下九人

騎馬物頭 垣屋喜藏 上下九人

騎馬物頭 高田次武助

騎馬物頭 小嶋權兵衞 上下九人

足輕五人　吉見九郎左衞門 御預人舁人四人

足輕五人・小頭壹人

足輕五人　竹上萬太郎 御預人舁人四人

足輕五人・小頭壹人

足輕五人　正一郎 御預人舁人四人

足輕五人・小頭壹人

足輕五人　安田圖書 御預人舁人四人

足輕五人・小頭壹人

歩行使番壹人　副士小性組 吉村直助　騎馬物頭 津田　源八 上下九人　足輕五人　大西與五郎 御預人舁人四人

同小性貳人　足輕貳人・小頭壹人

歩行使番壹人　副士小性組 鎌田三左衞門　騎馬物頭 木村十左衞門 上下九人　足輕五人　美吉屋五兵衞 御預人舁人四人

同小性貳人　足輕五人・小頭壹人

歩行使番壹人　副士小性組 住田彌十郎 上下八人　定詰足輕五人　留守居 後藤善左衞門 上下十二人　本道醫師

同小性二人　定詰足輕五人　外科醫師

留守居下役一人

外使番三人　總人數貳百六十人。夜に入り候へば挑灯持九十二人、外に物持有之。

一、美吉屋五郎兵衞女房は入牢に相成候由。

十月に至りても米相場は九十目前後にて、格別の大狂なし。十一月十八日未明より辰の刻頃迄、雪少しくちらつきしかど、聊も地に積れる程のことなし。同廿八・九・晦日の頃南方の空大に光る、稻妻の如し。米の相場は矢張り九十目前後なり。

大鹽與黨根本の取調

同下旬大鹽一件に付、江戸より御勘定吟味役等四五人着せられ、十二月二日東御奉行所へ大鹽掛りの者共總召出にて、之を鈴木町御代官根本善左衞門殿へ、引渡に相成り、これ迄は親類預にてありし科人も、今日より入牢となりしが、同七日御代官へ呼出されて、何れも根本の取調べとなりしといふ。同九日風、初更地震あり。當冬は雪も先月の少雪計りにて、其後少しも降る事なく、霜は仰山に降れども至つて暖にして、十月初め頃の時候の如くなりしが、十日に至り寒氣甚だしく、十一日寒に入りしかば、こは寒の印ならん。これ迄の暖氣過しを人々大に恐れ、かくては來年もいかゞあらん、地震にてもゆりやせん、先年住吉・天王寺等の燒けぬる時、南方大に光りしが、かゝる兆にやあらん抔とて、何れも恐れしが、寒氣強くなりぬるにぞ、人々心を安んずるに至る。

市中の追剝

同十六日の事なりしが、尼ヶ崎町竹川彥太郎といへる兩替屋の丁稚、貳朱金三百兩革財布に入れ之をかたげ、玉木町加島屋安兵衞丁稚は手形にて二千兩を懷中し、兩人連立つて安土町炭屋安兵衞方に到り、夫より瓦町難波橋筋の少し西を通りしに、惡徒三人附來り丁稚を捕へ、耳元にて竹鐵炮を打ちし

米價騰貴と總嫁

かば、大に驚き其所にへたりしを、懐中より切物を取出し、帶に括付けたる財布の紐を切り、之を奪取りしにぞ、丁稚大に叫びしと鐵炮の音とに驚き、近邊家毎に悉く門口を閉ぢぬ。其處の番人賊一人を捕へ、之と組合ひゐる處を一人の賊駈來り、番人數ヶ所手疵を負せ、組まれし同類をも殺し、己れも咽を突きしかども死せざる故、近邊にて未だ門口を締めずしてありし紙屋へ駈込み、助けくれよといひぬるを、大勢寄合ひ之を召捕へ、御番所へ差出せしといふ。今一人の賊は金を取りて〔其か〕相場を逃れしかども、四五日過ぎて順慶町にて召捕られしといふ。こは十六日の晝過の事なしりといふ事なり。白晝に市中に於てかゝる賊をなせること、時節とはいひながらも傍若無人の振舞にして、上に諸司もなきが如し、歎ずべき事なり。

去る巳の年の米價貴かりし後は、困窮せる者共の人倫をも辨へざる者の妻子と見えて、老若の別なく、何れも暮過より總嫁に出づる至つて多かりしが、其後打續き凶年なるにぞ、此者至つて多く、淋しき所・賑やかなる所の別なく、暮過よりしては大に群をし、上下の別なく往來の人を引留むる抔、甚しき事なり。公儀よりも嚴し

く御觸有りて、町々にても大に征討をすれ共、これを停止する事能はず。追へば去り引けば又來りて、飯上へたかれる蠅の如し。先年も横堀にて總嫁を強く追拂しかば、其遺恨にて材木小家に火をつけ、船場より天滿堂島に到る迄、大坂過半燒失せし事もあれば、斯樣の事を恐れぬるにや、強くも制止する事克はずして、愈〻甚しくなりぬるにぞ、往來する者も之に困れる程の事なり。又市中にても密に賣女を引入れ、之を商ふ家々も澤山なる事なりといふ。淺ましき有樣にはなりぬ。〔頭書〕玉水町加島屋久右衛門妻、出入する處の肴屋と不義をなして出奔す。町人風情とはいひながらも、是等は天下に知られし者にして、町人にては一二を爭ふ程なる身分なり。この一事にても世間の風義の宜からぬ事を思ひ計るべし。

金相場

近來金相場至つて宜しからず、大抵六十一匁前後なり。これ正金にての相場なり。一朱金は百兩に付五六百目も減ぜざれば通用せず。小判にては何程、二歩金にては何程、一歩にては何程、貳朱にては何ほど、銀一朱にては何程抔として、夫々の位に依つて高下有り。天下の寶に此の如くに甲乙有りて、下方にて私に相場を立つる事勿體なき事といふべし。十二月中頃迄は同樣の事なりしが、相場少々宜しく成

十二月の米相場

り、六十二匁八分より三匁三分といふこと一兩日有りしが、直に下落し下旬に至りては、五十八匁八分より九匁二分といへる相場となる。諸人之が爲に大損をなす。歎ずべき事なり。米も亦少々上り氣味にて廿三日仕舞相場、肥後米九十七匁五分なり。一石白米に仕立てぬれば百十匁餘となる。昨年來に比すれば、價下直なる樣なれ共、安き米には非ず。平年に比すれば凡二石の代銀なり。其外生木一掛四匁八分、香物一樽分九百五十文。鹽一升五十八文位、總べて價下直なる物迚は少しにても有る事なく、世間一統大手詰りの樣子なり。廿八日八つ過、暴に眞黑に成りて少々みぞれ降り、暫くの間大風吹く。甲山の邊にて龍天上をなす。廿九日霰少しく降る。これ迄至つて暖なりしが、此一兩日は時候に應せし寒氣なり。

島津の家老出雲屋孫兵衞の處罰

當正月に召捕へられて御預となり、薩摩の太守島津大隅守の執權職、出雲屋孫兵衞事、輕追放と成り、江戸十里四方・日光・東海道筋・山城・大和・河内・攝津・播磨・出雲御構ひにて泉州地へ追拂はれ、家内の衣類・手廻りの物は妻子へ下し置かれて、其餘は闕所なり。仰せ渡されし衆の次第は、町人の身分にて帶刀を致し槍をつかせ、大勢の供

廻りを引連れしと、無株にして質を取りしと、物を掠りたると、こは砂糖を己れ一人の益になるやうになし、多くの問屋を難澁せしめ、何れも家督を奪はれし故、之が爲に身上を潰せし者其數限りなし。外にも姦惡の事多しと雖も、あらはに之をいふ時は、薩摩の掛合ひとなれる故にや、物をくゝる事せしと計りの御渡され下りし事にやといふ噂なりしといふ。の三ヶ條なりしといふ。　前にもいへる如く、出雲にて不埒をなし、己が生れし國の住居さへなり難く、大坂に來りて姦惡をなせる曲者を、引入れるさへあるに、此者に何事も自由自在にあへかへさるゝこと、太守はいふに及ばず、一家中に於て、一人も人らしき智慧を持ちたる者なし、笑ふべし〳〵。　彼家の弓矢も之にて思ひやるべき事なり。　こは十二月廿九日の事なりし。

十二月上旬より天滿天神の神殿へ、大麥・小麥何れも穗を出し實のりしを一株づつ、中國の邊より供へ、其國にては麥みな此の如くに時ならずしてよく出來しとて、こは全く豐年の兆なりと專ら言囃しぬ。予序有りしかばこれ見しに、大麥の方には長門國と有り、小麥の方には藏人村惣兵衛と書記し有り。　大麥は穗の勢も宜しけれども、小麥の方は餘程萎れたり。　こは好事の者室にて作り出せるか、又は植木屋抔の仕業ならん。　少しも不思議なる事にはあらず。

同廿四日、米仕舞相場肥後米一石九十七匁五分、越年米八十五萬二千廿俵、昨年は漸く五十萬には足らざりしに、之に比すれば當年は三十萬俵餘も多し。只來る年の豐ならん事を祈りぬるのみ。此夜五更の頃、高津新地出火にて二町計り燒失す。定めて附火ならんか、近來燃上る程には至らずと雖も、所々に差火する事其數限なしといふ。惡むべき事なり。

江戸ゟ來狀之寫

大坂騷動後の江戸の人氣

二月十九日大坂騷動後は、江戸地の人氣も何となく强く相成り、兎角騷々敷く氣立候人心に相見え申候。夫と申すも米次第に高直に相成候故、人氣立ち候由に相聞え候。其米は代金一兩に付一斗七八升に御座候。白米小賣百文に付二合五勺ゟ六勺迄、依ㇾ之猥に米屋へ勝手儘に買ひに參り候事不ㇾ相成候。町々名主ゟ富の札の樣なる切手、一人前に一枚づつ相渡し候。右切手にて百文分二合五勺宛は買求め出來申候。其餘は決して米屋にて賣不ㇾ申、二人暮の者は二枚、三人暮の者には三枚と申す樣に人別にて、名主ゟ毎日支配下町家へ切手相渡し申候。右に付一人前に百

米價騰貴と買方制限

文分ゟ其餘は求め候事出來不ㇾ申候。依ㇾ之市中難澁人多く、諸式直段何に寄らず騰り申候。當秋新米取續に相成候迄は餘程長き事、此末如何に相成候こともやと、一同市中心配の事に御座候。

遠州稗原村村上庄司ゟ來狀之寫

大坂表ゟ放火大騷動之由、八方の入口へ番所相建て、人は勿論書狀等迄も一々御改有ㇾ之候と承り候間、態と差控へ申候。色々承候處、五人は五色の唱にて一向相分り不ㇾ申候。然る處に、町御奉行跡部樣地役人勤番にて、御勝手相勤め被ㇾ申候人、此節歸國御座候て承り候處、最早靜に相成候と承り候に付、御返事差上げ申候。大延引に相成候段、眞平御用捨可ㇾ被ㇾ下候。御宅の儀如何と御案じ申上候處、御別條無ㇾ御座ㇾと承り、安堵致し候。扨々大變之事之由に承り申候。

一、江戸表も米價高直にて、一同難儀之由に御座候。米相對賣は一斗九升、御屋敷へは一斗八升と申す事に御座候。町方にては一食にて居候人數多有ㇾ之候由。米拂底に相成り金子出し候ても一切無ㇾ御座ㇾ候由、此方之屋敷へも舂米屋二軒ゟ入候處、

將軍より御救米を下さる

米穀の代用に田螺を用ふ

兩人共に斷りに相成り差支へ候て、御藏宿へ相談致し、御扶持米を受取候樣に相成り、飯米差支は無御座候。當方ゟ送候處、雨天故出帆無之候。諸家樣一同大困りに御座候。扶持方代渡りの御屋敷も有之候由に御座候。御救小家御取掛に相成候處、町方御屋敷方之持場に行倒者數多有之溜り候に付、御代官へ被仰付、板橋・千住・品川・新宿に御救小家建て、御手當被下候由。公儀御代替に付、町方店借りの人へは一人に付き米一升八合づつ去月廿五日に被下候由、難有事に御座候。右は大層の事に可有之候。江戸表も大火は無之、小火(ぼや)々々は度々有之候。先日も兩度計り御手合有之、物入には困入り申候。

一、當國も大困窮に相成り申候。正月ゟ田螺(たにし)を拾ひ食物に致し候。右田螺は食物には第一に御座候得共、去月中頃迄にひろひ取り、此節は一向無之候。去月上旬ゟ葛の根・蕨の根・青草・藤の葉・榎の葉を取り食物に致し候。多勢にて取り候間、右も一切無御座候。宿々の難澁むごき事に御座候。雨天故麥違ひ可申と一同心配致候。去月二十日頃ゟ日和乞神に掛け。信心計り致し居申候。麥無難に取入候へば、

木葉松の皮抔食物とす

半ば凌に御座候。私共も米三分麥七分位に致して試候處、麥が德に御座候。山中には一向食物(たべもの)無之、木葉・松木の皮食物に御座候。過半死去致し候。非人一日に四五十人位も參り候處、此節は一人も不參候。皆々相果て候樣子に御座候。

一、江戸表も右樣困窮之中、芝居は入り有之候由に御座候。以上。

［この處御代替の終の記事と重複に付き略す］

落首

氵(さんずる)に酉の年とて酒屋めがむしやうに偏の水をうりだす

之やこの行くも歸るも米の沙汰知るも知らぬも大坂のせつ

矢部嬉しや(大坂西御町奉行矢部駿河守なり)　跡部騷動(同跡部山城守なり)　大炊に御世話(御城代土井大炊頭なり)

火矢でもあがれ

江戸の人口

江戸にて十月一ヶ月に行倒人百五人・捨子五十三人・駈落十八人・盜賊百五十七人・湯屋著逃數不知。

市中表通計りにて、家數凡て廿八萬八千軒程有り。此外に御救米下され候人數百廿八萬七千八百人程、此內男五十八萬九千八百人。女六十八萬八千人。猶外に三千八百四十四人、座頭。三千五百八十八人、神主。七千二百三十八人、山伏。五萬四千八百五十八人、出家［　］。新吉原町

人數、一萬五千七百八程、内男八千二百八、女七千五百八、遊女二千五百八。

右は昨申年十月の事にて、當年の事には非ず。今年は定めて大層なる事なるべし。

狂歌

麥米を喰らひ盡してその上でくらひよくせよ世の中の金

とられたる程は取る氣の山ならん五兩けんあれ五兩しんあれ

但し後藤昨年より二十萬兩公儀より御用金仰付けられ候事に付いてなり。

岡翁助の書翰

玉造與力岡翁助といへる親類の方へ遣候書面之寫

十八日岡翁助泊番の處、公用方ゟ今夕御門締め、差掛候御用向御座候に付、町人尼ケ崎屋又右衞門御呼出に付、御門締少し及₂延引₁候段御沙汰御座候。然る處右尼又龍出不₂申₁に付、初夜頃御門は締り申候。其後尼又ゟ御門纔にて狀箱參り候に付、當番同心へ申渡し、御門纔爲₂致候事。初夜頃跡部山城守殿御組與力の内小泉圓二郎・瀨田濟之助急御用向にて、東御役所へ御呼出し、山城守殿公用人竹玄之助、小泉圓二郎へ尋之儀申聞候へば、右圓二郎逃出候に付、玄之助圓二郎を拔討に切留候内、瀨田濟之助逃出候間、玄之助槍にて追出候處、稻荷の方ゟ土塀打越え逃出で、行衞相分り不

〆申候。

十九日日の出頃、大鹽平八郎家内不〆殘切殺、居宅へ火を掛け、御宮へ矢炮碌打込み、川崎邊の與力町家毎に炮碌打込み、藏々へも火を付け、夫ゟ西町與力中火を掛け、天滿十丁目筋幷に町家段々に炮碌玉打込み、天神橋北詰濱側西へ行き、難波橋南へ渡り、鴻池・三井へ炮碌玉打込み、金四萬兩盜取り、町家大家之向は火を打掛け、淡路町二丁目へ參候頃、奉行ゟ御城代へ御賴み、御城代ゟ玉造御定番但馬守殿へ御賴に成り候て、與力・同心加勢御賴に付、一番手與力四人・同心三十八銘々鐵炮持參、二番與力三十目玉筒・五十目玉筒・百目玉筒銘々持揃へ、六人淡路町筋へ仕掛け申候處、大鹽組地車に大炮仕掛け、三四匁位の小鐵炮持ち、各々玉造組の方へ打掛け申候。矢炮碌・棒火矢・文玉等追々打掛け、合藥玉・炮碌・棒火矢之類、車にて追々運付け候趣相見え申候。夫ゟ玉造方淡路町一丁目辻にて、同心共小鐵炮打掛け候處、二丁目辻迄追行き、此辻にて平八一人打取り、大鐵炮に付候者、士にては無〆之候得共、餘程慥なる者一人十匁玉筒にて打留め申候。其節跡之辻にて平八一人生取り召捕り申候。

夫〻大鹽方の者四方へ逃失せ、行衛相分不ㇾ申候間、東奉行所に銘々引取り申候。十匁筒にて打取り候者の首、東奉行家中切落し槍に突刺し、東役所へ持歸候。引取候節、玉造同心土車三挺・棒火矢三十本餘・木の大筒二挺・小鐵炮二挺・合藥三十貫目取歸り役所〔へ脱カ〕差向。同日夕方、玉造組連中の三十目筒玉・仕掛け鐵炮東役所へ差向け候。鴫野口へ出張り候者、東〻出候百姓召捕り吟味致し候處、懷中には又、疊龕燈（たゝみがんどう）・挑灯等持參候者共百三十人計り捕へ東役所へ差向候。東にては森の宮・大和橋口・黑門口・眞田山口へ百姓追々出來り、何人共不ㇾ知追返し候。其內にも怪しき風體の者召捕り、奉行所へ差向候。荒增如ㇾ是。

大坂異變に付、平山助次郎關東へ罷下り候に付、矢部駿河守樣より御老中へ

進達書寫

昨廿九日夜六つ時過、跡部山城守組同心平山助次郎儀、大坂表異變に付、山城守指圖之趣を以て、同人〻私への書狀致ㇾ持參ㇾ候間、一覽仕候處、山城守組與力大鹽格之助父大鹽平八郎重立ち、不ㇾ容ㇾ易企致し候由、右助治郎內密申聞け候に付、卽刻御當地

矢部駿河守より老中への進達書

平山助次郎に加擔を勸む

へ差立候間、面談之上委細承り候樣申越し面會仕候處、一體同人は去る巳年已來平八郎學問之弟子に相成、致讀書候處、去る申正月中、大久保讚岐守大坂町奉行之節、町目附と唱へ候役付申渡有之、各ゝは都て町奉行組與力・同心共勤め候事。並市中風聞其外奉行手元隱密、御用向爲取計候役筋にて、近親之外同役等出會も不致出來候に付、其後は平八郎宅へも不能越候處、同六月中同人門弟山城守組同心渡邊良左衞門罷越し、自然異變等有之節、忠孝之爲には身命を抛候哉の旨申聞け、不容易之儀とは存候へ共、素より入魂故、右體之節は覺悟致候趣及答候處、其後は折々何となく覺悟は宜しき哉之旨、門人共代る〳〵申參る。一體平八郎は平常軍論又は政談專ら致し剛氣之者故、全く練武之心附にも有之候哉と存じ罷在候內、當正月六日前書渡邊良左衞門竝に同心近藤梶五郎淸服にて罷越し、奉書紙へ認候書付持參、一覽之上承知候はゞ書判可致旨申聞候へ共、漢文にて更に讀み兼候間、良左衞門に爲讀聽致候處、治亂を不忘臨事進退の懸け引等之儀を認候趣にて、外怪敷き儀も無之、殊に不同意候はゞ忽ち可討果勢に付、任其意書判致候處、當月上旬、不覺夜中竊

平八郎の性癖

に平八郎面談致度き儀有レ之候旨申越候に付き、罷越候處火矢を削り、其外門人共集居り、昨年以來米穀拂底に付諸民及二窮迫一畢竟御政道不二行屆一故之儀に付、御城代・町奉行に對し存寄り有レ之候間、若し存立候節は一味可レ致旨平八郎申聞け、如何とは存候へ共、於二其場一容易に異見等申聞け候共、可二取用一樣子にも無レ之、即座に仇を可レ成勢に有レ之、素ゟ命を惜候而已には無レ之候得共、全く犬死致候より、公儀の御爲第一と致二覺悟一其場は程能く及二挨拶一尤平八郎平常口癖之樣に御政事向、其外御役人に迄種々批判致し、猥に不二取留一儀申出、舌論に而已成行候も心外に付、篤と淵底相探り實否を顯し、山城守へ可二申聞一と心掛罷在候內、同十五日夜渡邊良左衞門罷越、堀伊賀守著坂に付、來る十九日同人儀、山城守同道與力・同心組屋敷巡見之節、飛道具を以て各〻兩人共討取り、御城內へ致二亂入一候積之旨申聞、其節始て大切之企致候に紛れなき次第承知致し、早速山城守へ申聞け度候得共、同人手元へ罷越候節は、外組與力等間近に相詰め居り、いづれも平八郎門人にて一味の者故、忽ち相洩候は必定と存じ、夜中竊に面談之儀可二申込一と心掛罷在候處、翌十六日夜、猶又渡邊良左

衞門罷越し、助次郎所持の著込・槍等可相渡、且平八郎方へ同道可致段同人申聞候に付、得其意罷越候處、前書企之通り、彌一味可致旨申勸め、其節兼て用意之飛道具・玉藥等をも爲見、且米穀拂底に付近國百姓共へは、平八郎宅に於て施行差出候趣申觸れ居り、集候者共へ徒黨企之次第板行摺に致候を一枚づつ相渡し、一時に騷立候謀計之由等をも咄聞け申すに付き驚入り、程能き及挨拶、其翌十七日夜竊に山城守へ申聞け候處、右巡見は延引可致由にて、助次郎儀御當地へ罷下候て、前書之始末委細私へ可申聞旨指圖に付、若し途中病氣之節は手後(てをくれ)に可相成と存じ、小者多助・彌助と申す者兩人召連れ、俄に京地に內々御用向有之候向に申成し、同夜及深更大坂出立、於途中實は御當地へ罷下り候段咄聞け走參候內、今切渡海之砌、前書之平八郎宅ゟ及出火、大坂表及騷動候取沙汰有之、不得止右小者共へ同人存立の趣荒增申聞け、右體の儀猶路程差急候得共、大井川出水にて川留有之、漸く致著府候由申聞け、全く御爲を心掛け苦心致候に無相違相聞、既に助次郎內通により山城守・伊賀守巡見をも致延引候故、平八郎謀計にも不落入趣にては、助次郎於

心底一懸念之心配は無レ之候へ共、右之通り一大事を內通致候者之儀、萬一遺恨を含み、誰脇（ねらひ）候者有レ之間じくとも難レ申、此上身分氣遣しく、尤も揚屋等へ差遣候は、相亂れ不二容易一吟味、手懸を失ひ候様成行き候ては、助次郎は勿論山城守心配も水の泡に相成、殊に助次郎竝に小者共も右體大切之儀を辨へ候者之儀、旁〻揚屋入等は難二申付一、右三人共大名之內へ御預有レ之候方宜可レ有御座〔候脫カ〕哉に付、早々右預之內御指圖有レ之様仕度奉存候。以上。

三月朔日

〔頭書〕以二手紙一致二啓上一候。然者別紙駿河守ゟ、達書一通爲レ持及二御達一候。且大坂町奉行御組同心一人竝に小者二人・三人共、御許様へ御預けに相成候積に付、右之心得を以て夫々御手當之上、堅固之人數等卽刻駿河守宅へ御差出之儀、御取計有レ之候様可レ及二御達一旨、駿河守申付け如レ是に御座候。已上。

三月朔日

矢部駿河守內
中村順左衛門
品川半左衛門
加藤　文三郎

大岡紀伊守殿
御留守居中樣

右者跡部樣ゟ矢部駿河守樣へ口達有之、卽矢部樣ゟ御老中へ進達の寫也

吉見九郎左衞門の訴狀

乍恐公儀御一大事之儀奉急訴候

東組同心
吉見九郎右衞門

近來天變地變打續き、民心不安候に付、私晚學之師と相賴候東組與力大鹽格之助父隱退にて、儒業罷在候大鹽平八郎儀、悴格之助丁打稽古其外餘事に托し、舊冬ゟ火藥拵へ致し居候處、實は憂恐難堪候に付、孔孟之德もなく湯武之勢位無之候得共、民を訪ひ候大義と唱へ可申と、恐多も不顧公儀奉驚かし、王道に歸し候樣致度き旨、門人之內同組與力瀨田濟之助・小泉淵次郎、同心之內渡邊良左衞門・河合鄕左衞門・近藤梶五郎・平山助二郎・庄司儀左衞門・私竝に河州守口村質商賣白井幸左衞門・同州般若寺村庄屋橋本忠兵衞等へ追々密談致し、同志に申勸め候に付、私は勿論誰とても仰天恐怖不致者無之趣、

平八郎の素行

元來平八郎儀、氣分高く剛陽勝れ候性質に付、平生門人致へ方嚴敷く、長幼之無差別折々大杖にて擲候得共、意念之不正を懲候に付、

過を改め善に遷候様相成り、師弟之交誠實を盡し候に付、皆恩に感じ恭敬厚く致し候故、申聞了簡之義に違候儀有レ之候ても、一言之論談致し候者も無レ之、素か右密談請け候者共、學術未熟無術之者共にて、私儀は尙更辨へ候道も無レ之、答へ方當惑、誠大膽なる存付と怖敷く存候處、漢高祖・明大祖之功業を解得爲レ致候條申聞、實以て不二同意一は勿論、右樣之儀假令學力有レ之候共不レ容易一儀、隱退の與力抔にて出來可レ申樣無レ之儀に付、其場を飾り尤の樣に言葉を合せ、其餘の者共も多分同樣に相聞候處、全は人を樣し候爲の虛言と、初は一統存じ罷在候處、火藥夥外に拵へ、彌〻密談に力を入候に付、猶〻恐怖の念彌增し、答へ方畏縮致し候者は、身分を賤しめ、惡言大杖を以て撲たせ、外人を懲し强制致に付、彌〻以て一言半句も不レ爲レ申樣相成り、皆〻致二歎息一候得共致方無レ之、無レ據同意致し勞レ心候儀に御座候。尤も民を訪ひ候儀は鉅橋・鹿臺の粟を民に與へられ候遺道に候迚、大坂市中の豪家町人共、利倍を以て貯置候金銀・錢並大名方藏屋敷有米を與へ候間、何時にても市中に出火承り候はゞ、貧民馳付可レ申。右金・米配當致し可レ遣旨の檄文を作り、攝・河・泉・播へ相廻し候樣、何共歎か

はしき次第にて、私身分は賤しき御奉公致し候得共、先祖ゟ恐多も君上の御恩澤を以て、父母・妻子を育み、何無不足相勤候段、誠以て冥加至極、難有仕合に奉存候に付、右體之企實心決して同意不仕、無勿體儀に付き何卒相避け申度存じ、不快差支に托し、成丈けは平八郎方へ不能越樣致し、漸く迎年三日過寒邪の上、宿疾發動相勞候後、出勤も難仕併し却て幸に相成り、旁以病氣養生引込御屆申上候に付、不携樣相成候得共、何卒右企爲相止度く、良左衞門竝其餘の者へ諫方の儀度々及內談候處、何れも尤同意に候得共、中々以て一朝一夕の事にては難參、良左衞門・鄕左衞門等ゟ諷諫致し候得共、止る氣色無之、却て憤り候故、口を閉候次第、此上は誠實を盡し、自分と心付き相止り候樣致し度き旨、良左衞門申聞け、其餘の者共は諷諫迚も致す者無之、旣に鄕左衞門儀は避候心得に候哉、不計家出致し候仕儀に有之、全く內變に付き急度心付天を恐れ相止り、又申と樣子相探り候得共、頓著不致趣に付、猶又良左衞門へ面談之上、私儀兼て多病の儀は、平八郎能く存知罷在候儀にも有之、其上當時病症勞瘦の上、疝痛・痔痛一時に相成り、心氣勞れ彌增候に付、中々密

九郎右衛門病に托して加擔を辭す

談難二相成一候間、自殺を以て相斷候外無レ之旨、追て及レ談候處、種々申宥め、「さ候はゞ外申談取計ひ方可レ有レ之哉、折角相察し居候段申聞け相歸候上、右之趣平八郎及レ承候はゞ心付相止候儀も至り可レ申哉」と存じ居候處、一兩日相立ち良左衛門罷越し、平八郎へは「私にも病氣之儀故、右一條過急の發立は難二出來一申聞候處、尤の儀、さ候はば緩々保養第一の旨」申居候間、其心得を以て事發覺の節は、早々立退き可レ申旨良左衛門申聞候へ共、實は如何の示合に候哉、同人儀は難レ遁儀も有レ之哉、同意決心の旨申聞け、其餘は無二是非一相隨ひ候事哉。尙私病氣寛養の儀、見舞旁〻格之助幷儀左衛門等を以申越し、全く私差迫り違變も有レ之候てはと不審にて、一儀露顯を危踏候故の儀と相察し、將又平八郎儀聊無二私心一、人を勸め又檄文を廻し、且所持の書籍を以て施行の儀も民心寄伏の爲と竊に相察し申候。以前に違背有る間郎悴へ可レ娶積の養娘を自分妾に致し男子出産仕候に付、殊の外相歡び、此上にて彌〻一儀決心の旨私へも相咄し、旣と有間敷き抔申聞候。俗人にも相劣り候不行跡の儀、且後來望有レ之儀顯然にて、最早叛謀の企を以て人を勸め候ては承知可レ仕者無レ之儀は勿論の儀に

付、無欲天道を以て事を謀候樣名分を立て、愚昧の者をたぶらかし、同志に引入れ、檄文中殊に明白に認載せ有之、實に天下の御爲を存じ候はゞ、如何樣とも自分の及び候丈け、御忠節の奉盡方も可有御座哉、誠に以て言語道斷奉恐入候次第にて、私儀病氣を以て相避候得共、斯く御大事の儀不奉言上は、御高恩何共可奉報候。且不屆の罪難逃候儀に付、此段奉內訴候。　右に付き第一奉申上候は、御城幷兩御役所其外組屋敷等迄火攻の謀に付、右に乘じ市中人家へ火を掛け可申。さ候はゞ亂時にて數萬の人命に拘り候儀と、兼て御武備も御座候得共、火急に事起り候儀も難計、時を考候間、中々御油斷難相成、御歷々樣御危難の時節に御座候間、乍恐密密急速御手當の上御取鎭奉願上候。　右之趣急に奉言上度く、晝夜心を苦め罷在候得共、病惱難堪一向執筆不相叶、山城守樣へ可申上にも取次可申者も無御座、色々配痛無據隔所見計ひ、托訴を以て遲々に及び候得共、奉言上候間、其段御赦免可被成下候。尤平八郎儀右體火術用意不一通候に付、御深慮被思召候樣奉仰候。其餘相隨候前書名前の者、是非御召捕にも相成候節、私儀も同樣御取計可被下候。

無レ左候ては私ゟ密訴の儀相知れ候ては全く卑怯、一旦の義理を忘却仕候樣相當り候も口惜く、卽いづれの道死は決差仕罷在候へ共、私相果候はゞ御不審の內火急に事發覺可レ仕も難レ計、左候時は大亂に相成り、急訴も空敷き次第に付、御召捕迄時に臨み自滅可レ仕も難レ計御座候間、右寸志を以て御赦免可レ被二成下一候。病體も六かしく候に付、萬一御憐愍を以て御留置又は御預に相成候共、乍ち落命に至り可レ申儀必定の儀に付、此段御憐愍の上御評究被二成下一候樣、重々奉二願上一候。將又至つて若年の悴英太郎と申す者、學文爲二修行一先達てゟ平八郎方に寄宿致爲レ置候處、全く人質の積りにて候哉差歸し不レ申、仕儀に寄り悴存亡に拘り候得共、御一事には難レ換、萬々一幸に落命も不レ仕候はゞ、其餘は血族の者共一同御仁憐の程奉二願上一候。何卒右密訴の儀は暫く御內含、外ゟ達二御聞一候樣被二成下一、後日の御裁判重々奉二願上一候。已上

但し西御組與力內山彥三郞儀は、兼ねて平八郎心に合ひ不レ申由に候處、彥三郞此度遠方御用に參り候哉に、沙汰も承り候間、遁れ不レ申候はゞ、手初めに取懸り候儀も難レ計奉レ存候間、出立候差延べ御堅慮被二思召一候樣奉レ仰候。

天保八酉年二月

九郎右衛門

此書付は九郎右衛門綴れて認め置き候也

去十九日奸賊共市中及亂妨候儀申上〔候脱カ〕

跡部山城守
堀　伊賀守

二月十七日夜、山城守組同心平山助次郎、山城守手元へ罷越し密々申聞け候は、同組與力大鹽格之助父隱居平八郎儀、同組與力右格之助並瀨田濟之助・小泉淵次郎・同組同心吉見九郎右衛門・渡邊良左衛門・近藤梶五郎・庄司儀左衛門、先達て出奔仕候。元同心河合鄕右衛門右助次郎申合せ、大膽なる巧を企て、棒火矢其外兵具用意致置き近在百姓共人數不ㇾ相分ㇾ申合、去十九日市中其外燒拂ひ可ㇾ申旨不ㇾ容易ㇾ惡事仕り、右の者共並百姓共連判仕候處、唯今に至り何共恐入候次第、相心付候段助次郎申聞候間、虛實の程難ㇾ計内聞申付、同十八日御用日立會の節、伊賀守へ右の始末申聞及ㇾ相談ㇾに候內、右企相違無ㇾ之候哉にも相聞候間、兩組打交り早速捕方相響可ㇾ申も難ㇾ計、依ㇾ之御用日立會相仕舞ひ歸宅後、右捕方の儀山城守には組與力荻野勘左衛門、伊賀守組與力吉田勝右衛門へ申渡し候處、山城守へ勘左衛門申聞候は、未だ虛實

も不相分、殊に火器等用意候事に付、容易に捕方難差向、穩便の捕方に致し度き段申聞候間、伊賀守へ申達し、七つ時前同組同心吉見九郎右衞門悴吉見英太郎・鄕右衞門悴河合八十郎、右九郎右衞門兼ねて認置候書附並判摺の紙面相認め、伊賀守御役宅へ同樣の趣申立候に付、早速山城守へ家來を以て內密申遣候處、此上は一時も難捨置、打合せ置候通り捕方早速差遣可申候手配申合候。 然る處右連判の者の內、瀨田濟之助・小泉淵次郎泊り番にて、山城守御役宅當番所に罷在候間、同人へ一通り相尋候處、一事發覺と相心得候哉、兩人共逃出候間、淵次郎は討果し濟之助は塀乘越え逃去り申候。右の次第に付、伊賀守早速御役所へ相越候樣申遣し則ち罷越候。其以前平八郎へ爲致切腹候か、若し不承知に候はゞ刺違候樣、同人伯父同組與力大西與五郎へ山城守申付け遣候處、途中ゟ不快にて不能越逃去候。 濟之助ゟ告げ爲致候哉、天滿大筒・小筒相發候音相響き、夫より組屋敷邊燒立候に付、近邊殊の外騷動、追追天滿橋邊鐵炮打懸け、何れも白刃相携候者有之、最早穩便の取計ひ難仕に付、兩組與力・同心共へ申付け、御鐵炮組同心打交り、鐵炮を以て可打拂旨指圖仕候得共、

手足り兼候間遠藤但馬守へ被〻掛合〻御定番與力・同心呼集め種々手當仕候內、彌〻增長仕候に付、御手前樣御人數御加へに相成り、天滿橋向ひ相圍み、夫ゟ手薄の場所へ差向候處、天滿橋向面の方燒立ち、船場邊へ相廻候に付、米倉丹後守組其外召連れ、伊賀守も罷出候處、內平野町邊徒黨の者凡四五百人計り相見候に付打拂候處、早速東橫堀川向の方へ逃去り、右場所火勢强く燃立て申候。山城守儀も玉造與力・同心其外召連れ、引續き同樣罷出候內、骨屋町にて面會仕候間、申合せ兩手に相分り、同人儀思案橋相渡り、船場邊淡路町へ打向ひ、通筋見懸け次第打拂候處、堺筋辻合にて山城守馬印を目當て、烈しく鐵炮打懸候間、此方ゟも一同打懸候內、但馬守組與力坂本鉉之助場合近く相進み、大筒・小筒指圖仕候。名不〻知浪人體の打留め、其雜人等打留め奸賊散亂仕候間、場所に捨置候大筒其外武器類凡調べ、別紙の通り取上申候、伊賀守儀前骨屋町ゟ本町橋相渡り進行仕候處、難波橋筋に奸賊共罷在候間、但馬守組與力石川彥兵衛先立ち、雜人打拂ひ、道筋に捨置候鑓・長刀等揚追行き候處、堺筋にて山城守出會申合せ、火中奸賊共行方相尋候處、相見え不〻申、仍〻之所々に相圍

居候、御手前樣御人數へは引取り、御城邊相圍候樣に山城守指圖仕り、京橋邊へ夫々警固人數差配仕候。猶兩人共申合せ市中人氣相鎭り候樣取計ひ、召捕方專要に手配申付け、直樣消方指圖取掛候得共、右の騷動に人足相集兼ね、追々呼集め消防仕候處、殘賊近邊に相見え候風聞時々有之、市中不穩に付爲取鎭、旁私共所々見廻り等仕候。翌廿日同樣の取沙汰仕り、何分不穩候に付、夫々人數等手當仕り、無油斷消防仕候得共、牢屋敷燒失、度々及再火燒募候得共、御城內無御別條、兩御役宅別條無之、同夜五つ半時頃御弓町にて火鎭め申候。類燒者御救米等被下候手當仕候に付、此節の趣にては市中人氣追々折合ひ、最早都合掛念仕候模樣無御座候。右前書に申上候坂本鉉之助儀、炮術鍛錬之上格別烈しき働仕候。石川彥兵衞儀も認出候程の打留は無之候得共、烈しき場所先達ち仕候。其外何れも非常の働仕る儀は、追て取調可申上候得共、但馬守組の儀は何れも平日の心掛格別宜しく相見え候。巨細の儀は猶追々取調可申上候。以上。

酉二月廿一日

大鹽自殺に付上進

御城代宛

大鹽平八郎父子居所相知れ、自殺仕候儀申上候。

跡部山城守
堀　伊賀守

今曉油掛町美吉屋五郎兵衛方に、大鹽平八郎幷同人養子大鹽格之助忍び罷在候旨、伊賀守組與力内山彦三郎承込み、卽刻同組同心共手配申付け、右五郎兵衛を他町へ誘引出し、平八郎父子居所相糺候處、右の者竊に圍置候儀無㆓相違㆒旨申聞候折柄、御手前樣御家來衆も同樣聞込み有ㇾ之趣、彦三郎打合有ㇾ之、御家來衆申合せ五郎兵衛宅踏込候處、表裏の戶締り堅固にて打破押詰候處、火を放ち、銘々持居候脇指を以て自殺仕懸け候に付、平八郎脇指は取上候得共、火中へ飛入り、火勢強く寄付き兼候內、父子燒死仕候に付、火中ゟ死體引出し申候。私共儀も早速出馬仕り死體見分仕候處、總體燒爛れ面體難㆓相分㆒候得共、最初踏込候節、乍㆓聞違㆒言葉を掛け、體に見屆候旨彦三郎其外之者申ㇾ之。右もぎ取候脇指は右の者所持にて、兩組の者平日見覺罷在候品の由申聞、平八郎父子死失に相違無㆓御座㆒候。委細儀は猶追々可㆓申上㆒候。以上。

三月廿七日

騷動後處々方々へ張捨てありしといへる落首、開きし儘を記す

此度大鹽己れが所持せる處の書物、悉く賣拂ひ、貧人へ施行せし故にや

大鹽が持つたる本を賣拂ひこれぞむほんの始なりけり

朝岡助之丞といへる與力は、大鹽が直に向ひにて、此家に石火矢を最初一番に打込みし故にや

向ひ淺岡お茶のみにお出で、大鹽がこわうてよう參じませぬ。鐵炮かたげて槍しつし

大鹽が船場へどつと打込みてその引鹽の跡はしらなみ

亂妨狼藉をなして、其日より直に影を隱して惡徒の行方知れざる故、何時又亂妨なしに出來らんも計り難しとて、諸人安き心もあらざるに、御奉行よりは四方八方に手配(てくばり)をなして嚴しく探し給へ共、少しの手掛りなくて、世間大に騷動をなしぬる故にや

ちよつと出て颯と引きたる大鹽が又も來るやと跡べ騷動

大鹽は先年切支丹の仕置せし事故、彼書を見、邪法を諳んじてありぬる故、其邪法にて此度の騷動をなし、又よく姿をも隱しぬる者ならん抔とて、種々の風說ありしにや

わが爲か人の爲かは知らねども切支丹やら何したんやら

又天神橋南詰燒場に建てたる假小屋に片假名のイの字を書きてイ判じ物　此の如しといふ。こは上はゆがみて下は直也といへる事なりとぞ。

又落し咄

昨年よりの饑饉にて諸人大に困窮し、飢に苦しめる事故、何卒して之を救ひやらんと思ひしに、思の外に火矢がそれて、貧乏人迄を丸燒にせしに、我を惡み恨みもせずして、大鹽さん〳〵と何れももてはやしくるゝ程、我は至つて氣の毒に思ひぬれば、何卒今より後はさんといふ事を薩張とやめにして、大鹽ドンというてもらいたい

又

大鹽南都へ落行きて、興福寺に在りと告ぐる者有りしにぞ、直に召捕に向ひぬれ共、興福寺より之を渡さゞる故、「何故かゝる大罪人を渡さずといふや」と咎めければ、「彼れは大罪人なれば此方にて仕置するなり」と答しにぞ、「何故にさはいへるぞ」と尋ねぬるに、「彼は仰山にしかを殺せし大罪人なり」といひしとぞ。大坂にて非人共を垣外と云ひ、天王寺・飛田・道頓堀の四ヶ所に住する故、これを下略してしかといふ。大鹽が勤役中此者共の惡黨を大勢召捕りて仕置せし事あり。其事をいへるなるべし。

本家張本所　　中齋堂製

今川家傳　奸（クスリ）了圓

大筒目　七十目
小筒目　十文目

一、抑ゝ此若爲利の儀は、往古國々にて調合致し、專ら取行ひ候處、慶長・元和の頃より堅く御制禁に相成り、暫く中絶仕候處、其後肥前島原表に於て勢方（せいはう）有之候得共、元手薄く一揆盡候由、猶又東國にて由井・丸橋と申す兩人擢肺肝、約味大方相調ひ店開き日限等も相定まり候處、弓師の手より筈こぼれ致し、誅力にて粉藥と相成候。

右の躰は全く燒く法に疎き故の儀と存じ、我等此度木筒を燕し、火藥夥しく用意致し、救民を趾に遣ひ、祕方の一味の上、猶又桐紫檀寺を細末にして加藥仕り、和漢の遺書に不ㇾ拘滅法を旨と致し、勢方仕候分に候へば、店開の節は、神儒佛の三尊圓を不ㇾ恐、仁義五常圓を忘却致し專ら亂妨を用ひ、持丸金藏丹を掠取る事自在也。尤も上を犯し下を痛むる事殷の如し。

功能。第一產後の婦人逆上する事妙なり。小兒の恐怖或は見失ひ事、老人眩暈・立くらみ・足痿える事妙なり。首切の家賃は元主の咽に詰り可ㇾ申候。丸燒の者は晝夜妻子と共に愁歎の泪出申すべく候。小氣なる者は立所に病臥し可ㇾ申候。如何程丈夫なる人にても、又は間のある者も少々のビク付は可ㇾ有ㇾ之、別けて大病人は一兩日の內埒明可ㇾ申候。

用ゐ樣　各〻前車の覆へるを水にて用ふ。但し向ふみずともよし。

禁物　妨事・をかべ・山城爪・伊賀栗・尼蛸・櫻鯛。取雜所在々に有之候。

大鹽が施行するとて本賣りて跡が無木で何かわからぬ

大鹽一件相撲の番組

二月十九日ゟ同廿一日迄大坂天滿於二川崎一相撲興行、組合

大橋 焼橋 普請方 石火矢 拔身鑓 岸和田 尼ヶ崎 大手口

焼落 繩張 大勇 驚ろき 相生 早馬 手柄山 陣まく

大筒 施行、材木 ゑらい目ニ

小家難儀 頂き 高根山 阿武松

謗鹽平

○久太捨藏ハ人名

學者噓突(うそつき)元大倚 御蔭類焼奈窘々 良知良能不二油斷一 高慢我慢成二夢中一、

久太追從殘二死恥一 捨藏讃過悔二文通一 噫同心衆馬唐敷(ばからしき) 頓(と)興命毛(も)捨無レ功

安 穴 京都中島文吉が作といふ

獻立

獻立

汁 噂のじゆんさい 膾 市中あへまぜちりぐ 平皿 よせどうふ一味同心二枚裏がへり 火事椀 大筒打込百姓共引づりみそ

焼物 大家大鹽焼 小皿 吹田神主守口代官吟味噌はし切落し 初獻 大きなる事したし物 二獻目 小泉鹽漬

臺引 飛道具御取あげ 吸物 納り安堵

奸邪異案（卷七と重複につき爰に畧す）

二月十九日・廿日・廿一日

ねぬもの　　商賣 隙の内

うつぼ　枕たかう晝寢もころり御代の蔭　見附臺。學天狗、引裂きてすつともたらぬ恨みかな　狂氣 大しほ

兵器火　おとたかし人の心をくるはせる　ぼうびや 玉音　絹多　もろ人のうち見ろ度に涙そふ　みつ非 くら

尼君　たひらかに松の操のあらはれて　ふせ儀 つかさ　放火僧　つみとがは筆にかくとも及ばじな　大平 おきち

落文　櫻木にうろさき鳥の足のあと　あと咲 若蘭　黑ぬし　この頃は老やしぬろと思はれて　灰かき はな

二人舞　木たくみのたくみてふ名も恐ろしゝ　大九 さくりやう。しのぶ　つゝめども更紗のきぬの色に出て　みよしや 佐久間

逃足 はやし

囃子

おそろしいめにあひ 三弦　大筒音菊　あわてる小友　日野いりくら。勿體ない琴　川崎おみや

天神八代　かれぐら山吹。

しことが笛　鐵たひすけ。陣太鼓　倉からおだし。舌鼓　大坂重みな。氣鉦　丸やけ礒

露　見送り御出馬。　以上

語言絶狂士三首

一　味　大　違　怨
貧　福　鹽　均　志
謀　生　平　山　反
　　　　八
　　　　郎

米大臨小逆徒
穀祖位以賊鹽
學文高慢兇木製大筒發
無祖直哉坂敵
及慕乘愚騷難

大格（大鹽全體今爲鹽漬）父子燒苦　師弟子曰、大惡公儀誡而諸惡入牢門也。於今可見古今爲惡次第者。火依此度損、而三芳次之、惡者必由之愆焉。則縛乎其不叶矣。

大惡之道、在恨明德。在欺民。在施一朱。

大　平　　衆氣恐懼

市隱士曰、大平陽子之異書而諸奸入黨之門也。於今可見諸人爲逆之次第者。獨賴落文之存、而瀨田次之、逆者必由是而罰焉。則庶乎其不逆矣。

大平之道、在賠明德、在苦民、在燒於市中。知燒而后有怨。怨而后能狂、狂而后

能騷、騷而后能愚、愚而后能打。備有混亂、器有鐵炮。失所先後、則近敗。今之欲暗明德於天下者、先騷其國。欲騷其國者、先燒其家。欲燒其家者、先堅其身。欲堅其身者、先邪其心。欲邪其心者、先太其膽。欲太其膽者、先賣其書。賣書在釣人、人釣而后膽太。膽太而后心邪。心邪而后身堅、身堅而后家燒。家燒而后國騷、國騷而后天下亂。自金持以至乞食、壹是皆以逼身爲勝。其本亂而末宜者否矣。其所厚智薄而其所愚者成。未之有也。

勸進能作り替

酉二月十九日於川崎舞臺晴天一日火事ン能横行番狂

翁　看番叟　大筒引太郎　高野讀右衛門　博學天　今比忠太郎　及兼太郎　無分別之助

放火騷　焔消草之進　片橋彌古　截口討造　逃足早四郎　高砂　火家切右衛門　大筒音次郎　先斗難九郎　日野出強七

亂　今生恥五郎　下手首九々郎　科任宗良太　半輪牢四　道生寺　御救小彌太　丸燒連十郎　實種盡次郎　加古井仙右衛門

鞍馬天愚　三好爺五郎　横死わ永罰郎　返忠兵衛　往生吐之助　祝言　隙繩商兵衛　八木高二郎　養老々々　三度粥九郎　時節待之助

落し文の寫

末廣がり　燒多賀大藏　釣　狐　一朱宛施四　通　圓　燒金澤三郎
火事大名　富田散財門　居ぐひ　永良比隙之助　米　市　高井底太郎
靭さか　大汐漬之助　喜樂太　桑津に伊太郎　道生寺　鳥曳利右衛門

大鹽平八郎近鄕・近在村々の神社、其外處々方々へ撒散らせし落文の寫なり。

こは亂妨の後淡路町の井の中により、黃絹の袋に入りしを引上げしと云ふ。之を或人の密に寫取りしを、借り得て記し置きぬるなり。

四海困窮致し候はゞ天祿長く絕たん。小人に國家を治めしめば災害竝び至ると、昔の聖人、深く天下後世の君人の臣たるを御誡め被置候故、東照神君にも鰥寡・孤獨に於て、尤憐みを加ふべきは是仁政の基と被仰置候。然るに茲二百四五十年太平の間に、追々上たる人驕奢とて驕りを極め、大切の政事に携り候諸役人共、賄賂を公に授受とて贈貫致し、奥向女中の因緣を以て、道德仁義もなき拙き身分にて立身、重き役に歷上り、一人一家を肥し候工夫のみに知術を運らし、其領分・知行所の民・百姓共へ過分の用金申付け、是迄年貢・諸役の甚しきを苦しむ上、右の通り無體の

儀を申渡し、追々入用重ね候故、四海困窮と相成るに付、人々上を怨まざる者なき樣に成行候得共、江戸表より諸國一同右の風儀に陷り、天子は足利家以來別して御隱居御同樣、賞罰の柄を御失ひに付、下民の怨氣何方へ告愬とてつげ訴ふる方なき樣に亂候に付、人々の怨氣天に通じ、年々地震・火災山も崩れ水も溢るるより外、色々樣々の天災流行、終に五穀飢饉に相成候。是皆天ゟ深く御誡め有難き御告げに候得共、一向上たる人々心も付かず、猶小人・奸者の輩大切の政を執行ひ、只下を惱まし金米を取立つる手段計りに打懸り、實以て小前百姓共の難儀、兵等如きもの草の蔭より常に察之悲候得共、湯武の勢位なく、孔子・孟子の道德もなければ、徒に蟄居致し居候處、此節米價彌高直に相成り、大坂の奉行竝諸役人共萬物一體の仁を忘れ、得手勝手の政道を致し江戸へ廻米致し、天子御在所の京都へは廻米の世話も不致のみならず、五升・一斗位の米を買ひに下候者を召捕りなど致し、實に昔葛伯といふ大名、其農人の辨當持運び候小兒を殺候も同前に言語道斷、何れの土地にても人民は德川家御支配の者に相違なき處、如此隔を付候は、全く奉行等の不仁

にて、其上得手勝手・我儘の觸書を度々差出し、大坂市中游民計りを大切に心得候は、前にも申通り、道德仁義を不ㇾ存拙き身故にて、甚以て厚がましく不屆の至、且三都の內大坂の金持共、年來諸大名へ貸付候利德の金銀並扶持米等を莫大に掠取り、未曾有の有福に暮し、町人の身を以て大名の家老・用人格等に被ㇾ取用。又は自己の田畑・新田等夥しく所持し、何不足なく暮し、此節の天災天罰を見ながら畏れも不ㇾ致、餓死の貧人・乞食をも敢て不ㇾ救、其身は膏粱の味とて結構の物を食ひ、妾宅等へ入込み、揚屋茶屋へ大名の家來を誘引し參り、高價の酒を湯水を飲むも同樣に致し、此難澁の時節に絹服を纏ひし河原者を妓女並に迎へ、平世同樣に遊樂に耽候は何等の事哉。紂王長夜の酒盛も同事。其處の奉行・諸役人共手握居候政を以て、右の者共を取締め、下民を救候儀も難ㇾ出來、日々堂島相場計りをいじり候事致し、實に祿盗にて、決して天道聖人の御心に難ㇾ叶御救なき事に候。蟄居の我等最早堪忍難ㇾ成、湯武の勢・孔孟の德はなけれ共、無ㇾ據天下の爲と存じ血族の禍を犯し、此度有志の者と申合せ、下民を惱まし苦め候諸役人を先づ誅伐致し、引續き驕に長じ居候大坂市中、金持の

町人共を誅戮に及び申す了簡に候間、右の者共穴藏に貯置き候金銀・錢等、諸藏屋敷內に隱置き候俵米夫々分散・配當致し遣候間、攝・河・泉・播の內、田畑所持不ㇾ致者、縱へ所持致し候共、父母・妻子・家內の養方難ㇾ出來程の難澁者へは、右金米を取らせ遣候間、いつにても大坂市中に騷動起り候と聞傳へ候はゞ、里數を不ㇾ厭一刻も早く大坂へ向け馳參るべく候面々へ、右米金を分遣し可ㇾ申候。鉅橋・鹿臺の金粟を下民に取與へ候遺意にて、當時の飢饉難儀を相救遣し候。若亦其內器量才力有ㇾ之者には夫夫取立て、無道の者共を征伐致候軍役にも遣ひ可ㇾ申候。必ず一揆蜂起の企とは違ひ、追々年貢・諸役等に至る迄輕く致し、都て中興神武帝御政道の通、寬仁大度の取扱に致遣し、年來驕奢・淫逸の風俗を一洗相改め、質素に立戾り、四海萬民何れも天恩を有難く存じ、父母・妻子を養ひ、生前の地獄を救ひ、死後の極樂成佛を眼前に見せ遣し、堯舜・天照皇大神の時代に復し難く共、中興の氣象に恢復して立戾し申すべく候。　此書付村々へ一々知らせ申度候得共、數多の事に付、最寄の人家多候大村の神殿へ張付け置候間、大坂ゟ廻し有ㇾ之番人共に知られざる樣に心掛け、早々村々へ

相觸れ申すべく候。萬一番人共眼付け、大坂四ヶ所の奸人共致二注進一候樣子に候はば、遠慮なく面々申合せ、番人を不レ殘打殺し申すべく候。若し右騷動起り候を承りながら疑惑致し、馳參不レ申又は遲參に及候はゞ、金持の米金は皆火中の灰に相成り、天下の寶を取失ひ申すべく候間、跡にて必ず我等を恨み寶を捨つる無道者と、陰言を不レ致樣可レ致候。　其爲一同へ觸知らせ候。　尤も是迄地頭村方にある年貢等に拘はり候諸記錄・帳面等、都て引破り燒捨申べく候。是往々深き慮有る事にて、人民を困苦致させ不レ申積に候。乍レ去此度の一擧當朝平將門・明智光秀、漢土の劉裕・朱全忠の謀叛に類し候と、申す者も是非有レ之道理に候得共、我等一同心中に天下・國家を致二簒盜一候慾念より起り候事には更に無レ之、日月星辰の神鑑に在る事にて、詰る處は湯武・漢高祖・明太祖民を訪ひ、君を誅し候天討を執行ひ候誠心のみにて候。　若し疑はしく覺え候はゞ、我等が所業終る處を爾等眼を開いて看よ。

但し此書付小前の者は、道場坊主或醫者等より篤と讀聞かせ申すべく候。　若し庄屋年寄眼前の禍を畏れ、一己に隱し候はゞ、追つて急度其罪可レ行候。

奉₂天命₁致₂天討₁候。
播河泉播
庄屋年寄百姓竝小前百姓共へ

右落し文仰山に之を仕込みて、處々方々へ撒散らせし事なれば、一々之を書認むる事能はざると見えて、一字づつ板に彫り、悉く之を植字になせしものと見えて、文字に大小不同有りて字竝び定まらず。其中にても尤も目に立ちぬる文字は、處々にて書入れてあるといふ。之を彫刻せしは博勞町の版木屋にて、斯かる事とは之を知らざる由なれ共、之を逃るゝ事克はずして、直に召捕られ入牢せしが、程なく宿下げとなり、手枷・足枷にて町預けとなりて、嚴重に番人之を守れりといふ事なり。

〔頭書〕數多撒散らしぬる落し文の中には、其末に

一つ米よせて二つにわけて見よ家中心もとけて安臣

右の如く書記せしもありしといふ事なり。

京都諸司代へ飛脚に爲₂持遣せしといふも、定めて此落文ならん。其故は京都に

ても、板木屋殘らず御呼出にて、御吟味有りしに、之は素人のほりしものと見えぬ。決して板木屋にてはあるまじと申せしといひしとぞ。こは大に祕したる事なるべければ、一人の手にて彫らせぬるにもあらずして、定めて目立たざる様に所々に分ち、其中には素人にほらせ又書入などして、人の心付かざるやうに仕立上げしものなるべし。

騷動有つて後は、堂島の相場を上よりして抑へ給へる事なければ、三月十日頃には二百三十目となる。迚も上次第になし置かるゝ事ならば、昨年の冬騰り次第にして捨置なば、諸國よりして米も積登すべき事なるに、騰れば抑へ騰れば抑へせられし故、國々の相場に比すれば大坂の相場大に賤しき故、米を澤山に持ちたる國々も直段引合ずして、外にて米を賣拂へる方の餘程利を得る事なれば、頓と登せる事なかりし事と思はる。此節米相場上り次第なれども、上より之を捨置るゝ故、諸屋敷に囲ひし米をも賣出すやうになりぬ。三月半過よりして京都へ積出す米も、勝手次第にせよとて之を許されしといふ。さ有るときは大鹽が捨文の中にいへる事に當

れるやうにて、何とやらん怪しき樣に思はれぬ。とてもかゝる程の事なりせば、去年米相場騰り次第にして爲し置れなば、諸國よりして相應に當地へ米を持込みて、此節は却て價安き米を食らへる事ならんに、是非もなき次第といふべし。此度思ひがけなく燒打にせられ、難澁に及べる者も、多くは大鹽樣々々々といひて之を恨める色なく、却て御奉行の事は切腹をせられたり。三日の仕度にて五日の道中にて江戸より急御召なり。又は町家と慣合ひて米を買占められしなど種々樣々の風說をなす。怪しむべき事なり。先月騷動の日、兩御奉行共御家内は殘らず玉造へ御立退にて御定番の下屋敷は大混雜の事なりしといふ。

大鹽平八郎亂妨の節行列の次第

旗

槍人足　同人足

十匁筒　庄司儀左衛門　大筒　人足兩三人

旗

木大筒　大鹽格之助　金助

旗

槍人足　同人足

玉造與力　十匁筒　大井庄三郎　大筒　人足兩三人

槍　白井孝右衛門

槍　深尾次郎兵衛

同　茨田軍次

同江州邊浪人　志村周次

同　杉山三平

同澤上江村　植田小次郎

大鹽平八郎

槍般若寺村　橋本忠兵衛

槍　高橋九右衛門

同　梶岡源右衛門

同播州　堀井儀右衛門

同　同傳七

同勢州山田　安田圖書

槍　阿部長助
同　曾我岩藏
同　同忠治郎
地方　渡邊良左衛門　　大筒具足
瀬田濟之助　　長持人數百三十計　　今川弓太郎申十二月廿三日出產
地方　近藤梶五郎　　松本林太夫十四歲
槍　西村利三郎　　小筒二十挺葛籠
同　同木八郎
同　同七助

右の外、小筒鐵炮三十挺、皮葛籠・具足櫃等持之、總人數凡三百人餘引率、各、槍・長刀拔身にて持ち、白木長櫃或焰消玉入箱・兵糧等に至る迄用意、尤張本人大鹽平八郞鍬形付兜・黑陣羽織著用、徒黨人各白鉢卷、鳶口等持之。

燒失の町名竝に家數

燒失左之通

○鈴鹿町家數百軒・竈數二百三十二軒・明家三十二軒・藏一ヶ所・藤堂屋敷・蒔田屋敷○長柄町家二十五・か六十三・明二十・藏二 ○今井町家四十二・か六十三・明三十九・藏二
○反古町家廿二・か三十六・明十一・くら三・なや七○天滿一丁目家五十四・か百八十一・明三十四・藏二・なや五・道一大鬮用場○同二丁目家三十三・か八十・明十四・藏一
○同三丁目家四十六・か百十・明二十八・くら一・道一○同四丁目家四十一・か百十二・明十六・くら三 ○同五丁目家五十一・か二百五十一・明二十九・くら四・穴ぐら一 ○同六丁目家四十三・か百九十六・明十九・道二ヶ所・藏四・穴ぐら一 ○同七丁目家四十七・か百七十六・くら□・穴ぐら□・なや三・道四・あき十一天王組會所○同八丁目家十八・か百三十三・あき十二・なや五・くら二・穴ぐら一 ○同九丁目家四十八・か百二十九・あき十二・くら五・穴三・なや五 ○同十丁目家三十八・か六十三・あき十二・くら十七・穴三・なや五 ○太鐘寺前家四・か十七・くら一・ ○典藥町家四十八・か百九十・明二十五・くら三 ○德井町家十一・か百六十三 ○板橋町家五十軒・か二百二十五・あき八十八 ○信保町家五十九・か二百二十五・あき四十二・道一・くら一・なや一 ○御鐵炮元屋敷家二十・か八十一・あき二十七 ○北森町家七・か五・明二・なや五
○綿屋町家五・か八・あき九 ○高島町家二十九・か百四十八・あき十・くら三・穴一 ○大工町家二十九・か九十九・明十・くら一・ ○地下町家二十三・か四十三・あき三・道一・くら二 ○魚屋町家二十七・か百十七・明十五・くら一 ○龍田町家五十五・か二百七十三・明四十・くら十 ○壺屋町家二十九・か百九十・あ二・くら二

○唐崎町家十八・か八十・あき五・くら二　○岩井町家三十八・か百七十一・明十三・くら二　○河内町家二十五・か八十九・あき九・くら二　○たん町家二十四・か八十九・あき八・なや六・くら一　○攝津玉町家四十八・か二百三十三・あき五十二・なや十七・くら五　○大津町家十三・か七十七・あき三・なや五　○又二郎町家十七か八十七・あき八・くら六・穴ぐら二　○椋橋町家二十六・か六十六・あき八・なや三・くら三　○宮前町家二十・か五十三・あき九・なや二・くら二　○天神筋町家十六・か五十五・あき五・くら二　○菅原町家二十五・か百三十五・あき五・なや二十二・くら七・穴二　○川崎村家十・か二十五・明三・なや一　○南森町家二十五・か八十三・あき八・道一・なや八　○市之町家三十七・か八十八・明十九・くら六・穴五・なや七　○金屋町家五十一・か二百五十五・くら六　○うすや町家五十六・か百八十二・明三十四・くら二・なや二永井川場　○瀧川町家五十七・か百六十二・あき十二・くら七・なや三　○鳴尾町家二十一・か八十二・あき十七・くら一　○東樽屋町家八・か二十六・あき五・くら一・道一　○天神社地天神宮・神主屋敷二・社家七・くら七・家六十七・か九十九・あき三・くら三・穴二・なや十二　○東寺町前家七十八・か百六十九・あき五十・くら一　○北濱一丁目家四十四。か百三十八・あき二十二・くら二十一　○内本町上三丁目家十五・か九十三・明十三・なや四　○北濱二丁目家十七・か八十七・あき八・くら六・穴ぐら二　○今橋一丁目家二十四・か七十二・あき八・くら十三・穴二十　○同二丁目家二十・か四十三・明八・くら十九　○高麗橋一丁目家三十八・か百廿六・くら十六　○同二丁目家二十七・か九十・あき十四・くら八・穴七　○木靭町家十六・か二十八・あき五・くら四・穴三　○本天満町家二十七・か五十　○道修町一丁目家三十五・か百十六・あき八・くら十二・穴十四　○同二丁目家二十一・か四十・あき三・穴二　○平野町一丁目家三十一・か九十二・あき六・くら十四　○同二丁目家十七・か二十八・くら三・なや三　○淡路町一丁目家三十七・か百十九・あき十・くら十六　○同二丁目家二十六・か四十・あき五・穴一　○瓦町一丁目家三十・か八十・明三・くら六・なや五　○同二丁目家二十七・か八十四・あき二・くら三　○備後町一丁目家十五・か四十四・なや七　○太郎右

衞門町家六・か七十九・くら一・なや二 ○備後町二丁目家十九・か五十一・くら一 ○同三丁目家二十・か六十三・明六・穴二・なや八 ○同四丁目家十三・か二十一・あき一 ○安土町一丁目家三・か四 ○同二丁目家五・か六 ○上魚屋町東堀家六・か十四 ○新築地家四・か五十六 ○京橋二丁目家十七・か六十二・明十九・くら一 ○同三丁目家十二・か五十二・明十二・くら四 ○同四丁目家十五・か七十九・あき十二・くら九 ○同五丁目家十二・か二十九・あき七・くら六 ○同六丁目家十九・か六十七・くら十八・穴七・紀伊樣屋敷 ○石町家十八・か二百十一・あき五十六・くら三・道一 ○彌兵衞町家三十九・か百七十六・あき十三・くら四・座摩社拜所 ○谷町一丁目家八・か百二・明五 ○同二丁目家四十・か二百五・明三十二・くら二・なや四・道二 ○内本町二丁目家五・か百二 ○谷町三丁目家三十七・か二百二十九・明十五・なや十三 ○同二丁目家三十八・か百四十三・くら十四・穴二 ○内兩替町家二十・か六十九・あき一くら十・穴四・銀座 ○釣鐘上の丁家二十八・か百二十二・なや十二 ○釣鐘町家三十・か百二十二・あき十・くら一・穴一・なや六 ○近江町家二十七・か百二十九・な三・くら四・穴一・道一・石川屋敷 ○内平野町家二十四・か三十五。あき八・くら十七 ○北革屋町一丁目家二十八。か百十・な二十九・くら一・なや六 ○同二丁目家二十八・か八十三・あき五・くら二・なや七 ○船越町家二十八・か八十三・あき七・くら八・穴一・船越屋敷 ○龜山町家二十五・か六十七・あき十 ○大澤町家二十六・か百十四・あき十二 ○内平野町家二十八。か九十九・あき四・くら六・神明宮・神主屋敷 ○内淡路町一丁目家二十五・か七十八・あき十八・くら一・道一 ○同二丁目家四十・か二百五・あき三十二・くら二・なや四・道二 ○内本町二丁目家五・か百二 ○内淡路町三丁目家三十三・か百五十六・くら二 ○錦町一丁目家二十・か百二十一 ○同二丁目家二十八。か三十四・あき七・くら一 ○折屋町家三十四・か百十二・あき三・くら六 ○内釜屋町家三十三・か二百九十三・くら一 ○豐後町家二十一・か八十・明四・くら一 ○松尾町家三十五・か九十七・藏一 ○南革屋町家五十二・か百八・あき二・くら一 ○北新町

一丁目家二十・か八十三・あき十四・穴一・道一　○同二丁目家十四・か六十六・あき十四　○同三丁目家十六・か五十三・あき五・なや六　○與左衛門町家二十二・か八十一　○南新町家十八・か八十九・あき四・道一・本多藏屋敷　○同二丁目家九・か九十六　○同三丁目家十四・か八十五・あき四　○松江町家三十二・か百三・あき九・なや五・道一　○島町一丁目家廿七・か二百四十三・あき二十・くら一・道一

天保八酉二月十九日辰中刻、天滿・川崎より出火致し、西は堀川迄、夫より船場へ渡り中橋東へ上町へ渡り、南は本町迄殘らず類燒致し、又翌廿一日寅の刻に火鎭まる。東西道程(みちのり)七百六十五間、南北道程千十間。　家數〆三千三百八十九軒・竈數〆一萬二千五百七十八軒、明家〆千三百六軒、土藏〆四百十一ヶ所・穴藏〆百三十ヶ所、納家〆二百三十軒・道場〆二十二ヶ所、寺十四ヶ寺・神社三ヶ所・神主屋敷十軒・藏屋敷五軒、牢屋敷一軒、屋敷二軒、御代官一軒、御鐵炮組屋敷十軒、御弓組屋敷十七軒、御破損屋敷十軒、川崎屋敷二十九軒、西町屋敷二十九軒、南町屋敷四十九軒、北町屋敷二十六軒、橋五ヶ所、町數百十二町、鄕外六ヶ處、總〆一萬八千二百四十七軒。

燒失後町人施行人名竝出金高

燒失後町人施行

一、錢千貫文　梶木町　千草屋宗十郎

一、同五百貫文　今橋二丁目　鴻池屋伊助

一、同百貫文　安土町二丁目　錢屋忠兵衛
一、同千貫文　尼崎町一丁目　加島屋作二郎
一、同一萬貫文　大川町　加島屋作兵衛
一、同八百貫文　玉水町　加島屋十郎兵衛
一、同百三十貫文　新靱町　天滿屋市郎右衛門
一、同百貫文　古手町　加島屋三郎兵衛
一、同百貫文　過書町　天王寺屋忠二郎
一、同五百貫文　平野町二丁目　和泉屋六郎右衛門
一、同百五十貫文　和泉町　鴻池屋榮次郎
一、同四十貫文　新靱町　萬屋仁兵衛
一、同百六十五貫文　伏見町町人の内六人
一、同千貫文　尼崎町一丁目　鴻池屋市兵衛
一、同二百五十貫文　北濱二丁目　鹽屋佳三郎

一、同五百貫文　大川町　淀屋清兵衛
一、同二百貫文　十郎右衛門町　天王寺屋彌七
一、同八百貫文　船町　加島屋作五郎
一、同千貫文　四軒町　平野屋仁兵衛
一、同二百五十貫文　江戸堀三丁目　傳法屋五左衛門
一、同二百貫文　肥後島町　山家屋權兵衛
一、同三十貫文　江戸堀一丁目より五丁目迄町中
一、同五十貫文　新靱町　萬屋伊太郎
一、同二百五十貫文　江戸堀五丁目　大庭屋治郎右衛門
鴻池屋覺兵衛外二人
一、同五十貫文　木屋利八　外二人
一、同三百貫文　尼崎町一丁目　鴻池屋伊兵衛
一、同百貫文　上中の島町　辰巳屋省兵衛

一、同二百貫文　玉水町 島屋市五郎

一、同千貫文　尼崎町二丁目 米屋伊三郎

一、金千匹　助松屋忠兵衛手代 清兵衛外六人

一、同四千三百貫文　辰巳屋彌吉 代判清兵衛

小橋屋兵之助 代判卯兵衛　長堀治郎兵衛町 同四郎右衛門 代判新兵衛　同彦九郎 代判安八　〆四人

一、同三百貫文　長堀 雑喉屋三郎兵衛

一、同五十貫文　本町四丁目 扇屋利兵衛

一、同五十貫文　金澤町・金田町・炭木町・博労町・上難波町

一、同十貫文　堂島中二丁目 綿屋庄兵衛

一、同五十貫文　伊賀屋いわ 代判又兵衛

一、同百貫文　堂島新地中二丁目 播磨屋仁兵衛

一、同百五十貫文　堂島新地十丁

一、同百五十貫文　大川町 肥前屋八郎兵衛

一、米十俵　船町 助松屋忠兵衛

一、同二百貫文　松屋清兵衛

一、同千貫文　鹽町四丁目 小橋屋利兵衛

一、同二百貫文　南久太郎町 升屋傳兵衛

一、同百五十貫文　堂島源左衛門町 大和屋甚兵衛

一、同三十貫文　堂島中三丁目 播磨屋權之助

一、同五十貫文　老松町 綿屋利兵衛

一、同百貫文　天満十一丁目 長澤屋庄二郎

一、同二十貫文　堂島新地二丁目 播磨屋彦助

〆錢二萬七千二百七十五貫文　外に金

右は當酉二月十九日朝五つ時より、天滿川崎より放火亂妨の者有ㇾ之、類燒人難澁の者計り右施行錢一竈に錢一貫文づつ、則ち三月十日五つ時片町將棊島にて、總御年寄渡邊又兵衛出役の上、御渡有ㇾ之候事

但其外類燒に付極難澁人計り北組は京橋と、南組は南御藏跡と、天滿組は天滿橋北詰とへ御救小屋御建被ㇾ成下、數千人御養ひ被ㇾ下、其後御救錢被ㇾ下置ㇾ候由也。

施行之添廻狀

添廻狀

一、當二月十九日朝、天滿川崎ゟ出火大火に及び、類燒人町內へ引越參り居候分、竝當分同居の者共相糺し、名前書上げ候樣被ㇾ仰出、夫々書上置き候處、其後町代度々御呼出の上、結句は類燒人の內町人か身元相應に暮候者歟、難澁人歟相糺し候樣被ㇾ下渡、夫々承り調べ候處、町人と身元相應の者は相除き、類燒に付き難澁人計り施行錢一竈に壹貫文づつ、則ち昨十日五つ時片町にて、將棊島籾藏所へ町々年寄被ㇾ呼出、總

御年寄渡邊又兵衛出役の上、右錢御渡有ㇾ之受取り、則ち當時町內へ參り居り候仁も夫々相渡し申候。右は御心得迄に施行主名前帳相添へ相廻し申候。一同御承知可ㇾ被ㇾ成ㇾ候。已上、

酉三月十一日　本町四丁目　年寄

町人中
家守中

一、錢四千六百貫文　辰巳屋彌信 代判省兵衛　右は總難澁人竝類燒難澁人へ施行致度段申立候。

一、同千貫文　鴻池屋新十郎　一、同千貫文　近江屋休兵衛

一、同千貫文　炭屋安兵衛　一、同三百貫文　升屋平右衛門

一、同六百貫文　島屋市兵衛　一、同八百貫文　近江屋半右衛門

一、同五百貫文　平野町二丁目 茨木屋萬太郎　一、同十五貫文　京町堀一丁目 柊屋佐兵衛

一、同二十貫文　古手町年寄 吉川屋喜兵衛　一、同三十貫文　同町の内 加島屋三郎兵衛

一、同百貫文　江戸堀二丁目 傳法屋五右衛門 外七人　一、同七十貫文　伏見町同人 借家人中

一、同五十貫文　四軒町年寄　伊丹屋三郎兵衛　外二十二人
一、同五十貫文　岡崎町　阿波屋善右衛門
一、同十五貫文　右町年寄　池田屋伊兵衛
一、同五十貫文　高麗橋二丁目　町中
一、同五十貫文　平野町一丁目　錢屋儀兵衛
一、同十兩　平野町三丁目　年寄町人中
一、同六十五貫文　瓦町二丁目　年寄居町人中
一、金一歩　錢廿五貫五百文　脇店藥種屋仲間一番組の者　近江屋儀兵衛
一、同二百貫文　南濱町　灰屋平右衛門　平五郎　外二人
一、同百五十貫文　平野町一丁目町人の内　深江屋揚兵衛　外十八人
一、同二十貫文　道修町五丁目　菱屋伊助
一、同廿五貫文　南渡邊町年寄　天滿屋市兵衛

一、同三十貫文　同町人内　前原屋庄右衛門
一、同五十貫文　右善右衛門借家　あは屋茂兵衛
一、同三十貫文　常安裏町　紙屋佐兵衛
一、同五貫文　右町年寄　紙屋清七　代判佐右衛門　自分
一、金三兩　鹽町二丁目　米屋十兵衛
一、同十五貫文　長濱町　茨木屋平兵衛
一、同三十貫文　道修町四丁目家持の内　井上玄助　外十五人　並年寄
一、同廿三貫文　道修町五丁目居町人の内　大坂屋治兵衛　外四十九人
一、同廿五貫文　東高津源聖寺信心講總代　土佐堀一丁目柏屋又市支配借家山家屋喜兵衛方ニ同家父　喜兵衛
同借家の内　日野屋藤兵衛　外二十二人
一、同百五十貫文　備後町四丁目　丹波屋七兵衛　代判治兵衛
一、同五十貫文　河内屋又兵衛

一、同十五貫文　和泉屋源助
一、同十貫文　和國屋善藏
一、同二百貫文　江戸堀二丁目 加島屋市兵衛
一、同三十貫文　同町 中島屋仁兵衛
一、同十五貫文　同町 節屋庄兵衛
一、同五貫文　右同人取次
一、金五百疋　長町七丁目 櫻木屋彌七
一、同七十貫文　同町 同　治兵衛
一、同三十貫文　同町 同　平右衛門
一、同二十貫文　同町 奈良屋四郎兵衛
一、同六十五文　大坂屋庄兵衛
一、同五十貫文　南久寶寺町 和泉屋宇右衛門　外十二人

本町四丁目三柳屋伊右衛門・本町三丁目綛屋徳兵衛
長堀茂右衛門町・小堀屋武兵衛・豐後町米屋惣兵衛

一、同十貫文　三木屋惣八
一、同十五貫文　長崎屋半兵衛代判 天滿十ふさ 布屋藤兵衛　善助
一、同二百貫文　吳服町 同　覺兵衛
一、同三十貫文　同町 佐渡屋市兵衛
一、同五十貫文　同町 山田屋彌兵衛
一、同三貫文　同町 升屋長藏
一、同百貫文　上人町 油屋善兵衛　代判新兵衛
一、同百貫文　博勞町 河内屋善兵衛
一、同十五貫文　同　清三郎　代判義右衛門
一、同五十貫文　同町 同　七兵衛　外四人
一、同二十八貫文　同家守中 紀國屋儀兵衛　外十六人
一、同百貫文　綛糸仲間　金田町丹波屋與兵衛

一、同六十貫文　炭屋町町中

一、同五十三貫五百文　長堀次郎兵衛町 淡路屋源右衛門 外十一人

一、同卅六貫五百文　南紺屋町 町人の内九人 外に家守中

一、同五貫文　同町年寄 河内屋市兵衛

一、同百貫文　北久口 松屋伊兵衛

一、同百貫文　高麗町 吉野屋五運

一、同二百目　南久口 綿屋喜兵衛 刀屋治兵衛

一、同十五貫文　同町 桑名屋吉兵衛 松屋瀰兵衛 河内屋喜兵衛

一、金二兩　同 河内屋おつる 岸部屋七兵衛

一、同百五十貫文　本町一丁目 伊丹屋四郎兵衛

一、同七十貫文　同町年寄 和泉屋三郎右衛門 外八人

一、同百三十貫文　本町四丁目 町人の内八人 外に借家人二人

一、同十五貫文　堂島永樂町 建家持

一、同十五貫文　天滿樋上町 大根屋安兵衛

一、同六貫文　同町 山城屋利右衛門

一、同五貫文　紙屋長兵衛 外二人

一、同十貫文　天滿宮の前町 中島屋勘兵衛

一、同七百貫文　住友甚兵衛

一、同二百五十貫文　立賣堀四丁目 近江屋權兵衛

〆壹萬四千百六十五貫文、

外に　錢百文宛凡四千七百二三十貫文　加島屋久右衛門

米價高直に付、去る申年施行殘錢並前書名前、頭書の錢高共此度割渡し、一竈分四百文宛相渡候間、先達てより相達置候通り疎略に不レ存、中受候儀無用の費に不ニ相用一、米代の助に可レ致旨、町限り難澁人へ割渡の節篤と可ニ申聞一候。

一、金五兩　三郷納家物雜穀問屋　島屋佐右衛門　讃岐屋安右衛門
一、同二兩宛　肥前屋武助　大津屋傳兵衛
一、同五百匹　平野屋市五郎
一、金一兩宛　萬屋與右衛門　大谷屋惣八　和泉屋八右衛門　なた屋治兵衛　新家屋傳藏
一、同三百匹宛　三田屋忠兵衛　河内屋清八　西村屋豐助　和泉屋松二郎　玉島屋小兵衛　河内屋治兵衛
一、同貳百匹宛　平野屋專藏　紙屋忠右衛門　近岡才助　山城屋藤二郎　大野屋傳兵衛　和泉屋源二郎　鳴尾屋貞助　灘屋清兵衛　柳屋市兵衛
一、金百五十匹宛　松屋宇兵衛　三河屋金兵衛
一、同百匹宛　若狹屋佐助　外八人
一、同二朱宛　金屋庄藏　外八人
一、銀十枚　同年行司　升屋猶助　和泉屋官三郎　丹波屋庄吉
一、同十枚　同年番　番屋利助　加島屋利兵衛
一、同五枚　長門屋喜知兵衛
一、同三枚　堺屋勘兵衛
一、同二枚宛　木屋善四郎　外二人
一、同一枚　長門屋傳藏
一、同一枚宛　吉田屋喜太郎・豐後屋又兵衛　又同五兩　同二人

一、錢百貫文　同仲買 灘屋利三郎 外七人

一、同十貫文宛　美濃屋五平次 外十七人

一、同二百石分　薩摩堀中筋町 飾屋六兵衛

一、同六十七石分　天満旅籠町 伊賀屋半兵衛

一、同百三十四石分　天満いせ町 茶屋佶兵衛

一、同二十貫文宛　布屋長兵衛 肥前屋篤兵衛

一、間銀三百石分　堂島中二丁目 播磨屋伊兵衛

一、同二百八十六石分　天満樋上町 大根屋小十郎代判治右衛門 大根屋小兵衛

一、同三十石分　堂島裏二丁目 神崎屋源助

一、同二百石分　平野屋四五郎

〆金二十四兩二歩二朱　銀一貫六百十二匁五分　間銀千二百十一石分　錢二百八十貫文

米代の內、間銀御下、米屋ゟ難澁人へ五合以下の白米直安賣渡の儀、格別御救の趣意を以て、此節專ら賣渡しに相成候處、前書名前の向々承り及び、猶又直安賣米相增し候はゞ、末々の弛にも相成候儀に付、頭書の通り出銀致し、御仕法に加り申度き段申立て、奇特の志に付、御聞濟に相成り、追々右間銀御差加に相成候。右之通り被レ相心得、夫々通達可レ有レ之候事。

覺

一、別紙の通り當月廿二日園籾藏にて寫取り候間、此段御通達申上候。無御留置早早御順達止より、御戻し可被下候。已上。

酉三月廿六日

本町三丁目印
掛り町

御救掛り
總年寄

騷動の後御觸竝口達書等の寫

惡黨之者共所持いたし候飛道具類、不殘御取上に相成候間、致安心候樣、町々へ不洩樣、早々可申達候。已上。

二月廿一日

口　達

遭難者の救助

去る十九日、市中及亂妨候者有之、大火に及び候に付、渡世向相休み候者も有之由。右に付米價高直の時節柄、類燒の者共別して令難澁候に付、可手寄方無之者共は、道頓堀芝居へ罷越候はゞ、御救致扶助遣候段、其節總年寄共右爲相達、追々

罷越候者可有之處、最早及鎮火、右亂妨の者も追々召捕り、猶ほ類燒町々は勿論市中組の者廻り方等申付け置候間、銘々渡世向不危踏、日用無差支樣賣買致し可申。尤も米の儀は、其筋の者へ藏出し等の儀申聞置候間、旁、右商賣筋の者は猶更無違失相心得、此段早々不洩樣可相達事。　右之通り被仰出候間、町々不洩樣入念可被相觸候。

二月廿一日　　南組　總年寄

提紙に

類燒の者共家財廣場・途中等へ持出し、自身に番致し罷在候分懸り町申付け、右家財預り遣し候間、致安心芝居へ罷越し御救受け候樣、其場所にて相達候。　其段相心得置き可被申候事。

口　達

去る十九日、天滿川崎より及出火、類燒に逢ひ候者多く可致難儀候、材木・板類其外都て諸色出火前の直段通りに可致賣買候。　實に直段引合不申候はゞ、追て可

商人諸職人非分の利を貪るを禁ず

申出_レ_候。其節可_レ_及_二_指圖_一_候。若し德用に迷ひ非分の賣方致す間敷く候。尤も類燒に遇ひ候者共、追々店借亦は普請可_レ_致候へ共、身輕の者共は夫迄の取續、尙更及_二_難澁_一_可_レ_手寄方無_レ_之者共御救被_レ_遣候程の儀に付、家持竝に大工手傳職、總て普請方に携り候職人共迄も心を用ひ、聊利慾に不_レ_拘相應の店賃を以て貸付け、職人共は極の賃錢にて相働可_レ_申。若し難澁を見込み店賃・手間賃等を引上げ、貪りがましき儀有_レ_之に於ては、夫々急度咎可_レ_及候。此旨三鄕町中家持・家主支配人・職人等へ不_レ_洩樣可_二_申聞置_一_候事。右之通り被_二_仰候_一_間、町內末々迄不_レ_洩樣入念可_レ_被_二_相觸_一_候。

酉二月廿三日午上刻　南組　總年寄印

口達

當十九日大火類燒致し候者、町々へ罷越し、假住居又は同居候者、且又借屋相極致_二_住居_一_候者共名前相調べ、左之通り半紙二つ折相認め、年寄印形にて可_二_申出_一_候以上。

二月廿四日　北組　總年寄

覺

住所進達の書式

類燒人　何町何屋誰借家何屋誰。右町內何屋誰借屋へ引越來り申候。同何町何や誰貸屋何屋誰。右町內何屋誰借家何屋誰方へ當分同居致し罷在候。何町何屋誰借家何屋誰。右町內何屋誰借家座敷に當分罷在候。酉二月何町年寄何屋誰印總年寄宛。但し町々へ罷越し次第早々可ㇾ被ㇾ申出ㇾ候事。

右之通り被ㇾ仰出ㇾ候間、其借家限り、篤と御取調べ被ㇾ成有ㇾ之候分は書付、早々可ㇾ申出ㇾ樣可ㇾ被ㇾ成候。已上。

酉二月　　年寄

火の番出精すべき由の御達

類燒人へ爲ㇾ御救ㇾ鳥目被ㇾ下候間、其段類燒町々へ通達可ㇾ有ㇾ之候。類燒の町々混雜中に付、各町ゟ可ㇾ爲ㇾ相達ㇾ候。尤鳥目高の儀は追つて可ㇾ相達ㇾ候。一町々々火の元番人の儀、大火後の儀に付き尙更心を用ひ、類燒町々の分も番人無ㇾ怠可ㇾ被ㇾ申付ㇾ候。番人居處も及ㇾ類燒ㇾ候儀に付、此間ゟ各町々へ掛り申付け、右番人居處出來候に付、類燒町々へ引渡し、番の儀は其町々の內ゟ申合せ罷出、無ㇾ怠致候樣可ㇾ被ㇾ申達ㇾ候。但番人居處の內合組立掛り、町ゟ相渡候分は運賃入用を以て被ㇾ下候。右之趣類燒

類燒貧困人救助手當受取方の御達

の外町々へも爲₂心得₁可ᴸ被₂申聞₁事。

類燒難澁人へ御救被ᴸ下候に付、道頓堀芝居へ罷越候者、掛り町印形の手印無ᴸ之分は、其町々年寄又は家主町名にても、調印の書付又は相添可₂差越₁候。右類燒の町々へ可ᴸ被ᴸ達候。已上。　前書の儀總御年寄中ゟ、町々御呼出の上御達可ᴸ有ᴸ之處、此節柄にて御用繁に付、掛り町ゟ急に可₂相達₁旨被₂仰付₁候に付、此段御達申上候。町々不ᴸ洩樣御申聞可ᴸ被ᴸ成候。以上。

二月廿三日　　　類燒御救掛り町

天滿神輿還御の觸

今度出火に付天滿御宮御神輿、生玉北向八幡社へ御立退き有ᴸ之候處、明後五日曉丑の上刻還御有ᴸ之候。依ᴸ之火の元の儀天滿鄕の內堀川ゟ東へは爲₂觸知₁、其餘は右に付火の元別て入ᴸ念候樣、右の通り三鄕町中へ可₂觸知₁者也。

酉三月四日被₂仰渡₁

伊賀
山城
北組
總年寄

今度松平周防守元領分、石州濱田松原浦に罷在候無宿八右衛門、竹島へ渡海致候一件吟味の上、右八右衛門其外夫々嚴科に被ㇾ行候。右島往來は伯州米子の者共渡海、魚漁等致候得共、元祿の度朝鮮國へ御渡に相成候以來、渡海停止被ㇾ仰出ㇾ候場所に有ㇾ之、都て異國渡海の儀は重き御制禁に候條、向後右島の儀も同樣相心得渡海致すまじく候。勿論國々の廻船等海上に於て、異國船に不ㇾ出會ㇾ樣乘筋等心掛可ㇾ申旨、先年も相觸候通り彌ミ相守り、以來は可ㇾ成たけ遠く沖乘不ㇾ致樣乘廻り可ㇾ申候。右之趣御料は御代官、私領は領主・地頭ゟ浦方村町共不ㇾ洩樣可ㇾ觸知ㇾ候。尤も觸書の趣板札に認ㇾ高札に場所に懸置可ㇾ申者也。二月右の通り從ㇾ江戶ㇾ被ㇾ仰下ㇾ候條、此旨三郷町中可ㇾ觸知ㇾ候もの也。

酉三月

伊賀
山城

北組
總年寄

去月十九日大火及ㇾ類燒ㇾ可ㇾ手寄ㇾ方無ㇾ之、難澁人不ㇾ取敢ㇾ道頓堀芝居に於て御救被

御救小屋に付ての御觸

下候處、今度天滿橋南詰東・同北詰・天王寺御藏跡三ヶ所へ御救小屋御取立、右芝居に被差置候者、今四日ゟ追々右御小屋へ爲引渡候間、其段可被相心得候。一、右御小屋へ施行の品等差出度き志有之向は、前以て御小屋へ罷越し、掛り町へ引合せ候上可被差出候。難澁人は不拘其郷打込にて差置候得共、御小屋の儀御取扱郷の出分候間、其段可被相心得候。天滿橋南詰東・元堺町浪垂形御小屋、右北組取扱。天王寺御藏跡御小屋南組取扱、天滿橋北詰御小屋右天滿組取扱。一、類燒町竝掛町相除殘の分、町々の內毎夜三町も町代竝人足貳人も相詰可申候。右の通り可被相心得候。

酉三月　御救掛り總年寄

御救小屋居住者を厭ふべからざる御達

御救小屋に御差置在之候類燒の難澁人共、御小屋ゟ銘々の家業罷出住宅の心掛可致旨申聞置き候に付、借家借受けに罷越す者、卽御救小屋に罷在候者迚、相厭候譯は無之、難澁御救の御趣意を存じ、外に善き身の筋も無之家借の儀、致應對可遣候。且又奉公人出替の時節に候間、御救小屋に罷在候者共の內、奉公相望候はゞ、御救小

家に居候者召抱へ候を如何に存候譯無レ之候間、元居町御引合せ、是又無二差構一勝手に召抱へ、聊難澁人有付き候様に有レ之度候間、末々迄可二申達一候。以上。

酉三月五日

掛り 總年寄

口達

米價追々高直に付、難澁の者不レ少趣に付、猶又現米貳千石御救として、此度被二下置一候に付、難澁の者取調べ、早々最寄總年寄共へ可二申出一候。此上にも追々御救御手當も有レ之候間、安堵に渡世致し、心得違無レ之様篤と可二申諭一候。右の趣、三郷町中不レ洩様可二申聞一候事。

三月

御救米の御觸

米相場昨今引上り候に付て、先づ搗米小賣屋共以前に買置候米迄も、元付直段に不レ拘、俄に店賣直段引上、或は戸ざしメ賣致し候者も有レ之趣相聞、以の外不埒の至に候。追々見廻し者差出候に付、此上にも右體の族有レ之者召捕可レ令二吟味一條、心得違無レ之様正路の商ひ可レ致候。右之趣三郷町々搗米屋共へ不レ洩様早々可二申聞一候事。

搗米屋への御觸

押借人取締

三　月

口　達

搗米小賣屋共儀、不正の商ひ致間敷き儀、去る六日口達を以て爲二觸知一候に付、店賣滯の儀は有レ之間敷き處、知る人に無レ之者には容易に店賣不レ致者も有レ之やに相聞、身貧の者共凌ぎ方差支の由相聞、以の外の事に候。縱令知る人に無レ之にも纔宛の米買罷越候者へは、尙更不二差滯一樣度每に正路に賣渡可レ遣候。右の趣三郷市中搗米屋共へ不レ洩樣早々可二申聞一事。

酉三月

右之通被二仰出一候間、念入可二相觸一者也。

三月八日未上刻　北組　總年寄

口　達

市中搗米屋共方にて米押借致し候者も有レ之、致二迷惑一候由相聞き、以の外の事に候。右體の者候はゞ口上にて、早々奉行所へ可二申出一は勿論に候得共、手遠の場所も有

大鹽滅亡の御達

レ之候に付、左の町々會所に組の者、晝夜共爲レ詰候間、米押借に不レ限、ねだりがましく申し、渡世妨候者有レ之候はゞ、早々最寄詰人會所へ口上にて可二申出一早速組の者爲二馳付一可レ申候旨、搗米屋は勿論諸商賣の者共致二安心一渡世可レ致候。南堀江三丁目會所・上難波町會所・阿波町會所・堂島船大工町會所・雜喉場町會所・南瓦屋町會所、右之通り三郷町中不レ洩樣可レ申候事。

酉三月

右之通り被二仰出一候間、町々入レ念可二相觸一候。以上

三月十五日未上刻　　北組 總年寄

口達

去る十九日市中放火亂妨に及び候、大鹽平八郎竝同人悴格之助儀、油掛町美吉屋五郎兵衛方に忍居候風聞有レ之候。召捕の者差向候處、兩人共自殺致し相果て、其外徒黨の者共追々召捕又は自殺等致候間、其段令二承知一無二掛念一普請等もいたし、諸商人ども無二危踏一商賣可レ致候。

三月廿七日

當二月十九日不レ容易企に及び、大坂市中所々へ放火・亂妨に及び候、元大坂町奉行組與力大鹽平八郎へ致二荷擔一候當表玉造口御城番組與力大井傳次兵衞久離悴岩太郎事、大井庄三郎竝に當町奉行組同心河合善太夫悴にて、先達て致二出奔一候河井郷左衞門人相書。

一揆の人相書

岩太郎事
大井庄三郎、年齡廿五六歲計、顏細長く色赤黑き方、眉毛濃き方、耳常體、脊高く瘦候方、言舌靜なる方、其節著用不二相分一。

河合郷右衞門、年齡四十歲計、顏色白き方、鼻の上疱瘡の跡有レ之、眉毛常體、眼常體玉少々赤き方、鼻常體、右耳たぶ少々色變有レ之、月代薄く髮赤方、言舌常體、其節著用不二相分一。

右の者共有レ之に於ては其處に留置き、早々大坂町奉行所へ可二申出一、若し見聞候共、其段も早々可二申出一候。隱置き脇より相知候はヾ可レ爲二曲事一候。

酉三月　　右は在々へ御觸也

三月廿九日、御老中大久保加賀守殿卒去の由町觸有り。

御代替の觸

當月二日、上樣・大御所樣・大御臺樣・御臺樣被レ遊二御移徙一、御作法萬端首尾無レ殘所一相濟候段、從二江戸一被二仰下一候條、恐悅之御事に候。此旨三郷町中へ可二觸知一候。

酉四月十一日　山城

伊賀

北組總年寄へ

帳切出金の定式

當二月十九日の大火にて、致二類燒一候町々家屋敷の內、家賃にて差入有レ之分、普請は勿論銀子返濟も難二相成一、無レ據銀主へ燒地面相渡し候者有レ之候ても、其燒地面にて受取候儀損銀相立ち候上、帳切入用も相掛り致二難澁一、對談不二相調一に付いては、公役・町役銀等に差支候趣相聞候。全家質に差入無レ之、燒地面にて致二賣買一候分も其見込にて、買受け候儀に候得共、家質中建家致二燒失一候に付、相對の上燒地面にて受取候分、通例質流の入用相掛け候ては、質取主共乞二難澁一候事に付、帳切出銀は定式の二十、歩一銀計り爲二差出一、町々役人共受納仕來候祝儀等之入用銀も、右歩一銀の內にて致二差略一、家質取主よりは歩一銀の外爲レ致二出銀一間敷候。右之趣三郷町中不レ洩樣可二

觸知ニ者也。

酉四月十一日　伊賀
山城
北組
總年寄へ

口　達

行倒人の保護

町中往還・軒下・橋の上等に非人體の者、病氣又は勞れ居候は〻〔行カ〕行倒居候はゞ、見附け次第早速其町內ゟ心を添遣り、持場の長吏共へ可ニ引渡一候。若し及ニ見分一捨置候儀相聞え候はゞ、急度可レ令ニ沙汰一候。右の趣三鄕町中不レ洩樣可ニ申聞置一候事。

酉四月十一日

行倒居り候者長吏へ引渡候節、其町內ゟ斷り出候に不レ及候。長吏ゟ御斷申上候趣、被ニ仰渡一置候通り、都て御觸書の寫町々會所表に張置候得共、此御口達書の儀は、思召も有レ之候に付、右張紙は不レ致、町々限に相心得、等閑の儀無レ之樣可ニ申含一旨、御演舌有レ之候事。

北組
總年寄

當月五日・六日・七日、於江戸表御代替の御禮無殘る所相濟候段、被仰下候條、恐悅の御事に候。此旨三郷町中へ可觸知者也。

酉四月十四日　伊賀
　　　　　　　山城
北組
總年寄へ

土井大炊頭殿御事、六七日の支度にて參府有之候樣、從江戸被仰下候條、此旨三郷町中可觸知ものなり。

酉四月十六日　伊賀
　　　　　　　山城
北組
總年寄へ

爲參府土井大炊頭殿、廿三日當表御出立の由に候。右之通被仰出候間、町々入念可被相觸候。

四月十九日

米價高直に付き間銀御下げ、直安に米屋ゟ難澁の者へ、五合以下の白米賣渡し相成る御趣意難有存じ、御仕法に加り申度き段、飾屋六兵衞・播磨屋仁兵衞・大根屋小十

郎・大根屋小兵衛・伊賀屋半兵衛・茶屋佶右衛門・神崎屋源助・平野屋四郎五郎ゟ申立候に付、問銀の石高名前先達て相記し、町々へ申聞置候後、尚又追々申立置候。仕法に加り候石高名前、

一、四十石間銀　糖仲買仲間

一、讃岐米三十俵（賣拂代を以て間銀に相成候）　高松藏屋敷名代

一、三百廿石間銀　梶木町々中

一、百五十石間銀　土佐堀一丁目

一、十四石間銀　（京町堀一丁目）備前屋德兵衛

一、二百石間銀　（靭干鰯屋年行司）北國屋九郎兵衛

三笠屋源兵衛・稻葉屋佶兵衛・和泉屋清兵衛・平野屋甚六・平野屋與兵衛・神崎屋利助・久々知屋源兵衛・天滿屋七郎兵衛・神崎屋仁兵衛、

一、五十石間銀　肥後島町々中

一、六十七石間銀　（伏見兩替町三丁目）小橋屋仁右衛門

一、四十四石餘間銀　（漆村西の町）肥前屋平三郎・毛馬屋茂三郎（代判保兵衛）・播磨屋清兵衛（肥前屋平三郎借家）・播磨屋平二郎・河内屋清助・一文字屋龜之助・廣谷屋藤七・檜波屋清七・加賀屋嘉橋・荒物屋嘉兵衛

一、筑前米三十俵（賣拂代銀を以て間銀に相成申候）　筑前屋敷名代

一、十石間銀　（淨覺町）河内屋新三郎外七人

一、百四十三石餘間銀　（高麗町）吉野五運

一、二十八石餘間銀　北久寶寺町筋五丁・傳馬町・源左衛門町

一、百四十三石餘間銀　鐵問屋仲間 木津屋周藏外四人

一、百三十三石餘間銀　材木大問屋仲間總代 富田屋町 組頭　平野屋清左衛門

以上。

大鹽亂に付勤功の褒美

小倉町池田屋六兵衛借家 中村屋熊治郎

同家　德兵衛

其方儀、當二月十九日大鹽平八郎儀徒黨を催し、市中所々放火及亂妨候節、場所に於て中島元之進手に附き、荷擔人の內、安田圖書を召連候節、加勢出精相働め候段奇特之儀に付、爲褒美鳥目十貫文差遣候。

酉四月

炭屋町北村屋勘兵衛 下人　清助

南谷町 大和屋　周藏

其方共の內清助儀、當二月放火亂妨の砌主人へ斷り、親類共の方へ見舞に能越候節、

迷兒救助人へ褒賞

途中天滿五丁目火近の場所に小兒兩人叫居り、外に居合せ候者も無之に付、不便に存じ兩人共脊に負ひ連歸り、周藏取計にて女を雇ひ介抱致し、尙申合せ親元を尋出し、小兒共を無難に手渡遣候段、一同奇特に付、爲褒美清助に鳥目五貫文、周藏へ同三貫文取らせ遣候。右之通り申渡候條、所之者共可致承知候。

酉四月

○がさつヘ立振舞ノ粗暴ナルコト

米價高直にて下賤の者令難澁に付、凌ぎ方爲御救先達てゟ日用飯米、直安にて搗米屋共へ賣渡し方爲取扱候處、買手の者共多人數の内にて、がさつの振舞有之、搗米屋共店商ひ差支へ迷惑致し候由相聞き、以ての外の事に候。凌ぎ方御救の御趣意難有相辨へ、神妙に買受け可申事に候。猶又此度麥直安にて、搗米屋幷に雜穀屋共より爲賣渡候間、右體不埒の買方致す間敷く候。若し此上にもがさつの者有之候はゞ召捕り、急度可申付條心得違無之樣、三鄕町々借家人共へ不洩樣可申聞事。

酉六月十四日

北組
總年寄

此度安治川口山於二上手一、廻船爲二便利一新規船溜り御掘せ、右取除け候土砂年柄の儀に付、市中難澁人親類・身寄無レ之取續き兼ね、身をも可二仕舞一程の老若・男女に不レ限、朝・晝・夕三度粥を被二下置一、口の上にても凌ぎ方に相成難レ有可レ存候者、早々町々可二申立一候。尤力に應じ爲レ運可レ被レ遣、且暑氣の砌にて日々早朝ゟ取掛り、九つ時限り仕舞、粥三度迄被レ下候事。右御救堀の儀、此間中掛り町ゟ爲二相達一土砂持運可二罷出一人數、町限追々書出候へ共、猶又前書の御趣意委敷く申聞候間、尙篤と取調べ一町限年寄印形にて、有無書付け、明十八日總會所町代持參可レ致事。

但此間書付差出候得共、前書御趣意振り候間、右書付引替可レ申候事。

酉六月十六日　北組總年寄

覺

一、金七百五十兩（此錢五千貫百十貫文）　加島屋久右衞門

一、錢百五十貫文　加島屋重郎兵衞

一、同百貫文　加島屋安兵衞

一、同三百貫文　島屋市兵衞

一、同七十貫文　島屋市五郎

一、同五十貫文　山下八郎右衞門外二人

一、同百五十貫文　大川町々中
一、同千百五十貫文　住友甚兵衛
一、同五百貫文　島屋安兵衛
一、同三百貫文　鴻池新十郎
一、同三百五十貫文　近江屋久右衛門
一、同三百貫文　千草屋宗五郎
一、同八十貫文　天王寺屋伊太郎
一、同六十貫文　白木屋新之助
一、同三百貫文　鴻池屋市兵衛
一、同百五十貫文　竹川屋彦太郎
一、同四十貫文　加島屋治郎三郎
一、同三十貫文　加島屋熊七
一、同三十貫文　豊島屋孫兵衛

一、同五千貫文　加島屋作兵衛
一、同五百貫文　近江屋半右衛門
一、同五百貫文　三井八郎右衛門
一、同百五十貫文　鴻池榮次郎
一、同二百貫文　梶木町町中
一、同二百貫文　升屋平五郎
一、同六十貫文　播磨屋九郎兵衛
一、同三百貫文　加島屋作治郎
一、同二百五十貫文　鴻池屋伊兵衛
一、同三百貫文　平野屋仁兵衛
一、同三十貫文　紀國屋與三兵衛
一、同三十貫文　前原屋庄右衛門
一、同二十貫文　佐渡屋孫兵衛

一、同五貫文　中屋藤兵衛
一、同二十貫文　佐渡屋幸助
一、同三百貫文　鴻池屋伊助
一、同三百貫文　傳法屋五右衛門
一、同二百貫文　加賀屋林兵衛
一、同二百貫文　米屋伊太郎
一、同八十貫文　萬屋伊太郎
一、同四十貫文　吹田屋立三郎
一、同十貫文　北國屋八兵衛
一、同百五十貫文　船町町中
一、同百貫文　助松屋忠兵衛
一、同五十貫文　平野町貳丁目町中
一、同七十貫文　和泉屋九郎右衛門

一、同五貫文　池田屋義兵衛
一、同五十三貫文　萬屋善四郎
一、同百貫文　平野屋孫兵衛
一、同三百貫文　平野屋五兵衛
一、同百貫文　尼ヶ崎町町中
一、同百五十貫文　天滿屋市郎右衛門
一、同七十貫文　萬屋仁兵衛
一、同三十貫文　八尾屋久兵衛
一、同百五十貫文　山家屋權兵衛
一、同百五十貫文　加島屋作五郎
一、同三十貫文　加島屋幸七
一、同百五十貫文　米屋嘉兵衛
一、同百五十貫文　明石屋庄右衛門・道後屋金藏　大和屋德兵衛・尼崎屋太七

一、同百二十貫文　平野屋安兵衛・鴻池屋專助　鴻池屋榮助・鴻池屋作兵衛
一、同八十貫文　廣島屋甚兵衛・谷松屋彌七　加島屋仙太郎・佐渡屋伊兵衛
一、同七十貫文　加賀屋喜助
一、同百貫文　鹽屋經三郎
一、同百貫文　天王寺屋忠次郎
一、同十貫文　加島屋藤十郎
一、同百貫文　天王寺屋彌七
一、同五十貫文　辰巳屋省兵衛
一、同八十貫文　加島屋新左衛門
一、同百貫文　加島屋覺兵衛
一、同五十貫文　佐渡屋市兵衛
一、同二十貫文　節屋庄右衛門
一、同五貫文　山田屋彌兵衛

一、同七十貫文　加島屋作右衛門　道具屋勝兵衛
一、同百十貫文　鹽屋庄二郎　外八人
一、同百貫文　河内屋武兵衛　外十九人
一、同三十貫文　尼崎屋勘兵衛
一、同二十貫文　佐渡屋嘉兵衛
一、同百貫文　上中の島町々中
一、同百貫文　加島屋市郎兵衛
一、同百貫文　大庭屋治郎右衛門
一、同五十貫文　中島屋仁兵衛
一、同廿五貫文　節屋庄兵衛
一、同十貫文　泉屋伊太郎
一、同五貫文　同人取次

一、同五貫文　鴻池屋久兵衛
一、同五貫文　柳屋清兵衛
一、金二兩一步　右同斷七人
一、同百貫文　肥後屋丈右衛門
一、同十貫文　紀國屋彌右衛門
一、同百貫文　小西德三郎
一、同七十貫文　油屋善兵衛
一、同八十五貫文　大和屋五兵衛・錢屋喜助・山城屋甚左衛門・中村屋與兵衛・錢屋四郎兵衛・布屋四郎兵衛
一、同二十貫文　布屋次兵衛・同卯之松・(越後屋庄右衛門借家)錢屋幸助・山城屋六左衛門・山城屋喜知兵衛・布屋清兵衛・八幡屋利兵衛
一、同六十貫文　刀屋善右衛門・小西屋庄右衛門・錢屋彌助・百足屋八兵衛・泉屋周藏・井上屋周左衛門・熊野屋利助・田邊屋仁兵衛
一、同三十貫文　錢屋喜助　越後屋源兵衛
一、同十三貫文　堺屋もん
一、錢四十五貫文　山城屋伊兵衛・田島屋太郎兵衛・布屋庄兵衛

一、同五貫文　松屋伊兵衛
一、同十五貫文　町人の内五人
一、錢二十貫文　天滿屋善助
一、同百貫文　綿屋清八
一、同十貫文　丹波屋久兵衛
一、同五十貫文　淡路屋權四郎
一、同七十貫文　油屋治兵衛
一、同二十貫文　布屋彌兵衛　小倉屋利助
一、同一貫文　綿屋市次郎　布屋卯之松
一、金五百匹　若林與左衛門
一、同十貫文　錢屋素因　近江屋牛兵衛

一、同七貫文　中川屋半二郎・紅粉屋彦三郎・京屋多助・布屋甚助・船橋屋佐助・京屋多右衛門・泉屋半兵衛　一、同六貫文　船橋屋武助・和泉屋宗兵衛

一、金五百匹　若林眞左衛門　一、錢七十貫文　炭屋善五郎

一、同五十貫文　廣屋德左衛門　一、同五十貫文　錢屋忠兵衛

一、同五十貫文　同人忰馬太郎　一、同五十貫文　鍵屋半兵衛

一、同五十貫文　鍵屋卯兵衛　一、同三十貫文　町人の内　一人

一、同二十貫文　年寄町人中　一、同十貫文　川崎屋宗兵衛

一、同十貫文　他町持町人の内一人　一、金一兩　町人の内一人　廣屋山右衛門

一、錢十貫文　油屋忠兵衛　一、同五十四貫文　寺屋佐兵衛　外十九人

一、同五十貫文　三井元之助　一、同五十貫文　虎屋七兵衛

一、同三十貫文　油屋彦三郎　一、同五十貫文　木津屋治郎兵衛

一、同五十貫文　布屋長兵衛　一、同三十貫文　鹽屋卯兵衛

一、同二十貫文　加島屋三郎兵衛　一、同二十貫文　備前屋德兵衛

一、同十五貫文　板屋卯兵衛　一、同十貫文　炭屋治兵衛

一、同十五貫文　町人の内一人
一、同十貫文　河内屋庄兵衛 天川屋庄兵衛
一、同三十貫文　大豆葉町町中
一、錢百貫文　橘屋喜助
一、同五十貫文　三田屋新三郎
一、同三貫文　河内屋源右衛門
一、金一兩　越後屋小兵衛
一、同十貫文　萬屋半兵衛
一、同五貫文　丸屋橘兵衛
一、同十五貫文　綿屋半助
一、同十貫文　明石屋由兵衛
一、同二十貫文　田中屋利兵衛
吉屋町・材木屋町・内久寶寺町・追手町・尾張坂町・南瓦屋町・南谷町

一、同十貫文　炭屋清藏
一、同十貫文　阿波屋利兵衛
一、金百匹　近江屋作兵衛
一、同五十貫文　唐物町三丁目 下半安兵衛 外八人
一、同十五貫文　柏屋六右衛門・吹田屋喜右衛門・若狹屋與兵衛
一、金二兩　墨屋義助 墨屋金太郎
一、錢五十貫文　菊屋長兵衛
一、同四十貫文　菱屋藤五郎
一、同十貫文　山城屋嘉助
一、同十貫文　丸屋太兵衛
一、同七十貫文　梅屋忠兵衛
一、同二十貫文 二貫文宛一町より　松屋町裏町・丹波屋町・具足屋町・住
一、同四貫文　内安土寺町 松山町・松屋町裏町

一、同二百貫文　平野屋宗兵衛
一、同三百貫文　吉野五運
一、同三百貫文　錢屋佐兵衛
一、同百貫文　松屋伊兵衛
一、同五十貫文　錺屋六兵衛
一、同二貫文　燒酎屋九兵衛
一、同百貫文　近江屋權兵衛
一、同二百貫文　小橋屋利兵衛
一、同二百五十貫文　鴻池屋庄兵衛
一、同二百五十貫文　泉屋甚二郎
一、同百貫文　鑓屋仁兵衛・播磨屋佐兵衛・海部屋善兵衛・茨木屋喜兵衛

一、同五百貫文　雑喉屋三郎兵衛
一、同十五貫文　浮田桂三
一、同百貫文　升屋傳兵衛
一、同百貫文　錢屋長左衛門
一、同三十貫文　南久寶寺町三丁目町中
一、同三百貫文　松屋清兵衛
一、同七十貫文　伊丹屋四郎兵衛
一、同五十貫文　伊勢屋次兵衛・阿波屋李兵衛・同義兵衛
一、同二百五十貫文　炭屋彦五郎
一、同六百貫文　辰巳屋彌七
一、同十五貫文　田中屋新右衛門・布屋武助・河内屋長兵衛

米價高直打續候に付、施行致し候旨書面之通り追々申立候に付、此度相調べ候極難

溢の者、名前人へ一貫文、家内の者一人に二百文、借家名前不ㇾ出難澁の者、家内人數に不ㇾ拘五百文づつ伺の上割渡し遣候。尤米價格別高直の時節に付、借家人の內身薄の者、割渡遣候得共、極難澁人へ成丈厚く相成候樣の譯を以て割渡候間、此度の施行不ㇾ受者心得違無ㇾ之樣致すべく候。極難澁人格別の施行受候迚、徒の費致間敷く候。且は極難澁人に相定候樣相心得、家賃等爲ㇾ相滯ㇾ候ては不ㇾ宜候間、右之趣町內ゟも篤と可ㇾ被ㇾ申聞ㇾ候。

酉六月　　　　　　　　　　　　　　　　掛り　總年寄

米商に直段付差札出すべき御達

去秋已來米價高直に引上候に付ては、搗米屋共の內、店先へ差出候小賣米直段付の差札不ㇾ差出ㇾ候に付、同九月中、仕來(しきたり)の通正路の直段付を以て、代銀の差札差出候樣、再び御觸渡有ㇾ之候處、其後猶又追々米價引上候故哉、此節に至り、直段付不ㇾ差出ㇾ致ㇾ商ひㇾ候米屋共も有ㇾ之趣に相聞候間、銘々元付直段の見積も可ㇾ有ㇾ之儀に付、直段の高下に不ㇾ拘致ㇾ店賣ㇾ候小賣米は、何れも最前御觸の趣相守、直段付差出商ひ可ㇾ致旨、心得を以て不ㇾ洩樣三鄕搗米屋共へ申聞け置候樣可ㇾ致旨、被ㇾ仰出ㇾ候間、右の趣早々

夫々へ可被申聞置候事。

七月二日

北組
總年寄

去る九日、脇坂中務大輔殿御事、御懇の以上意、御本丸にて被成御勤候樣被仰付、同日堀田備中守殿御事、御懇の以上意御連判の列被仰付、大納言樣被爲附候段、從江戸被仰下候條、此旨三鄕町中可觸知者也。

酉七月十九日　伊賀
山城

北組
總年寄へ

小兒救助の人褒賞

天滿濃人町
升屋十兵衞
淡路町一丁目
日野屋政七

其方共儀、當二月十九日放火亂妨の砌、政七義兵衞方へ見舞に罷越候處、十兵衞宅へも火移り候に付、兩人共逃出候途中、高島町邊に小兒一人叫び居り、外に居合せ候者も無之に付不便に存じ、兩人申合せ、右小兒を政七脊に負ひ逃延び介抱致し、親元を尋出し父釘屋茂兵衞へ無難に渡遣候段、一同奇特に付舉置き、鳥目三貫文宛

取らせ遣候。

當二月火災及二類燒一候者、夫々御小屋にて夫食被レ下、今以て御差置有レ之、御小屋ゟ鳥目をも被レ下候。右等追々手當致し置き、住宅に有付候心掛可レ致、右鳥目等猥に遣ひ捨候儀は無レ之筈にて、日々の食物は被レ下候粥にて足り候事に候。右被レ下錢等にて溜候鳥目等も有レ之候を、御救被レ下候に付、今日の暮し方無二心配一有錢遣捨候儀は、甚以て不束の次第にて、類燒に遇不レ申米高直にて及二難澁一候者見競候へば、却て心易く相暮し候筋に付、何迄も此儘御救を蒙り働に出で、又は是迄手馴候業體致し、追々家を借罷出候者不レ少候處、米直段高直にて御小屋罷出候ては、今日の暮し方無二覺束一、今暫の有樣を見合せ働不レ致二出精一居候者、又は思はしき借宅等無レ之、心掛居候者も有レ之由に候處、中にて何の心得もなく日月を送り、一身の勘辨も不レ致者有レ之哉に相見え候。此節猶又牢屋敷砂運び罷出候者へは、請候錢無用の費遣ひ、又は御救にて致二安心一、只朝夕仕事もなく更に家を借り候心得も不レ致、徒に御小屋に罷在候者等は、無下に心なく不埒の事に候間、よく〱銘々の身の上を度量し、御救の難

有御趣意を奉存、女子供迄も爲相心得可申候。米價の儀に付いては諸民のため格別の御世話有之儀不申聞共、兼ねて存候事に候可有之候。其上豐熟にて益後直段別して引下り候間、家をかり引移る手當専に可致候。於家業致出精、此度御救被下候詮後迄も相立、御趣意相叶候樣厚く相心掛可申候。右の辨無之教諭をも不相用者は、人たる道を失候間、急度相心得可申事。

右書面の趣、元町々年寄御救小家へ罷出づる銘々へ篤と可被申諭候。

酉七月十九日

古金銀引換に付御達

古金銀引替へ方并引替所の儀、當酉十月迄是迄の通り被差置候段、去る申十月中相觸候處、追々引替へ相濟候得共、未だ殘の分も不少儀有之、勿論右引替へ方に付ては諸雜費等可相掛譯を以て、是迄古金并眞字二歩判引替へ差出候者、引替所迄道法（みちのり）相隔候分は、金百兩に付一里銀五分宛の割合を以て、諸入用被下候處、向後は道法の遠近に不拘、古金百兩に付十兩宛爲御手當被下候間、古金所持の者は聊も不貯置、當十月を限り引替へ可申候。若其上にも貯置候者於有之者、嚴しき可及

沙汰候條、其段兼ねて相心得候樣、御料は御代官、私領は地頭ゟ急度可被申付候。

右の趣可被相觸候。

右之通從江戶被仰下候條、此旨三鄕町中可觸者也。

酉七月　　　　　　　　　北組 總年寄

伊賀

山城

新規吹立の小判に付御達

世上通用金慶長以來、度々異同有之儀は勿論の事に候間、兼ねて悉く最上の位に吹改の御趣意も有之候得共、不容易儀に付、此度慶長金位の通り、新規判金吹立、一枚に付金五兩通用の積被仰出候間、銀錢共兩替小判一歩・二朱判金同樣の割合に相心得、無滯通用可致事。

一、右五兩判吹立幷小判一歩金共、位を進上げ吹立被仰付候。右に付いては金子の員數ども相減じ候間、世上融通金相增候ため、小判一歩共一兩に付五分目方を減じ、吹替へ被仰付候條、兩替是迄の通り相心得、無滯可致通用、尤引替日限の儀は追つて可及沙汰候。

一、二朱金通用方の儀は是迄の通り相心得、且二步判の儀も一朱金同樣、追つて通用停止可ㇾ被ㇾ仰出ㇾ候間、兼ねて其旨可ㇾ相心得ㇾ候。右の趣國々へ可ㇾ觸知ㇾ者也。

右の趣從ㇾ江戶ㇾ被ㇾ仰下ㇾ候條、此旨三鄉町中可ㇾ觸知ㇾ者也。

七月廿九日　伊賀

山城

間部下總守大坂城代拜命

去月廿日、間部下總守殿大坂御城代被ㇾ仰付ㇾ候間、從ㇾ江戶ㇾ被ㇾ仰下ㇾ候條、此旨三鄉町中へ可ㇾ觸知ㇾ者也。

酉八月朔日

米買出出張の禁制

口　達

當年作方の儀潤氣宜敷く、米穀其外共豐熟、早稻の分は最早近國ゟ賣出候時節にも至り、物澤山に相成候儀、旁〻追々米價引下り可ㇾ申儀に有ㇾ之候。然る處市中ゟ近國在々へ買出に罷越候者も有ㇾ之、百姓方にも其氣に乘じ賣惜み候處ゟ、直段糶上買取候樣に相聞候。さ候ては時節柄を不ㇾ辨仕方、以ての外の事に候。其筋の商賣にも

勸進能延期の御達

無レ之者は猶更の儀、近國在々へ買出罷越し申間敷く候。其内諸家廻米新穀入津も可レ及二繁多一候條、入用米は土地の商人ゟ可二買受一候。商人共も右の趣相心得、成丈下直に賣渡可レ申候。若し不埒の掛引致し候はゞ、急度可レ及二沙汰一候。此旨三郷町中不レ洩樣可二申聞一候事。

酉八月三日

口　達

御役者當表へ罷越し勸進能興行の儀、近年隔年相成り、來戌年興行順年に候處、去秋已來米價高直の上當二月異變の節、町々多分類燒致し、其後は別けて米直段引上り、一同取續ぎ方難澁の趣相聞候間、勸進能興行年延の儀其筋へ及二掛合一候處、來る戌年は差延べ、來る亥年ゟ隔年興行候樣可二相心得一旨、江戶表ゟ被二仰渡一候樣申越候間、此段承知〔致し脫カ〕町々へ可レ被二申達一候。

酉九月二日

北組　總年寄

當月二日公方樣將軍宣下の上、左大臣御轉任。大納言樣右大將御兼任の宣旨御頂

藏の御作法無ㇾ殘處ㇾ相濟候旨、從ㇾ江戶ㇾ被ㇾ仰下ㇾ候條、恐悅可ㇾ奉ㇾ存候。此旨三鄕町中可ㇾ觸知ㇾ者也。大納言樣當月二日より右大將樣と奉ㇾ稱候旨、三鄕町中可ㇾ觸知ㇾ者也。

酉九月十一日　伊賀
山城
北組　總年寄

火消年番年寄引受證文

今六つ半時三鄕火消年番町々年寄、東御番所へ被ㇾ召出ㇾ於ㇾ御前ㇾ左之通被ㇾ仰渡ㇾ候。

被ㇾ仰渡ㇾ御受證文之事

三鄕火消年番年寄

去る中年稀なる異作にて米穀拂底、追々高直の折柄、當二月亂妨人共市中及ㇾ放火ㇾ、臨時町役銀も多く可ㇾ有ㇾ之上にも、臨時入用不ㇾ少、其上當夏は旱續き川々渴水、所々浚方に多く御入用有ㇾ之なれ共、米穀未曾有高直、方々一統當惑たるべき間、助成として町中ゟ差出候川浚冥加金の內、當五月前金三千三百十七兩上納御免の儀、先達て江戶表へ申上置候處、格別の譯を以て此度限り御免可ㇾ被ㇾ成下ㇾ旨、今般被ㇾ仰下ㇾ候間、右五月分上納金御下げ戾遣す。此旨難ㇾ有可ㇾ奉ㇾ存候。右之趣三鄕町中早々可ㇾ被ㇾ通達ㇾ候。右之通り被ㇾ仰渡ㇾ、難ㇾ有奉ㇾ畏候。仍而御受證文如ㇾ件。

天保八酉年九月十三日

當年は諸國豐熟の趣に候得共、近年違作打續候上の儀に付、追つて及二沙汰一候迄は、去る申七月中相觸候通、彌〻酒三分一造りの積り、尤も以前屆高の內、去る巳年以前迄勝手を以て減石致し造來候者は、右造高三步一の積り、勿論場所に寄三分一造の內減じ可二申付一、又は酒造皆差止め申付候共、勝手次第の事に付、右等の趣心得違無レ之樣、酒造人共嚴重に申渡し、去る巳年已前迄造來る減石の高共書付に致し、御領は其處の奉行、御代官御預け所役人、私領は領主地頭ゟ御勘定所へ早々可二差出一候事。

但し寺社領分は寺社奉行、支配の分は其頭々にて取集可二差出一候事。

一、諸國ゟ江戶表其外諸方へ積廻候酒の儀、是迄の樽數凡三分一の積り相心得、餘分の荷物積送り申間敷き旨、去る申年十一月中相觸候處、此度は元高嚴重に相改候間、樽數の儀は分けて不レ及二沙汰一候。此旨酒造人共へ可レ被二申渡一候。尤當年の儀も去る申年の通り不時改の者差遣候儀も可レ有レ之、若其節過造・隱造等有レ之候はゞ、當人は處二嚴科一其所の役人迄急度可二申付一事。右の趣得二其意一、取締の儀銘々嚴重に可

被申付候。若し等閑の取計ひも於有之は可爲越度候。右之通り被相觸候。

右之通從江戶被仰下候條、此旨三鄉町中不洩樣可觸知者也。

九月廿二日　伊賀
山城　北組總年寄

當月十三日・十六日・十八日、將軍宣下・御轉任・御兼任、御祝儀・諸御禮首尾能く無殘處相濟候段、從江戶被仰下候條、恐悅可奉存候。此旨三鄉町中へ可相觸候。

九月廿七日

口達

酒造人へ御達

此度觸渡し候通り、當酉年の儀も引續き、去る巳年以前迄造來る酒造米高の三分二相減じ、三分一造立候酒米の儀、米仲買米屋共より買入候砌、賣主共名前幷米高共其度每、月番の奉行所へ可斷出候。尤賣渡候者も右米高幷買方の名前可斷出候。

一、酒造屋共當年の酒仕入れ取掛幷仕廻は可斷出。尤見分の役人不時にも可差遣候。玉造は勿論、如何の儀等有之ば、本人は勿論、所の者迄急度可及沙汰候。

感應寺へ寄進ノ集め方

一、酒造人の内勝手に依つて當年相休候者は、其段可ニ斷出一候。
一、酒造人の内外ゟ買受候酒有らば、員數賣候者、買候者共可ニ斷出一候。
一、酒造道具賣渡候か貸渡候はゞ、可ニ斷出一候。　尤買ひ受候者共の借り受候者ゟも可ニ斷出一候。　右之通り不レ洩樣可ニ相達一候事。

酉九月廿七日

北組
總年寄

雜司ヶ谷感應寺御取建被ニ仰出一候に付、諸堂舍建立爲ニ助成一池上本門寺へ、御府内武家方萬石以上以下家中迄、且寺社・在町幷武藏・上總・下總・常陸・近江・美濃・尾張・攝津・備前・肥前十箇國、去々未年ゟ當酉年迄三箇年の間、勸化御免被ニ成下一御料は御代官、奉行有レ之所は其奉行、支配有レ之面々は其支配、私領は領主・地頭、寺社領は向寄、御代官領の地頭へ勸物取集め、向々より當酉十二月迄、問部下總守へ可ニ差出一旨、去る申年四月相觸れ置候處、此已後取集候分は、井上河内守へ可ニ差出一者也。
右之趣從ニ江戶一被ニ仰下一條、此旨三郷町中へ可ニ觸知一者也。

酉十月十日　伊賀
　　　　　　山城

乍㆑憚口上

一、去る申年秋已來米價高直にて、難澁の者不㆑少趣被㆑爲㆓聞召㆒、御憐愍を以て度々御救米錢等被㆑爲㆓下置㆒、人命を繋ぎ罷在候段可㆓申謝㆒樣も無㆓御座㆒、此上當五月分川浚金上納御免被㆑爲㆓仰付㆒、誠以て御仁惠之段冥加至極、難㆑有仕合に奉㆑存候段一同申㆑之罷在候。依㆑之甚だ恐多奉㆑存候得共、聊爲㆓御冥加之㆒町人中ゟ銀三枚、年寄身分ゟ金二百匹、此度限り東御役所樣へ上納仕度く奉㆑存候。各々樣方ゟ宜く可㆑被㆓仰下㆒候樣願上候。以上。

酉十月　　　　　江戸堀四丁目
　　　　　　　　　町人總代　誰
　　　　　　　　　年　寄　　誰

總御年寄中

世上爲㆓通用㆒此度位最上の銀を以て、新規一歩銀吹立て被㆓仰付㆒候間、右一歩銀四を以て金一兩の積、尤銀錢共兩替二朱銀・一朱銀同樣の割合相心得、無㆑滯可㆑致㆓通用㆒

候。

通用銀に關する御達

一、通用銀の儀、此度吹直し被仰出候條、兩替等是迄の通り相心得、無滯通用可致候。尤も引替日限の儀は、追て可及沙汰候。

一、二朱銀・一朱銀通用方の儀は是迄の通り相心得、二朱銀の儀無程通用停止可被仰出候間、兼ねて其旨可相心得候。右の趣國々へ可觸知者也。

十月

右之通從江戶被仰下候條、此旨三鄕町中可觸知者也。

酉十一月　伊賀　山城

北組　總年寄

金銀引替に關する觸

古金銀眞字二歩判・古二朱銀・一朱金等引替所の儀、當十月迄被差置候段、去る申年相觸候處、今以て引替へ殘の候間、引替所の儀尙又來戌十月迄、是迄の通被差置候條、右金銀其外所持の者は、來る戌十月を限り急度引替可申候。

一、草字貳步判の儀も一朱金同樣、追つて通用停止可仰出旨、先達て相觸候趣も有

レ之候間、所持の者は後藤三右衛門役所幷江戸・京・大坂其外在々にて當時引替御用相勤め候者共の内へ、右の通り遠國末々迄、篤と相心得候様、御料は御代官、私領は領主・地頭ゟ入レ念可レ被レ申候。

十月

右之通り可ニ相觸一候。　右の通従ニ江戸一被ニ仰付一候條、此旨三郷町中へ可ニ觸知一者也。

酉十一月　伊賀
　　　　　山城

此度新規吹立被ニ仰付一候五兩判の儀、十一月朔日ゟ致ニ通用一候小判・一歩判は、同月十五日ゟ追々引替可レ遣候。　尤も有來る小判・一歩判の儀も追つて及ニ沙汰一候迄は、新金取交せ受取方・渡方・兩替共に無レ滯通用可レ致、上納金も可レ爲ニ同前一事。

一、小判・一歩判引替の儀、例へば皆小判・皆一歩判にて差出候共、小判七歩、一歩判三歩の割合を以て引替候筈に候條、十一月十五日別紙名前の者方へ差出引替可レ申事。

一、武家其外共町人へ相對にて申付け、右名前の者方へ差出し、爲二引替一候儀も勝手次第に候事。

一、引替に可二差出一小判・一歩判共員數相知候事に候間、貯置不レ申段々引替可レ申候。〔若し貯置不レ申段々引替可レ申候衍カ〕若し貯置不二引替一者相知候はゞ、吟味の上急度可二申付一事。

十月

右の通從二江戸一被二仰下一候條、此旨三郷市中可二觸知一者也。

酉十一月　伊賀
　　　　　山城

本町一丁目 後藤三右衛門役所
駿河町三井組 爲替御用取扱所
本兩替町十人組 爲替御用取扱所
本革屋町 三谷三九郎
室町三丁目 竹原屋文右衛門
上槇町 泉屋甚兵衛
金吹町 播磨屋新右衛門
田所町 井筒屋善次郎
神田旅籠町 石川屋庄次郎

口達

米賣買に關する御達

近年米價高直に付、賣買懸引・他所積り等の儀は、冬以來追々口達を以て相觸置候處、當年の儀は諸國豐熟の趣に相聞候處、一作のみにては去年來の入合も行屆く間敷候間、其邊の心得を以て石數の註文等引受候儀は、勘辨可ㇾ致事に候得共、是迄通の差畧には及ぶ間敷き旨、其筋の者へ申渡候間、米賣買筋に携候者共は前書の趣相心得、時節前後を考へ雜穀類に至候ても、賣買方格別窮屈に無ㇾ之樣融通合專一に相心得、彌以て一己の利慾を離れ正路の賣買可ㇾ致候。右の趣三郷町中へ不ㇾ洩樣可ㇾ申聞ㇾ事。

婚姻披露の節の惡習の禁制

酉十一月

町人女房呼迎候に付、水あびせ又は右の儀に事寄せ振舞致させ、金銀をもねだり取候者有ㇾ之由相聞候。前々ゟ停止申付候通り可ㇾ相守ㇾ事。

町人女房呼迎候節礫打候儀、是又前々より停止申付候通り可ㇾ相守ㇾ事。

右の通り相背候者有ㇾ之候はゞ、急度曲事可ㇾ申付ㇾ旨、三郷町中可ㇾ觸知ㇾ者也。

伊賀

山城

正月は人の出入多き月に候間、火の元入ㇾ念可ㇾ申候。年内迚も彌〻火の元入ㇾ念候樣可ㇾ申觸ㇾ候事。

十二月十六日　伊賀
山城

汚穢代銀取調延期の上進

乍ㇾ恐口上

當酉年火消
年番町年寄

當月四日私共御召被ㇾ爲ㇾ成、三郷町々下屎一件の儀御尋被ㇾ爲ㇾ成下ㇾ奉ㇾ畏候。早速組合町々へ被ㇾ仰渡ㇾの趣通達仕り相調、下屎代銀當時人別一人前に何程と申す儀取調仕候に付、乍ㇾ恐別紙に御斷奉ㇾ申上ㇾ候。尚町々差支難澁箇條の儀は、今少難ㇾ行屆、何卒來る廿三日迄御猶豫被ㇾ爲ㇾ成下ㇾ候樣、乍ㇾ恐奉ㇾ願上ㇾ候。御聞屆可ㇾ被ㇾ成下ㇾ候はゞ難ㇾ有奉ㇾ存候、以上。

天保八年酉十二月廿日

年番町々
年寄連印

御西地方へ

去々未年暮に百姓より受取候分。

一、六百七十一貫五百九十七匁五分四厘九毛

三郷町中
下屎代銀

三郷町々右年人別高三十三萬八千二百五十一人　平均仕り一人分凡一匁九分八厘六毛宛相當申候。但し右未年の前後午・申年兩年の儀は村方凶作、町家には大火有之、右等の儀中立て、掛け入不仕村方多分有之候。未年の儀は穩の年柄に付、右年分御調べ奉申上候儀に御座候。然れ共右總高の内にも九年掛入不仕村方も有之候得共、町數の儀故右綿密には調べ難行屆、未年にて受取銀辻を受取候姿に仕せ、日々人出入多く有之、代銀等夫々准じ有之候へ共、其町内に在る人別平均仕有之候。町分も右の内に相籠り御座候。且又船著の場所又は宿屋、其外商體に寄有之候儀に御座候。將又三郷町數高とは相違仕候儀は、下屎代銀先年より一切不請候處有之、又は下屎出方無之町分も御座候に付、右町々は相除き御座候故、町數高相違仕候。以上。右の通り書上置き御座候。尙箇條の儀も鄉々より出取出來有之候得共、三郷合體の處、御日延奉願上候。御承知の上、早々御順達可被成候。以上。

酉十二月廿一日

右年番
白子裏町

急廻狀

當廿日通達、年番町々年寄々合の上左の通

一、近頃一朱金打多く、諸商人向取引混雜仕り、殊に來る晦日は年中大季〔節カ〕所の事に付、外金同樣通用不差支樣、總御年寄中迄願書差出申候。尤も鄕中爲總代年番・町年寄連印仕候間、此段御承知可被成候。右願書寫は跡より相廻可申候。

酉十二月廿二日

通達年番
江戸堀四丁目

古文字銀二朱銀引替に關する御達

右文字銀・貳朱銀引替方幷に引替所の儀、兼ねて相觸れ置候處、未だ引替殘の分も不少、尤引替方に付いては諸雜費等可相掛譯を以て、是迄古文字銀・古二朱銀引替に差出候者、引替所迄道法相隔候分は里數に應じ、諸入用被下候處、向後は道法の遠近に不拘、古文字銀は一貫目に付銀百目宛、古二朱銀は百兩に付金十兩宛、爲御手當被下候間、來る戌十月限り引替可申候。

通用銀吹直し一步銀吹立被仰出、貳朱銀の儀は無程通用停止の旨、先達て被仰出

候に付ては、通用銀・二朱銀共所持の者は、早々差出し引替可レ申候。尤も引替に差出候持主へ、通用銀は一貫目に付銀十匁宛、二朱銀は百兩に付金一兩宛、是又爲二御手當一被レ下候間、精出引替可レ申候。右之通り相心得、古文字銀・古二朱銀は勿論、當時の通用銀・二朱銀共所持の者は、聊不二貯置一早々引替可レ申候。若し其上にも貯置候者有レ之ば、嚴しき可レ及二沙汰一候條、其段兼ねて相心得候樣、御料は御代官、私料は領主・地頭より急度可レ被二申付一候。

右の通從二江戸一被二仰下一候條、此旨三郷町中可二觸知一者也。

酉十二月　伊賀
　　　　　山城

古銀新銀引替に關する觸

一、此度吹直被二仰付一候銀の儀、當月十八日より追々引替可レ遣候。新規吹立被二仰付一一歩銀は、同廿一日より通用可レ致候。尤も有來る銀の儀も、追つて及二沙汰一候迄は、新銀取交せ受取方・渡方・兩替共無レ滯通用可レ致候。上納銀も可レ爲二同前一事。

一、引替銀の儀は丁銀・小玉銀の無二差別一、取交せ引替可レ遣候。勿論新規燒銀・鑄銀幷

極印相分り兼候分共、勝手次第可差出、是又無差支引替可遣候條、來る十八日より銀座を始め別紙名前の者共方へ差出、引替可申事。

一、武家其外共町人へ相對にて申付け、右名前の者方へ差出、爲引替候儀も勝手次第候事。

一、引替に可差出丁銀・小玉銀共員數相知れ候事に候間、貯置不申段々引替可申候。若し貯置不引替者相知れ候はゞ、吟味の上急度可申付候事。右之趣可被相觸候。

右の趣從江戶被仰下候條、此旨三郷町中へ可觸知者也。

十二月廿九日　伊賀

山城

蠣殼町 銀座　駿河町 三井組 爲替御用取扱所　本兩替町 十人組 爲替御用取扱所　室町三丁目 竹原屋文右衛門

上槇町 和泉屋甚兵衛　金吹町 播磨屋新右衛門　神田旅籠町 石川屋庄次郎　以上

○天保八丁酉五月肥後國八代郡鏡村邊小兒徒黨を結び候人數書の寫

大將吉藏十三歳　算術名人六左衛門十二歳　辯舌者宗太郎十四歳　右三人此度頭分。

吉藏舍弟傳右衛門九歳　猿　平八歳　惠五郎十一歳　三郎治十六歳　彌太八十三歳　權九郎十二歳是は青立寺弟子雲海が事なり　右の外內意の者凡三十人計り、小川村川股山に籠り、米五十俵計り用意致し、銀子一貫目・馬十七匹、其外刀・脇指・槍等銘々所持致し、毎夜山中にて篝火を焚き集會致し申候由、五月下旬に至り何事なく相鎮り申候。

徒黨人の素性

右の書付は大坂より彼地へ行合せし者、此騷動を目の當り委しく見分して、寫來れる書付なり。同人がいふ「此度大將となりし吉藏といへるは、小兒ながらも至つて器量逞しき者にて、何事も總べて此者の指圖なる由。六左衛門といへるは算法に委しく、四書位の素讀せし者にて、至つて才子なり。此者軍師となりて、川股山といへる深山の明神の祉へ栖籠り、五十人計りの子供を語らひ、近き內に軍始り此所へも攻來れる樣子なれば、何れも其用意すべしと申合せ、徒黨を結びしといふ。中にも宗太郎といへる者は、至つて辯舌者にて、此者說客をなす。青龍寺の小僧雲海と申す者密に之を聞出せし故、「何卒我等をも其中へ加へくるゝやうに」と申しぬれ共、

何れも之を許す事なければ大に殘念に思ひ、「如何してかさ程に我を嫌ひぬるや」と尋ねけるに、「坊主は脇指なし、夫故の事なり。切れ物をも持たずして軍はなり難し」といへるにぞ、雲海之を聞きて忽ち脇指を工面し來りしかば、早速其中間へ入れしにぞ、還俗して權九郎と改名せしといふ。三郎治といへるは中にての年嵩なれ共、至つて鈍き男なれば、右三人の者の指圖を受けて走り廻る。されども至つて大力にて、鐵砲をもよく打つといふ。右五十人計りの者共黨を結びし上にて、何れも他に洩らすまじき由誓約をなして、之を誓紙に相記す。小兒生れ出ると其儘に、何左衞門・何兵衞抔いへる名を直に付けて、之を生涯改めざる土風なりといへり。此度一揆を催すに付いて「我は源の義經になるべし。其方楠正成と名のれ。我は太閤秀吉になるべし。然らば此方は加藤清正と名乘るべし。我は源賴朝にならん、我は武田信玄になるべし」と、銘々に古人名將・勇士の聞覺えたる處の名に改めて、之を連判狀に書記し、名前毎に血判せしといふ。子供等のせし事なれば、をかしき樣に思はれぬれ共、大人にて斯樣の事に及ばゝ、深く心を用ひし事といふべし。此子供等

軍器軍用金の集方

大抵は兩親とも有る者共にて、一人も片親にても之なき者なし。只大將となりし吉藏計りは二親共に之なき者なりといふ事なり。五十人計りの者共銘々申合せ、大勢一度に山中に集りては忽ち露顯する事なれば、大抵十人程づつ一組に成りて、兩親・世間等を憚り、晝は外方へ遊に行く樣に僞り、夜は人の寢鎭る頃よりして、何れも家を忍出で、又は心易き人の方にて泊りし樣に持てなして川股山に會合し、軍をなすには劒術・力業は申すに及ばず、學文もなくして、はなり難しとて、竹木を以て何れも劒術の眞似をなして、氣根限りに叩合ひ、又は角力を取る抔し、拜殿に於ては六左衞門、大學・論語抔の敎をなす、何れも吉藏が計らひなり。又軍をなすには武器は申すに及ばず、兵糧・軍用金の手當なくては叶ひ難しとて、槍・刀・鐵炮の類を盜取り、又は銘々の家々に所持せるを密に取出し抔して、明神の社へ取集め、鏡村より八代迄は二里計り隔りし所にて、常に人馬にて米穀の類ひを持運びぬるにぞ、途中に待伏し、馬士をば鐵炮にて打殺し、其死骸をば深く隱し、馬に付けし儘にて米を奪取り、又は常よりして八代より米を買入れぬる家の名を騙り、米入用なれば一駄

○そびくハ誘フナリ

の米を送るべしなど僞りて、之をそびき出し、嶮難の處にて前後共人家を離れぬる所にて、之を打殺して奪取り、人足にて持來れるは其者を打殺し、彼の力强き三郎治に命じて之を山中に取入れ、或は四五人もかゝりて米俵を引摺り行き、いつにに時刻を考へ、八つ過ぐる頃より鏡村を立出で、八代よりして米を持來りぬれば、大抵夜に入りて、彼待伏せし所へ程能く來るやうになれる樣になし、又米一駄送られよと八代に到り、夫々の家へ到りぬれ共、「今日は馬を牽いて行ける人なければ、明日に至りて送り遣すべし」といひぬるは、「夫にては間に合ひ難し。急に入用の米の事なれば馬をば、我等牽歸るべし」と申しぬるにぞ、何れも何某が子供等にて、よく顏を見知れる者共なれば、かゝる事に及ばんとは思ひも寄らざる事なる故、これがいへる儘に馬に米を附けて、子供等に之を托しぬる故、之を直に山中へ取込みぬ。所所方々にて米を奪取られ、馬も人も行方を失ひ、又は鐵炮にて打殺されし死骸など谷底に陷り、川にかゝれる抔ありて、之を見付けぬれども昨年來騷々しき時節故、山賊などの所爲ならんと思へるのみにて、子供等が黨を結びて、かゝる事あらんと

は何れも思寄らざりしといふ。夏の事故、何れも深山の事なれば、山に行く人とてなかりしに、子供等も始の程は前にもいへる如く、忍びやかにせし事にて知るゝ事なかりしが、後には輿に乘せし物と見えて、五十人計りの者共三四日も家を出て歸る事なく、晝夜山中に籠り、夜は大篝を焚連ねて騷ぎぬる故、其親每に子供等の家出して歸來らざるを案じ、物騷の時節がら故、何れも之を尋ね廻りしに、川股山に大篝を焚連らね、大勢の栖籠りし樣なれば、此處に山賊集りて人を殺し、米を奪ひぬるものなるべし。かゝる樣なれば子供等が身の上も覺束なし、其邊に近寄りなば何れも命を失ふべければとて、此邊りへは一人も行く事なく、早々其由を熊本へ訴へ出しかば、直に其手當有つて、不容易事ならんと大勢の人數差向られしに、案の外なる事なる故、何れも呆れ果てしが、子供の事なれば一人も殘らず之を召捕へ、「何故にかゝる事に及べるにや」と吟味有りしに、「近々軍始る故、其用意なり」と答へて、外に怪しき事なし。彼連判狀を取上げて之を見れば、前文の通の事にて頓と分り難く、十七匹の馬は之をよく飼ひ立て、林の中に之を繫ぎ、五十俵の米は社內

熊本より人數出張

熊本城下にて黨兒を召抱ふ

に積重ね、一貫目の銀子は地を穿ちて之を埋め、大石を其上に置きぬるといふ。子供の所作にして、かゝる深山へかく取入れしも、よく心を用ひし事といふべし。五十俵の米と一貫目の銀子にて、兵糧・用金澤山のやうに思へる事に有らんかと思へるもをかし。此者共を悉く城下へ引行かれしかども、子供等の事にて何も取締めたる事なく、黨を結んで一揆すと雖も、未だ事をなすに至らず。されば迚天下の大禁を犯せし者を其儘にもなし置き難く、之を罪に行はんとすれば、頭人は漸々十三歳にて、何れも之があと先にて、いづれも少年の者共なり。之に依つて其處は申すに及ばず、此事を見聞せし者共迄深く口留となりて、此噂する事をば嚴しく停止申付けられ、子供にしてかゝる事を思ひ立ちぬる程なる者共なれば、程よく仕込み置なば成人の後は、一かど用に立つべき者なるべしとて、一人づつ家中の内にて之を召抱となりて、世間へは深く隱し、密に取治めしといふ事なり。彼等が栖籠りぬる節、明神の邊の掃除等立派に行屆き、兩便等も所を定め、少しも不淨にて其邊を穢したる處なしといふ。其外煮焚等の事迄もよく行屆きぬる事、奇妙なりといふべし。こ

能勢一揆亂妨の模樣其一

は全く時運の然らしむる事ならんと思はる。

○昨日は寛々奉レ得二尊顔一大慶不レ斜奉レ存候。彼此在方騷動の始末、今日先方ゟ書狀著、猶又昨日私方ゟ飛脚差向け候處、漸く只今歸宅仕り、委細の譯相鎭り申候。誠以て騷動實説、近き内罷出御噺可レ奉二申上一候。先以て私共在方何れも無事安堵仕候。乍レ恐御休意被レ遊可レ被二下置一候。此程五日出の書狀奉二御覽一候。御覽可レ被二下置一〔候脱カ〕以上

七日賀　中西用助

倉垣村奥祥右衞門より加島屋用助へ申來候書狀の寫也

一筆啓上仕候。極暑の時分に御座候得共、御三方樣益、御榮健に被二御凌ぎ成一、珍重に奉レ存候。次に當方無二異事一罷在候間、乍レ憚御安意可レ被レ下候。然れば去る二日初夜過ぎに、當郡栗栖村へ惡黨共七八人妙見ゟ參り、近邊百姓共襲ひ、直に森上・今西・稻地を荒出し、味方五十八人計り、二日夕明方になり杵の宮に籠り、山田・今西・垂水・神山・長谷・山邊・大里・柏原・平通・岩野等を潰し可レ申樣に申し降參爲レ致、右村々にて人

足を出さし、三日九つ時一揆五百人餘りに相成り、垂水酒屋三郎兵衛〔に脱カ〕・酒飯米・錢を爲レ出、尙々近在を荒し、三日夕、片山村貞右衛門家財等誠に微塵に潰し、尙又杵の宮に引取り申候て、吉野三右衛門へ馳向ひ可レ申樣の勢にて、倉垣村抔大に恐れ、晝夜の分ち無レ之騷動仕候。　尤も昨四日朝四つ時に杵の宮を立ち、山田村ゟ杉生・鎌倉へ走向ひ、昨夕方には千餘人に相成り、總勢鬨の聲にてあふれ候。尤も昨夕曉七つ頃、佐曾利迄に富家二軒打潰し候。扨又七つ頃能勢郡の一揆反忠の者出來、六百人程人足夜拔に立歸候故、一揆の張本大に怒り、尙又能勢へ立戻り可レ申樣子にて候故、山田村一本松・上杉村三草山峠兩所に百姓共相固め、鐵炮三百挺程づつにて嚴しく待受け居申候。　私共只今見受け立歸り候。　尤も民田村へ大坂盜賊方多人數にて陣立の著有レ之候。　當村御代官出〔陣脫カ〕後追々に駕、小濱村・櫻井谷等も今日加參の樣子に付、漸々胸靜まり仕候。　乍レ併倉垣村の儀は這入不レ申、大に安心仕候。　何(なに)角(かと)心配も有レ之共、當村まづ無難にて御座候。　此段御安意可レ被レ下候。　丹州龜山は吉野境迄軍出立にて陣取り、園部は平松村に陣取り、地黃知行、下惡中・名月峠に陣取

り、皆々鐵炮の音透間なく勢ひ見せ申居候。扨々希代の珍事恐ろしき事に候。先は取急ぎ亂書眞平御仁免可ㇾ被ㇾ成下ㇾ候。早々已上。

七月五日九つ時認　　　　奥祥右衛門

加島屋用助樣
同彌一兵衛樣
八條屋孫七樣
貴下

加島屋用助より見舞狀飛脚に爲ㇾ持遣候返書の寫なり

彌〻御壯榮に被ㇾ成ㇾ御座ㇾ珍重に奉ㇾ賀候。誠に今日は當郡急變の儀、七兵衛を以て遠方の處御尋被ㇾ下、不ㇾ淺忝く奉ㇾ存候。扨去る二日夜から西郷杵の宮惡黨群集候て、西十ケ村を降伏爲ㇾ致〔候脫カ〕尤垂水村三郎兵衛宅にて米金を取り、片山村定右衛門を潰し、四日四つ時に杵の宮を引き川邊郡六つの瀨郷へ走り、杉生村慶福寺〔を脫カ〕襲ひ、尙道筋を荒渡り、佐曾利村萬勝寺に坐し大に混亂仕候。所々福家を潰し候儀恐ろしき次第に御座候。乍ㇾ併吉野村三右衛門を潰し可ㇾ申歟と、倉垣郷大に恐れ罷居候處、以の外奥川邊郡へ押渡り、誠に以て危急を遁れ候段天命に相叶ひ候と、最

寄村中歡喜不ㇾ斜候。此段御安慮思召可ㇾ被ㇾ下候。尤も昨四日奉行所捕手・當地頭役人夫々御出張にて、百姓共大に力を得、鐵炮を以て同日九つ時張本の者共を打取候に付、殘黨散亂仕候由に付、猶々安心仕候。定めて御方角にても色々取沙汰御座候事と奉ㇾ察候。殊の外大變、前代未聞の儀に御座候。何分委細の儀七兵衞ゟ御聞取可ㇾ被ㇾ下候。且火急の御中、結構の御品御恵被ㇾ下難ㇾ有奉ㇾ頂戴ㇾ候。乍ㇾ憚殿方樣へも宜敷く御禮奉ㇾ申上ㇾ候。先は右御答旁如ㇾ斯に御座候。期ㇾ尚後顏の時ㇾ候。早々謹言。

七月六日　　　　　　　　　　　奥祥右衞門

加島屋孫兵衞樣

同　　用助樣

貴下

攝州川邊郡豐島郡能勢郡變事略記

當六月下旬より七月上旬へ掛け、浪人共八人能勢郡妙見山へ集り、夫より今西村杵の宮へ引移り、右の內五人垂水村役場へ行懸り、萬民爲ㇾ救思立つ事有ㇾ之候間、人數差出候樣申聞候得共、番人申すは、「譬へ救ひたり共手頭より不ㇾ申付ㇾ儀は、一切不ㇾ出

旨｣申否み候處､｢己れ推參なり｣と申すや否や､只一討に切殺候に付､夫より恐怖し､近鄕十八ヶ村人數七八百人計差出し候を引連れ､彼杵の宮へ相集候處､太鼓を打ち鉦を鳴らし､人數凡そ千四五百人に相成り､右人數へ申聞候は､｢近年米價高直一統困窮､最早渡世不｣相成｣候｡依｣之德政の行一統安穩に被｣暮候樣致可｣遣候條､味方に附可｣申｡萬一違背に及び候者は一々首を刎候｣と申候に付､無｣據一味致し､夫より｢德政大鹽味方｣と申す幟を仕立て村々へ廻文致し､追々人數相集め此邊山部にて獵師鐵炮の外､面々鐵炮所持致し候處に付､追々取集め徒黨を結び､大家に米錢を爲｣出､不｣出者は切殺し､又申付候より少しく出し候ても出しさへ致し候へば､おとなしき仕懸に致し､民心を得べき樣にて､追々蔓り候樣相聞､右觸書總方へ相達候處､就中同所豐島郡下止々呂美村は､備中岡田領主伊東播磨守樣の領地に付､其所庄屋右の趣當七月四日､右御同所大坂御留守居小島肇へ相屆候に付､早速有松堂助と申す者に小者相添へ､彼の村へ遣候跡より､肇悴市之進に人數相添へ止々呂美村へ罷越し､同所より三里半計り奧の儀､手寄を以て委敷く相探り候處､御代官所根本善左衛門殿

人數出張の領分

支配村上月村願正寺・鳥井天王村・山邊村邊にて餘程戰致し候由。出張の國々は、鍋山領笹山・三田・撫木・能勢、旗本領保科彈正・櫻井谷陣屋麻田領御代官、小堀領御代官根本善左衞門殿支配村、其外も有ㇾ之由に候得共不ㇾ分明。右の箇所より追々人數被ㇾ差出、賊共を谷合に見下し、四方の山上に陣を取り、直に鐵炮相放し矢軍に候處、初は賊頭不ㇾ相分ㇾ候得共後には相知れ、根本殿支配所獵師何某と申す者鐵炮の名人、彼賊頭三人を擇打に致し候處、夫より賊共致ㇾ散亂ㇾ候由。驅集にて致ㇾ一味ㇾ候者共、庄屋より以前內々申喩し候者故、諸方の勢集り戰に相成候て、能き時節見合せ、反忠致し候樣申付候に付、程合見合せ裏切致候に付、容易く勝利を不ㇾ得、頭分今二十八も有ㇾ之、一致致し戰候とて、四方の集り勢容易に勝利は有ㇾ之間敷と申噂の由。

一、賊頭の中五尺八寸位の大兵一人有ㇾ之、年齡四五十歲計りの者多く、一人廿五六歲の由。此者行方不ㇾ相知ㇾ由、當月七日總方共引取候由、只賊徒廻文拔書左の通。

賊徒の廻文

乍ㇾ恐奉ㇾ願口上覺

一、數年米價高直、病流行、餓死夥く、當春以來百人の內廿人は乞食〔に脫カ〕相成り

徳政の願

餓死仕候。然る處此節は財寶も盡候上、次第に米價高直にて、此後當秋取込候迄日數凡九十日、百人の內五十人は餓死可レ仕事顯然の事にて、總方御田地相續き不レ被レ申候間、何卒一國總有米を改め〔原本省略トアリ〕其郡・其國の總人數平均高に割渡し、當秋取込候迄諸人活命仕候樣、被二仰付一被レ下度き事。

一、如レ斯數年諸色高直に付、在・町小前・末々の者實に困窮に候。當秋縦へ豐作にても貸借是切、德政被二仰付一被レ下置度、若し德政被二仰付一被レ下不レ申候へば、粗十ヶ年困窮仕罷在候に付、是より何ヶ年相立候ても、小前・末々の者生立候儀出來不レ申候。乍レ恐御田地不二相續一候樣相成候間、何分格別の以二御仁德一、帝樣より諸御地頭へ被二仰付一被レ下候はゞ、譬へ如何樣の嚴科に被二仰付一候共、難レ有仕合に可レ奉レ存候。依レ之此段奉二願上一候、以上。

七月

關白殿下御披露

前書の通願出候間、其村家別に一軒より一人づつ今晩杵の宮へ相集可レ申。若延引

致候村は押懸け、庄屋は上京の路用致借用候。此廻狀早々順達留り村より杵の宮へ相戾し可申候。

人數出候村々左の通

岡崎村・吉川村・黑川村・東山村・吉田村・止々呂美村・古鄉村・中川原村・木部村・野田村・萩原村・矢間村・多田院村・町野村・平野村・上京村・笹部村・山下村・一庫村

昨朝も御使被下置候由の處、漸く今朝書付相廻候。先日御咄申上候通り、仲仕共止々呂美へ罷越候者罷歸り、咄の趣書取候由、內々の事候間、他見は御用捨奉願上呉候樣との事に御座候間、左樣奉願上候、以上。

七月十一日　　吉岡

一、御聞及も可有之、當月初旬大鹽の殘黨と稱し、攝・丹の境にて致蜂起、卽ち當所よりも領分境へ固め人數差出申候。追々進候へば、一番の人數繰出しの積にて、卽ち小生一番手引續可致出張覺悟の處、早速御討取に相成り、先々御靜謐の儀奉恐悅候。旣に二月の節も今一左右次第、城州山崎邊へ出張可乘出と勇しく御座

候處、無其儀殘念の至に存候。當月の蜂起の樣子、世上の風聞書留め置候間、貸大人御慰に寫し差上候。宜しく被仰上可被下候。尚後音可申上候。以上。

七月十九日　　伊丹孫兵衛

亂妨の始末世上の風聞

亂妨始末の風聞

七月二日の夜、攝州妙見山より亂人大將分下り來り、杵の宮の寺の鐘を撞立候に付、村方打驚き相集候處、亂人申候は、「別段驚くには不及德政を願立候事に付、人數を集むる爲なり。何れも隨從致候樣に」と申し、右杵の宮に滯留、其邊村々近邊人足加り集め、自然隨從致さゞる者は討果すと申すに付、止を得ざる事、追々人足差出し、頂上人數千七百共申し、又は二千餘とも申す。四日朝杵の宮を立ち、六つの瀨の內杉生村一の宮と申すに入り休息致し、夫より清水村左助と申す方にて、晝仕度致し、錢百貫目計り無心に及び、夫より佐曾利村萬祥寺にて一宿。五日の朝四つ時、前上月村油屋へ押寄せ候と申して、右村方へ立越え、かう福寺と申すにて屯(たむろ)致し候處、追々大坂御代官根本善左衛門樣御人數、并に大坂町御奉行御人數、數百挺の鐵

炮を爲持、雙方より右寺へ押寄せ打立と相成り、大將分三人共同日七つ時分御討取と相成り、其外繩付十八人計り、坊主も之ある由。右にて兼ねてより集居候人足共散々に逃去り、殘るは一揆の者共計りと相成候。

右は固めの場所より忍の者を遣し、大概を聞合させ候始末なり。

追々の風聞

一、三日晝片山村定右衛門方を打潰し候由、杵の宮の東にあり。

一、森上番人少々一揆の所存に相拒み候故、立處に討果し候由。

一、杵の宮にて人氣を取らんため歟、人形を自由に遣ひ候て、如何體の事これ有り候共、此の如くに人を遣ひ候故、必ず心配に及ばず、怪我等は之なく候と申候。

一、大將分の中、一人始終左の耳を隱し候由に付、兼ねて仰せ出され候人相書の、河合鄕右衛門かにも存ぜられ候由。

一、大將分の中一人ははま與力・同心へ劍を敎候山田大助、山田村醫師忰攝州多田院の家人の由、大鹽平八郎軍學の門人の由。

一、攝州池田あめや平三郎悴、名前相分らず。

一、大將分へ一味の者凡そ三十八計り有レ之候由。

一、能勢郡へ散札致候文句は相分らず候得共、大意徳政を願ふとの趣意の由、其散札の內に、大鹽の手跡にても之あるべくやと思しき物、四枚計り有レ之候。是は大坂御役所へ差出候由。

一、人足差出候村方へは紙幟一本づつ相渡し、徳政願は何村と記し有レ之由。

一、よしの三右衞門方へ、人足の者に二三十人計り先へ罷越可レ申と申付け候處、人足の者申候は、「中々諸家の御手當御嚴重にて、鐵炮にて打果され候節は恐敷候に付、先へ罷越候儀は御斷り申上候。もし大將分先立ち成され候はゞ參るべし」と申候へば、「さすれば跡廻し然るべし」と申候由。

一、處々にて無心申候て取り候金錢、錢の分は人足へ割渡し、相餘り候へば差戾し候由。金は京師へ參り候入用とて自身所持致し候由。

一、杵の宮出立掛に坊主を上席へ直し一禮を述べ、世話に相成辱く候得共、今日は是

より出立、もはや是にて暇乞申す。何ぞ謝儀も致度候得共其儀なし」と申聞候由。
出立の跡にて見れば、床に錢五貫文差置これありし由。
一、一味の中重立ち候者一人逃去候由、後に承り候へば討取られ候由。
一、初發五六人の處、二人は何れへ參り候哉相分らず候由。
一、七月五日の夜の話にいふ、十日已前に大鹽平八郎大坂へ罷出候由、御差押へに御手配の處、何方へやら逃去候。右に付能勢郡下役の者へ平八郎に似よりの者有之候はゞ、召捕へ申すべき段、御沙汰の趣風聞これある由。
一、退治後村々に於て、追々御召捕と相成り、大坂へ御差出の樣子、七日迄に最早七八十人もこれあり候由。

兩南孫四郎の妹の書翰

龜山の學士に、始め小身者の儒學に志厚く執立に相成候、兩南孫四郎と申者の妹、播州柏原村某へ嫁し居候に付、右亂妨の場所故見舞の使差遣候處、返書の寫左の通

仰の如く亂妨大鹽平八郎殘黨の類共と申す三人大將にて、能勢郡森上村杵の宮に

能勢一揆の强請

○墨に致すハ罰ニ處スㇷ

集候て、夜中鐘をつき、二日の夜關郡稲地村庄屋へ行き無心申し、村中人足を出せと申候へば、其村の番人取りに掛り大將の胸ぐらを抓み候へば、大將刀を拔きむねにて打候へば、むねにて切れぬと申候へば、肩先を一刀切り候へば、も一つと突きよれば首切落し候て、人足を引連れ杵の宮へ引取りて、夫より村々へ人足を出せと申し、出さゞれば墨に致すと申候。又片山貞右衞門方へ飛脚遣し、金子廿貫目と米五十石と無心申候へば、聞入れなき時は潰すと申候へば、聞入れ之なく候て、三日の夜諸道具・建具悉く微塵に潰し申候。夫に近村當村も恐れ、人足を家別に殘らず一人づつ出し申候といへば、又森上村杵の宮へ引取る。四日朝郷中・村々人足杵の宮へ集り、夫より六の瀨へ行き杉生村の宮へ行き、此處にて同中飯(ちうはん)致し、其方村々人足八百人計り出す。扨て千四百人に相成り、夫より淸水村へ行き質屋にて休み、左曾利村萬しやう寺へ〔にてカ〕其夜を明さんとする時、能勢郡の人足四百人計り、其夜拔け歸り申候。其夜萬しやう寺の堂動き、其時大將恐れ刀を拔き空中を切拂ひ申候。且又四日代官根本善右衞門參られ、又番所の役人四頭參られ仁邊村より押寄せ、根

本善右衞門は山田山中峠より押寄せ、其次大星村役所・粟栖村役所、山田村峠押寄せ申候。田尻村役所は明月峠・坂井峠・大坂峠三方へ出張被レ致候。五日八つ時に上月村宮寺へ行き籠り候處を上月峠根本善右衞門數人押寄せ、三方より押寄せ、鐵炮を打つ事雨の如く、三人の大將刀を拔き切懸かるを一人は手を討たれ、堂へ駈入り切腹致し候。今一人は田のふちにて玉を四つ負ひ死す。一人は農家へ駈入る處を打殺す。大將一人は山田村源六醫者悴大助と申して、大坂へ出で劒術指南致候者と申す。今一人は池田あめしんの弟、今一人は出石の浪人とも申し、又は加賀の浪人とも申し、又は河合鄕右衞門とも申候。是が三人の中の大將と相見え申候。三人とも手きゝにて候。

右は本のまゝ、火急の時節の返書故、不都合の事共もまゝ相見え申候、御推了。

一、右討取の節風聞には、公儀役人衆間者を以て、忍び〱に人足共へ申含め、最初打立候鐵炮は玉なし[きカ]故、異心無レ之者は「初發の鐵炮を相圖に退散致すべし」と申含め、人足退散見受け、殘る者共見當に玉入れ打立候共申す。又は初より玉入打

候故、人足の怪我を憐み、頭分の者拔連れて打出候共申候。未だ是非分明には辨じ申さず候。

龜山より領分境固人數大概

一、物頭二騎、足輕一組廿五人づつ、一組鐵炮、一組は弓鐵一挺づつ挾む。

一、大目附一騎、徒目附二人、代官一人、同心十人、鄕手代五人。

一、大筒方一騎、懸り下役十人、醫師一人。

右人足倍卒〔從カ〕〆凡百五人計りは西加舍村へ出張。

一、物頭一騎、足輕二十人。但し鐵炮組

一、大目附一騎、徒目附一人、代官一人、同心十人。

右人足從卒〆凡八十人計りは犬飼村へ出張。

山田屋大助の素性

山田屋大助は攝州能勢郡山田村の者なりといひ、其父を根來源六といふ。多田院の家來にして、滿仲公已來相續の舊家なりといへり。源六に至り貧窮に及びしかば、三十年餘り已前に大坂に出來り、布屋町に於て島屋市兵衞借家に住し、按腹針

療をなして、加島屋久右衛門方へ出入し、後には剃髮をなして藥をも調合し、店方・勝手等の召使の者共を療治し、追々身上も宜しく成りしにや、西横堀京町橋西詰少し北へ入る所の西側へ轉宅し、藥店を開きて悴大助これを商買す。元來親子共欲深き者共なれば、間もなく藥の拔物を買ひて公儀の御法度を犯し、久しく入牢せしが、後に町內へ御預けとなる。

八幡の起源

御法度を犯し唐物を拔買するを八幡といふ。之は唐音なり。拔物を密に取扱ひぬるをかくいへる其始は、嘉吉元年六月廿四日、赤松滿祐將軍義敎公を己が屋敷へ招請して殺害し、播州へ引取りて籠城せしを、山名持豐討手に馳向ひ之を攻めしかば、終に自害して落城に及びぬ。時の將軍を弑せし者の殘徒なれば、公儀へ憚りて一人も之を召抱ふる者なし。此者共何れも身の置處なき儘に海賊をなし、海外に到りて亂妨狼藉をなす事甚し。明朝にて之を和寇と唱へて、大に困り果てぬ。之が船中に建つる處の幟には、何れにも八幡大菩薩と書記せし故、之をみる者ばゝんといひて大に恐怖せしといふ。之よりして不正なることをさして八

幡といへる様になれりとぞ。八幡の神號かゝる正なき事の異名となりぬる事、是非もなき事といふべし。

大助平素の風體

其後數月を經て漸々御免を蒙りぬ。此者劍術・柔術〔の脱カ〕師をなして町人共を弟子に取り、其業を教ふ。又對馬屋敷に其稽古場有りて、屋敷内殘らず之が弟子なりといふ。彼が人柄の樣子、平常の所業を以て考ふるに、定めて不法なる劍柔ならん。されば當時武道大に衰へ、少しにても腕立する者あれば、其業に何れも拙き者共なれば、かゝる者をすら鬼神の如く尊信するに至る。別して藏屋敷などの士は、兩刀を横たへ槍をつかせ抔して、いかめしき風をなしぬれ共、町人・百姓よりも遙に劣りて、何の用にも立難き者多し。斯る者共の彼に隨從せしものなるべし。大助が平日の有樣、風呂敷包を背負ひて歩行廻るかと思へば、二尺計りの長脇指を横たへ、黑縮緬の羽織など著用し、大道一杯踏みはだかりて歩行廻れる事有り。風體の轉々する事笑ひに堪へざる事共なり。其相貌は身丈至つて低く横に肥太り、丸面にして仰山に髯生ひ、音聲猫の吠ゆるが如く、至て下賤の人相にしていやみ有る姿なり。

大助親源六

大助弟の悪行

親源六は至つて痩枯れし男にして、随分人品もあり。加島屋久右衛門方へ出入して按摩をなし、寢泊り等を勤むる身分にして、己が家柄を鼻にかけて、至つてなめげなる有樣にて、其心不正なる人物なり。上福島葭屋九左衛門方へ源六が姉緣付きぬ。されども彼が不正なるを忌嫌ひて、至つて不快の中なりしに、いかが思ひ直せし事やらん、源六が二男大助が弟を引取りて葭屋の養子とす。然るに此者多くの金銀を遣捨てし所より、土藏にある處の脇指・小道具等を多く盜出し、出入の者を密に賴みて質物に置き、己れ斯かる正なき振舞をなし乍ら、其非を掩ひ隱さん爲に、藏の錠を捻切り、隣との境の塀に梯子を打懸け置き、外より賊の入りし樣になし置きぬ。明日に至り家內大に驚き、土藏の內を吟味するに、脇指・小道具の類、高金の物を擇みて多く取去りし事なれば捨置き難しとて、直に其品數を記して公邊に訴へぬ。其跡にて右の品々息子より賴まれて、質家へ持行きて金借りし始末を、取次せし出入の者より家內へ告げしかば、再び大に仰天し、乍ち御吟味の息子に及ぶ事を恐れ、「品物悉く有り、其置處を失念し、卒爾なる事を

願ひ奉りし」とて早々願下げをなし、御奉行所に於て大に叱を蒙り、這々の體にて引取りしが、家内大に憤り、若き者共の金銀を遣ひ過し、詮方なくて親の金を密に取出し、又品物を以て工面する事など、世間にてもまゝある習ひなれども、土藏の錠を捻切り隣の塀より梯子を打懸け、外より賊の來りし樣になしぬる事、其仕方至つて惡し。恐るべき心底なり迚、直に源六方へ引渡して之を破緣し、源六も志宜しからで常々快からざりしが、此次手に源六とも絶交せしとなり。

願行寺堀の邊に夫に死分れ、後家暮しにて、一人の娘を持てる釜屋の相應にして手廣く商賣する者有り。此家養子を求むるにぞ、仲人ありて萬屋より不緣せし二男を養子に遣しぬ。先方後家暮しにて直に名前に付きし事なれば、大に氣儘働き遊所狂をなし、後には心に叶ひし女を受出し、親源六が宅へ預け置きて、常に親元へ寢泊す。源六も親の身にして何の異見もなく、之を預り置きぬるうへに養家の物を頻に取込んで己が身に德取らんと、種々の姦計なせしといふ。釜屋よりは、これ迄息子の放蕩なるを頻に異見しくるゝやうに賴みぬるに、其事なき

絹屋卯兵衞

上に、右樣の惡事を親子心を合せて工みぬる故、大に恐れ憤りて、之を離緣せんと言出でしかば、「わが子當時の名前人なれば、釜の下の灰迄彼が物なり。彼を離緣せば家財は申すに及ばず、家藏も共に取るべし」など、難題を言掛けぬるにぞ、女ながらも大に憤り、公訴せんとせしか共、仲人より之を宥め賺し、終に金を取られて離緣せしといふ。是等の事にて大助親子・兄弟の正なき事を思ひ計るべし。

齋藤町に絹屋卯兵衞といへる小兩替有りしが、大に身上手縺れて、困窮に及びしかば、本宅を明けて之を借家とし、己れは裏家へ引込みしにぞ、大助横堀よりして此家に引移りぬ。然るに其後神社・佛閣等に富の興行始りしが、住吉にも富有りて堺に於て興行ありしに、大坂新地裏なる下原とやらんの人、其富の大節に當りしを、大助が元居し横堀の舊宅の眞向ひに今井藤藏（又藤作ともいふ）といへる書家あり。此者元來三河の浪人の由なるが、之も正なき者なる故、大助と至つて親しくし、兄弟の交りをなすといふ。此藤藏いかなる故にや、「其當りし札を一見し、忽ち慾心を生じ、己れ書家の事なれば其似せ札を拵へ、大助と心を合せ似せ印など拵へて、本札に紛るゝ樣

山田屋大助今井藤藏詐欺共謀

にせしといふ。其富に當りたる者より先に行かざれば事なり難き事なり、僅かの間にかゝる似せ札を拵へぬる事の、速なる姦人の所作怪むべし、恐るべし。今井は面の差合ふ事ありしにや、山田屋大助其似せ札を持ちて堺へ到り、似せ札の事なれば己が心にも咎めぬると見えて、夕暮に金受取らんとて其札を差出しぬ。富掛りの者共之を見るに、相違なき札の樣子なれば、旣に金渡さんと思ひしか共、大勢の中にて、之を少しく怪しみ思ひし者有りしかば、他の人の袖をひき、「何分にも最早夕暮に及び、掛り役人の內引取りし者も有りて只今は渡し難し。明朝來りて受取られよ」と言ひぬるにぞ、大助がいふ、「我は大坂の者にして、今夕叶はざる用事あり。速に引取らざれば其用辨じ難ければ、是非渡されよ」と利屈など言ひぬれ共、明朝出來れとて取合はざれば詮方なく、「然らば明朝參るべし」とて、其夜は堺に一宿す。大助が引取りし跡にて、彼の下原の富に當りし者出來り、金受取らんと言ひぬるにぞ、何れも面見合せ大に驚きしが、之も「明朝來るべし」とて返せしが、跡にて何れも評定し、直に其由を御役所へ訴へしにぞ、其御手當ありしといふ。然るに明日に至

りて、早朝に山田屋大助はかゝる備有りとは夢にも知らず、金受取らんとて出來りしに、下原の者も出來りしかば、忽ちに惡事相顯れて、直に堺の牢に入れられしが、大坂へ引合となりて、間もなく引渡しとなりて百日計りも入牢す。今井は其噂を聞くと其儘出奔して、影を隱しぬれ共、程なく召捕られて之も同じく入牢す。容易ならざる惡事なれば、何れも首斬られぬべしと、世間にて專ら取沙汰せしが、住吉の富によつてかく罪人出來し、其命を失はしむる事、神慮にも叶ふまじく、又此噂にて富も自ら不繁昌となるべしとて、住吉の社務より內々願ひ出でし故、御憐愍にて二人共助命せしといふ噂なりし。大助が妻は此時夫の身の上を案じ煩ひしが、忽ち氣欝の病となりてふら〳〵して居たりしが、一年計り過ぎて、男女の兩人子供を殘し置きて泉下の鬼となりぬ。憐むべき事なり。其後度々妻を迎へし。當時の妻は此家に嫁してより、未だ格別の年數にはならずといふ事なり。

絹屋卯兵衞も次第に困窮に迫り、終に此家を保つ事なり難くして、之を篠崎長右衞門といへる儒者に賣りぬるにぞ、六七年前よりして篠崎の借家となる。

大鹽亂と山田屋大助

天保八丁酉年二月十九日、大鹽平八郎亂妨放火せし時、かゝる事とは思ひよらず、只尋常の火事と心得、山田屋大助天滿の方へ火事見舞に到りしに、十丁目筋とやらんにて、思ひがけなく大鹽が鐵炮・石火矢・刀槍の鞘をはづし、嚴しき様にて出來れるに出會ひしかば、大いに膽を潰し、周章狼狽へて走歸りしが、船場にて鴻池・三井等を燒立て火勢大に盛んになり、加島屋作兵衞・加島屋久右衞門等をも石火矢にて燒打に來れる由、專ら取沙汰にて〔衍カ〕して、市中一統騷々しかりしにぞ、大助が有様大いに狼狽へ、「こはいかゞなりぬる事やらん」とて、顏色血色を失ひ、周章て騷ぎぬる有様、彼が平日に武藝を諸人へ敎へ、高慢なる様子とは雲泥の違ひなる故、大いに人目にも立ち諸人の物笑なりしといふ。

大助一揆を催す

六月の末より何か思立ちぬる事の有りぬる由にて、能勢郡の邊にて多の人を語らひて、七月二日に至り大いに騷動せし事あり。之を大鹽が殘黨とも强訴一揆の類ともいひて、種々の取沙汰有れ共、未だ其實を知らざりしに、五日の早朝の事なりしが、齋藤町山田屋大助といへる藥屋へ御吟味の筋ありとて、同心衆出來り、妻・娘・忰幷下女兩人、外より來りて滯留せる者都合六人、北

大助一家の處刑

大助の子供尋問を受く

二丁目の會所へ連行かれ、其家に在る處の大小・槍・長刀・弓・鐵炮の類をば、直に御取上となり、其餘の家財悉く付立となり、妻と悴とは直に入牢し、娘一人は御憐愍にて、兩人の下女と共に宿下げと成りて、町内へ御預となる。之にて山田屋大助・今井藤藏横堀の書家にして大勢の弟子に書幷に算術の教をなす。研屋何某御靈筋河原町南へ入る處にて、八幡屋といへる雪踏屋の裏に住す。因州の浪人といふ噂なり。などいへる者、此度能勢騷動の發頭人の由相知れて、諸人驚きし事なりし。研屋は獨身なれば、其儘にて家財元町へ御預となる。御靈筋へ宿替して未だ間もなく、名前は久寶寺町とやらん下地居し町に其儘にて有りぬる故、元町へ引戻しとなりて家財町預となる。之に依つて、御靈筋には此掛り合を遁れしといふ。今井も妻は入牢、娘あれども十歳已下なれば、家財と共に町預けとなる。山田屋が娘は十八歳、何か御吟味の筋有りて、十二三日頃呼出されしが、夫よりして入牢す。此娘に何か御尋あれども、一向に何事をも知らざれば、其由答へて、少しも恐れわるびれし事なく、涙一滴も溢す事なく、泰然として覺悟を極めぬる有樣、役人は申すに及ばず、何れも感心せしといふ事なり。又弟猿之助も姉と共に嚴しく拷問せられ、之も同樣に落著きて尋常の事なりしか共、親父の斯かる事有りとは少しも思ひよらず、其身に於て何も知らざる事を、嚴しく責問はる

る故、科なき者を無實なる責を蒙れるやうに申しぬるにぞ、此者に町内の者附添ひ能勢郡へ召連れられて、親の死骸及び其餘の者迄も見せられしにぞ、之より大に屈伏せしといふ。母は繼母の事故二人の子供惡み、日々叱りて打擲などせられし事は、近隣の者も之をよく知りて、哀れに思ひぬる程の事なりしに、子は少しも之を恨めることなく、此度猿之助が死體を見屆けて歸りぬるにぞ、其罪逃れ難きを知り、兄弟口を揃へ「私共事は實子の事に候へば、如何樣なる御仕置を蒙りしとて、篤と覺悟致し候へ共、母が事は私方へ參られ候て、未だ格別の年數にも相成り申さず、何れも同人の存ぜられ候事にては之なく候へば、御憐愍を以て母が一命をば、御助け下されよ」とて、數々願ひしにぞ、役人中も感心せられしといふ。猿之助は男の事なれば別牢に入れぬれども、母と娘とは同じ牢なり。今井が妻も同樣なりしが、此女中にて年嵩なれば、牢の中にて大いに幅を致し、山田屋が妻子をむごきめに逢はせ、「大助めに唆かされて夫は非命に死し、我等迄かゝる憂目に遇ひぬる事の腹立や」と怒り罵り、散々に打擲すといふ。娘牢中にて病臥食を喰ひかぬるにぞ、牢番之を

家主篠崎長左衛門取調を受く

憐み、小豆餅・菓子の類を與へぬれば、今井が妻悉く之を奪取りて喰ひぬる上に、病勞れぬる者むごき目に遇はせぬ。又母親も猿之助も同じく病臥ぬる故、御憐愍にて三人共、七月晦日宿下げになし給はる由、仰渡されしに、娘は二十九日の夜死去せしにぞ、母親之を歎き前後をも辨へざる程なるに、今井が〔妻脱カ〕は心地よしとて、娘が衣服を剝取り、丸裸になして牢外へ投出せしといふ。目も當られぬ事なりしとて、明くる日引取りし上にても、之を言出でて日々大に歎きぬるといふ事なり。

家主篠崎長左衛門は、借家にかゝる事出來せし事故、他參留仰付けらる。然るに山田屋が家つけたての節、大鹽が落文とやらんありしにぞ、役人衆立合にて、「之は何れより手に入りしや、定めて大鹽に同意なる故、かゝる物の此家に在るならん。有體に申すべし」となり。猿之助がいふ。「決して左樣の事にはあらず。之は篠崎より板行を借りて寫されしにて候」と云ひしにぞ、（外に兵書もありしが、之も篠崎より借りしといふ。）直に篠崎を呼出して之を糺されしに、長左衛門が答に、「いかにも左樣にて候」と申す。「其方には斯樣なる物何れより手に入りしや。」「板行の由なれば定めて大鹽

が手よりして得し者ならん」委細に申すべし」とありしにぞ、長左衞門いへる樣は、「玉造組與力坂本源之助より借り候て、弟子共が寫取候を貸し候にて、決して大鹽の手筋より出候にては之なき由」を申す。役人又云ふ、「猿之助が申し候には、板行なりしといふ事なるが、左樣なるやいかに」、長左衞門がいふ、「決して左樣にてなし。卦紙に寫せしなれば、子供心に板行なりと思違へるに候はん」といへるにぞ、「然らば出處も慥なり。併し家主の事なれば、他參留申付くる」となり。

長左衞門が大鹽が落文を借りて寫せしは、北濱三丁目肥前屋又兵衞なれども、之を有體にいふ時は、彼が難儀とならんと思ひ、幸に坂本源之助心易きことなれば、此名を以て僞りしが、坂本には何も知らざる事故、此事聞合等有りては一大事なりとて、直に息子長平を走らせ、「斯る事の有りし故かく答置候へば、御奉行より聞合あらば、其由に答へくれられよ」と賴みしかど、源之助之を諾はざりしにぞ、詮方なくて引取りしといふ。かくて御奉行所より玉造口御定番遠藤但馬守殿へ御聞合あるにぞ、坂本を召出し糺されしかば、「篠崎より賴み來りしか共、諾はざ

篠崎長左衛門御叱り

りし由」を有りの儘に申せしにぞ、遠藤より其趣を返答せられし故、高津邊の會所より、「篠崎親子の者共を召連れ來るべし」と、齋藤町へ申來りしにぞ、年寄米屋佐兵衛之を召連れ到りしに、「儒者の身分にて大勢の弟子を取り、五常の道を人に敎ふる身分にして、公儀へ僞りを申上げし段不屆なり」とて、大に叱りを蒙りしにぞ、「肥前屋又兵衛と申す者より實は借り候へ共、有體に申上げなば彼を御詮議にて、夫より先々の本迄御糺有る時は、多くの人の難儀ならんと思ひし故、僞りを申上候ぬ。かく僞りし事は恐入奉りぬ。如何樣の御咎仰付けられ候共畏奉る。何卒御憐愍を以て、肥前屋の難儀になり申さぬ樣希奉る」と申せしかば、「公儀が重きか、肥前屋が重きか、儒者の身にして其辨別なきや。急度御吟味の筋有れば町內へ急度御預けなり、其旨心得よ」と仰渡されしといふ。肥前屋又兵衛御糺有りしかば、大和田大三郎より借りしといふ。大三郎は大和屋庄左衛門より、「庄左衛門は水田の神主よりかりしと、有のまゝに申上げ、御咎なかりしといふ事なり。

篠崎は儒を業として博學多才の者にして、至つて高名の者なり。又行狀・心志大いに儒業に背し事多くして、至つて慾深き人なり。之を爪崎と稱して、之も亦至つて高名なり。古より古學なりと唱へぬる者は放蕩な事とし、朱子學と稱する者才器屈縮して君子めける迄にして、世間の人情に少しも通ずる事なく、陽明學を唱ふるは此度の大鹽が如し。俗人の無學文盲なれ共、よく家を治めざるを治むる者は大學者より。道

に勝れる者多し。世に儒者の多く用ひられざるも、あゝ宜なるかな。誠に此先生も二月十九日折節他行なりしかば、平日の行狀故か、大鹽に組せし者ならんなど、世間にても專ら取沙汰す。人は平日の行肝心の事にして、深く愼むべきものなりと。

能勢郡騷動の原因

能勢郡騷動の始末區々の噂なりしが、之を委しく聞定むるに、其起りたる始といへるは、昨年來の饑饉に困つて、世間と同じく能勢邊も小前(こまへ)の者共大に困窮し、當年は豐作の樣子にはあれ共、之を取納むる迄の喰續き六かしき事なる故、山田村とやらん何村とやらん、一村打寄りて評定をなせし上にて、其村に何某とやらん言ひて、至つて富める家あり。金銀・田畑澤山に所持し、昨年來の饑饉にて諸人大いに困窮をなせ共、己れは利を貪んとて米は申すに及ばず、雜穀の類に至るまで、仰山に積み貯へぬる者有り。此者を賴んで作物取納むる迄の米を借受けて、何れも飢を凌ぐべしと、何れも一統に申合せ、中にてもよく口利ける者兩三人も行きて之を賴み、「秋作取入れし上は、相違なく速に返すべし」と、言ひぬれど、之を少しも聞入るゝ事なきにぞ、詮方なくて引取りしかば、此度は五六人も連立ち行きて、種々詞を盡し頭を下げて賴みぬれ共、一向に聞入れざれば、此者共も引取りぬ。夫より一村連立ちて

行き、種々に歎きぬれども、氣强く之を取敢ざる故、何れも大いに怒り、若き者共已に此家を打毀たんとする勢なれ共、老分の者共之を制し、事なく此家を立出でて、直に山田村の內に住居する、何某やらんいへる劍術の師範せる者の方へ立寄り、「然々の事にてしか賴みぬれ共、少しも頓著なさゞる故、若き者共は大いに怒り、彼家を打毀たんと言ひぬれ共、さ有る時は大變に及びぬれば、何卒先生の御計ひを以て貸しくれらるゝ樣なし給はるべし」とて、一同賴みぬるにぞ、之を捨置き難く、「各〻方の一統に賴まれしを用ひざる者にして、我等が申しぬる事を聞入れ申すべき理なし。されど共之を否めるも不實に當りぬれば、一應掛合ひて見るべし」とて、夫より直に彼家に到り、詞を盡して賴みぬれ共、露計りも之を聞入れざる故に、之も詮方なくしてすご〳〵引取りて、其由を言聞かせ、「最早致方なし。所詮我々が手には逢ひ難ければ、各〻の存寄致されよ。此上は我は知らず」〔と脫カ〕いひしにぞ、何れも此人の返事を聞かんとて、此家に相待ち居りしが、此由を聞くと其儘、「年若き者共は此の如くならんと思ひし事よ、もはや堪忍なり難し。彼家を打毀ち存分の腹愈せせん」と言罵

山田屋大助一揆に参加

りしかば、此劒術者の家に前以てより滞留せる二人の浪人者有りしが、之を聞きて、「さ思へるも尤も至極の事なり。我等も共々に加勢すべし」とて之をけしかけ、燃ゆる火に油を注ぎぬる勢ひなりしかば、何れも彌〻其臍を固めし故、是非なくも老分の者迄同意せしといふ。劒術者も此の如き事に掛り合ひ、逃れ難き場所に及びしと見えて之に同心す。此者の弟子大坂に六人あり。大助は其高弟なりといふ。此故に六月晦日、親源六大病なれば用事有りとて、急使を以て招に來りしにぞ、翌七月朔日早朝、宿を立出でて彼地へ到る。幸の折柄なれば、今井・硏屋（硏屋は佐藤四郎右衛門とて、因州鳥取の浪人なりといふ。）抔に妙見參りを勸めて同伴し、二日よりして騷動に及べる樣になりて、遂に鐵炮にて打殺されしといふ。

今井藤藏は書家にして算術を專らに敎ゆ。其子上町同心へ養子に遣せし有り。又高麗橋筋とやらんに、松田とやらん松岡とやらん言ひて、算術の師範あり。此者の子も亦上町の同心何某とやらん云へる者の養子となると云ふ。然るに今度今井は、同心の方へ遣し置きたる悴をも、妙見へ召連るべしとて之を召寄せ、同道

能勢騷動に付彌助の實話

能勢一揆蜂起の狀況

せしといふ。然るに此者二日の騷動せる樣を見ると、其儘密に逃歸り、養家に隱れ居りしに、五日に至り何れも鐵炮にて打取られ、從類多く召捕られしが、今井が子の同心の養子になれるをも召捕へんとて、上町へ到りしが、算術者の子なる由をいへるにぞ、人違にて高麗橋なる算術者の子、始めに召捕られ大に難儀せしが、漸〻と人違なることの相分りしかば、後に今井が子を召捕られしといふ。兩人共揚り屋へ入れられしとの噂なり。一人は大なる災難といふべし。

多田の近在に萬善といふ處あり。此村の彌助といへる者は、齋藤町市物屋久兵衛といへる者の緣類なり。盆後大坂へ出來り久兵衛方に滯留し、同人が咄を聞くに、世間にていへる如く、最初杵の宮へ發頭人五人出來り、番人を切り、鐘を撞きて人數を集め、頂上二千人に餘れり。村々へ廻文を廻し、從はざる者は悉く打殺すと云へるにぞ、何れの村々も是非なく之に從ひぬ。我村へも廻文來りし故、其變を恐れて隨身の由を返答し、銘々竹槍を用意し、近邊村々の樣子を窺ひ、日々遠見を出し、隣村迄出來ば據無き事なれば、是非を論せず此方より出行きて之に隨ふべし。彼の大

勢の人を當村に引入れては、仕度等を致させぬる樣になりて、一度の飯を仕出ぬるも三石や五石の米にては足り難かるべし。何れも其心構にて用意すべしとて其積りなりしに、もはや隣村迄出來りし故、已に打立たんとする時、諸方より討手出來りし故、一揆の方へは行かずして大坂の手に屬して、先手を勤むる樣になりぬ。今一足違にて已に一揆の群れに入らんとせしに、幸にして其難を逃れぬ。危き事なりし。

夫よりして麻田・根本・小堀・石原・能勢・保科・櫻井谷等の人數追々に出來りしかば、一揆跡へ引返し、寺の內へ楯籠りしを、御町奉行根本善左衞門等の人數、前後より押寄せ、大勢の狩人を先に立て、空鐵炮を打掛けしかば、之にて一揆方の人數は悉く散亂し、多くは味方の人數に加りしにぞ、跡は殘れる者とては山田屋大助・今井藤藏・佐藤四郎右衞門の三人となりしにぞ、三人の者共も今はこれ迄と思ひしにや、本堂の內より小田屋大助刀を拔持ちて馳出でしを狩人に命じ、之を鐵炮にて打たせぬ。何れも股を目當に打掛けしに、何れもあやまたず當りしかば、玉三つ迄は踏堪へしが、四つ目の玉にて打倒されしかば、今井藤藏走來りて之を介錯し、己れは直に引返し

山田大助討死

腹十文字に掻切つて咽笛を後へ突貫き、うつ伏に成りて死失せぬ。佐藤四郎右衛門は少しも本堂を動く事なく、自ら鐵炮腹をなし、疵口に紙を撚込め、血の漏れざる様になして、俯しに伏して死す。何れも武士と違ひ天晴なる最後なりしと云ふ。こは五日の未の刻の事なりしとぞ。杵の宮へ始め出來りし一揆の發頭人は五人なりしが、二人の者は何つの間に何れへ失行きし事やらん、其影だにも見し者なし。三人の者共も斯る事を思立ちぬる者共とも思はれず。こは定めて天魔にて有りしやらんなど專ら噂せしと云ふ。山田屋は能勢大助、今井は蒲冠者範賴の末孫なりとて、蒲藏人と名乘りしとも云ふ。始めより之に從ひぬる村每に、幟を一本づつ立てさせて、何れも難澁訴訟人何村と書記させしと云ふ。然るに其願の筋をも聞糺す事なき上に、御料・私領の別なく、支配地頭へ一應の沙汰もなくして、領地の狩人・百姓共を我儘に人夫に取り、此者を先手とし、畢竟徒黨せし者共速に散亂して、烈しき戰ひなかりし故、何れも無難なりしかども、少しにても取合ざれば何れの百姓・狩人も命に係はる事なるに、不埒なる致方其儘にては差置き難し、急度公訴なさん

など云ひて、何れも大に怒り憤られしと云ふ。此の如きに狩人・百姓を先に立て、鐵炮を打掛け進みぬるにぞ、一揆の人數大いに散亂し、逃るあれば此方へ走加る有りて、大いに騷立てしにぞ、遙の跡に控へぬる與力・同心の類は大いにうろたへ、大崩れに成りて逃出せしとて、諸人の笑物なりしといふ事なり。

山田屋大助の性質

山田屋大助が事は前にも言へる如く、不良の人物にて慾心深きのみにして、大鹽が亂妨に狼狽へ騷ぎ、平日妻子惑溺し愛著に餘念なき事共にて、聊腕立はすれ共、少しも沈勇ありて、命を失ふ事を恐れざる男にはあらず。强訴の事なれば命を失ふ程の事はあるまじく、麾は振れ共程能く云逃れて、騷動せる中にて金儲せんと思ひて、例の慾心より起りし物にして、有無の糺もなく、鐵炮にて打殺されんとは思ひも寄らざりし事なるべし。今井は至つて貧窮人にて、一年半計りも家賃さへ滯れる程の事なれば、餘は之にて知るべし。之も算盤の桁外れなるべし。此外仙石の浪人鎌田隼人大鹽の餘類河合鄕左衞門など、之に組せしなど云へる風說ありしかども、之も分明ならざる事なりし。又小田屋、今井・硏屋など四五人計りの人を引連れ、盜賊方

與力・同心にやつし、捕物有りて出來りし由にて、川尻村の庄屋に到り、番人を切殺し人數を集めしなど、道行長々しき咄もあれども、今井・硏屋は知らざれども、大助は山田村の產にして、其邊にて面を知らざる者はあるまじき事に思はるれば、かゝる事のありしといへる事、其道理に當り難く覺束なき事なれば、此始末を記する事なし。何分にもかく鐵炮にて打殺さるゝ事なりと思はゞ、かゝる事をばもくろみぬる事はあるまじき樣に思はれぬ。

蜂起せし始め勢ひを以て人を服從せんと思へるにや、頻に空鐵炮を打立候ゆゑ、焔消乏しくなりしにぞ、三田の町へ二人連にて之を求めに到りしを召捕へしにぞ、委細に白狀す。其由直に大坂へ訴へらる。又村方よりも追々訴へ出でしかば、御奉行所にては大鹽が殘黨ならんと思はれしといふ事なり。又鈴木町御代官根本善左衞門へ御支配地より早速訴へ出で、速に御手當下され候やう申せしかば、大いに仰天し、「暫く待つべし」とて此者を留置き、頓と何の御沙汰も之なき故、數々催促すれ共、「暫く控へよ」と計りにて、何の返事もなく、只大にうろたへ廻れる樣子なれば、如何と

もなし難く、半日餘も引付けられぬ。かゝる所の大變なれば、宿元へ心せかれ候へば、私は御暇給るべしと、七つ頃に至りて言捨てにして走歸りしが、夜に入りて斯かる騷動の中へ引取りぬる事故、心ならず思ひしかば、天王寺邊に住居する所の知邊の人を相賴み、之と同伴して歸りしといふ事なりし。

山田源六の素行

山田屋大助が妻幷に悴猿之助より直に咄せる處左の通

根來源六は、前にもいへる如く不良の者にして、種々惡しき事有りて、現在肉骨の姉に絕交せらるゝ程の人物なり。此姉根來の家に生れて葭屋の家に嫁し、弟ながらも源六は父の跡を繼げる者なれば、此女の身に取りては、俺末に思ふべき者には非ず。然るを義絕せしはよく〳〵の故有る事なるべし。源六當年七十四歲、先年布屋町に住居せる時、四十四五にして十七八の妻を迎ふ。世間は云ふに及ばず近隣の者も皆程能き年頃なれば、何れも大助が嫁なり〔と脫カ〕思ひしに、案外の事なりし。同人事は至つて房欲甚しく、斯かる年若き妻を迎へ乍ら、召遣ふ處〔の脫カ〕下婢・乳母の類、一人として之を犯さずといふ事なく、日々飮食の欸り又其度に過ぐる事

甚しく、是等の費少なからざる事なれば、加島屋久右衛門より間毎に貰ひぬる五六百目の給銀にては足り難き事故、常に不良の山を工みなす事と思はれぬ。十四五年計り已前より加島屋の家督は悴大助に譲り、己れは能勢へ引籠り、後妻の腹に生れし娘に養子をなして家を相續す。又同腹の男子あり。之は末子の事にて幼弱なる故、姉に養子せしといふ。此男子といへるは大坂に出でて堀江邊に奉公すといふ事なり。

源六の貪欲

源六在所へ引取りて後は、大助よりして日々魚肉を贈りしが、暑に至りては味損じ腐れる故、源六方より、「魚肉を贈る事を止めて料物すべし。此方にて勝手に求めん」といへるにぞ、近年金子にて毎間に贈れるやうになる此肴代も、「金子入用なれば當年の分を一所に受取らん」といへるにぞ、其意に任せぬれば又間もなきに、來年の分も受取らんとて之を貪取り、又其上にも何時となく金子入用の由申來りぬるにぞ、大助も困窮し之を斷れば、「公儀へ不孝を申立て勘當すべし」などいひぬる故、無理なる積りをなして金子を拵へぬる事故、自ら貧困に及びぬるやうになりし

源六壻源二郎の素行

○へたるハ誘フコト

といふ。

又源六が後妻といへるは、至つて不人柄の者にして、只さへ惡しき源六をけしかけて頻に大助を困らしむ。此者が腹に生れし娘に嫁せしめし壻の名を源二郎といふ。此者源六が家の相續人なり。此者も至つて放蕩を盡し、聊か有る所の田地をも質に置き、又は他借等をも格外に致し、身の立所なしとて、借金方の者を引連れて出來り、兄大助が家へへたり込み、過分の銀子を無心云ひ、後には所の庄屋と馴合ひ、庄屋同伴にて出來り、二三日も尻を居ゑて居催促をなし、大いに大助を困らせて金の工面をなさしめし事あり。之に限らず斯樣の類まゝ有る事にて、弟の事なれば叱り付けて之を取合ざれば、忽ち母の機嫌を損じ。親源六へ惡樣に申含めて、大いに大助を苦しましめて、己れも至つて慘く當りぬるといふ事なり。後には大助を追退けて加島屋の家督を源治郎が有とせんと、源六に勸め込みて工みぬる事など有りしといふ。此度大助が能勢へ到りしも、親源六至つて大病の由申越しぬる故、取る物も取敢ず明る日早朝に立ちて、彼地へ到りしといふ。今井は京都其外近國處々に

今井佐藤の兩人能勢へ赴きし理由

用事有りて出で行くにぞ、「幸の能き道連なれば、能勢の妙見へ參籠すべし」とて同伴し、佐藤四郎左衛門研屋也は、是も故郷鳥取へ用事有りて行きぬる故、道すがら商をなしながらに行かんと思ひ立ちぬる故、幸のよき連れなれば之も同伴して、妙見へ參るべしとて、一所に出で行きしといふ事なり。今井は大助と兄弟分なれども、佐藤は左程深き交りせる者に非ず。家を出づる迄も何の樣子もなき事なりし故、能勢へ到りて後、俄に思付きしものならん。下地より其催し有りぬる程の事ならば、少しにても我が心付かざる事は、有るまじき事なるに、露計りも其氣色はあらざりしと、妻が咄なれ共、一大事を思立つ程の者にして、うか〳〵妻に悟られぬるやうの事も有るまじく、只欲心を起し密に金儲せんと思ひぬる時は、尙一命を失はんとは己が心に存寄らざる事なれば、なにしに之をけどらるゝ事あらんや、覺束なき事なり。

大助が劒術・柔術の師といへるは、前に噂ありし處の能勢の者には非ず。天滿曾根崎新地神明より少し南にて、東側に播磨屋忠兵衛と云へる下駄屋有り。此者表名前は右の如くなれども、專らはた秦カ四郎兵衛といへる通り名なり。此者與力・

同心など隨身して、稽古をなす者多しといふ。大助も此者を師として稽古せしとなり。

大助等が最後の眞相

前に大助・藤藏・四郎右衛門等が最後の事を記せしが虚説なりし。猿之助がいふを聞くに、四日三人共に上月村のはづれ野中の道にて、何れも鐵炮にて打殺さる。同人が死骸を改めに行きしは八日の事なりしが、長き箱に入れて、石灰詰にして假覆ひして有りし〔を脱カ〕掘出し、石灰を洗ひ落して之を見せられしに、大助は咽を打抜かれ、今井は胸先を打抜かれ、佐藤は腹を打抜かれて有りしとなり。此者共此處へ出來るを待伏して、獵人共打殺せしといふ。夫より三人の死骸大坂へ引取になるといへり。大助が家筋は賴國の末孫にて、世に多田院の家來なり。猿之助にて二十五代相續すといふ事なり。親源六も此度の一件に付、村預けに仰付けられしとなり。

福島の葭屋・願教寺堀の釜屋等にて、惡事をなせし大助同腹の弟藤兵衛といへる者、其後富田にて母娘兩人有りて、按摩をなして世渡りせる者の方へ養子となる。是

も相變らず惡事をなすといふ。昨年大助半身不隨にて病臥して一ケ年計りも引籠りしにぞ、之が手代りに出來り暫く滯留せし內、加島屋久右衞門へ出入する處の兄が家督を奪取りて、己が物とせんと工みぬる由。又兄が衣服等をも密に盜出して、之を質に置き、又は賣拂などせしといふ。又源六より大助へ來れる書狀、只の一度も宜しき事を申越せる事なく、悉く難澁なる事のみなれども、其書狀來れる每に之を頂かざれば開封する事なく、封切りて其狀を見終りぬれば、之を紙袋に納め父の書なりとて、己れは勿論妻子等にも之を反古に遣しめず。此の如くなる故、大なる袋に六七も溜り有りしを、昨年源六夫婦連にて出來り、長々滯留のうち、母親之を髮結反古に遣ひ捨て、紙袋に昨已來の書狀二袋計りも有りしを、此度の一件に付、附立の節公儀へ御取上になりしかば、此度の始末も委しく分るべき樣に思はれぬと、妻が咄なりし。彼がいへる所にては、親計り惡しきやうに聞取られぬれ共、不良の心なき者のいかでか惡事に組する事のあらんや。され共父の無理なる事のみを申越しぬる書狀を戴きて開封し、之を大切になして除置くに至りては、少しく人倫の

道を辨へぬるに似たり。何分にも貧困せる處よりして、生質の慾心を生せし者ならんか。何にもせよ一命を捨てゝ、事を起せる程の氣象ある者とは思はれぬ事なり。いかなる事にや知り難し。

大坂より出張の人名

大坂よりの先手には、平山源三郎・人見八次郎・島田鑑五郎・松浦一太郎。二番手與力桑原信五郎・吉見勇三郎・久米孫三郎・與力吉田覺之丞・鬮彌次右衞門・寺田義四郎。

天保八酉六月朔日、勢州桑名松平越中守殿領分越後刈羽郡柏崎八萬三千石、御陣屋へ、朔日の夜八つ時分表門へ火をかけ鐵炮打込み、烟の內より十八計り身には甲頭巾・小具足著し、槍・長刀・小筒等所持致し、荒濱宿の者二三十計引連れ、無二無三に切入申候。其輩には、

鷲尾甚助　是者無念流の名人にて、其名隱れなく、猛勇の者にて、越後にては摩利支天の甚助と異名取る者なり。元は會津の浪人、今は劍術の師なり、行方不ㇾ知。

小關六郎　是は越後三條在小關村の者にて、鷲尾に增る一刀流の名人にて、其名國中に隱れなく、元は西國の浪人者に御座候。松岡彥之進に被ㇾ討留ㇾ申候。

御代替の式次

溜詰布衣以上御目見

生田よろづ　是は米澤の浪人にて劍術の上手、其上强弓の名人にて、八分迄は引く人也。今は柏崎に住居致し、和學者致し居申候。亂軍の内に死す。

其外六七人の浪人は、何國の者に候哉不㆓相分㆒、右の内三人は海邊にて打留候。御陣屋方には、

淺手七ヶ處　岩崎臺助　淺手二ヶ所 深手一ヶ所 養生不相叶 松岡彦之進　淺手　松岡勝四郞

深手にて死 生不相分 島橋助八郞・加藤才助・小林金之丞・同鐵藏・卽死　一村亦八・伊東治兵衞

藤岡鐵藏

右之通り珍事に候尤夜明方に相鎭る。

一、天保八酉年四月、江戸御代替に付候て、御式向如㆑左。

一、上樣今日御本丸へ御移徙に付、五つ時の御供揃にて西の丸大手御門より、內櫻田御門通り御本丸御玄關へ被㆑爲㆑入。

一、御書院番所御馬印出㆓置之㆒、上覽有㆑之、大廣間より大廊下通り被㆑爲㆑成。

一、溜詰、松平近江守・松平參河守・松平越前守・松平上總守・松平淡路守・松平大藏大

輔・松平兵部大輔、御譜代衆・高家詰衆・御奏者番・菊の間縁側詰・右嫡子共諸番頭・諸
〔手カ〕
拜頭・布衣以上之御役人、席々に於て御目見。

御一門幷に松平參河守等御目見

一、於㆓御黒書院御下段㆒、御三家方・御三卿方御對顏過ぎて、御座の間へ被㆑爲㆑入、御祝儀有㆑之、重ねて御三家方・御三卿方御對顏、御手自御熨斗鮑被㆑下㆑之、松平參河守始め松平兵部大輔迄御目見。

西の丸へ御移徙

一、大御所樣、四つ時御供揃にて西の丸へ爲㆓御移徙㆒出御、出仕の面々前條の通り御通懸、於㆓席々㆒に御目見有㆑之、御書院番所へ御立寄、御馬印上覽相濟み候て、大廣間御駕籠臺より蓮池御門通り西の丸へ被㆑爲㆑入。

一、出仕の面々於㆓席々㆒謁㆓掃部頭㆒、老中中務大輔御熨斗鮑出㆑之。

一、御移徙相濟み候爲㆓御歡㆒、紀伊大納言殿・尾張大納言殿使者被㆓差出㆒。之於㆓躑躅の間㆒謁㆓和泉守㆒。

大御臺御臺樣移替

一、大御臺樣・御臺樣も今日御移替有㆑之。

一、御移徙相濟み候爲㆓御祝儀㆒、大手內櫻田御門番迄面々登城、於㆓席々㆒謁㆓水野壹

岐守。

一、同三日、總出仕有之。　一、掃部頭快、今日登城。

四月三日

御移徙濟の御祝儀

一、御移徙相濟み候爲御祝儀總出仕有之、於御座の間御三家方・御三卿方御對顏、松平加賀守御目見。　御手自御熨斗鮑被下之。　松平參河守・松平越前守・松平右近將監・松平上總介・松平左兵衞督・松平淡路守・松平大藏大輔・松平兵部大輔御連役方溜詰、　其外出仕之面々於大廣間二の間の間謁御奏者番堀田豐前守・本多下總守。

一、右同斷に付いて、紀伊前大納言殿・尾張大納言より使者被差出之、於躑躅之間謁和泉守。

一、右同斷に付いて、御三家方・紀伊前大納言殿・尾張大納言殿より箱肴・御樽代被差出之、躑躅之間に於て謁和泉守。

日光准后より御祝儀

一、右同斷に付、日光准后より三種二荷、同新宮二種一荷、以使差上之、於燒火の

間ニ謁ニ和泉守一。

一、右同斷に付、萬石以上の面々より箱肴・御樽代獻ニ上之一。於ニ大廣間四之間一堀田豐前守家來請ニ取之一。

一、右同斷に付、右之面々より大御所樣へ箱肴・御樽代獻ニ上之一。於ニ西の丸一大久保出雲守家來請ニ取之一。

一、右同斷に付、右之面々より大御臺樣へ箱肴・御樽代獻ニ上之一。於ニ坂下御門番所に一本多豐前守家來請ニ取之一。

四月四日

一、日光へ廿日御名代、松平河内守・松平備中守・酒井修理大夫（代り）・酒井右京亮・大久保佐渡守（名代）・口部備中守（代り）。右被ニ仰付一旨、於ニ芙蓉の間一掃部頭老中列座、和泉申渡。

一、□御臺樣御廣敷御用部屋書役・大御臺樣御待へ、鵜澤源之助。右被ニ仰付一旨出ニ燒火間一若年寄中西の丸共出座、增山河内守（申渡脫カ）

日光へ御名代仰付らる

御小性組番頭口見甲斐守　右組中御門渡の間於二帝鑑之間一掃部頭老中列座、和泉守申渡。若年寄中待座。

一、明五日、御代替之御禮有レ之。　一、中務大輔今日登城無レ之。

四月五日

御代替御禮出仕の面々

一、今辰の下刻御白書院へ紀伊大納言殿・尾張中納言殿・水戸宰相殿・松平加賀守・松平參河守・松平越前守、右御代替之御禮、御太刀目錄を以て被レ申二上之一。次參河守・越前守、御太刀目錄持參申二上之一。

井伊掃部頭・松平肥後守・松平右近將監・松平上總介・松平左兵衞督・松平攝津守・松平左京大夫・井伊玄蕃頭・酒井雅樂頭・松平淡路守・松平大藏大輔・松平兵部大輔・酒井左衞門尉・藤堂和泉守・松平大學頭・松平下總守・松平隱岐守・松平近江守・松平播磨守・松平和泉守・水野越前守・太田備後守・松平伯耆守・脇坂中務大輔・戸田釆女正、右御代替の御禮、壹人づつ御太刀目錄持參申二上之一。

松平出雲守・榊原式部大輔・眞田伊豆守・小笠原伊豫守、右同斷。終つて大廣間へ

渡御。御襖老中開ㇾ之、御次之間御譜代大名外拾萬石以上の內、六人替寄合出禮之分、其外諸大夫・法印・法眼之醫師、但奥醫師狩野晴川諸役人、且西の丸幷大納言樣御附之面々一間に御禮申ㇾ上ㇾ之。畢つて入御。
一、在國有迄病氣・幼少の面々、名代之以ㇾ使者ㇾ御太刀目錄獻ㇾ上ㇾ之、大廣間へ掃部頭老中出席、御奏者番請ㇾ取ㇾ之。
一、御代替爲ㇾ御祝儀ㇾ大納言樣へ獻ㇾ上ㇾ之、御太刀目錄出、於ㇾ蘇鐵之間ㇾ青山因幡守家來請ㇾ取ㇾ之。
一、右同斷、爲ㇾ御祝儀ㇾ大御所樣へ獻ㇾ上ㇾ之、御太刀目錄は西丸へ差ㇾ上ㇾ之。
一、明六日御代替之御禮有ㇾ之。　一、中務大輔快、今日登城。

御代替之御禮

四月六日

一、今巳の上刻、御白書院へ出御。
一、紀伊前大納言殿・尾張大納言殿在國に付名代之以ㇾ使者ㇾ御太刀目錄被ㇾ差ㇾ上ㇾ之、老中披露。

一、松平彈正大弼、右御代替之御禮、御太刀目錄持參申ニ上之、畢つて大廣間へ渡御。有馬玄蕃頭・上杉彈正大弼・松平土佐守・松平豐後守・松平安藝守・宗對馬守・佐竹右京大夫・伊達遠江守・松平出羽守・松平伊豫守・出羽左京大夫・有馬上總介・松平對馬守・上杉式部大輔。右同斷御禮。壹人にて御太刀目錄持參、於ニ板縁に一申ニ上之。畢つて御下段出御。襖老中開レ之、御次之間外拾萬石以上之表高家并諸大夫、其外御番衆詰役人一同に御禮申ニ上之、相濟入御。

一、御隱居爲ニ御祝儀一、上樣・大納言樣へ紀伊前大納言殿・尾張大納言殿より以ニ使者一、箱肴・御樽代被レ差ニ上之一。於ニ躑躅之間一謁ニ和泉守・中務大輔一。但御代替爲ニ御祝儀一御臺樣へ白銀・箱肴被レ差ニ上之一、於ニ同席一謁ニ御留守居一。

一、御隱居爲ニ御祝儀一、上樣・大納言樣へ萬石以上之面々より以ニ使者一、箱肴・御樽代獻ニ上之一、於ニ大廣間之間一本多豐前守・戸田因幡守家來請ニ取之一。但松平加賀守使者、於ニ檜之間一謁ニ本多出雲守一。

一、右同斷有ニ御祝儀一、右之面々より大御臺樣へ、箱肴・御樽代并ニ御代替之御祝儀、白

銀・箱肴獻㆓上之㆒〔於カ〕出㆓坂下御門番所㆒、內藤大和守家來請㆓取之㆒。

一、右同斷爲㆓御祝儀㆒右之面々より、御臺樣へ同斷獻㆓上之㆒、於㆓平川口御門番所㆒安藤對馬守家來請㆓取之㆒。

一、御表へ出御に付、伺㆓御機嫌㆒、御三家方より使者被㆑差㆓上之㆒。於㆓躑躅之間㆒謁㆓和泉守㆒。

一、明七日御代替之御禮有㆑之。

四月七日

御代替の御禮

一、今巳之上刻御白書院へ出御。煩松平牧三郎。右御代替御禮、御太刀目錄持參申㆓上之㆒、畢つて櫻の間へ立御。萬石以上無官の面々竝居、御禮後座㆑之、榊原式部大輔・奧平大膳大夫・井伊右京亮家來竝居、御太刀目錄前へ置御禮申上候。畢つて御次之御襖障子老中開㆑之、御敷居際立御。千人頭・江戸町年寄・江戸町總中・銀座・金座、右の者一同に平伏、過ぎて御納戸岩松滿次郎御目見、畢つて入御。

一、御代替之爲㆓御祝儀㆒、萬石以上病氣・幼少幷隱居之面々より御太刀目錄、以㆓使

者獻上之、於檜之間謁大久保出雲守。

一、右同斷爲御祝儀右之面々より、大納言樣へ御太刀目錄、以使者獻上之、於蘇鐵之間御奏者番添番大久保玄蕃頭請取之。但大御所樣之分西丸へ上る。

一、御表へ出御に付、御三家方より使者被差上之、於躑躅之間謁和泉守。

一、御代替之御祝御歡、爲〔伺脫カ〕御機嫌御三家方より使者被差上之、於同席謁和泉守。

一、御代替被爲濟候に付、明八日紅葉山總御靈屋へ御參詣に付、御供揃五つ時と被仰出之

四月八日

紅葉山御靈屋へ參拜

一、御代替相濟み候に付、今五つ時之御供揃にて紅葉山總御靈屋へ御參詣。

一、還御以後爲伺御機嫌、御三家方より使者被差上之、於躑躅之間謁和泉守。

一、右同斷に付、大手內櫻田・西の丸大手御門番之面々登城。於席々謁水野壹岐守。

一、［　　］御給五、御使宮原攝津守。日光准后、右近々御登山に付被レ進レ之、且明後日十日御登城、『御對顏被レ爲レ在候樣、被レ仰レ進レ之。

一、明九日、上野一山出家中、御代替之御禮有レ之。

四月九日

一、今巳の上刻御白書院へ出御。御太刀目錄・卷物二十、御代替之御禮日光准后。同御太刀目錄、同新宮右御對顏。三束一卷、山門總代常智院。一束一卷、東叡山總代凌雲院大僧正。同日光山總代哲城院。同山王別當觀理院僧正。一束一本宛、下目黑龍泉寺龍王院・佛頂院・武州仙波喜多院僧正・市ヶ谷自洗院。一束一卷宛、深川覺樹王院・谷中天台寺住持護法院・東叡山東信解院・東叡山福聚院住持五佛院・根津權現別當昌泉院・千駄木世尊院・下水戸御宮別當・東叡山吉祥住持維摩院。右御代替の御禮、壹人づつ申ニ上之。其外出家中・山王神主樹下近江・根津權現神主伊吹左衞門・神田明神〔神主脱カ〕芝崎大隅・氷川明神別當大乘院、進物持參御禮相濟、御襖開レ之、御次之間東叡山羽中遠國寺院・紅葉山道達長說・日光准后家來・東叡山目代之末八共、御禮申ニ上之。

四月十三日

一、御移替相濟み候爲ニ御祝儀一、大御所樣へ御膳被レ爲レ進、御能被ニ仰付一候に付、溜詰松平近江守・御譜代大名・高家詰衆・御奏者番・菊之間緣側詰、右嫡子ども、布衣以上の御役人、西の丸並に大納言樣御附之法印法眼之醫師登城、見拜被ニ仰付一之。

一、今辰の下刻大廣間へ大御所樣・上樣出御、御間之御襖老中開レ之。御次伺候之面々一同に御目見相濟み候て御能始まる。

一、御能始、森川内膳正勤レ之。

御能組

翁　三番叟　雄太郎

高砂　觀世太夫　權右衛門　萩大名　九郎兵衛　長右衛門　與右衛門　雄太郎

長良　六平太　源七郎　三助　德次郎　與五郎　安兵衛

金札　御中入無レ之

六浦　金春大夫　新之丞　三太郎　新次郎　彌右衛門　惣右衛門　又六郎

諸言　八右衛門　榮太郎　忠七郎　彌五郎　長次郎　久五郎

御太刀下さる

一、於二御座之間一御膳被レ進レ之。鷹之間（溜詰松平近江守。）・柳之間（御譜代大名雁之間詰・御奏者番菊之間縁側詰・右嫡子ども。）菊の間、（高家・布衣以上御役人。西丸并大納言様御附共・法印・法眼醫師、）右於二席々一御料理被レ下之

一、御表へ出御に付、爲レ伺二御機嫌一御三家方より使者被レ差二上之一、於二柳之間小廊下一謁二越前守一。

四月十五日

一、銀拾枚宛、觀世太夫・金春太夫・喜多六平太。同五枚宛、金春八右衞門・觀世鐵之丞。右御移替御祝儀御能相勤め候に付被レ下レ之、於二焼火之間に一増山河内守申二渡之一。

四月十九日

一、御座間御手自御刀（豊後國景盛代金二十枚）水野越前守、時服七増山河内守、右御移替御用相勤候に付、於二御前一拜二領之一。時服六土岐豊後守、右同斷に付於レ奥拜二領之一、畢つて御目見。時服三長崎奉行久世伊勢守、右長崎御取締之儀、取計方行屆骨折相勤候に付、被レ下レ之。金三枚同戸川播磨守、時服三、（名代）久世伊勢守。右御目附勤役中、長崎御取締之儀立合相勤、骨折候に付被レ下レ之、於二芙蓉之間一列座、和泉守申レ渡レ之。

四月廿五日

大御所様より・大納言様より

御刀青江吉次代金百枚　御脇指來國俊代金同斷

右御隱居之爲ニ御祝儀ト、西丸於ニ御座之間ニ被レ進レ之。

御刀延壽國泰一種代金七拾枚　御使松平伯耆守　紀伊大納言殿

同備前國近景一種代金同　斷　同　尾張中納言殿

同長谷部國信一種代金同　斷　同　水戸宰相殿

同備前國宗　一種代金五十枚　同　紀伊前大納言殿

同三原正家　一種代金同　斷　同　尾張大納言殿

同備前國隆景一種代金同　斷　同　德川鶴千代丸殿

右御隱居之爲ニ御祝儀ト大御所様より被レ進レ之。

御刀大和國則長一種代金五十枚　上使永井肥前守　松平加賀守

同備前國祐兼　同代金三十五枚　同　松平參河守

同備前國光來　同代金　同斷　同　松平越前守
同備前國春光　同代金　同斷　同大岡主膳正　松平上總介
同大和國包永　同代金　同斷　同永井筑前守　松平左京大夫
同備前國則永　同代金　同斷　同　酒井雅樂頭
同備前國重則　同代金　同斷　同大岡主膳正　松平肥前守
同備前國後則光同代金　同斷　同　松平因幡守
同備前國前菊光同代金　同斷　同　松平安藝守
同大和國包則　同代金　同斷　同永井紀伊守　松平淡路守
同備前國祐光　同代金　同斷　同大岡主膳正　松平大藏大輔
同大和國正眞　同代金　同斷　〔同脱カ〕　松平兵部大輔
同若狹國金狹　同代金貳十枚　同永井肥前守　松平犬千代丸
同豐後國長盛　同代金　同斷　同大岡主膳正　松平陸奥守
同豐後國重行　同代金拾五枚　同永井肥前守　前田龜丸

御壺壹・御烟草盆・昆布　一箱　同松平伯耆守　日光准后

源氏物語・昆布　一箱　同　同新宮

右御隱居之爲ニ御祝儀レ從ニ大御所樣一被レ下レ之。

一、右同斷爲ニ御祝儀一掃部頭老中・伯耆中務大輔・若年寄中永井肥前守・大岡主膳正・本多豐後守・堀田攝津守、西丸於レ奧御刀被レ下レ之。

京都へ御名代

一、松平讚岐守（武田大膳大夫）　酒井左衞門尉（横瀨駿河守）　松平隱岐守（大澤修理大夫）

御使、畠山飛驒守。大御所樣御使、戶田土佐守。大納言樣御使、今川刑部大夫。

一、日光へ御名代、松平下總守。

公方樣可レ被レ遊ニ御隱居一候間、內府樣將軍宣下等如レ先にて、勅辭之儀京都へ被ニ仰進一候處、今暫御在職被レ爲レ在候樣被レ遊度、將亦御治世五十歲、殊に莫大之御勞功に付、准三后宣下之議被ニ仰進一候得共、御隱居之儀は御譯定被レ遊候御事、且准三后宣下之儀被レ遊ニ御辭退一候處、將又再應被ニ仰進一、幷輦車宣下之儀をも被ニ仰進一度御內慮之趣候

處、准三后東照宮にも被遊御辭退、御家に御例も無之御事に付、堅被遊御辭退被仰進候得共、是亦御辭退候段、被仰進候處、公方樣爲被賞御高德、內府樣將軍宣下。御同日不被爲經右大臣、直に左大臣御轉任、大納言樣右大將御兼任可有之宣下候間、被仰進候に付、是亦御辭退も可被遊候得共、御勳功被仰進候御事厚く、叡慮難被默止可被遊御領掌候間、京都へ被仰進候。此段申進候樣之御意、右に付當酉九月、內府樣左大臣御推任に付御參向之御方、

御着座　二條左府殿　近衛內府殿　別勅使　轉法輪大納言殿　勅使親王樣御使兼　德大寺大納言殿

日野前大納言殿　院使　橋本大納言殿　大宮使　姉小路中納言殿　准后使　石井彈正大弼殿

御衣後　高倉侍從殿　土御門陰陽頭殿　兩局　押小路大外記殿　壬生官務殿

右は天奏日野殿の書付を寫取り候なり。

朝覲行幸御再興の事

朝覲行幸御再興之儀に付、御入用莫大之御出方にて、不容易儀には候得共、御所方幷於關東も御繁榮被爲在目出度御時節、殊に當年は御移に付、內府樣御昇進之儀被仰進、重疊御滿悅之折柄に付、格別之思召を以、此節朝覲行幸御再興之儀被仰進

度との御事に候間、能々御兩卿被ㇾ成二御心得一候樣可ㇾ致二御示談一候。尤初度之行幸之儀は、御都合次第早速被ㇾ爲ㇾ在候樣被ㇾ存候。年々又は折々被ㇾ行候儀は、御用途出方多く人分之儀にて、於二關東一御入用多き御時節故、何分思召も難ㇾ被ㇾ任御事に候間、再度行幸之儀は先其時の御催候間、無二急度一御兩卿へ御達可ㇾ申旨、年寄共ゟ申越候事。

天保八年酉三月　　松平伊豆守

德大寺大納言殿
日野前大納言殿

四月二日、御四方樣御入替。三日總出仕。五日・六日・七日元日之通り御祝儀幷總獻上。寺社御禮紅葉山御同前、（未日限不ㇾ知）六日、御隱居樣御儀獻上之品々、鹽鯛・昆布・するめ・御樽代金・干鯛同斷。二日、内府樣大手御門より内櫻田御門下參ㇾ橋、御玄關へ被ㇾ爲ㇾ入。虎之間御飾付、神君樣御讓扇御馬印・半月小馬印

御行列荒增

御鐵炮（五十挺）・御弓（五十張）・御槍（五十筋）・御持七つ道具、御行列御上洛之通。公方樣御平常之御供立にて御駕御式臺より、御内通り西丸へ被ㇾ爲ㇾ入。御同日、御臺樣・御簾中樣御入

替、大納言樣は正月廿一日相濟。八月頃御宣下、九月頃御轉任。

天保八酉年九月、將軍宣下・御轉任・御兼任・御規式書。

九月二日將軍宣下、御轉任・御兼任。

德川家慶將軍に任す

一、御白書院、公方樣・大納言樣出御、御束帶。御先立松平和泉守。

公方樣　御裾　御黑書院御下段より御太刀・御刀。

大納言樣　御裾　御黑書院御下段より御太刀・御刀。

御上段御著座。高倉侍從、右出座、於御下段御敷居外御目見、高家披露。御下段上より三疊目まで和泉守差添、罷出於御上段。

公方樣御裝束御衣紋を勤、直に大納言樣御衣紋之規式勤之。高倉復座之時、御衣紋之儀相勤難有旨、和泉守言上之、上意有之て退座。

土御門陰陽頭。右出座、於御下段御敷居の內御目見、高家披露。御下段上より三疊目迄和泉守差添罷出、土御門御上段より上り、公方樣御身固め勤之、御下段より退く。又御上段へ上り、大納言樣御身固め勤之、復座之時、御身固之儀相勤難有旨、

紀伊大納言殿・尾張大納言殿、右順々被ㇾ出ㇾ席御禮、和泉守披露。御右之方へ著座、但右の内御刀は御後座に持罷在、右相濟み候而御刀御側に置ㇾ之。

今日は目出度被ㇾ存旨同人言ㇾ上之、上意有ㇾ之て退座。

和泉守言ㇾ上之、上意有ㇾ之て退座。

松平加賀守、右出ㇾ座御緣頬ㇾ御目見、和泉守披露。御下段御敷居之內御右之方著座、目出度奉ㇾ存旨同人言ㇾ上之。上意有ㇾ之て退座。松平讃岐守・松平越中守・松平右京大夫・井伊玄蕃頭・酒井雅樂頭・小笠原大膳大夫・酒井左衞門尉・松平下總守・松平隱岐守、右一同出ㇾ座御緣頬ㇾ御目見、和泉守披露。目出度奉ㇾ存旨同人言ㇾ上之。上意有ㇾ之て退座。松平近江守・松平式部大輔、右一同出座次第同前。松平參河守、右出座、御緣頬にて御目見、和泉守披露。御下段御敷居之內御右之方著座、目出度奉ㇾ存旨同人言ㇾ上之。上意有ㇾ之て退座。松平越前守、右出座次第同前。松平阿波守、右出ㇾ座御緣頬ㇾ御目見、和泉守披露。目出度奉ㇾ存旨同人言ㇾ上之。上意有ㇾ之て退座。松平大和守、右出座次第同前。松平右近將監、右出座次第同前。松平上總介、右出座次第同前。松平左兵衞督、右出座次第同前。松平因幡守、右出座次第同前。松平

淡路守、右出座次第同前。松平大藏大輔、右出座次第同前。松平兵部大輔、右出座次第同前。但掃部頭年寄共、伯耆守・備中守、櫻之間御床之前より退、御杉戸開有。

一、大廣間、公方樣・大納言樣渡御、御上段御著座。御簾無之　御先立松平和泉守。但掃部頭御中段西之方下より二疊目著座、年寄共伯耆守・備中守は、御下座東の方一疊目より順々著座。松平讃岐守・松平越中守・松平右京大夫・井伊玄蕃頭・酒井雅樂頭・小笠原大膳大夫・酒井左衛門尉・松平下總守・松平隱岐守・松平近江守・松平式部大輔、西の御緣に著座。勅使、德大寺大納言・日野前大納言、院使、橋本中納言、大宮使、姉小路中納言、准后使、石井彈正大弼、御中段御左の方著座。各束帶

将軍宣下の規式

将軍宣下之次第

一、告使山科大監物束帶、於庭上向御前御昇進、迄二一聲呼之、則退去。

一、宣旨覧箱に入、副使三宅刑部少丞御車寄御緣迄持來之、壬生官務に相渡。官務御緣通り覧箱持出之時、高家宮原彈正大弼御緣へ出迎請取之。宣旨備御前上覧之内、御下段へ退罷在、官務は御緣に退罷在。

征夷大將軍　淳和・奬學兩院別當　源氏長者、兩宣旨。以上四通
右壹通宛上覽相濟みて、其後御納戸構へ納之、寺社奉行へ出座覽箱取之、西之御緣より持出之、御奏者番相渡之、名前不分。請取之砂金二包覽箱に入、南之御緣へ持出之時、官務出向、覽箱請取之頂戴之退去。

御轉任之次第

轉任之次第

一、宣旨覽箱に入、副使靑木中務少御車寄御緣迄持參之、押小路大外記へ相渡。大外記御緣通り覽箱持出之時、高家武田大膳大夫御緣へ出向請取之。宣旨備御前上覽之內、御下段へ退能在、大外記は御緣へ退罷在。

宣旨之次第

宣旨之次第

左大臣　隨身・兵杖　以上　二通
右壹通づつ上覽相濟みて、其後御納戸構納之。出座覽箱取之、西御緣より持出之
[　　]口相渡、[　　]請取之。砂金二包覽箱に入、南之緣へ持出之時、大外記出迎覽箱請取、頂戴之。

大納言樣御兼任之次第

兼任之次第

一、宣旨覽箱に入、副使靑木中務少丞御軍寄御緣迄持㆓來之㆒。押小路大外記へ相渡。大外記御緣へ通り覽箱持出之時、高家大澤修理大夫御緣へ出向請㆓取之㆒。宣旨備㆓御前㆒上覽之內、御下段へ退罷在、大外記は御緣に退罷在。上覽相濟みて其後御納戶構へ納㆑之。出座覽箱取㆑之西之御緣へ持出、御奏者番へ和㆓渡之㆒。請㆓取之㆒砂金二包覽箱に入、南之御緣へ持出之時、大外記出向、覽箱請㆓取之㆒頂㆓戴之㆒。畢て勅使・院使・大宮使・准后使退去。大納言樣御帳臺へ入御、此時御裾御小性、公方樣は直に御著座。

禁裏より御祝儀

一、將軍宣下に付、禁裏より被㆑進㆓御太刀目錄㆒。御前へ德大寺大納言持參、日野前大納言同列、御祝儀被㆑進㆑述㆑之、且又先達而御移替之御祝儀をも被㆑進旨述㆑之。御太刀御頂戴以後、高家御床に納㆑之。但御移替に付て、被㆑進御樽肴は御前へ不㆑出

仙洞より御祝儀

一、將軍宣下に付、仙洞より被㆑進㆓御太刀目錄㆒、御前へ橋本中納言持參、御祝儀被㆑進旨述㆑之、且又先達て御移替之御祝儀をも被㆑進旨述㆑之。御太刀御頂戴以後、高家御床に納㆑之。但同斷

大宮より御祝儀

一、將軍宣下に付、大宮より被ㇾ進二黃金一、御前へ姉小路中納言持參、御祝儀被ㇾ進旨述ㇾ之。且又先達て御移替之御祝儀をも被ㇾ進旨述ㇾ之、黃金〔脫アルカ〕高家御床に納ㇾ之。但是は御頂戴無ㇾ之、御詞も無ㇾ之、御移替に付ての御樽肴は御前へ不ㇾ出。

親王より御祝儀

一、將軍宣下に付、親王より被ㇾ進二御太刀目錄一、御前へ日野持參、德大寺同斷、御祝儀被ㇾ進旨述ㇾ之、且又先達て御移替之御祝儀をも被ㇾ進旨述ㇾ之。御太刀御頂戴以後、高家御床に納ㇾ之。但御移替に付而の被ㇾ進御樽肴は御前へ不ㇾ出。

准后より御祝儀

一、將軍宣下に付、准后より被ㇾ進二黃金一、御前へ石井彈正大弼持參、御祝儀被ㇾ進旨述ㇾ之、且又先達て御移替の御祝儀をも被ㇾ進旨述ㇾ之、黃金高家御床に納ㇾ之。但是は御頂戴無ㇾ之、御詞も無ㇾ之、御移替に付ての御樽肴は御前へ不ㇾ出。

轉任に付禁裏より御祝儀

一、御轉任に付、禁裏より被ㇾ進二御太刀目錄一德大寺持參、日野同列、御祝儀被ㇾ進旨述ㇾ之、且又御兼任に付御祝儀をも被ㇾ進旨述ㇾ之、御太刀御頂戴以後、高家御床に納ㇾ之。但御兼任に付て被ㇾ進御樽肴は御前へ不ㇾ出

仙洞より御祝儀

一、御轉任に付、仙洞より被ㇾ進二御太刀目錄一、御前へ橋本持參、御祝儀被ㇾ進旨述ㇾ之、

且又御兼任に付御祝儀をも被ㇾ進旨述ㇾ之。御太刀御頂戴以後、高家御床に納ㇾ之。但同斷

大宮より御祝儀

一、御轉任に付、大宮より被ㇾ進二黄金一、御前へ姉小路持參、御祝儀被ㇾ進旨述ㇾ之、且又御兼任之御祝儀をも被ㇾ進旨述ㇾ之。黄金高家御床に納ㇾ之。但是は御頂戴無ㇾ之御詞も無ㇾ之、御兼任に付いて被ㇾ進御樽肴は御前へ不ㇾ出。

親王より御祝儀

一、御轉任に付、親王方被ㇾ進二御太刀目錄一、御前へ日野持參、德大寺同列。御祝儀被ㇾ進旨述ㇾ之、且又御兼任の御祝儀をも被ㇾ進旨述ㇾ之、御太刀御頂戴以後、高家御床に納ㇾ之。但御兼任に付いて被ㇾ進御樽肴は御前へ不ㇾ出。

准后より御祝儀

一、御轉任に付、准后より被ㇾ進二黄金一。御前へ石井持參、御祝儀被ㇾ進旨述ㇾ之、且又御兼任の御祝儀をも被ㇾ進旨述ㇾ之、黄金高家御床へ納ㇾ之。但是は御頂戴無ㇾ之御詞も無ㇾ之、御兼任に付いて被ㇾ進御樽肴は御前へ不ㇾ出

一、公方樣御帳臺へ入御。此時御裾御小性。

一、大納言樣出御、御裾御小性。

一、將軍宣下に付〔四一〇頁より四一一頁に同じ依て略す〕

一、御兼任に付、禁裏より被レ進二御太刀目錄一、御前へ德大寺持參、日野同列、御祝儀被レ進旨述レ之、且又御轉任之御祝儀をも被レ進旨述レ之、御太刀御頂戴以後、高家御納戸構へ納レ之。但御轉任に付いて被レ進御樽肴は御前へ不レ出。

一、御兼任に付、仙洞より被レ進二御太刀目錄一、御前へ橋本持參、御祝儀被レ進旨述レ之、且又御轉任之御祝儀をも被レ進旨述レ之、御太刀御頂戴以後、高家御納戸構へ納レ之。但同斷。

一、御兼任に付、大宮より被レ進二黃金一、御前へ姉小路持參、御祝儀被レ進旨述レ之、且又御轉任之御祝儀をも被レ進旨述レ之、黃金高家御納戸構へ納レ之。但是は御頂戴無レ之、御詞も無レ之、御轉任に付いて被レ進御樽肴は御前へ不レ出。

一、御兼任に付、親王より被レ進二御太刀目錄一、御前へ日野持參、德大寺同列、御祝儀被レ進旨述レ之、且又御轉任之御祝儀をも被レ進旨述レ之。御太刀御頂戴以後、高家御納戸構へ納レ之。但御轉任に付いて被レ進御樽肴は御前へ不レ出。

一、御兼任に付、准后より被レ進二黃金一、御前へ石井持參、御祝儀被レ進旨述レ之、且又御

轉任之御祝儀をも被レ進旨述レ之。黄金高家御納戸構へ納レ之。但是は御頂戴無〔之脱ヵ〕御詞も無レ之、御轉任に付いて被レ進御樽肴は、御前へ不レ出。右過ぎて、公方様出御、御褥は小性。御一同御著座。將軍宣下・御轉任・御兼任に付、攝家方使者・親王方使者・御門跡方使者・一條大政所使者、右壹人宛罷出。將軍宣下に付いての御太刀目錄、高家披二露之一則引レ之。次に勾當內侍、右將軍宣下之御祝儀進物、中奥持出、高家披二露進物一、中奥引レ之。

自分之御禮

德大寺大納言・日野前大納言・橋本中納言・姉小路中納言・石井彈正大弼。右壹人宛於二御中段一御禮。將軍宣下に付て御太刀目錄、高家披露。御左之方著座。此時掃部頭年寄共出座、和泉守御取合申二上之一。但御太刀目錄何も御奏者番引レ之。土御門陰陽頭、右於二御中段一御禮。將軍宣下に付ての御太刀目錄高家披露、和泉守御取合申上候。上意有レ之不レ及二著座一退去。御太刀目錄御奏者番引レ之。高倉侍從、右將軍宣下に付ての御太刀目錄持參、於二御下段一御禮高家披露、和泉守御取合申上候。退座御太刀目錄御奏者番引レ之。壬生官務、右將軍宣下に付ての御太刀目

錄持參、於二板緣一御禮。御奏者番披露、則退去。御太刀目錄兩番頭之內引レ之。押小路大外記、右御禮次第同前。相濟みて二條左大官〔臣カ〕殿、右於二御上段一御對顏、直に御右之方著座。御太刀目錄高家披露則引レ之。此節掃部頭年寄共御中段へ出座、和泉守御取合申上候。御諚有レ之退座之節、御中段迄御送り、近衛內大臣殿　右御對顏次第同前。

一、御轉任・御兼任之御祝儀進物は御納戸へ納レ之。

一、二條殿・近衛殿、其外公家衆殿上之間迄退座。

一、表向四品以上之面々、一同御下段へ出座、御目見。此時掃部頭年寄共罷出、何も今日之御祝儀被二申上一旨和泉守言二上之一。上意有レ之、掃部頭年寄共御取合申二上之一、畢つて順々退去過ぎて御禮、障子老中開レ之、御敷居際公方樣・大納言立御、諸大夫幷御役人寄合、布衣以上之分、法印・法眼之醫師、狩野晴川院竝居御目見、何も御祝儀申上旨和泉守言二上之一、過ぎて、吉田二位使者・二條殿・近衛殿醫師、右於二板緣一御目見、御奏者番披露、此節攝家・親王・御門跡方使者、二條殿・近衛殿家來、先使山科大監物・副

重て御白書院へ出御

使三宅刑部少丞・青木中務少輔兩傳奏・家老樂人之總代・御冠師・御烏帽子師・御末廣師等板緣に竝居、捧物前に置き、一統平伏御奏者番披露過ぎて入御。襖障子閉レ之。

一、重而御白書院御上段、公方樣・大納言樣御著座。御先立松平和泉守。紀伊大納言殿・尾張大納言殿・水戶宰相殿、右順々出席、御下段右之方へ著座。今日之御祝儀被レ申上旨、和泉守言上之。上意有レ之掃部頭年寄共及御取合退去。松平加賀守、右出座、御下段候敷居之內、御右之方著座。今日之御祝儀申上旨和泉守言上之。上意有レ之掃部頭年寄共及御取合退去。松平讚岐守・松平越中守・松平右京大夫・井伊玄蕃頭・酒井雅樂頭・小笠原大膳大夫・酒井左衛門尉・松平隱岐守、右一統出座、今日之御祝儀申上旨和泉守言上之、上意有レ之退去。松平近江守・松平式部大輔、右一同出座次第同前。

松平參河守、右出座、直に御下段御敷居之內御右之方著座、今日之御祝儀申上旨和泉守言上之、上意有レ之退去。松平越前守、右出座次第同斷、松平阿波守、右出座、今日は御祝儀申上旨　和泉守言上之、上意有レ之退去。松平大和守・松平右近將監・松平上總介・

松平左兵衞督・松平因幡守・松平淡路守・松平大藏大輔、右同斷。　松平兵部大輔、右出座次第同前。　畢つて入御。　御先立松平和泉守。

御黒書院御上段公方樣・大納言樣御着座、　御勝手の方より德川右衞門督殿・德川宮內卿殿・德川刑部卿殿　右順々被㆑出座、和泉守披露。　御下段御左之方著座。　今日之御祝儀申上旨、同人言㆓上之㆒。　上意有㆑之掃部頭年寄共・伯耆守・備中守一同御祝儀申㆓上之㆒。　上意有㆑之畢つて入御。

一、殿上之間より掃部頭年寄共・伯耆守・備中守出席、公家衆退出之節、板緣迄送㆑之。

一、御三家幷出仕之面々退出。

一、伺候之面々束帶・布衣・素袍著㆑之。

一、出入素袍著㆑之、百人（御小性組五十人 御書院番五十人）大廣間、四之間列座、百人（大御番）御書院番所に列座。

一、當番御書院番熨斗目半袴にて蘇鐵間列座。

一、出御以前、禁裏・仙洞・大宮使・親王・准后より、御臺樣へ將軍宣下・御移替・御轉任・御

宣下に付諸役人

德大寺日野兩人拜領物

兼任之爲二御祝儀一被レ進二進物御目錄、於二殿上之間に和泉守受二取之一。

一、公方様より御轉任・御兼任、大納言様へ將軍宣下・御兼任・御轉任に付御太刀目錄、攝家・親王・御門跡方より以二使者一被レ差二上之一、於二柳之間一和泉守・備中守謁レ之。

將軍宣下・御轉任之節、御裾之役水野越前守。御兼任之節、御裾之役堀田備中守。將軍宣下・御轉任之節、宣旨相納役增山河内守。御兼任之節、宣旨相納役堀田攝津守。將軍宣下・御轉任・御兼任之節、覽箱之役寺社奉行牧野備前守・同青山因幡守。將軍宣下・御轉任之節、宣旨請取役高家宮原彈正大弼・同武田大膳大夫。御兼任之節、宣旨請取之役大澤修理大夫。

九月七日歸路御暇之節拜領

將軍宣下に付、銀五百枚・綿三百把、御轉任に付、銀五百枚・時服三十。右大將様より將軍宣下に付、銀二百枚、御兼任に付、銀三百枚・綿二百把。大御所様より將軍宣下に付、銀三百枚、御轉任・御兼任に付、銀三百枚。大御臺様より將軍宣下に付、時服十、御轉任・御兼任に付、時服十。御臺様より同時服十、同時服十。

橋本殿拜領物

右は德大寺殿へ。 右同斷。日野殿へ。

將軍宣下に付、銀三百枚・時服二十、御轉任に付、銀三百枚・時服二十。 右大將様より將軍宣下に付、銀百枚、御兼任に付、銀二百枚・綿百把。 大御所様より將軍宣下に付、銀二百枚、御轉任・御兼任に付、銀二百枚。 大御臺様より同時服六、同時服六。 御臺様より同時服六、同時ふく六。

右は橋本殿へ

將軍宣下に付、銀二百枚・時服十、御轉任に付、銀二百枚・時服十。 右大將様より將軍宣下に付、銀五十枚、御兼任に付、銀百枚・綿百把。 大御所様より同銀百枚、同銀百枚。 大御臺様より同時服六、同時服六。 御臺様より同時服六、同時服六。

右姉小路殿へ。　右同斷、石井殿へ。

將軍宣下に付、銀百枚・時服十、御轉任に付、銀百枚、時服十。 右大將様より御兼任に付、銀百枚・時服六。 將軍宣下に付、銀三十枚。

大御所様より同時服七、同時服七。 大御臺様より同時服三、同時服五。 御臺様より

同時服三、同時服五。

右土御門殿へ

將軍宣下に付、銀二百枚・時服十、御轉任に付、銀二百枚・時服十。　右大將樣より御兼任に付、銀百枚・綿百把。（以下脫アルカ）

將軍宣下に付、銀五十枚、［　　　］。大御所樣より同時服十。同時服十、大御臺樣より同時服三、同時服五。　御臺樣より同時服三、同時服五。

右は高倉殿へ

大御所樣より銀三百枚、綿二百把、大御臺樣より時服二十。

二條殿。右同斷、近衞殿。

御由緒に付

大御所樣より大紋綸子五十反・御伽羅一木。　大御臺樣より緞子二十卷・御料紙・硯箱。

近衞殿

將軍宣下に付、銀三十枚・時服三、壬生官務（地下衆）　同斷　押小路大外記　銀十枚

時服五、山科大監物　同斷　三宅刑部少丞。

御轉任に付銀十枚・時服二、靑木中務少輔。

九月四日、御饗應御能。

御能組

翁　三番叟　仁右衞門　松竹風流　傳右衞門

老松　觀世太夫 開口　彥太郎　九郎右衞門 長右衞門　惣右衞門 又六郎

開口

夫れ千代迄も長月の、ながき例を梓弓、引くやゆづるのひゞきにて、八嶋の外の浦風も、納る浪の靜けさは、目出たかりける時とかや。

末廣がり　彌右衞門　八嶋　金春太夫 玉之進　半四郎 政次郎　覺次郎

いくゐ　彌太夫　東北　寶生太夫 源七郞　三太郎 五郎次郎　長藏

鞍馬天狗　金剛太夫 權右衞門　三郎右衞門 新九郎　與五郎 甚作　祝　六平太 金五郎　兵右衞門 養治郎　藤三郎 安兵衞

養老

御隱居之御祝儀

禁中へ御隱居の御祝儀

大御所樣より、禁裏へ白羽二重百匹・三種二荷、仙洞へ白羽二重五十匹・三種二荷、大宮へ白羽二重三十匹・二種一荷、親王へ白羽二重五十匹・二種一荷、准后へ白羽二重三十匹・二種一荷。右當春之御祝儀、御所司土井大炊守進獻。

將軍宣下に付

將軍宣下に付上樣より禁中へ御祝儀

上樣より、禁裏へ眞御太刀肥前國忠吉代金十五枚・白銀千枚・綿五百把、仙洞へ眞御太刀肥前國忠國代金十枚・白銀五百枚・綿三百把、大宮へ白銀貳百枚・縮緬五十卷、親王へ作り御太刀・白銀二百枚・縮緬五十卷、准后へ白銀二百枚・縮緬五十卷。

同大御所樣より御祝儀

大御所樣より、禁裏へ眞御太刀肥前國行廣代金十枚・白銀五百枚・綿三百把、仙洞へ眞御太刀肥前國忠廣代金十枚・白銀三百枚・綿二百把、大宮へ白銀百枚・縮緬三十卷、親王へ作り御太刀・白銀百枚・縮緬三十卷、准后へ白銀百枚・縮緬三十卷。

同大納言樣より御祝儀

大納言樣より、禁裏へ作り御太刀・白銀三百枚・綿二百把、仙洞へ作り御太刀・白銀二百枚・綿百把、大宮へ白銀百枚・縮緬二十卷、親王へ作り御太刀・白銀百枚・縮緬二拾卷、

同大御臺様御臺様より御祝儀

同上様より攝家以下女中へ進物

同大御所大納言より進物

准后へ白銀百枚・縮緬二十卷。

大御臺様・御臺様より、禁裏へ白銀五十枚づつ、仙洞へ白銀五十枚づつ、大宮へ白銀三枚づつ、親王へ白銀三十枚づつ、准后へ白銀三十枚づつ。

上様より、御太刀・白銀百枚・時服十、關白殿。御太刀・黄金枚一づつ、兩傳奏。白銀五十枚、勾當內侍。白銀五百枚、禁裏總女中。白銀二百枚、仙洞總女中。白銀百枚、大宮總女中。白銀三十枚、親王總女中。白銀百枚、准后總女中。

大御所様・大納言様より、御太刀・白銀五十枚づつ、關白殿。白銀二十枚づつ、勾當內侍。

大御臺様・御臺様より、白銀二十枚づつ、關白殿。白銀五枚づつ、勾當內侍。

右之通り御進獻物・被レ進物・被レ遣物・被レ下物有レ之候間、可レ有二支度一候。

八月

御轉任に付

上様より、禁裏へ眞御太刀（肥前國忠國 代金十五枚）・白銀千枚・綿五百把、仙洞へ作り御太刀・白銀五

御轉任に付上様より禁中へ祝儀

御轉任に付大御所より禁中へ進物

同大納言より進物

御兼任に付大納言様より禁中へ御祝儀

御兼任に付上様より禁中へ御祝儀

百枚・綿三百把、大宮へ白銀三百枚・綿二百把、親王へ作り御太刀・白銀三百枚・綿二百把、准后へ白銀三百枚・綿二百把。

大御所様より、禁裏へ眞御太刀（肥前國兼廣 代金十枚）・白銀三百枚・綿二百把、仙洞へ作り御太刀・白銀二百枚・綿百把、大宮へ白銀百枚・綿百把、親王へ作り御太刀・白銀百枚・綿百把、准后へ白銀百枚・綿百把。

大納言様より、禁裏へ三種・二荷、仙洞へ二種一荷、大宮へ同斷、親王へ同斷、准后へ同斷。

御兼任に付

大納言様より、禁裏へ眞御太刀（肥前國忠廣 代金十枚）・白銀五百枚・御絹百匹、仙洞へ作り御太刀・白銀三百枚・御絹五十匹、大宮へ白銀二百枚・御絹三十匹、親王へ作り御太刀・白銀二百枚・御絹三十匹、准后へ白銀二百枚・御絹三拾匹。

上様より、禁裏へ作り御太刀・白銀三百枚・御絹五十匹、仙洞へ作り御太刀・白銀二百枚・御絹三十匹、大宮へ白銀百枚・御絹二十匹、親王へ作り御太刀・白銀百枚・御絹二十

匹、准后へ白銀百枚・御絹二十匹。

同大御所より祝儀

大御所樣より、禁裏へ作り御太刀・白銀二百枚・御絹三十匹、仙洞へ作り御太刀・白銀百枚・御絹二十匹、大宮へ白銀五十枚・御絹十匹、親王へ作り御太刀・白銀五十枚・御絹拾匹、准后へ白銀五十枚・御絹十匹。

御轉任・御兼任に付

大御臺御臺より禁中へ進物

大御臺樣・御臺樣より、禁裏へ白銀百枚宛、仙洞へ白銀五十枚宛、大宮へ白銀三十枚づつ、親王へ同斷、准后へ同斷。

御轉任に付

御轉任に付關白以下禁中總女中へ進物

上樣より、御太刀・白銀百枚關白殿、御太刀・黄金一枚宛兩傳奏、白銀五十枚勾當內侍、白銀五百枚禁裏總女中、白銀二百枚仙洞總女中、白銀百枚大宮總女中、白銀三十枚親王總女中、白銀百枚准后總女中。

大御所樣より御太刀・白銀五十枚關白殿、白銀二十枚勾當內侍。

御兼任に付

大納言樣より御太刀・白銀五十枚關白殿、御太刀・黄金一枚づつ兩傳奏、白銀二百枚禁裏總女中、白銀百枚仙洞總女中、白銀五十枚大宮總女中、白銀二十枚親王總女中、白銀五十枚准后總女中。

上樣より、作り太刀・白銀五枚關白殿、白銀二十枚勾當内侍。大御所樣より、作り太刀・白銀三十枚關白殿、白銀十枚勾當内侍。右之通り御進獻物・被レ進物・被レ下物有レ之候間可レ有二支度一候。

八月

雀鳩物語鳥鷺の話に傚ふ

雀學問の主旨を論ず

風淸らなる夏の日、庭前の古松の蔭に床机をすゑ涼みとる折から、茂みたる小枝に雀一羽囀りたるに、又山鳩こう〳〵と鳴く。己れ公治長にあらね共、耳をすまして聞取るに、雀の言ふやう、「夫れ學問の道は孝を本とし、身を修め家を齊へ、國を治め天下を平にする理を切磋する者と聞くに、去る如月(きさらぎ)浪華の大變、其張本たる男平生は見臺を扣き、孔孟の傳授を講じながら、いかに天魔の業なりとて、言語道斷なる

有様、中々諸國の騒動にも及び、浪花市中は數百人の難澁、中々口に述べ難し。論語讀の論語知らずの輩より、何事も論語よまずこそ心安けれ。學問ほど恐しきものはあらじ。向後こちの息子も四書の素讀にて、惡人に仕込んで貰うてはたまらず、學校の講釋も聞く人なく、學者らしき人といへば煙草一服・茶の一杯も出さばこそ、早々箒を立てて、いんだ跡には鹽ふらん計り、まだなんぞそこらに失物はないかと。ぞゝ神立てのあしらひ、先々御互さんに書物といふもの習はなんだが身の仕合と、一犬吠ゆれば萬犬と、是も文盲なる仁には尤なる事なり。中に物いふ老人が、彼は本筋の學文を習うたぢやない。陽明とて唐土の惡人が拵へた學文ぢやげな。此御仕置が付いたら、御公儀より定めて御制禁も、仰出さるゝであろといふ市中の評判、我等も勸學院の軒先きにて蒙求も少し囀りたる身なれば、斯様にまで味噌・胡椒丸吞には致さず、然しながら山鳩翁には、御若年の頃より三枝の孝道にも禮を盡し給ひ、八幡大神にも御忠信を盡され給ひて、我等風情の糊を食ひ、舌切の刑に處せられたる仲間内などこれ有りたるとは格別の沙汰なり。何分彼奸人いかなる學

鳩雀の論を駁す

問の間違にて、かく迄に大惡人となりたることや、翁には何と思召されけるぞや」と問ふ。山鳩大に笑ひていふ「癡なる哉汝の問や。されど汝も我もかゝる大變、烟りに咽び鐵炮の響に胸を轟かし、汝が栖とせる軒瓦も散々の爲體、我等が仲間抔の板部屋も暫時に燒落ち、且近來違作年々打續き、稻田の落穗抔もきめ細かに拾ひ歩き、鳴子守の勤め方怠らず、又我等が仲間八幡御堂の撒米する婆樣・お乳母などもとんと紙袋を持參せず、佛飯に屋根の上へ散飯する者も信者と雖、此節はとんとせず。汝も我も難澁の折柄口の端の穿鑿、中々左樣なるしや六ヶ敷き儀は說くに暇なし。然れども今市中の一かど、孔明顏してゐる仁がやはり汝の言の如く、學問すれば惡しくなるといふ人が多い。昔より叛逆人・惡逆人など大和・唐土共に皆學者上達の仁あり。是は譯有る事なり、中々此度の奸賊抔の心底とは違ひなり。又一かどの大和尙が平人に劣りたる所行もあるなり。强ち學者計りが善人にては決してなき道理は、心意の向ふ所一足違ひより大取はづしに成り、是は今一つ目が屆かぬ故なり。又商人連中寄合の中へ學問の旨を語れば、今時左樣なる無欲の馬鹿ではいけぬと

伊川と明道

中江藤樹

いふ。僧仲間にて獨り淸僧立交れば、偏固の和尙といふが如し。大方宜からぬ事を凡俗はよき事と思ひ、恐ろしからぬ事を平常の人は滅多無上に恐ろしがり、恐ることは恐ろしがらず、平生見る事聞く事皆異風にみゆる故、油に水の入れたる如く成る。此故に學者には鄕黨にかはりたる事は惡しきといふて戒むるは、昔程伊川先生と同明道先生と同道にて、町内の寄合に行かれたり。藝妓を呼びに遣りたる人あり、伊川は立つて直樣歸られたり。明道はにこ〳〵面白き氣色にて、餘人と同道にて歸られたり。此處明道先生の一目(もく)が上なりと、學者評判したり。又陽明先生の學派を學べば人が惡しく成るといふ戲者(たはけもの)に、何を聞かせても聞取り難き者なれど、先陽明先生とは明の代の一大儒にて、少しも惡人抔にはあらず。此度の御仕置が追つてあるとも、此學風御停止なるといふ事は決してなき筈なり。日本第一近江聖人と稱す中江藤樹といへるは、今以て墓前へ月參する者、近在の男女遠を厭はず尊仰して、常にも參詣致し度しといへば、農作に出づる百姓にても袴を著し敎へてくるゝなり。此門人より歷々の學者も出づる中には、道中の馬方・雲助の類迄、我も

我も是迄かゝる有難き、孔子様の道といふことを聞くものかと涙を流し、向後是迄の博奕・酒・女抔ふつ〳〵と止めに致し、門人と成りたる中に名高き熊澤先生といふも出來て、備前侯の師匠となりたり。又石田勘平・手島堵庵など澤山此一流の大學者なり。中にも堵庵先生は吳服屋の丁稚なり。今にても手島の講釋というて其末あり。婆兒共にも通ずるやうに說かれたり。然れば此學風御制禁ある事決してなきなり。何某の諸侯の御國に一時法度有りたるは、是も段々樣子有る事なり、今はなし。殊更この學問日用世に効あること、擧げて數へ難し。つら〳〵此奸賊の生立を見るに、幼年の頃中村順庵といふ人に素讀を稽古し、順庵歿後中井學校にて稽古をなし、夫より諸儒たよりて向上の論談を聞き、性質肝癪强き剛情なる人物故、胸量の狹き胸中より、無上に世上の不正なる人物が腹が立ち、折柄ふと王陽明先生の書を一覽してけしからず悅び、良知良能の說發明などをうれしがり、例ば南都にて澤山なる鹿を浪花の市中にて鹿を見て、珍らしがりたるやうに、けしからず此說を振廻したるなり。其頃公邊にも御用ひ强く、剛情にて物を捌きたるが快よき事

王陽明の學風

も有るなり。自負の初發なり。夫れ故大坂は勿論江戸表抔の大儒も、先づ寄らずさはらずして、追從詞計りに氣象の強きを賞美してそゝり立つる故、〔頭書〕佐藤一齋・賴徳太郎など大に賞めそやし立てたるなり。日々我慢增長するこそ恐ろしけれ。門人になりたる人にも、表には嚴威も有り方正なる敎へ故、且は御公邊向も時めける人故、初は門人になりたる又は權門に諂諛氣のある人物は、此男の弟子と名が付けば、世上にも立派に見ゆるやうに思ふものも有り。心ある者は敬して遠ざける故、彼が著述の書に誰々も序文・跋などのなきが證據なり。贈答の詩文に油計りいひたるを板に出す。是れ其心の見えてあさまし。此男退塾の間江戸へも參りたり。江戸にても御旗本學問好の人など彼が我儘をそゝり上げたる事も有りたると見ゆ。性得偏執つよき人物故、〔頭書〕執著強きは陽明先生の大嫌ひものなり一旦弟子になると盟文を取りたる由、劒術抔の心得にて學文の敎にも盟文を取ると云ふやうなることは、昔より決してなき事なり。夫故門人中にも外の先生にても敎を乞へば、大に腹を立てゝ呵責すると承る。扨々淺增しき性根なり。此事はさしおき、陽明先生の學風といへるものは誰々も知りたる事な

明德

がら、掻抓み述ぶべし。先づ人々學文の根本とするは大學なり。夫故此先生に大學問と云ふ有り。今三綱領といへるだけをかいつまんで云ふ時は、彼一大切の明德・親民・至善との三則なり、これ大人の學問なり。凡そ天地を始めとし山川・鳥獸・草木は、有情・非情一切萬物に我も人も少しも隔なく生育して、一體なるものにてはなきが故に、天下中も我れ一家の如く我一身の如くと心を定む。我と天地・萬物と分隔有る時は學問間違になり、小人の學文なり、此一體の仁といふ。此仁の心卽ち靈照不昧の明德なり、心の本體なり。我人共にうかうか平生得手勝手の私欲におほはれ、此明德を暗闇（くらやみ）にする。されど元明德を持ち生れたる故、何時ともなく光明が出るなり。是を出し擴げ遣ふ時は、道理分明に夜の明けたるやうなり。いかんぞ萬物一體の仁といふ證據なれば、小兒の井に臨む時はいかやうの惡人なり共、必ず捕まへ救ふ心出る、此類ひは孟子に委し。併し人と人となれば此心誰々も起る筈といはん、鳥獸の悲鳴を聞いて誰も忍びざる心發る、是我と人と鳥獸と一體なり。然し生有る物なれば一體といはん、草木の枯凋むをみて必ず憐む心有り、然ら

ば草木と我と一體ならずや。然し草木も生育にて養ふものなれば其害なりといはん。然らば瓦石・器物の類毀損するを見て、無慙なりといふ心發る、是れ瓦石・器物と我と一體ならずや。其外天地・山川・萬物何に寄らず、我と一體の仁心にてはなきか、推して知るべし。いかなる小人と雖、此情に變りたる事なし。こゝが天命の性に根ざし、自然と靈照不昧なる場なり。之に分隔ての私自分の得手に引付くる利害にて、我心を攻むる故、一體の仁が亡失するなり。此所が心に解けさへすれば物事に障りなし。

親民

親民とは一體の仁が本體となり、親民が用の場なり。人の父も我父と同じく、人の兄も我兄と同じく、其外人々自他の差別なき故睦まじうする。すぐに山川・鬼神・草木・鳥獸に至る迄この感通同じことにて、一體の親民・一體の明德同じ効用なり。この効天下に達する故、明德を天下に明らかにするといふ。さすれば一家の中睦まじきより國治天下平かなる、是を性を盡すといふ。是は其道理をいひたるなり、よく／＼味ふべし。

〔頭書〕父子・君臣・長幼・夫婦の分ちは自然にて禮あり、拵へ物にてはなし。是にとりはづせば至善に止まるといふものではなし。

至善

至善とは明德・親民の極則にて、矢張同じ事なれど、先づ天命我々の性は善なるもの

に違ひはなし。故に明德といふ本體をいかやうなるものにても所持す。私心にて暗闇となる、此私心も我心より發るなれ共、是は習染といふものなり。本體に一つ知る所あり、是が至善といふ、卽良知なり、明德の働なり。其働種々是なるは是と極め、非なるは非と辨へ、其外事々物々に應じて結構な智慧を各、所持する。是れ良知・良能にて至善共いふ。明德の光りともいふ。然し止るといふ場がなきと人欲が勝ち、高上に過ぎ、又下卑になる故に、學問せずば權衡・尺度・規矩がなしに我得手勝手になり易き故、こゝが日用の働き場なり。善惡・邪正・理非明白に辨ふ者、自然と備はるが至善とも良知ともいふ。この良知の働、たとへばいかなる變事にても有りたるに、是は此處があしき彼所を此積りにてと工夫して、十分是を救ふ理を極め救ふは朱學の風なり。この王學は先踏込み救ふ。此時自然と持前の良知といふものありて、よき分別が出來るといふ樣な手早き工夫なり。夫故王學にては一切萬物は心の學問ゆゑ、四書・六經の類ひ皆心の註脚ゆゑ、畢竟心の覺え書なり。時々しらべ見る位なりと迄いひ給へり。猶其餘委細は本書を見て工夫すべし。是等の

事をこの男の檄文にも、大坂の米をして京都抔へは廻さずといふ、萬物一體の仁といふことを知らずといひ、且又豪家の晝夜奢りを戒め貧民は構なき類、此仁德を取失ふといふ詞は、此通のことなり。一通りの者迄成程と進め込む術なり。されど此男の心術拙き事は、素より法華宗にて日蓮上人錄といふものを見て、感心せると見えたり。いかんとなれば、右の陽明先生の語に、前にもいふ如く四書・六經の類は、皆心の註脚と説かれたり。日蓮上人諸經一切は心の手帳の類ひと申さる。畢竟諸經の類は皆方便なりといふ事なり。扨日蓮上人の錄の中には、天災・地妖の前見を所々に口癖に述べ給ひ、當時王道衰へ公政向を批判せられたり。此事此男の又口癖なり。右錄の中に世人の眼を開けとて開目抄といふ有り。此男汝等目を開けといふ詞迄よく似たり。其外手強き言分を押立つる流儀、皆日蓮上人の口眞似なり。俗にいふかた法華といふやうな性分なり。此性質に自慢・我慢十分にそゝり立てられたるより、かゝる珍事をも起したるなり。いと淺ましき事にあらずや。古語に「公平のことを説く方直なる人の、禍にかゝるは昔より多く自負の心より招き致す」と、う

べなる哉、又善を勸め惡を諫むるは美事ながら、自負の心を抱く時は、かへつて人に薄く思はるといへり。皆學者の謹むべき事なり。佛教にも百魔は心に生ずと、あら恐しの心や。汝もさいふ中に、かへし網が足元に有るを知らずや。我も賢うらしくいへ共、鳥刺の竿眼前にあるを知らず」とて雀も鳩もいづこへか飛去りたりとて、晝寐の夢はさめぬ。

天保八酉年六月江戸表より或家へ申來り候書付の寫

近來奸臣權を執り下情上に不レ通、中下御旗本・御家人及二困窮一。中にも御藏米取候者十人の内九人は、公私借財百有餘有レ之、其已下高に准じ、同樣何れも取續ぎ成り難く、尤も借金等は各〻心掛次第とは乍レ申、祖父又は父代ゟ引受候借財口次第に利倍致し、其内臨時・吉凶等にて無レ據入用等追々相嵩み、當時に至候ては三季御切米は名のみにて、米金共札差方へ引取り、手元へ這入候金子無レ之、種々賴入り又は借返し等少々宛致し漸く取續居候。是とても不辨勝にて、極窮の者誠無レ據御法を背き、是迄御旗本・御家人家名斷絶の者夥敷く、實以歎敷き事に候。却て難澁の百姓・町人共

へは度々御救米・錢等過分御手當も有レ之候得共、武家困窮の者へは少の御趣意も無レ之、實に日用に取後れ罷在候事に付、無レ據武器等質物に差遣し、乍レ去修復等難レ行屆、當春大坂大變に付ても誠に心配至極に候得共、當用に差後れ候儀に付、萬事不レ任二心底一殘念なる儀に存候。扨又去冬村々多分の下免に相成、御藏米格外下直の相場被二仰出一候處、上納物等聊も御用捨不二相立一諸色至て高直、彌々以困窮に相成り、乍レ恐御治世之御時節何様の儀被二仰出一候共、違背仕候者に無レ之候得共、萬一不レ依二何事一異變御座候共、次第に困窮相成候ては御奉公も難二相勤一是全く奸人等の所行と被レ存候。最早我々共取續も難レ成、不レ遠家名斷絶目前に付、面々一統申合せの上、札差共其外有德の町人致二亂妨一窮民を救ひ、便宜により奸臣を討ち總て大坂表の例に習ひ、兎も角も可二取計一候。同士の輩有レ之候はゞ、市中變事出來次第、其最寄へ早々集會可レ有レ之候。

月　　　某

右の趣相認め公儀柳の間とかへ張出候事、凡三度に及び候とかや。

右一件江戶より來候者に相尋候處、殿中に張紙せし事は不レ承候得共、太田運八郞組下何某とやらんいへる者、水野越前守へ其事申立、尤に被二聞取一、則左之通別紙を以て被二仰渡一しといふ。

御藏米取の面々、其身謹愼にても數代の大借にて難儀致し、自然藝術心掛も不二行屆一、武器の嗜も等閑に相成候に付、此度格別の思召を以て永續爲二御手當一、於二旅屋町會所一利安に御貸付被二仰付一候。右は御救の御趣意に付、無利息にも可レ被二仰出一候得共、左候ては一事之事に相成り、永久多人數の御救には難二相成一候間、利付の積りに被二仰出一候。尤右拂金公儀の御用途に相成候儀には無レ之、全く御救筋手廣に行渡り候爲の事に付其旨相心得、大借者は右利安の御貸付借受、札差共の借財返金致し、猶々質素儉約を專要、勝手向取直し、御救の御趣意相立候樣可レ致候。利金の儀は一ヶ年延年七分廿五ヶ年御貸据、二十六ヶ年目棄捐の積り、勿論年限中にても返納皆濟相願候へば、利金納め高の多少に割合、元金の內棄捐可二相成一候間、得二其意一、但し支配の內借受相願候者有レ之候はゞ、篤と相糺し常の行跡宜敷く質素儉約にても非常の災害數代の大借にて致二難儀一候事に候はゞ、當人持高借財金高等取調べ、銘々頭支配より御勘定奉行へ可レ被レ談候。但文武の心掛厚く其業格別秀候者は、大借に無レ之候とも、品に寄り、御貸渡相成候儀も可レ有レ之候。尤御貸付け元金取極有レ之事に付、願候旨一時の御貸渡には相成間敷候得共、以來年々御貸渡有レ之筈に付、其旨可レ被二相心得一候。

右の趣組支配有レ之面々へ寄々可レ被二相達一候。

八月

城代土井大炊頭大手口

大鹽平八郞亂妨に付御固左之通

追手口內御固　御城代八萬石・土井大炊頭猩々緋采幣・與力五十騎・同心百人、大馬印一本・小馬印一本・吹貫一本。旗三本・幟二本・大纏一本・持弓二張・持筒二挺・大筒十挺、但し御土手に並有レ之。・長柄五十筋、但し拔身の儘なり。・弓百張・鐵炮百挺・

遠藤但馬守玉造口固む

合七百餘騎。右之内追手口御門之外御城代御家來十騎但し北向にて御備有之。御同勢二百八。

乾大御番頭七千石菅沼織部正但し御拝領采幣金葵御紋付有之。與力十騎・同心三十八、同組頭六百石以下、御同人支配笠原權太夫・曲淵宗太郎・大岡兵五郎・薙波田八右衞門、同組五十頭但し六百石以下二十五騎四組を以て一隊とす。俗に百騎衆といふ。見通し道具一本但し白しやぐま裏總金、是は先陣に立運之後、陣より先陣の居處を能見分候故の目印なり。大馬印一本・小馬印一本・吹貫二本・旗二本・大纏一本、但し臺付・陣太鼓一・幟三本・陣貝一つ・持弓二張・持筒二挺・弓二百張・鐵炮二百挺・長柄五十筋・大筒五挺、但車臺付、總勢八百餘騎。

大御番頭一萬石北條遠江守但御拝領采幣金、葵御紋付有之。與力十騎・同心三十八人、同組頭六百石以下、御同人支配淺香傳四郎・内藤主膳・入戸野九右衞門・野中三十郎、大御番衆五十頭但六百石以下の御方、俗に百騎衆といふ。大馬印一本・小馬印一本・吹貫二本・旗二本・大纏一本・陣太鼓一・陣貝一つ・幟三本・持弓二張・持筒二挺・弓二百張・鐵炮二百挺・長柄五十筋、但拔身にて・大筒五挺但車臺付、總勢八百餘騎。

玉造口御固 御定番一萬石遠藤但馬守・與力十騎・同心百人、大馬印一本・小馬印一本・吹貫一本・旗二本・幟二本・大纏一本・持弓二張・持筒二挺・大筒三挺但し車臺付・長柄三十筋、但し拔身の儘・弓五十張・鐵炮五十挺 總勢五百餘騎。

京橋口內御固　御定番一萬二千石　米倉丹後守・與力三十騎・同心百人、

右御役被二仰付一候得共、當表へ御著無レ之事。

御城外京橋口　一御加番四萬石　土井能登守、大馬印一本・小馬印一本・吹貫二本・旗二本・幟二本・大纏一本・持弓二張・持筒二挺・長柄三十筋・弓五十張・鐵炮五十挺　總勢五百餘騎。

御城內青屋口御固　二御加番二萬石　井伊右京亮、大馬印一本・小馬印一本・吹貫二本・旗二本・幟二本・大纏一本・持弓二張・持筒二挺・弓五十張・長柄三十筋但し拔身にて・鐵炮五十挺　總勢五百餘騎。

御城內鳫木坂口御固　三御加番一萬石　米津伊勢守、大馬印一本・小馬印一本・吹貫一本・旗二本・幟二本・大纏一本・持弓二張・持筒二挺・弓三十張・長柄三十筋・鐵炮三十挺　總勢三百五十餘騎。

同鳫木坂御固　四御加番一萬石　小笠原信濃守、大馬印一本・小馬印一本・吹貫一本・旗二本・幟二本・大纏一本・持弓二張・持筒二挺・長柄三十筋但拔身・弓三十張・鐵炮三十挺　總勢三百五十餘騎。

東町御奉行二千五百石　跡部山城守但馬上にて槍拔身儘・與力三十騎・同心五十人、右與力・同心の內亂妨の者有レ之に付、組の內不レ殘雙方御家來の內、四五人手負有レ之。

西町御奉行二千五百石　堀伊賀守同斷・與力三十騎・同心五十人、御船手奉行三千二百石・本多大膳同斷にて

本町橋御固、・與力六騎・水主五十八、御預り大筒六挺但し車臺付、・翌廿日大筒二挺、木津川口、・同二挺、安治川口へ、・同二挺天保山へ、右之通被備

外御旗本方

御破損材木奉行森佐十郎・鈴木榮助・神原太郎左衞門、御鐵炮奉行石渡彥太夫・御手洗伊右衞門、御弓奉行鈴木治左衞門・上田五兵衞、御具足奉行祖父江孫助、御藏奉行島田三郎右衞門・比留間兵三郎、御金奉行桑田金一郎、御代官根本善左衞門・池田岩之丞。

右何れも御銘々御預り場所へ嚴重の御固有之

大御目附二千六百十四石中川半右衞門・七百石犬塚太郎右衞門、但し每年九月交代、十二月參府にて京都・奈良共御役御勤有之に付、俗に百日目附といふ。

十九日九つ時駈付、翌廿日守口被固。

高麗橋口御固　松平遠江守殿より番頭七騎但し何れも騎馬、大纏一本・長柄十本・鐵炮十挺・弓十張同勢百五十餘人。

翌廿日四つ時駈付

農人橋口御固　二千石堺御奉行　曲淵甲斐守但騎馬槍拔身・與力十騎・同心五十八、大纏一本・小馬印一本・馬柄廿本・弓廿張・鐵炮廿筋・早繩三百筋・小長持一棹但手鎖三百入同勢二百餘人。

同暮時駈付

平野橋口御固　泉州岸和田城主五萬三千石　岡部内膳正但し何れも騎馬、大纏一本・鐵炮三十挺・弓三十張同勢二百餘騎。

同廿一日早朝駈付、暮時前に御引取。

和州郡山城主　十五萬石松平甲斐守より番頭廿五騎但し何れも騎馬・大纏一本・大馬印一本・弓五十挺・鐵炮五十挺・長柄三十筋同勢三百餘人。

同廿一日早天駈付

丹州龜山城主　五萬石松平紀伊守より番頭七騎、大纏一本・大馬印一本・弓廿張・鐵炮廿挺・長柄十筋同勢二百餘人。

同廿二日西の宮驛迄被二駈付一、

播州姫路城主　酒井雅樂頭より一番手番頭十騎、大纏一本・大馬印一本・弓三十張・鐵炮三十挺・長

柄筋二十・同勢六百餘人。

同廿二日御領分の內加古川へ御出張、

同城主より二番手番頭十二騎但し騎馬にて、大纏一本・大馬印一本・弓挺三十・長柄筋三十・鐵炮挺三十・同勢七百餘人。

酒井雅樂頭より大坂御出張人數

一番手
武具小笠原助之丞但し三十人小頭、一人具足。 同久松辰吾右同斷、同大目附根岸源太兵衛右同斷、使番鈴木善之助上下廿人具足、旗奉行澤津補之助右同斷、中目附小林權太左衛門・中野啓治・川端戸右衛門、賄方小幡源治郎上下五人・同鈴木銀三郎右同斷・同高橋岩藏右同斷。

二番手
武具永井彌一郎上下廿人・大筒三挺、人足不知、旗奉行福島市郎兵衛具足上下三十人、武具鐵炮針合九郎兵衛但し三十人小頭一人具足、武具鐵炮高須與一右衛門但三十人小頭一人具足、長柄奉行蘆谷卯兵衛右同斷・長柄筋三十

騎　馬吉田彌右衛門上下廿人具足　同　內海惣次郎　右同斷　同　間原覺右衛門右同斷

同　岡田　出來藏右同斷　同　井上利右衛門右同斷　同　山口長左衛門右同斷

同　西松　又太郎右同斷　同　丹羽　新　助右同斷　同　赤堀　左源太右同斷

同　金田　三十郎右同斷　番頭二人河合孫一郎　同　淵田　伊三郎右二人上下八十人具足

大目附豐田權左衞門但卅人小頭一人具足　中目附岡部次兵衞具足上下五人　同　荻原　兵　作

同　田島　藤　馬右同斷　太鼓方　大澤善七右同斷　具足方　大山伴平右同斷

大筒四挺　人足不知

高須隼人內

騎馬　宇野左馬藏下人廿人同　三間定藏右同斷　家老知行三千石役扶持百人高須隼人家來百五十人下人五十人

鐵炮廿挺・弓廿挺・槍廿筋・書役永井振五郎・根淵豐八。

足輕一黨

綱井市太夫・澤瀨清左衞門・佐次米藏・本田辰藏・福田運十郎・長谷川郡次・本間傘五郎・大塚秀三郎・戶田惣右衞門・牛込十郎右衞門・戶倉佐源太・岩松鋪三郎・福島新次・高橋伊三郎・堺野源助・柴田九郎助・鈴木小一郎・八森傳五右衞門・村角郡十郎・天野又兵衞、右二十八人槍一筋づつ、供人一人宛。

使番河合宗兵衞下人二十人、具足・醫師中根善堂家來十五人、・鐵炮方下田五郎太夫・三役宗之進・同熊

谷平之助・高須傳內・同江原善藏・豐田精藏、武具弓布川丈太夫（但し卅人・小頭一人・足具、）乘方下坍宗左衞門・田中銀助・三原友七、旗奉行沼田平十郎（但し卅人小頭一人、具足。）賄方砂川金次・小森伊三郎・池谷圓五郎、作事方高橋善左衞門（下人五十人、大工五十人、）中目附三原友右衞門（上下五人、）・同秋間紫八（上下五人、）・同半澤半之丞（右同斷、）同金井小左衞門（右同斷、）宿割中村辰藏・關口萬作、總人數二千五百八餘、馬百五十匹餘、長持五十棹。

二月廿五日廿六日郡山にて勢揃

山崎表固同勢　足輕十五人・小人目附四人、纏、旗奉行騎馬北條彌右衞門、（槍具足・弓鐵炮、）足輕十五人・小人目附三人、足輕十人（槍、）物頭騎馬廣藤京馬、（具足・股槍三十本・弓）長頭柄騎馬堀献次郎（槍具足・弓・）足輕十人（鐵炮、）弓矢組十人（鐵炮、）矢箱・鐵炮箱・弓箱・弓小人目附十人、同同・同・槍具足・數弓・同・同・桑原集、三騎乘方・同・同・同・矢箱・鐵炮箱・弓箱・弓小人目附十人（弓鐵炮、）弓矢持組廿人・兵士十人・纏・飾弓五挺・足輕五人・手替五人武士大將横地段之助（物持五人・槍）（自分供五人槍）鐵炮持組廿人・兵士十人・足輕廿人・數槍十本・槍・槍・弓・矢・使番騎馬・具足・具足・百目筒、池田武記・塚越彌藏、具足・弓・弓・坊主十人・供廻り・供廻り・供廻り三十人、馬

廻り兵士槍一筋宛、步行立。柘植鷹之允供・稻毛丹次郎同・古木織人同・河野瀨岩馬同・三好格人同・兼松半藏同・桃井勇記同・田中虎五郎同・三好新藏同・上田丹作同・二羽鶴之助同・高野角馬同・中條作之進同・小岸平太夫同・後藤貫兵衞同・木俣淸五郎同・樋口文右衞門同・大谷記八郎同・宮澤礒五郎同・佐藤記次郎同・鄕人足三十人、徒目附衆、鬮帶刀同・足輕五人銘々人足・具足人足小人目附十人・武具方衆、大島權兵衞供・足輕五人、徒目附衆橫山平助同・武具方衆手勢三十人、村井瀧之丞同・大小性組十八人、城代組十八人、弓矢・弓矢、醫師乘物吉松宗膽供・長刀具足・雨具持町人足百人、大小性組十八人、城代組十八人、用金方人足廿人、割木二十駄、川除方役人、用達小荷徒馬口十四、馬沓五百足、掛所手代、人足廿人、草鞋二千五百足、作事方役人、鍬十挺・鋤十挺・鄕人足、鎌十挺・百五十人、五十人笠籠廿荷人足ぢよれん十・桃灯持唐鍬十挺・小人目附十人、物書五人、目附騎馬丹羽與太夫槍・具足・弓代官二人何れも平供槍具足　足輕十人・手代五人・鐵炮鄕同心五人、鐵炮鄕同心五人、郡代步行立、作事奉行槍具足・勘定奉行具足、鐵炮鄕同心五人、鐵炮鄕同心五人・弓。

鄕人足

白米馬二十疋・米方役人十人・勘定衆十人・賄方役人、人足三十人。小遣役五十人、雜人足三十人、郷人足三十人・町人三十人。

郷人足

武具方騎馬名和友右衞門槍・弓・具足・徒士目附組頭槍・具足・小人目附三人・小人目附三人、押二人・納戸方三人

諸士の銘々自分具足、其外人足に至る迄御貸具足。

以上御城内外備立の次第、幷に近國より驅付けし諸侯の人數等、御城同心糟谷助藏が所持する處の大鹽一件を記せる本なりとて、或人の寫せるを借り得て、爰に書添へぬ。されども予が始めに記せし如く、大鹽が亂妨の節には大狼狽にうろたへしのみにして、決して斯かる嚴重の備立を致し得ず。其翌日に至りてうろたへながら、やう〱とそこ〱に人數配りをして、其樣をかしかりし事なりしといふ。こは昔よりいひ傳へぬる、喧嘩過ぎての棒千切にて、抱腹に堪へざることなり。されども公儀への書上げ程能くせざれば相濟み難きこと故、跡にていろ〱

評定をなして、此の如くよき樣に書記せしものなり。丹州龜山より驅付けし行粧を記しぬれ共、松井儀太夫を以て御加勢申すべく哉否を、御城代へ伺ひの使者來りし迄の事にて、出來りしにはあらず。靑屋口御門番・御加番へ付渡りの大和足輕が、其節の事を咄せるを聞く。御城代・御大番を始め御定番・御加番・御旗本衆に至る迄、只さわ〳〵として、御城内を東西南北奔走し狼狽へ廻れるのみにて、市中燒亡の間は每日々々火の粉も、御城内へは來らざるに、御本丸御殿はいふに及ばず矢倉・塀に至る迄、龍吐水にて晝夜水をかけ通しなりしとて、其あわてうろたへし樣を笑ひながら咄しぬるを委しく聞込みぬ。此一件見聞せし每事に、抱腹に堪へざる事のみにして、言語にも述難し、淺ましき事といふべし。

浮世の有樣　卷之六　終

大正六年七月十八日印刷
大正六年七月二十日發行

國史叢書　浮世の有様　三

定價金一圓二十錢

複製不許

編輯兼發行者　國史研究會
右代表者　今村勝一　東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地
印刷者　楢山定吉　東京市神田區三崎町三丁目一番地
印刷所　友文社　東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所　東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地
振替貯金口座東京二七〇二四番
國史研究會